

阿賀町地域防災計画  
(風水害等対策編)

平成 25 年 3 月

阿 賀 町



# 目 次

第1章 総 則.....	1
第 1 節 計画作成の趣旨.....	1
第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	2
第 3 節 阿賀町の自然条件.....	6
第 4 節 阿賀町の社会的条件.....	7
第 6 節 防災対策の推進方向.....	12
第2章 災害予防計画.....	13
第2章-1 自主防災意識の向上.....	13
第 1 節 防災教育・訓練計画.....	13
第 2 節 自主防災組織育成計画.....	18
第2章-2 防災まちづくり.....	21
第 3 節 災害に強いまちづくり.....	21
第 4 節 集落孤立化予防計画.....	24
第2章-3 施設等の災害予防計画.....	26
第 5 節 建築物等災害予防計画.....	26
第 6 節 公共土木施設等災害予防計画.....	28
第 7 節 河川災害予防計画.....	32
第 8 節 農地・農業用施設等の災害予防計画.....	34
第 9 節 防災通信施設災害予防計画.....	35
第10節 公衆通信施設災害予防計画（N T T）.....	36
第11節 電力供給施設災害予防計画.....	39
第12節 上・簡易水道施設災害予防計画.....	41
第13節 下水道施設災害予防計画.....	45
第14節 危険物等施設災害予防計画.....	48
第15節 火災予防計画.....	53
第16節 廃棄物処理予防計画.....	57
第2章-4 避難・救援・救護体制の整備.....	59
第17節 救急・救助体制の整備.....	59
第18節 医療救護体制の整備.....	62
第19節 避難体制の整備.....	64
第20節 災害時要援護者の安全確保計画.....	69
第21節 食料・生活必需品等の確保計画.....	73
第22節 文教施設における災害予防計画.....	75
第23節 ボランティアの受入れ体制の整備.....	79
第24節 町の業務継続計画.....	81
第2章-5 災害種類別予防計画.....	82
第25節 異常気象災害、土砂災害等の予防計画.....	82
第3章 災害応急対策計画.....	92
第3章-1 災害応急体制.....	92
第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画.....	92
第 2 節 職員の配備・招集.....	99

第 3 節	防災関係機関の相互協力体制	102
第 3 章-2	情報の収集・伝達・広報	105
第 4 節	気象情報等伝達計画	105
第 5 節	防災通信施設応急対策	117
第 6 節	被災状況等収集伝達計画	120
第 7 節	広報計画	125
第 3 章-3	避難・救援・救護	132
第 8 節	避難及び避難所計画	132
第 9 節	孤立集落対策計画	140
第10節	自衛隊の災害派遣計画	143
第11節	輸送計画	150
第12節	警備・保安及び交通規制計画	154
第13節	消火活動計画	162
第14節	水防活動計画	167
第15節	救急・救助活動計画	169
第16節	医療救護活動計画	171
第17節	防疫及び保健衛生計画	174
第18節	こころのケア対策計画	178
第19節	トイレ対策計画	180
第20節	入浴対策計画	182
第21節	廃棄物の処理計画	184
第22節	食料供給計画	186
第23節	生活必需品等供給計画	189
第24節	災害時要援護者の応急対策	192
第25節	文教施設における災害応急対策	195
第26節	障害物の処理計画	198
第27節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	201
第28節	愛玩動物対策計画	204
第 3 章-4	施設応急対策	206
第29節	公衆通信施設応急対策（NTT）	206
第30節	電力供給施設応急対策	209
第31節	ガス供給応急対策	211
第32節	給水、上・簡易水道施設応急対策	213
第33節	下水道施設応急対策	220
第34節	危険物等施設応急対策	223
第35節	道路・トンネル・橋梁施設の応急対策	228
第36節	鉄道施設の応急対策	231
第37節	雪崩応急対策計画	234
第38節	河川施設の応急対策	236
第39節	農業及び農業用施設等の応急対策	239
第40節	応急住宅対策	244
第41節	商工業対策計画	248
第42節	土砂災害等応急対策	249

第3章-5	援助等の受入れ.....	251
第43節	ボランティアの受入れ計画.....	251
第44節	義援金品の受入れ・配分計画.....	253
第45節	災害救助法による救助計画.....	255
第4章	災害復旧計画.....	262
第1節	民生安定化対策.....	262
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	267
第3節	公共施設及び民有施設の災害復旧対策.....	268

---

作成 平成25年3月31日

# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害に対処するため、町、県、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき阿賀町防災会議が策定する阿賀町地域防災計画のうち風水害等に関する計画であり、町の地域における防災に関して、町の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の防災関係機関の協力を含めた、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、阿賀町地域防災計画は、本編の「風水害等対策編」及び別編の「震災対策編」並びに「資料編」で構成する。

このうち本編「風水害等対策編」の構成は次のとおりである。

- 第1章 総 則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

### 3 関連計画との連携

この計画は、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画風水害等対策編」、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「津川地区振興事務所管内水防計画」及び、他の法律に基づくこのほかの防災に関する計画と十分な調整を図る。

### 4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに災害対策基本法第42条第4項により、その要旨を公表する。

### 5 計画の習熟等

町及び防災関係機関等は、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進体制を整える。

## 第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び町民の責務

#### (1) 阿賀町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 新潟県

県は市町村を包含する広域的な地方公共団体として、災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつその調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害からその地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県、国、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (6) 町 民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことが防災の基本である。町民はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておく。

さらに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

### 2 各機関の事務又は業務の大綱

町、新潟県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
阿 賀 町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 阿賀町防災会議に関する事。</li> <li>2 管内における公共的団体及び町民の自主防災組織の育成指導に関する事。</li> <li>3 災害予警報等情報伝達に関する事。</li> <li>4 被災状況に関する情報収集に関する事。</li> <li>5 災害広報並びに避難準備情報、避難の勧告及び指示の発令に関する事。</li> <li>6 被災者の救助・救護に関する事。</li> <li>7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。</li> <li>8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</li> <li>9 消防活動及び浸水対策活動に関する事。</li> <li>10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。</li> <li>11 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事。</li> <li>12 公共土木施設、農地及び農業用施設、林業施設等に対する応急措置に関する事。</li> <li>13 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関する事。</li> <li>14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事。</li> <li>15 ガス・水道等公営事業の災害対策に関する事。</li> <li>16 他市町村に対する応援要請に関する事。</li> </ol>
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟県防災会議に関する事。</li> <li>2 町、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事。</li> <li>3 災害予警報等情報伝達に関する事。</li> <li>4 被災状況に関する情報収集に関する事。</li> <li>5 災害広報に関する事。</li> <li>6 避難の勧告、指示に関する事。</li> <li>7 町の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。</li> <li>8 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。</li> <li>9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</li> <li>10 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示援助に関する事。</li> <li>11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事。</li> <li>12 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事。</li> <li>13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事。</li> <li>14 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関する事。</li> <li>15 緊急通行車両の確保に関する事。</li> <li>16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事。</li> <li>17 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>18 他の都道府県に対する応援要請に関する事。</li> </ol>
新潟県警察本部 (津川警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事。</li> <li>2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>3 行方不明者調査及び死体の検視に関する事。</li> <li>4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事。</li> </ol>



指定地方 行政機関	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 阿賀野川下流の洪水予報業務及び水防警報に関すること。</li> <li>2 阿賀野川下流における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。</li> <li>3 阿賀野川流域の砂防の実施及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
	北陸地方整備局 新潟国道事務所	一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。
	北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 農地及び農業用施設の災害復旧事業の緊急査定に関すること。</li> </ol>
	北陸農政局新潟地域センター	災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。
	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあわせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
	新潟地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、気象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、突風に関する情報を適時・的確に防災機関に伝達すること。</li> </ol>
	新津労働基準監督署	災害時における産業安全確保に関すること。
陸上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。</li> <li>2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。</li> <li>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。</li> </ol>	
指定公共 機 関	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	日本通運(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	(株)NTT東日本 新潟支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。</li> <li>2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。</li> </ol>
	日本赤十字社 新潟県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。</li> <li>3 災害時の輸血用血液の供給に関すること。</li> <li>4 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。</li> <li>5 労働奉仕班の編成及び派遣のあわせん並びに連絡調整に関すること。</li> </ol>
	日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象警報等の放送に関すること。</li> <li>2 災害時における広報活動に関すること。</li> </ol>
	東北電力(株)新津営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 災害時における電力の供給の確保に関すること。</li> </ol>
	(株)エヌ・ティー・ティートコム KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関すること。</li> <li>2 非常時におけるメール情報通信の確保と気象情報・安否情報などの伝達に関すること。</li> </ol>

	日本郵便(株) 津川郵便局 鹿瀬郵便局 日出谷郵便局 上川郵便局 三川郵便局	災害時における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
	東日本高速道路(株) 新潟支社	1 高速自動車国道の防災管理に関すること。 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
指定地方 公共機関	阿賀町津川土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
	新潟運輸(株)津川営業所 新潟交通観光バス(株)津川営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	NHK新潟放送局 (株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 UX (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム(株)	1 気象警報等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動に関すること。
	(株)新潟日報社 津川支局	災害時における広報活動に関すること。
	五泉市東蒲原郡医師会	災害時における医療救護に関すること。
	津川商工会 鹿瀬商工会 上川商工会 三川商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、徹底に関すること。
	その他の公 共的団体及 び防災上重 要な施設の 管 理 者	新潟みらい農業協同組合 阿賀支店 東蒲原郡森林組合 東蒲原郡漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合 新潟中央農業共済組合
	新潟県立津川病院・一般診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。
	一般建設事業者 新潟県建設業協会津川支部	災害時における応急復旧についての協力に関すること。
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
	阿賀町区長会・各地域区長会	災害時における連絡調整、災害時要援護者の把握、その他町が行う応急対策についての協力に関すること。

## 第 3 節 阿賀町の自然条件

### 1 地理的概要

町は、新潟県の中央東部、福島県との県境に位置している。北は新発田市に、西側は阿賀野市、五泉市及び三条市に接しているが、県都新潟市の都心部から南東へ約 53 km（町中心部まで）の位置にあり、磐越自動車道で約 40 分、一般国道 49 号では約 90 分で到達できる距離にある。

位 置	東経139度27分43秒 北緯37度40分21秒	(阿賀町役場 位置)
面 積	952.88km <sup>2</sup>	
人 口	13,111人	(平成25年2月28日現在)
世 帯	5,015世帯	(平成25年2月28日現在)

### 2 地形と地質

町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸に形成された段丘を中心に開けた山間地域である。中心部には比較的平坦な地形が分布しているが、周辺は急峻な山岳地で囲まれ、それらの嶺々が周辺市や福島県との境界を形成している。

北には大きく飯豊連峰の山塊が広がり、北西には越後山脈が南北に走っている。

### 3 気象状況

#### (1) 気象の概要

町の気候は、新潟県内陸部の典型的な特性を示している。夏期は、高温多湿で降水量も多く、冬期は厳寒であり降雪量が多い。積雪は、阿賀野川と常浪川の合流点で1.5m、山間部では2.5m内外に達する。根雪期間は12月下旬～3月上旬に及び、特別豪雪地帯として指定されている。

#### ◎最近の気象データ

年 次	気 温 (°C)			降水量 (mm)	積雪深 (cm)	風 速(m/s)	
	平 均	最 高	最 低			平 均	最 大
平成19年	11.8	36.9	-7.7	2,356	31	1.0	7.0
平成20年	11.4	34.0	-8.2	2,275	73	1.2	7.4
平成21年	11.4	34.7	-12.4	2,405	69	1.1	7.0
平成22年	11.6	36.3	-8.1	2,884	131	1.1	7.6
平成23年	11.1	35.3	-10.2	2,639	172	1.0	7.1
平 均	11.5	—	—	2,512	95	1.1	—
最大値	—	35.2	-12.7	2,835	155	—	7.0

観測地点：阿賀町津川

## 第 4 節 阿賀町の社会的条件

### 1 人 口

平成22年国勢調査による本町の人口は合計13,303人(世帯数4,870世帯)で、県人口(2,374,450人)の0.56%である。人口密度では1km<sup>2</sup>当たり14人である。人口は年々減少の傾向を示し、平成12年からの10年間で、15.9%の減少となっている。あわせて、少子高齢化の傾向も著しく、平成17年の高齢者比率は41.4%にも達している。すでに人口のほぼ5人に2人が高齢者ということになる。

総人口と世帯数

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人 口 (人)	17,557	16,786	15,813	14,703	13,303
増加率 (%)	-5.2	-4.4	-5.8	-7.0	-9.5
世帯数 (世帯)	5,439	5,539	5,329	5,087	4,870
世帯あたり人員 (人)	3.2	3.0	3.0	2.9	2.7

資料：国勢調査、平成12年以前のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による

年齢階層別人口

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳人口	2,523 (14.4)	2,120 (12.6)	1,858 (11.7)	1,607 (10.9)	1,311 (9.9)
15～64歳人口	10,871 (61.9)	9,842 (58.6)	8,522 (53.9)	7,342 (50.0)	6,471 (48.6)
65歳以上人口	4,163 (23.7)	4,824 (28.8)	5,433 (34.4)	5,754 (39.1)	5,521 (41.5)
計	17,557	16,786	15,813	14,703	13,303

資料：国勢調査、平成12年以前のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による。( )内：構成比(%)

### 2 土 地 利 用

山地・丘陵地が広い面積を占め、平坦地は阿賀野川及びその支川沿いに帯状ないし分散的に分布するという地形条件に対応し、町域の広い範囲が山林となっている。一方、密集地や農地は、阿賀野川沿いの平坦地に集中して分布し、また、主な谷筋には、集落が分散的に分布している。

中心住宅密集地は、津川地域の中心地に形成されているが、鹿瀬地域、上川地域、三川地域の中心地にも拠点的な集落が形成されている。

農地は水田が主体となっているが、面積は狭い。

### 3 産 業

本町の産業のなかでは、従来から農林業が主要な位置を占めている。

農業では水稻栽培や、肉用牛を中心とした畜産が行なわれ、林業では椎茸・なめこなどの特用林産物の生産、あるいは間伐材の利用などが行なわれている。また、阿賀野川を中心にサケ・マス増殖などの漁業も進められている。

しかし、近年は、農家人口の高齢化や後継者不足という問題も抱えており、一部、これら一次産業の観光産業化という方向性も見られている。

工業については、町内に三郷工業団地、第二工業団地などがあり、いくつかの企業が誘致され、また、酒造・木材・チップなど地場産業の工場が操業されている。

しかし、産業別就業者数の構成比から見ると二次産業の就業者数は停滞ないし減少の傾向を示している。

商業については、交通網の整備等による消費者の大都市圏への流出に伴う停滞化という現状がある。

産業別就業人口 (単位：人)

年次 産業別	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	1,796 (19.2)	1,528 (16.6)	1,398 (15.4)	724 (9.8)	869 (13.0)	464 (8.5)
第二次産業	3,750 (40.0)	3,996 (43.4)	3,902 (42.8)	2,974 (40.4)	2,232 (33.5)	1,767 (32.4)
第三次産業	3,827 (40.8)	3,680 (40.0)	3,814 (41.8)	3,672 (49.8)	3,558 (53.4)	3,208 (58.7)
分類不能	1 (0.0)	3 (0.0)	6 (0.0)	2 (0.0)	7 (0.1)	23 (0.4)
計	9,374 (100.0)	9,207 (100.0)	9,120 (100.0)	7,372 (100.0)	6,666 (100.0)	5,462 (100.0)

資料：国勢調査、平成12年以前のデータは旧津川町、旧鹿瀬町、旧上川村、旧三川村の合計による。( )内：構成比(%)

### 4 交 通

本町は、福島県側と新潟市とを結ぶ交通の要衝にあり、磐越自動車道及び一般国道49号が広域幹線道路として町内を東西に横断している。

町内には、磐越自動車道の津川IC及び三川ICが設置されており、町内の高速道路利用の利便性を高めている。

国道は、上記一般国道49号のほか、一般国道459号が本町中心部で津川IC及び一般国道49号にアクセスし、阿賀野川上流沿いに福島まで延びている。

このほか、常浪川沿いには県道室谷津川線が整備されているなど、主な河川の谷沿いに県道や幹線町道が通り、谷沿いの集落を結んでいる。

鉄道は、福島県郡山～新潟県新津間を結ぶJR磐越西線が阿賀野川沿いに延び、町域を東西に横断している。町内には豊実、日出谷、鹿瀬、津川、三川、五十島、東下条の7駅がある。

ただし、本町には空港はなく、また、内陸部であるため港湾もない。

## 5 阿賀町の社会構造と防災上の課題

- (1) 山地、丘陵地が広いという地形的制約から、集落が主な谷筋に分散的に分布をしており、災害発生時における孤立集落対策などが主要な課題となる。

また、阿賀野川沿いの平坦地には住宅密集地が集中していることから、豪雨時等の水害対策も重要である。防災に配慮した土地利用の誘導、ハザードマップの作成・公開などによる危険地域等の周知などの対策を進める必要がある。

- (2) 高齢者（65歳以上）の人口が41.4%（平成22年国勢調査）を占めるなど、高齢化の進捗が著しく、これらに伴い災害時要援護者の急激な増加が見られている。このことから、防災知識の普及、災害時の情報提供の迅速化、避難誘導・救護等防災のさまざまな場面において、災害時要援護者に配慮したきめの細かい対策が必要となる。また、災害時要援護者関連の施設の安全性の向上、地域における相互扶助の推進なども重要である。

- (3) ライフライン、情報通信ネットワーク、交通機関等は、近年コンピュータ制御や電力利用等への依存度が極めて高く、これらの災害による被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことが懸念される。

これらの施設の災害に対する強化を図るとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (4) 地域住民の近隣扶助の意識の低下が見られ、地域コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底が必要である。

## 第 5 節 阿賀町の災害の特性

### 1 過去の主な災害

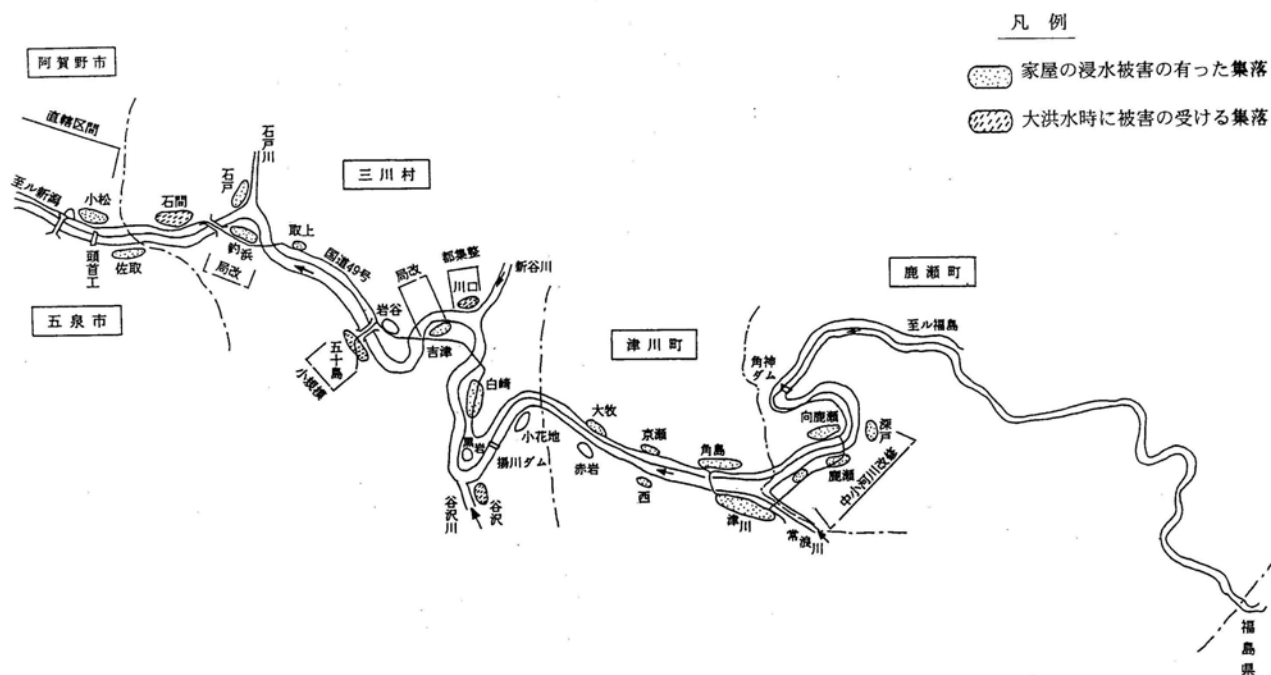
#### (1) 台風による災害

過去、本町に最も大きな被害をもたらした台風は、昭和36年9月16日の第2室戸台風である。この台風では、台風が海上を通り過ぎた後、気圧の上昇に伴い非常に強い西風（瞬間最大風速30～40m/s）が吹き、大きな災害をもたらし、旧上川村では総額1,140万円に及ぶ被害を出している。

昭和33年9月18日から9月27日にかけての台風（台風21号、台風22号）による大雨は阿賀野川における既往最大洪水被害をもたらした。その被害の状況は下図に示すとおりである。

管内・阿賀野川における既往最大洪水被害図（昭和33年9月26日洪水）

馬下頭首工地点 最大観測流量 $Q=8,930\text{m}^3/\text{S}$



#### (2) 集中豪雨による災害

本町においては、6月～7月にかけての集中豪雨による水害等の被害が最も多く、特に梅雨前線によりもたらされる豪雨が大きな被害をもたらしている。主な災害は以下のとおりである。

昭和31年7月	豪雨災害
昭和42年8月	羽越水害
昭和53年6月	梅雨前線豪雨災害
昭和56年6月	梅雨前線水害
平成16年7月	新潟福島豪雨水害（7.13水害）
平成23年7月	新潟福島豪雨水害

(3) 火災による被害

戦後は消防の組織や装備の充実等により、大火と呼ばれる災害も少なくなってきた。

昭和36年7月29日旧鹿瀬町での「船渡集落大火」では、焼失家屋24世帯ほかの被害を出している。また、昭和37年4月旧三川村では「石戸大火」が発生し、15世帯の被災家屋を出している。

## 2 災害の発生傾向とその対応

(1) 豪雪による災害

本町は山間・丘陵部に位置し、豪雪地域にも指定されている。特に、豪雪時には山間部に孤立集落が発生しやすい。機動力と人員の確保及び応援体制など総合的なきめ細かい豪雪対策計画の整備が必要である。

(2) 大雨・台風による洪水災害

本町においては、梅雨前線豪雨等による水害が多発している。地形的な制約も大きいこともあるが、今後とも計画的な対応を進めていくことが重要である。

(3) 台風による暴風災害

町保有の施設を堅牢化することによって、地域住民の安全を確保する必要がある。あわせて、住民や各機関への気象通報や避難命令が周知できる体制づくりが必要である。

(4) 密集地の不燃化

本町の中心部は道路が狭く、木造建築物が密集している。特に春の乾燥期、秋の台風襲来期には大火となる危険性が高い。このため、長期的展望に立った都市計画を作成し、密集地の不燃化及び整備を進めていく必要がある。

(5) 危険物の爆発による災害

本町には石油コンビナートや化学薬品などの工場はないが、危険物を取り扱う事業所がある。

また、高速道路が町を通過しているため、交通事故による油や化学薬品の漏えいによる災害に対処しなければならない。それには各給油所、事業所の安全性に関し、細部にわたり防災対策を検討する必要がある。



## 第 6 節 防災対策の推進方向

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、安全な生活環境を確保することは、町の基本的責務であり、関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

町は、防災対策の推進を図るため、防災組織の育成と防災意識の高揚及び、防災施設の整備を図り、住民が安心して生活できるよう努力する。

### 1 防災意識の啓発

防災に対する住民の自発的、積極的な意識の形成が、災害時の被害の軽減につながる。そのためには、住民自らが防災訓練等に積極的に参加しようという意識作りが大切である。これらを行うには各関係機関が横の連絡を密にし、あらゆる災害に対応できる組織作りが重要となる。具体的な防災教育を推進するため、次の事項について教育訓練を行う。

- (1) 「広報あが」、町ホームページ（以下「町HP」という。）等を通し町民の防災意識の普及、啓発を図る。
- (2) 防災に関する展示会、映写会及び講演会等を関係機関と協力して開催する。
- (3) 学校、保育園における防災教育を普及する。
- (4) 防災意識啓発のための手段として町情報ネットワーク（TV電話といい、以下「TV電話」という。）を有効に活用する。

### 2 自主防災組織の育成

防災活動は公的機関だけでなく、地域住民の自発的な防災活動が重要であり、地域住民の防災活動は、組織的な活動により最大限の効果が期待できるものである。

このため町は、消防力の整備と救助体制の強化を図るとともに、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成・整備に努める。

また、住民参加による防災訓練の実施や広報等による啓発活動を積極的に行い、町民の防災意識の高揚に努める。

### 3 消防団の充実

非常備消防としての消防団員の犠牲的、献身的な活動は町民から絶大な信頼を得ている。

平成24年4月1日現在消防団員の状況は、14分団で813名であるが、機動力の強化と安全対策を図るために小型動力ポンプ積載車（緊急車）を年次計画で配備する。また、住民全体に防災意識を浸透させるため、女性消防団、幼年・少年消防クラブの育成や消防団協定事業所認定制度の推進に努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第2章-1 自主防災意識の向上

#### 第1節 防災教育・訓練計画

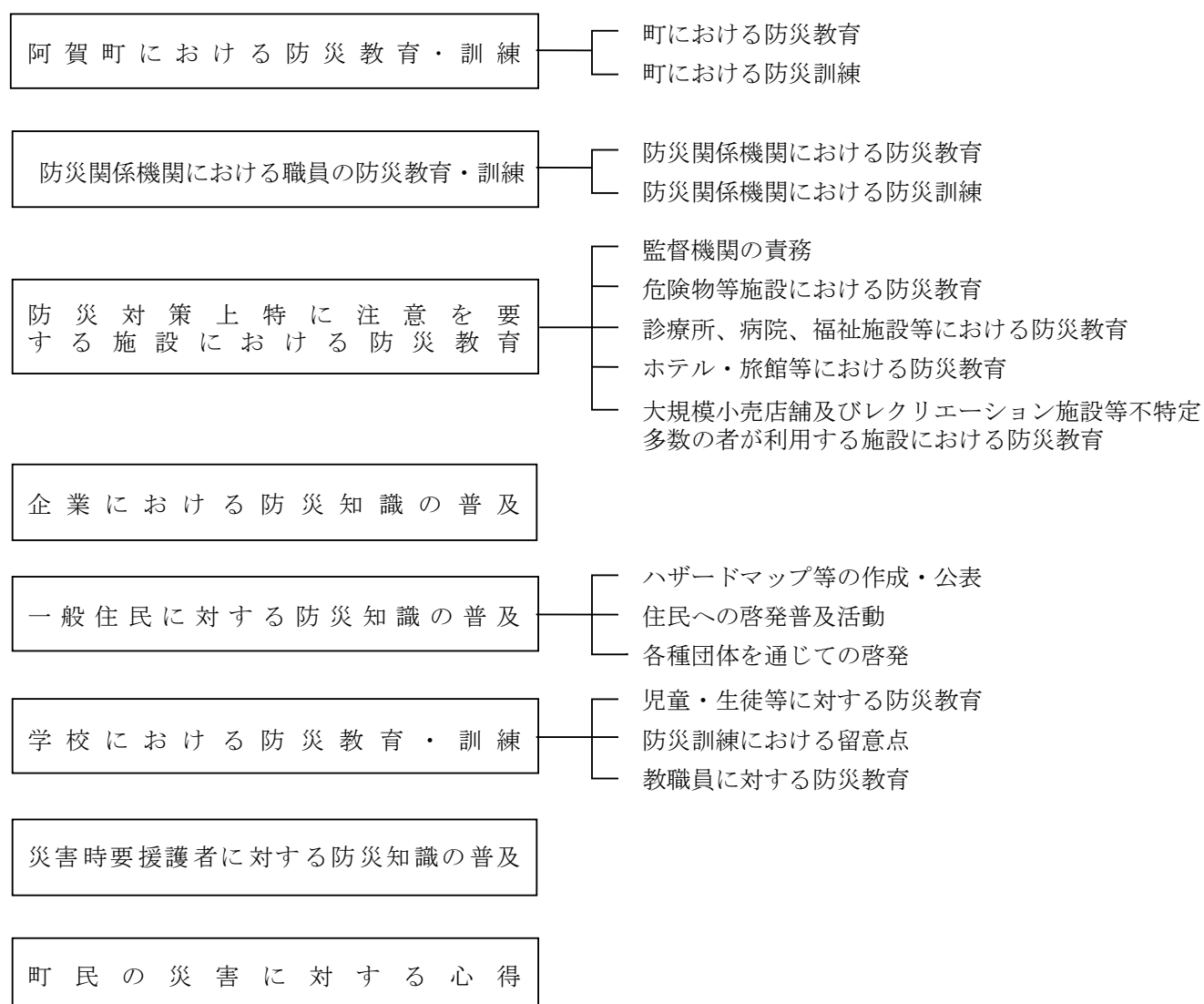
【関係課名等】 全課（◎総務課）

##### 1 計画の方針

町は、災害時に応急対策の主体となる職員への防災教育を行うとともに、町民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び町民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努める。

##### 2 計画の体系



### 3 阿賀町における防災教育・訓練

災害発生時に応急対策の実施主体となる町職員には、災害及び防災に関する知識と適切な判断力が要求されるので、以下のような防災教育・訓練を行う。

#### (1) 町における防災教育

町は、毎年度当初に職員に対し、各種法律、規則、条例、地域防災計画の内容、災害時の個人の具体的役割や行動等の所管防災業務について教育するとともに、行動マニュアル等を作成し災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。

ア 気象災害の一般的知識

イ 災害関係法令の内容

ウ 災害種別（風・水・火・雪）ごとの予防計画並びに応急対策計画に定められている事項

エ 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担

オ 被害の調査方法及び被害報告要領並びに連絡方法

#### (2) 町における防災訓練

町は、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るため、地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は原則として、阿賀町防災会議が関与して実施する。また、行政区をはじめとする地域住民の参加に重点を置き、地域特性を十分考慮する。

ア 実施時期

原則として、毎年1回、適時実施する。

イ 実施場所

小中学校の校庭等を利用して行う。

ウ 訓練参加機関

阿賀町、防災関係機関、地域住民等

エ 訓練の方法

実動訓練または図上訓練とする。

### 4 防災関係機関における職員の防災教育・訓練

#### (1) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対し災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応などの教育に努める。

#### (2) 防災関係機関における防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて防災教育・訓練を実施する。

### 5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

#### (1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等、防災上特に注意を要する施設の管理者に対し、避難経路や避難場所を網羅したハザードマップを活用する等により防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。また、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

#### (2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近の住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生に備える。

#### (3) 診療所、病院、福祉施設等における防災教育

診療所、病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設管理者は、平時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

#### (4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示する。

#### (5) 大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う。

### 6 企業における防災知識の普及

企業は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、町民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

### 7 一般住民に対する防災知識の普及

大規模災害の発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民が自ら「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要である。このため、まず住民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、町は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行う。

また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

#### (1) ハザードマップ等の作成・公表

町は、災害による被害を最小限にとどめるため、洪水による浸水実績を図示した浸水実績図、洪水氾濫により浸水する可能性がある区域とその程度を図示した洪水氾濫危険区域図、土砂災害の氾濫(想定)区域を表示した土砂災害危険区域図、及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップを必要に応じ随時見直し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。

## (2) 住民への啓発普及活動

### ア 啓発内容

災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

- (ア) 災害発生時の心得
- (イ) 住宅の安全度判断
- (ウ) 自動車運転時の心得
- (エ) 災害発生時の危険箇所の周知
- (オ) 避難場所・避難路の周知
- (カ) 災害時の応急救護
- (キ) 災害時の備え（備蓄）

### イ 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオの貸し出し、テレビ・ラジオ・新聞及び広報等活用した防災知識の啓発活動を行う。

## (3) 各種団体を通じての啓発

町は、女性団体、PTA、青少年団体、文化財の保護団体等に対し、各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に則した防災知識の普及を図る。

## 8 学校における防災教育・訓練

### (1) 児童・生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童・生徒等の発達段階に応じ災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとるれるようにすることが重要である。このため、町は、保育園、小学校（低学年、中学年、高学年）、中学校及び高等学校など児童・生徒等の発達段階に応じ、安全教育の一環としてホームルーム、学校行事や課外授業を通じ災害時の対応などの理解を深めるよう指導する。

### (2) 防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活のさまざまな場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し実施するとともに、放送設備、消防用設備等の点検も含め同時に行う。

### (3) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がなされるよう情報伝達、児童・生徒等の避難・誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

## 9 災害時要援護者に対する防災知識の普及

高齢者、障害者、外国人、乳幼児等いわゆる災害時要援護者の安全確保を図るには、災害時要援護者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、町は、災害時要援護者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。また、介護者や地域住民に対し、災害時要援護者の安全確保への支援についてパンフレット、広報等により啓発普及活動を行う。

## 10 町民の災害に対する心得

町民は、普段から風水害等の災害に対する備えに心掛けるとともに、災害発生時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛ける。

- ア 概ね3日分の食料・飲料水の備蓄
- イ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 家庭での予防・安全対策
- エ 警報発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- オ 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め
- カ ひとり暮らしの高齢者等への呼びかけなど

## 第 2 節 自主防災組織育成計画

【関係課名等】 ◎総務課、消防本部、各支所

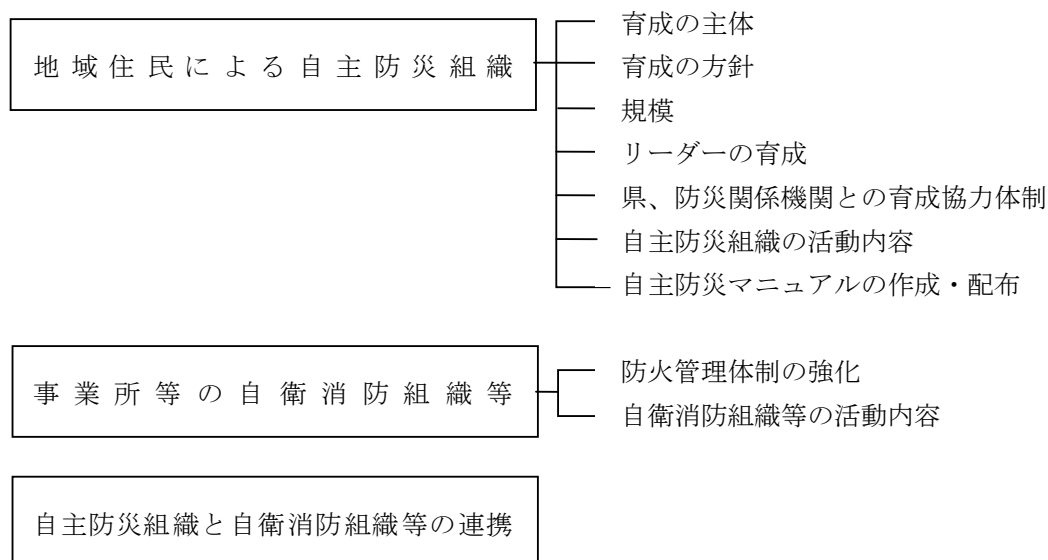
### 1 計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、町民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため町は、町民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防組織等の整備育成に努める。

### 2 計画の体系

本節においては、自主防災組織、自衛消防組織等の位置付け及び責務、並びにその整備育成における町及び住民の果たすべき役割等について定める。



### 3 地域住民による自主防災組織

#### (1) 育成の主体

町は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置づけられている。

このことから、町は、行政区等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

#### (2) 育成の方針

全町的な自主防災組織の育成のため、既存の行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

ア 行政区活動に防災活動を組み入れる。

イ 各種団体の活動に防災活動を組み入れる。

ウ 女性団体、青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れる。

エ 災害危険度の高い次のような地区に特に重点を置き、推進を図る。

- (ア) 木造家屋の集中している密集地等
  - (イ) 消防水利、道路事情により消防活動の困難な地域
  - (ウ) 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- (3) 規模
- 自主防災組織は、次の事項に留意して町民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図る。
- ア 密集地における商店街単位、住宅地における行政区単位、あるいは農村部における集落単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
  - イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。
- (4) リーダーの育成
- 町は、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成に努める。
- また、自主防災リーダーの育成に際しては次の点に留意する。
- ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避ける。
  - イ 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーを同時に育成する。
  - ウ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮に入れ、その職務を代行し得る者を育成する。
- (5) 県、防災関係機関との育成協力体制
- 県は、町が行う育成整備活動に積極的に協力し、パンフレットの作成配布やリーダー研修会の開催等に努める。また、自主防災組織の充実に努めるよう町を指導する。
- その他の防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動に対し積極的に協力する。
- (6) 自主防災組織の活動内容
- 自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。
- ア 平時の活動
    - (ア) 情報の収集伝達体制の確立
    - (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
    - (ウ) 火気使用設備器具の点検
    - (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
  - イ 災害時の活動
    - (ア) 初期消火の実施
    - (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
    - (ウ) 救出救護の実施及び協力
    - (エ) 住民に対する避難勧告・指示の伝達
    - (オ) 避難誘導
    - (カ) 給食給水及び救助物資等の配分
- (7) 自主防災マニュアルの作成・配布
- ア 災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、地域住民が防災に関する正確な知識を共有していることが必要となる。このため、各自主防災組織は「自主防災マニュアル」を整備し町民に配布するよう努め、町並びに関係機関はこのための支援並びに助成を行う。
  - イ 自主防災マニュアルに記載する内容は概ね次のとおりとする。



- (ア) 自主防災組織とは
- (イ) 平時の防災活動
- (ウ) 災害時の防災活動
- (エ) 地域で想定される災害
- (オ) 資料（救護活動の手引き他）

#### 4 事業所等の自衛消防組織等

##### (1) 防火管理体制の強化

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが、消防法（昭和23年法律第186号）により義務付けられている。

これらの施設については、必要に応じて防火管理者を選任し、各種訓練の実施、消防用設備の点検、整備などを行うよう指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれているいわゆる雑居ビル等については、発災時に事業所の自衛消防組織が中心となって防災体制をとれるよう指導する。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、できるだけ自衛消防組織等の設置を推進し、関係機関はその指導に努める。

##### (2) 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

###### ア 平時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消火設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練の実施

###### イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 通報連絡及び避難誘導

#### 5 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

事業所等の自衛消防組織は、町の実施する防災訓練の参加、地元の自主防災組織への協力等に努める。

町、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

## 第2章-2 防災まちづくり

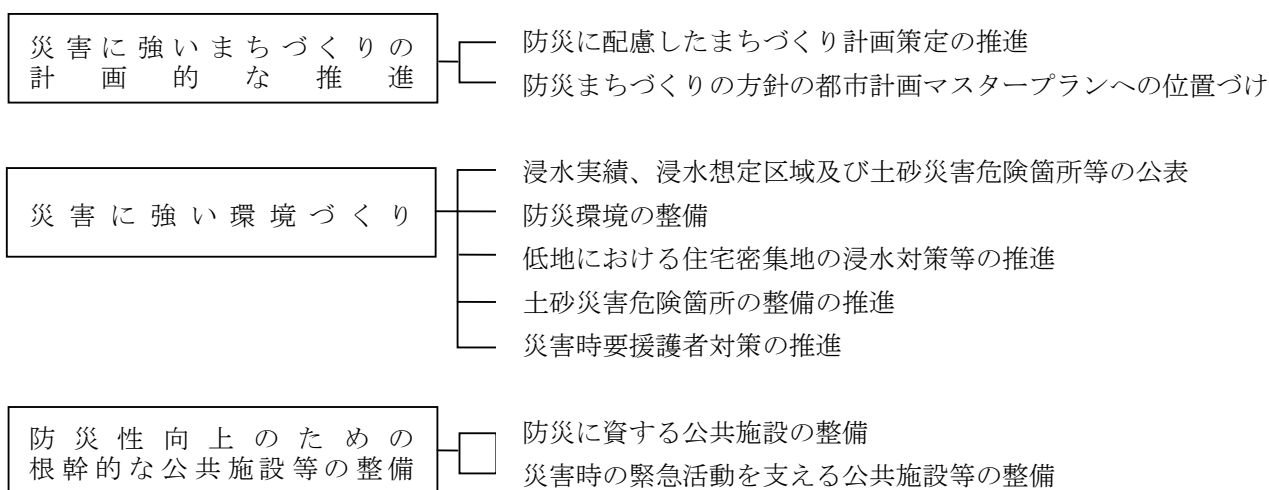
### 第3節 災害に強いまちづくり

【関係課名等】全課（◎総務課）

#### 1 計画の方針

災害に強いまちづくりを推進するために、国、県、町等のまちづくりに関係する各種機関が協力して、幹線道路、河川など骨格的な公共施設の整備を行う。また、住宅、業務、教育、福祉・医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な住宅密集地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。

#### 2 計画の体系



#### 3 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

##### (1) 防災に配慮したまちづくり計画策定の推進

町は、災害発生時における住民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

##### (2) 防災まちづくりの方針の都市計画マスタープランへの位置づけ

災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した都市計画マスタープランを策定する必要がある。

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけそれを基本とし、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

#### 4 災害に強い環境づくり

災害に強いまちづくりを推進するため、町の地形、地質的特徴を住民に公表、周知し、気象情報等災害に関する情報の観測、伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強い環境づくりが重要である。

##### (1) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表

ア 町及び県は、河川管理者等が浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等をハザードマップ等により公表する。あわせて、これら災害の発生のおそれのある土地の区域については、都市的土地利用を誘導しないものとし、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図る。

イ 町は、浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を十分考慮して、避難路・避難地の整備に努める。

##### (2) 防災環境の整備

木造率の高い地区では、不燃化を促進するとともに、延焼防備のための緑地、空地等の体系的な整備を進める。

##### (3) 低地における住宅密集地の浸水対策等の推進

町及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、低地における密集地の浸水対策を推進する。

##### (4) 土砂災害危険箇所の整備の推進

町は県と協力して、土砂災害の危険性が高い斜面地等については、その防止施設の整備等に加え、「新潟県緑化推進計画」に基づき、緑化協定や緑地保全地区の指定などにより、土砂災害防止、延焼遮断、市街化の進展防止等の機能を有する緑地の整備、保全に努める。

##### (5) 災害時要援護者対策の推進

国、県及び町は、災害関係情報の迅速で分かりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、災害時要援護者の安全確保に努める。

ア 町は、災害関係情報の迅速で分かりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、災害時要援護者の安全確保に努める。

イ 町の公共施設管理者は、避難地、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、災害時要援護者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。

ウ 災害発生時に、地域住民だけでなく観光客も迅速に避難できるよう、避難場所標識板の設置に努める。

エ 町は、災害時における要援護者等の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点において高齢者福祉施設等の社会福祉施設の配置を推進する。

#### 5 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

##### (1) 防災に資する公共施設の整備

###### ア 河川・水路の整備

河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路等の建設、内水排除施設の整備に努める。

##### (2) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

###### ア 緊急輸送ネットワークの整備

町は、国及び県と協力し災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点

(県・町役場、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設(道路、鉄道駅、臨時ヘリポート)、輸送拠点、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

イ 防災公園の整備

県及び町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園(防災公園)を、借地方式や面的整備事業の活用により、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

ウ 都市のオープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

エ 防災情報共有化プラットフォームの構築

本庁及び支所は、災害及び防災情報を共有し迅速な対応を支援する情報共有システムの構築を進める。

オ 地域防災情報の整理とデータベースの整備

## 第 4 節 集落孤立化予防計画

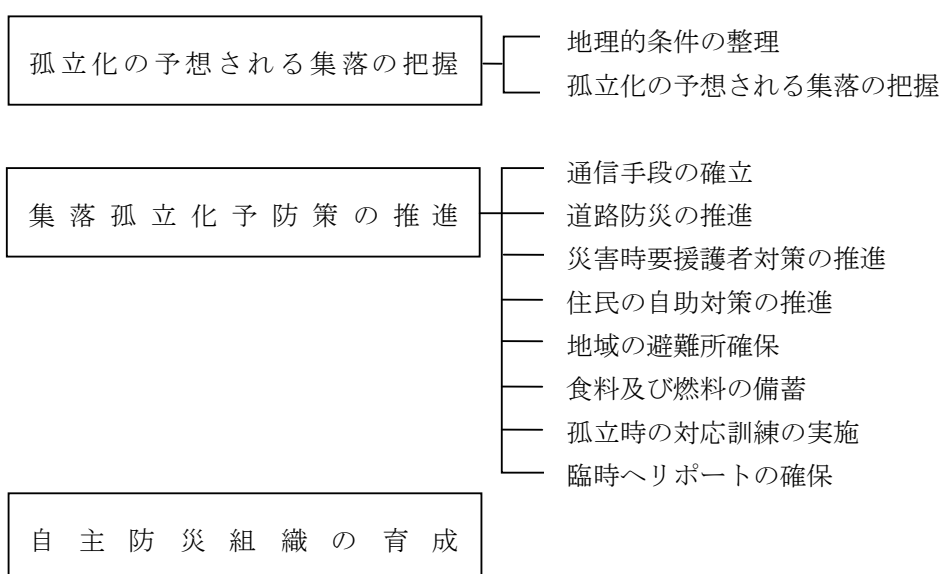
【関係課名等】◎総務課、建設課、消防本部、健康福祉課、各支所

### 1 計画の方針

本町では、山地・丘陵地が町域を広く占めているという地形的な制約から多くの集落が主な谷筋に分散的に分布している。そして、これらを結ぶ道路網は山間部や谷間を縫うように整備されている。このような土地条件下にあることから、災害等には常に孤立地域の発生が懸念される。さらに、これらは地域の高齢化とあいまって、その対策が重要になっており、その対策を推進する。

### 2 計画の体系

災害時に孤立化が予想される集落をあらかじめ整理・把握し、その対策を推進する。



### 3 孤立化の予想される集落の把握

#### (1) 地理的条件の整理

##### ア 自然的条件の整理

地すべり危険区域・急傾斜地崩壊危険区域・土石流危険渓流区域・雪崩危険箇所等、地形災害の危険箇所の分布状況、地形的な狭あい部、さらに地域別積雪深の分布等、各集落の自然的条件を整理把握する。

##### イ 社会的条件の整理

各集落のアクセス道路の整備状況、迂回路の有無等の道路条件を整理するとともに、各集落の人口や災害時要援護者などを把握する。

#### (2) 孤立化の予想される集落の把握

(1) の経緯をもとに、町内において災害時に孤立化する危険性の高い集落を把握する。あわせて、その集落の社会的条件を整理し、災害対策のための基礎資料とする。

#### 4 集落孤立化予防策の推進

(1) 通信手段の確立

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない多様な通信手段の確立に努める。

(2) 道路防災の推進

孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

(3) 災害時要援護者対策の推進

孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客などを含む災害時要援護者の状況、実態について、平時から把握しておき、災害時の避難優先度の確立などの対策を考慮しておく。

(4) 住民の自助対策の推進

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、普段から地域住民間での連絡体制、互助体制などの準備を進める。

(5) 地域の避難所確保

孤立が予想される地域での避難所の確保に努める。

(6) 食料及び燃料の備蓄

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(7) 孤立時の対応訓練の実施

孤立時の自律活動の予備訓練の開催

(8) 臨時ヘリポートの確保

新潟県消防航空隊、新潟県警察航空隊及び航空自衛隊新潟救難隊用のヘリポートを確保する。

#### 5 自主防災組織の育成

孤立が予想される地域での災害発生時は、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に住民による自主防災活動が重要となるため、「第2章第2節 自主防災組織育成計画」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

## 第2章-3 施設等の災害予防計画

### 第5節 建築物等災害予防計画

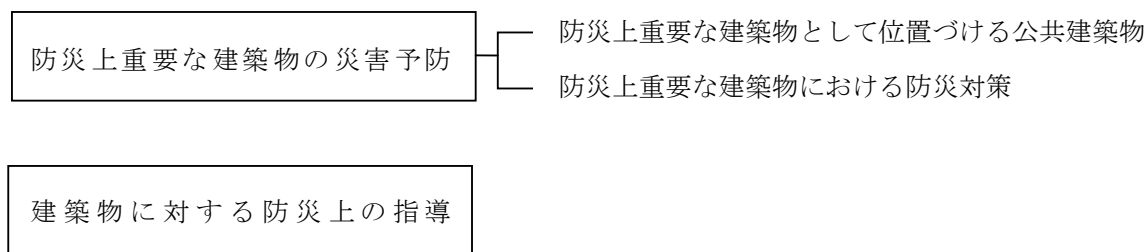
【関係課名等】◎建設課、総務課、消防本部

#### 1 計画の方針

災害に対する建築物の安全性を高めることにより、災害発生時の被害の拡大を防止する。  
また、防災活動の拠点となる主要建築物の安全性・不燃性を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

#### 2 計画の体系

災害による建築物の被害を防止する為、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。



#### 3 防災上重要な建築物の災害予防

##### (1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（町役場（本庁、支所等）等）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（消防署、警察署、町の出先庁舎等）
- エ 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

##### (2) 防災上重要な建築物における防災対策

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

##### ア 建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

##### イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性強化
- (エ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

- (e) 段差部をスロープ化するなど、災害時要援護者に配慮した施設、設備の整備
  - (f) 防災設備の充実、他
- ウ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳整備
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

#### 4 建築物に対する防災上の指導

町及び県は、建築物等の安全を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

区分	災害留意事項	指導等の内容
建築物	不特定多数の者が使用する建築物の安全確保	必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言
	著しく劣化している建築物の安全確保	防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要の啓発
	落下物等による災害防止	建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発
	水害常襲地の建築物における浸水防止化	床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導



## 第 6 節 公共土木施設等災害予防計画

【関係課名等】◎建設課、農林商工課

### 1 計画の方針

道路、河川等の公共土木施設は、平時はもとより、風水害等発生時には応急復旧対策活動において重要な役割を果たすものである。

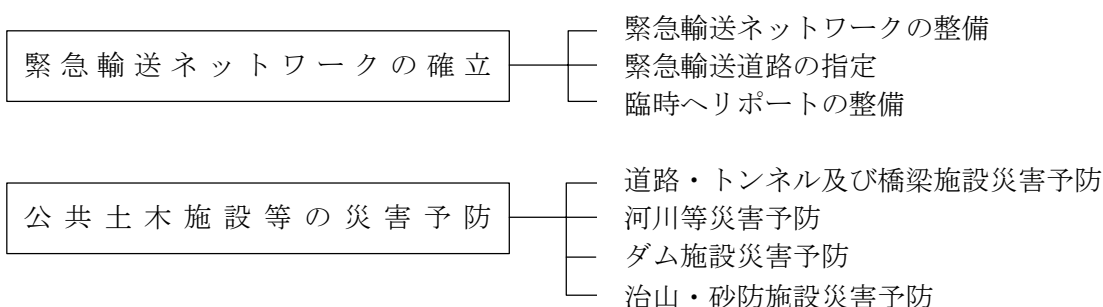
したがって、これらの公共施設について、被災後、直ちに機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を講じておくことが重要である。

各施設を管理する関係機関や施設占有者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周辺の状態を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、施設ごとに構造耐力を備えるように設計基準を検討するとともに、構造耐力の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行える予防措置を講じる。

このほか、治山・砂防施設の災害対策について県に協力する体制を整えておく。

### 2 計画の体制



### 3 緊急輸送ネットワークの確立

#### (1) 緊急輸送ネットワークの整備

町は、国及び県と協力し災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（県・町役場、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておく。

#### (2) 緊急輸送道路の指定

被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成する。

- ア 高速自動車国道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・町道で構成される道路網
- イ 病院、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

緊急輸送道路

指定区分	道路名	区間
第1次緊急輸送道路	磐越自動車道 一般国道49号	町内全区間
	一般国道459号	町内一部区間
第2次緊急輸送道路	県道 新発田津川線	町内一部区間
	県道 室谷津川線	町内一部区間

資料：新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成21年4月1日）

(3) 臨時ヘリポートの整備

町は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の事項に留意して指定する。

- ア 離着陸に必要な面積(概ね 500 m<sup>2</sup>以上)があること。
- イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- エ 避難場所との重複指定は極力さけること。
- オ 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。
- カ 第1次緊急輸送道路へのアクセスが良好であること

4 公共土木施設等の災害予防

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意する。

① 構造耐力の強化

各施設管理者は、建築物、土木構造物、防災関係施設などの構造耐力を確保する必要があり、国が示す施設等設計指針に基づき、公共施設の整備を進める。

各施設管理者は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点について、特に構造耐力の強化に努める。

② 情報管理手法の確立

道路、河川等公共土木施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や、災害時の交通網の被害を把握する手段の整備を検討する。

③ 緊急用の資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努める。

(1) 道路・トンネル及び橋梁施設災害予防

ア 国・県道

一般国道については、災害時における道路機能確保のため、危険箇所の調査の実施、防災補修工事の必要な箇所の指定、工法決定のための測量、地質調査、設計等、及び対策工事の実施を各施設管理者が努める。

イ 町道

(ア) 現状

町道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く、災害による被害は多岐にわたることが予想される。

## 阿賀町の道路の現況

平成24年4月1日現在

管理者別	道路種別	実延長 (km)	改良・未改良別		種 類 別		舗装率 %
			改良済 (km)	未改良 (km)	道 路 (km)	橋・トンネル (km)	
阿賀町	一級町道	52.44	43.70	8.74	51.86	0.58	90.8
	二級町道	91.68	59.51	32.17	90.54	1.14	73.6
	その他 町道	284.69	171.78	112.91	282.36	2.33	65.9
	基幹農道	8.81	8.81	0	8.20	0.61	100.0
	林道	315.50	222.64	92.86	313.90	1.60	70.6
	計	753.12	506.44	246.68	772.50	6.26	81.1
新潟県	国県道	128.56	97.85	30.71	121.58	6.98	100.00
国	国道	33.37	33.37	—	27.49	5.88	100.00
東日本 高速道路(株)	高速道路	31.70	31.70	—	17.73	13.97	100.00
合 計		946.75	669.36	277.39	939.30	33.09	84.97

## (イ) 計画

幹線町道の重要な路線を最優先として、国・県道に準じた点検調査を早急を実施し、必要な対策を実施する。

## ウ 基幹農道

## (ア) 現状

基幹的な農道については、農業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、災害時には道路施設の破壊が予想される。

## (イ) 計画

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針(耐震設計)」により構造耐力の確保を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける等整備に努める。

また、町は、災害による法面崩壊等の被害が予想されるので防止工を実施する。

## (2) 河川等災害予防

## ア 河川及び河川関連施設

## (ア) 河川

## a 現状

河川堤防は、大部分が土構造であり、かつ自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来はん濫原であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。

災害による河川の被害としては、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。

b 計画

河川管理施設等については、国に準じた点検を実施し、被害の程度及密集地の浸水による二次災害の危険度を考慮して構造耐力補強を促進するよう働きかける。

また、橋梁・水門等の河川構造物についても構造耐力補強を促進するよう働きかける。

(イ) 河川関連施設

a 現状

河川関連施設は、取・排水施設の樋門・樋管・頭首工等のほか、各施設の管理者がそれぞれ管理している。

これらの施設では、上水道をはじめ農業用水等の取水から、下水道や生活排水の放流まで行われており、災害による取・排水の不能は、直接町民生活に重大な影響を与えることとなる。

b 計画

主要な樋門・樋管・頭首工等は、構造耐力を考慮して設計・施工されているが、改修時に最新の河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図るよう働きかける。

(ウ) 内水排除

内水排除は、河川からの浸水のみならず、排水施設の損壊により発生する場合もあるため、防災関係機関は、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(3) ダム施設災害予防

ダム施設の維持・管理は各管理事務所が主体となって行うが、町は、これらの災害に伴う被害を最小限にとどめるため、関係機関に協力する。

(4) 治山・砂防施設災害予防

治山・砂防施設の設置、維持・管理は県が行い、また国についても砂防施設の設置を行っているため、町は、これらの災害に伴う被害を最小限にとどめるため、県・国に協力する。

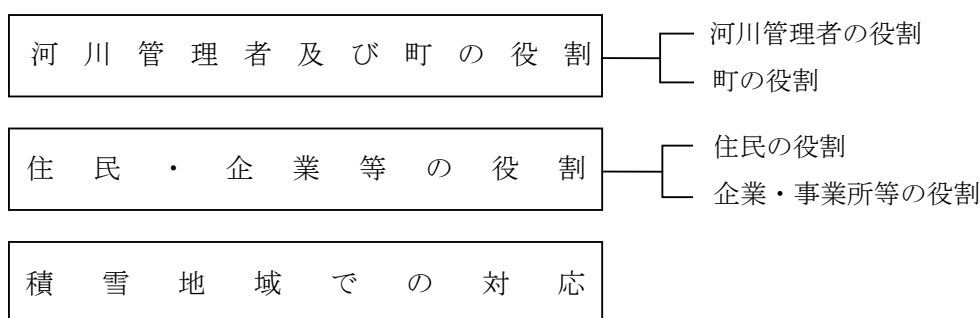
## 第 7 節 河川災害予防計画

【関係課名等】◎建設課、総務課、企業課、消防本部、各支所

### 1 計画の方針

河川において洪水が発生した場合、洪水による被害を未然に防止する、又は被害を軽減することが地域にとって重要なことである。そのため県及び国は、河川の洪水に対する予防措置を計画的に整備し、防止・軽減に向けて計画的に取り組むとともに、町でも洪水被害を軽減するための地域としての備えを講じる必要があり、この取り組みに努める。

### 2 計画の体系



### 3 河川管理者及び町の役割

#### (1) 河川管理者の役割

##### ア 洪水への防災対策

施設の点検要領に基づき、各河川管理施設及び災害危険個所の点検・調査を行い必要な補修等を計画的に実施する。また、必要に応じて施設等の整備を計画的に推進する。

##### イ 水防体制の整備

県は水防計画を策定し、町、消防団を含めた地域の水防組織を整備する。

#### (2) 町の役割

##### ア 情報伝達体制の整備

(ア) 町は、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときに受ける国・県からの通知については、速やかに住民に周知できる伝達体制を整える。

(イ) 災害時要援護者が利用する施設については、当該施設利用者が洪水時において円滑かつ迅速に避難できるよう、TV電話による広報、自主防災組織、消防団等による伝達など、適切かつ確実な伝達方法を定めておく。

##### イ 警戒避難体制の整備

洪水ハザードマップ等により避難所や避難路を住民に周知するとともに、住民が避難するための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

##### ウ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報や洪水ハザードマップを有効に活用して、住民の防災意識の向上を図る。

#### 4 住民・企業等の役割

##### (1) 住民の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応のできる地域での間柄の形成に努める。また、洪水を想定した避難訓練等の実施に努めるとともに、消防団からの要請により水防活動にも従事する。

##### (2) 企業・事業所等の役割

災害発生時において応急対策活動を円滑に行うため、建設業協会等との協定を図り、平時から応急復旧資材の備蓄に努める。

#### 5 積雪地域での対応

県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれがある場合には、事前に河川の除雪を行う。

## 第 8 節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係課名等】◎農林商工課

### 1 計画の方針

農地・農業用施設の災害の未然防止と被害解消のため、阿賀町農業農村整備事業管理計画等における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図る。

### 2 計画の体系



### 3 農地・農業用施設等の災害予防

#### (1) 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり次の事項に十分留意する。

##### ア 管理体制等の整備

樋門・樋管・頭首工等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など管理体制の強化と徹底を図る。

##### イ 施設の点検

常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

##### ウ 情報管理手法の確立

基幹農道、樋門・樋管・頭首工等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入を検討する。

##### エ 緊急用資機材の点検、備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

#### (2) 用排水施設の災害予防

用排水施設の整備に当たっては、地域全体の排水機能の向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業による農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止を図って行く。

また、樋門・樋管・頭首工等農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発見に努める。

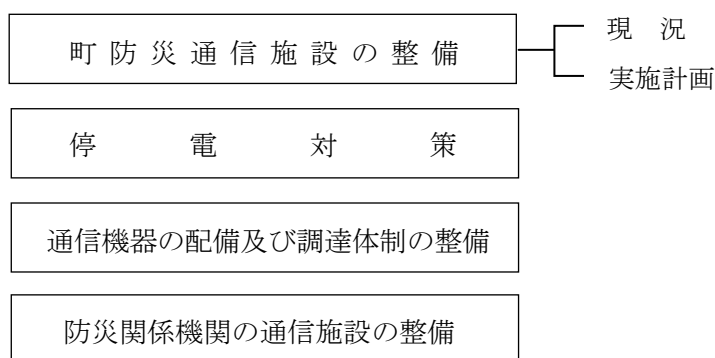
## 第 9 節 防災通信施設災害予防計画

【関係課名等】◎総務課、消防本部、各支所

### 1 計画方針

災害時の応急活動実施のためには、通信の確保が特に重要である。このため、各無線保有の防災機関は災害時の通信手段の確保のため、無線通信施設の災害に対する安全性の確保及びバックアップ機能の整備に努める。

### 2 計画の体系



### 3 町防災通信施設の整備

#### (1) 現況

災害時に被害の軽減を図るためには、町と災害現場、町民、さらに地域の防災関係機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集が必要である。現在の通信施設は、TV電話である。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERTといい、以下「J-ALERT」という。）を導入しており、土砂災害など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報に対してTV電話が自動起動することにより、住民に緊急情報を速やかに伝達することが可能である。

#### (2) 実施計画

将来災害時における迅速かつ的確な情報伝達及び収集を行うため、今後、防災行政無線デジタル化など通信施設の充実を図る。

### 4 停電対策

商用電源停電時においても通信施設に支障がないよう、自動起動、自動切替えの非常用発電設備、直流電源設備等の整備を促進する。

### 5 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

### 6 防災関係機関の通信施設の整備

防災関係機関には、災害時における情報収集及び情報提供を迅速に行うため、バックアップ対策に一層努めるよう働きかける。



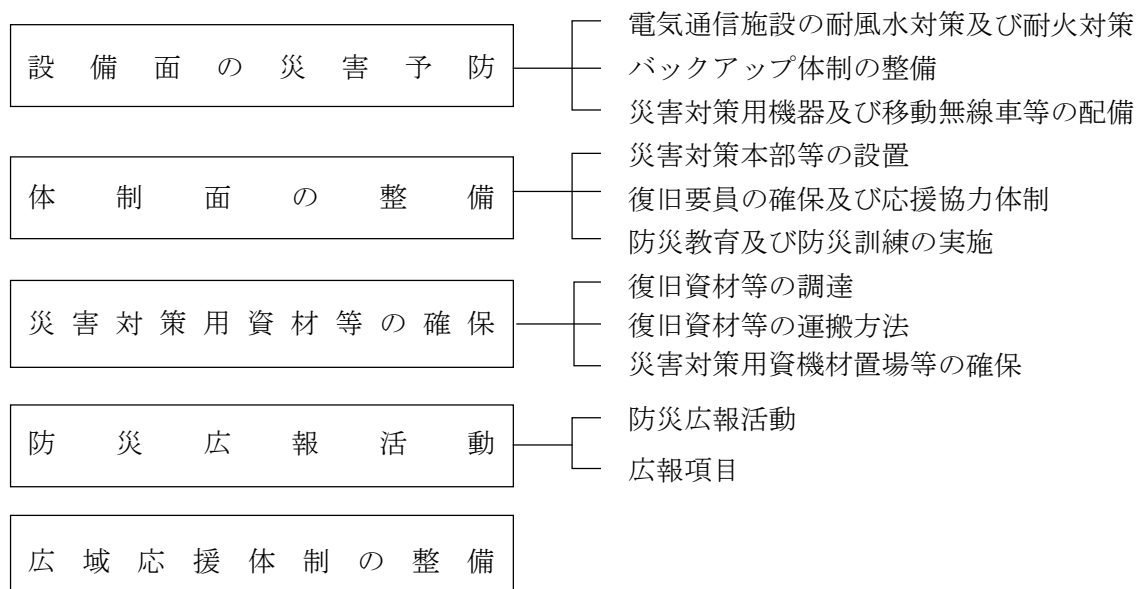
## 第 10 節 公衆通信施設災害予防計画（NTT）

【関係課名等】◎総務課、各支所

### 1 計画の方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

災害時においても、重要通信を確保できるよう平時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった集落相互間の通信が途絶したり、麻ひしたりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を、さらに促進する。

#### (1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

##### ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策を施してきたが、一部の施設については、大規模災害に耐えるように調査点検を実施し、補強を計画的に進めて行く。

##### イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

#### (2) バックアップ体制の整備

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を、さらに促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
  - イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備。
  - ウ D70交換機、伝送・無線システム等データファイルの分散化。
  - エ 通信網輻輳対策マニュアルの作成。
- (3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備
- 主要支店等に以下のような災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。
- ア 孤立防止対策用衛星電話
  - イ 可搬型移動無線機
  - ウ 移動電源車及び可搬電源装置
  - エ 応急復旧光ケーブル
  - オ ポータブル衛星局及び衛星車載局
  - カ その他応急復旧用諸装置

#### 4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ安全に防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室  
予想される非常災害の発生に備えた対策活動の実施
- イ 準備警戒体制  
明らかに予想される非常災害の発生に備えた対策活動の実施
- ウ 支援本部  
大規模災害対策活動の支援
- エ 災害対策本部  
大規模災害規模災害活動の実施

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施、防災業務の浸透の推進。
- イ 中央防災会議及び県・町が実施する防災訓練への積極的な参加、又はこれへの協力。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会への参加。

## 5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点へ配備充実を図る。

### (1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

### (2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法の確保及び必要に応じたヘリコプターによる空輸。

### (3) 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要な場合の、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等の確保。この確保が困難と思われる場合は、町に依頼して迅速な確保を図る。

## 6 防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

### (1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- ウ ホームページ等による広報

### (2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 特設公衆電話設置場所の周知
- エ 臨時お客様対応窓口の周知
- オ 災害用伝言サービス提供に関する周知

## 7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

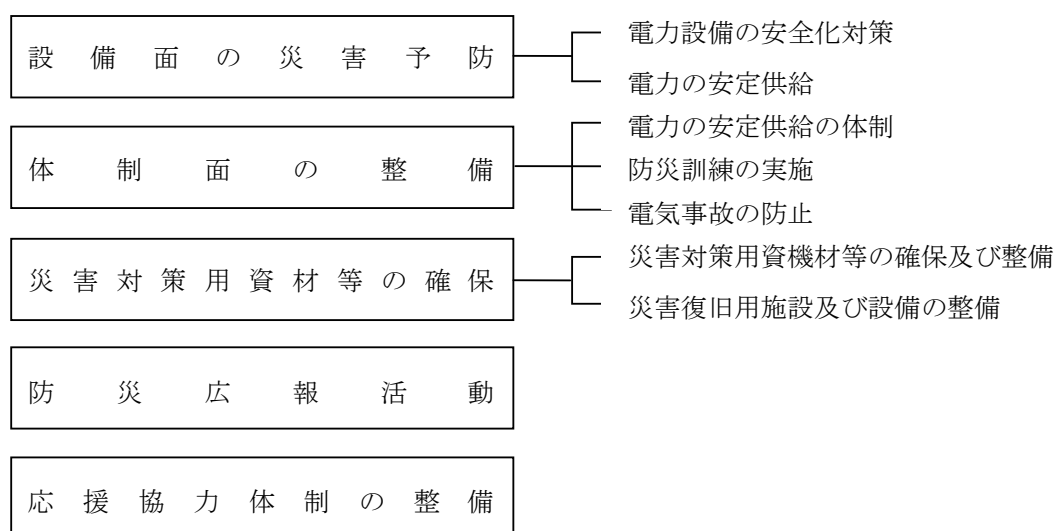
## 第 11 節 電力供給施設災害予防計画

【関係課名等】◎総務課、各支所

### 1 計画の方針

電力供給機関には、災害時における電力供給ラインを確保し人身の安全を図るため、電力施設の防護対策に努める。

### 2 計画の体系



### 3 設備面の災害予防

#### (1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、設備ごとに計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防措置を講ずる。

#### (2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

### 4 体制面の整備

#### (1) 電力の安定供給の体制

新潟給電指令所、各技術センター制御所及び各営業所において24時間の監視体制を行って

り、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

## (2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## (3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

## 5 災害対策用資材等の確保

### (1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

### (2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

## 6 防災広報活動

電力供給機関は、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を備えておく。

## 7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

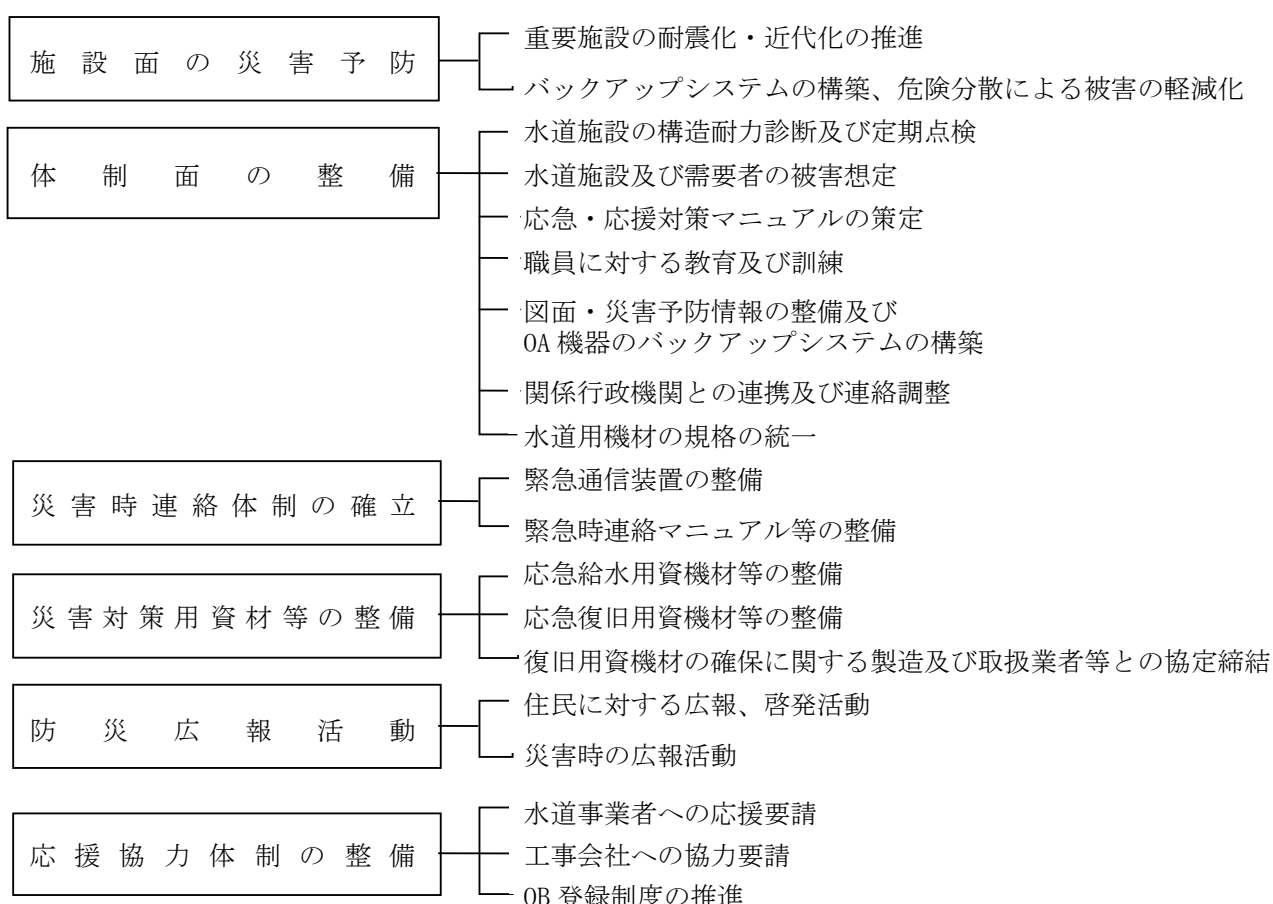
## 第12節 上・簡易水道施設災害予防計画

【関係課名等】◎企業課、各支所

### 1 計画方針

町は、大規模な災害の発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

### 2 計画の体系



### 3 施設面の災害予防

町は、水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画に合わせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進する。

#### (1) 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で、次の事項の耐震化・近代化事業を推進する。

ア 貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

- イ 避難場所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽、大口径配水管を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置
- ウ 管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用並びに共同溝の利用及び給水装置の耐震化
- エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化
- オ 浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保
- カ 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備
- (2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化
  - 重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。
  - ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化
  - イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化
  - ウ 緊急時代替水源（農業用水等の他利水水源）の確保
  - エ 他水道事業者との連結管によるバイパスルートの確保
  - オ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

#### 4 体制面の整備

町は、平時から施設の構造耐力診断、被害想定等を行い、これに基づき、緊急時の応急・応援対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

- (1) 水道施設の構造耐力診断及び定期点検
  - 現状の水道施設の構造耐力診断を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。
- (2) 水道施設及び需要者の被害想定
  - ア 災害直後の被害状況を見積るため、きめ細かな情報を収集する体制を確立する。
  - イ 災害の規模、施設整備状況等からパソコン等を利用した水道施設の被害の発生予測手法を開発し、被害を予測し、給水目標及び応急・応援対策計画の策定を検討する。
- (3) 応急・応援対策マニュアルの策定
  - 応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。
- (4) 職員に対する教育及び訓練
  - ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び施工等の技術の向上、人材の育成に努める。
  - イ 緊急時に迅速かつ確かな対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。
- (5) 図面・災害予防情報の整備及びOA機器のバックアップシステムの構築
  - ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

イ 水道事業者相互間で、水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）を共有化できるよう検討する。

ウ パソコン等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

(6) 関係行政機関との連携及び連絡調整

ア 耐震貯水槽の整備に当たっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。

イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

(7) 水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討するとともに、応急復旧時に支障が生じないよう予備資材を備蓄しておく。

## 5 災害時連絡体制の確立

(1) 緊急通信装置の整備

町は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努める。

(2) 緊急時連絡マニュアル等の整備

町は、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

## 6 災害対策用資材等の整備

(1) 応急給水用資機材等の整備

町は、計画的に緊急浄水器、給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材等の整備

町は、計画的に次の事項に配慮し、応急復旧用資機材の整備に努める。

ア 排水ポンプ、発電機、漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ 広域応援体制の整備、備蓄の推進

エ 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備等の常備

(3) 復旧用資機材の確保に関する製造及び取扱業者等との協定締結

応急復旧用資機材の備蓄は、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は他水道事業者から借受ける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急調達を行う。

## 7 防災広報活動

(1) 住民に対する広報、啓発活動

町は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民等に対し、平時から防災体制、飲料水の確保、衛生対策等の留意事項について周知徹底するよう広報誌、パンフレットの配付等により広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 非常用飲料水の確保



家庭での非常用飲料水（概ね3日分、一人一日3ℓ程度を目安）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

イ 浴槽の水のくみ置き

浴槽の残り湯を非常時の生活用水や防火用水に利用する。

ウ 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

(2) 災害時の広報活動

ア 応急給水対策を住民に周知し、協力が得られるようにする。

(ア)給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォータパック等）

(イ)給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

イ その他災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

## 8 応援協力体制の整備

(1) 水道事業者への応援要請

町は、災害により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、日本水道協会新潟県支部で定めている水道災害相互応援要綱及び応援要請・受入れマニュアルに基づき応援要請を行う。

(2) 工事会社への協力要請

水道局は、災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などと非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

(3) OB登録制度の推進

町で水道業務を担当した経験のある元職員は、水道業務のエキスパートであり、災害時にはボランティアとして施設の点検や被害状況等の把握に応援してもらうため、企業課は、協力を賛同するOB職員の登録制度の確立を推進する。

## 第 13 節 下水道施設災害予防計画

【関係課名等】◎企業課

### 1 計画の方針

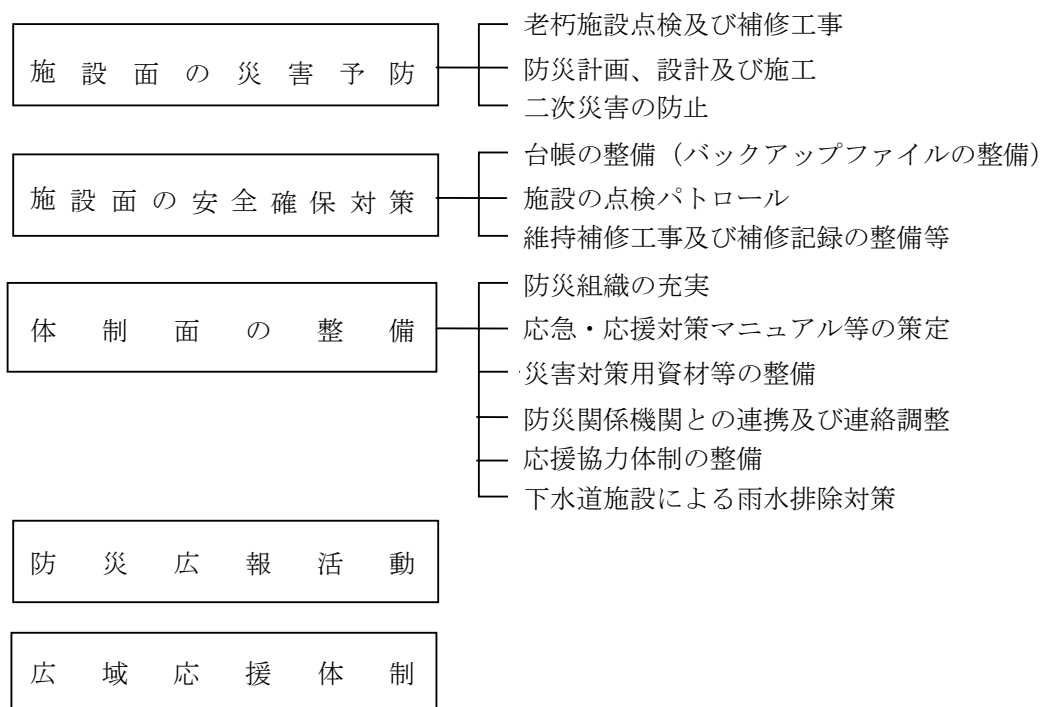
下水道施設は、ライフライン施設として町民の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、町民へ与える影響が大きい。

したがって、町は災害時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確保すべく、平時において災害予防の向上のために施設等の被災予防の推進と災害対策資材の確保や他機関との連絡協議等の応急活動の推進を図る。

### 2 計画の体系

下水道施設は、末端管きょから処理場まで広範囲に配置されており、各施設は多種多様の構造物、機器により、下水道施設のすべてを防災化することは技術的にも経済的にも困難であるが、できるだけ防災化を図る必要がある。

特に幹線管きょ、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、防災化対策を講じた施設整備を計画的に実施する。



### 3 施設面の災害予防

#### (1) 老朽施設点検及び補修工事

町は、下水道施設の維持管理に当たり、平時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所 の改善に努める。

また、災害が発生した場合に、被害を低減又は防止するために、施設の弱点箇所について年次計画を立て、防災対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて補修工事を行う。

## (2) 防災計画、設計及び施工

町は、設計及び施工方法について防災化を検討する。

### ア 計画

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、他処理区の管きょ、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化を図る。

### イ 設計

(ア) 管路は、地盤状況に応じて管きょ周辺の地盤改良の実施や可とう管及び可とう性継ぎ手等を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手を採用する。

## (3) 二次災害の防止

町は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限に食い止める。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

## 4 施設面の安全確保対策

### (1) 台帳の整備（バックアップファイルの整備）

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、町は資料の収納及びデータ管理を行う施設について、災害に強い構造や耐震化を図るとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して資料の安全性の向上を図るよう努める。

### (2) 施設の点検パトロール

町は、下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し迅速かつ適切な措置が行えるよう、施設の機能状況の把握に努める。

### (3) 維持補修工事及び補修記録の整備等

町は、異常箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時に有効に活用できるよう整備しておく。

## 5 体制面の整備

### (1) 防災組織の充実

町は、下水道施設の防災対策に当たり、防災活動が円滑にできるよう防災関係課と調整・協議し、組織の整備を図る。

### (2) 応急・応援対策マニュアル等の策定

町は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

### (3) 災害対策用資材等の整備

町は、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、(社)新潟県建設業協会津川支部と協力し、災害対策用資材等の整備を図る。

災害対策用資材等は、想定される被害の内容を考慮して、平時から計画的に確保しておくことが重要である。特に独自に確保できない資材等については(社)新潟県建設業協会津川支

部及び(社)新潟県管工事工業協会等と協力協定を締結するとともに、他の下水道施設管理者・下水道事業団等の協力も得ておく。

(4) 防災関係機関との連携及び連絡調整

町は、下水道施設の調査、復旧において、ライフライン施設等防災関係機関との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能なかぎり事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、調査・復旧を円滑に実施するため、処理場周辺の地域住民、企業等との情報交換及び広報が必要となる場合があり、今後この広報等を検討する。

(5) 応援協力体制の整備

町は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について確立しておく。

ア 災害対応組織

イ 非常配備体制

ウ 緊急時における連絡手段の確保

(6) 下水道施設による雨水排除対策

下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設の十分な浸水防除対策を講ずる。

## 6 防災広報活動

町は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民、各行政区長等に対し、平時から防災体制等について広報し、防災意識の啓発に努める。

## 7 広域応援体制

町は、町単独では対応不可能な災害の発生に備え、近隣市町村の下水道関連業者との相互応援協定の締結に努める。

## 第 14 節 危険物等施設災害予防計画

【関係課名等】◎消防本部

### 1 計画方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設の関係者は自主保安対策を講ずることとし、行政機関は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導に当たる。

### 2 計画の体系

危険物は、一方では重要なエネルギー源であり、各種産業における原材料をはじめ一般家庭での文化的な生活を支える原動力として活用されていることから、近年各種産業の発展及び生活様式の高度化に伴い年々増加の一途をたどっている。これらに対する安全対策の体系は次のとおりとする。

危険物施設安全対策

火薬類取扱施設等安全対策

高圧ガス取扱施設等安全対策

毒物・劇物取扱施設等安全対策

有害物質取扱施設等安全対策

放射線使用施設安全対策

### 3 危険物施設安全対策

危険物による災害は、大規模な自然災害等による発災はもとより、二次災害による被害も大きなウエートを占めることが予想されることから、災害の初期対応が特に重要と考えられる。

このため、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

危険物施設の立地状況等の現況を勘案し、以下のとおり整備改善を図る。

#### ア 構造耐力の強化

町及び消防本部は、危険物施設の構造耐力性に関し、消防法の規定による基準に適合し

た状態を維持するよう指導する。

#### イ 指導の強化

(ア) 消防本部は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため立入り検査を励行する等指導を強化する。

(イ) 消防本部は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取り扱いについての技術上の基準の遵守、予防規定の作成等安全管理体制の確立を指導する等危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

#### ウ 保安教育

消防本部は、(財)新潟県危険物安全協会の協力の下に、危険物取扱事業所の管理責任者、保安統括管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

#### エ 自衛消防組織の強化促進

(ア) 消防本部は、危険物取扱事業所が自衛消防組織等の活動要領を定めるなど自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊の組織化を推進する。

(イ) 消防本部は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定めるなど、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

#### オ 防災訓練の強化

消防本部は、危険物取扱事業所等に対し、具体的な災害想定の下に隣接事業所との連携も考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

#### カ 化学消防資機材の整備

(ア) 消防本部は、消防力の整備指針に基づき、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努める。

(イ) 消防本部は、取扱事業所に対し化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を促進するよう指導する。

#### キ 関係機関との連絡体制の確保

危険物取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災した場合に備え、消防、警察等関係機関及び関係事業所と連絡体制の確保を図る。

#### ク 災害発生時の自衛消防組織等の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図れるよう努める。

#### ケ 近隣事業所等との連携

危険物取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

#### コ 初動体制の強化

危険物取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

## 4 火薬類取扱施設等安全対策

火薬類取扱事業所は、災害により発災した場合被害の拡大が予想されることから、関係機関

と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

## 5 高圧ガス取扱施設等安全対策

高圧ガスは、その物性・化学的特性により、漏えいすると爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図る。

### (1) 災害予防対策

#### ア 防災訓練の強化

消防本部は、高圧ガス取扱事業所等に対し、具体的な災害想定の下に隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

#### イ 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確保

(ア) 高圧ガス取扱事業所は、災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制の確保を図る。

(イ) 高圧ガス関係協会は、災害発生時に、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

#### ウ 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業所は、災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う等災害時に迅速な対応がとれるよう努める。

#### エ 初動体制の強化

高圧ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

## 6 毒物・劇物取扱施設等安全対策

毒物・劇物は、その物性・化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。町は、県と協力して毒物・劇物営業者及び届出を要する毒物・劇物を業務上使用する者に対して次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物・劇物を業務上使用する者のうち大量に取り扱う者の把握に努め、適正な取り扱いについての指導に努める。

### (1) 災害予防対策

#### ア 毒物・劇物営業者及び届出を要する毒物・劇物を業務上使用する者に対する指導

町は、県と協力して毒物及び劇物取締法に基づく監視指導の際、毒物・劇物の貯蔵状況、事故発生時の毒物・劇物等による危害防止規程等を調査し、対策、改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

#### イ 届出を要しない毒物・劇物を業務上使用する者に対する指導

届出を要しない毒物・劇物を業務上使用する者の実態把握に努めることにより、毒物・劇物を大量に取り扱う者を把握し、研修会、立入検査を実施する等指導の強化を図る。

## 7 有害物質取扱施設等安全対策

有害物質は、その物性・化学的特性から、流出又は漏えいするとその有害性により人の健康

及び生活環境に大きな被害が生じることが想定される。このため、町は、県と協力して水質汚濁防止法の特定事業場等に対して、法に基づき監視・指導を行うとともに、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、有害物質の流出・漏えい防止についての指導に努める。

(1) 災害予防対策

ア 水質汚濁防止法の特定事業場等に対する指導

町は、県と協力して水質汚濁防止法に基づく監視指導の際、法に基づく有害物質の流出及び地下への浸透の防止等について指導するとともに、水質汚濁防止法第14条の2第1項に基づく事故時の措置及び報告の遵守を徹底させる。また、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においても必要な指導を行う。

イ 届出を要しない工場又は事業場等に対する指導

町は、県と協力して届出を要しない工場又は事業場等の実態調査を実施し、有害物質を取り扱う工場又は事業場等を把握し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

## 8 放射線使用施設安全対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

(1) 災害予防対策

ア 事前に実施すべき具体的措置

(ア) 放射線施設

- a 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等
- b 放射性同位元素の室外漏出防止のための措置

(イ) 放射線施設内設備

- a 線源収納部の耐震性の確保並びに転倒、移動、落下の防止措置
- b 治療用線源、CT（コンピューター断層撮影法）などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

(ウ) 放射性同位元素保管容器類

- a 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策
- b 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

イ 非常用機器材の整備

- (ア) 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等
- (イ) 非常用電源類の整備

ウ 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

エ 通報連絡、情報収集体制の整備

消防署等関係機関との協議、連絡体制の確立等

オ 行動マニュアル類の整備

- (ア) 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化



- (イ) 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示
- カ 防災教育
  - (ア) 防災計画概要及び基本姿勢の周知
  - (イ) 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知
- キ 防災訓練
  - 避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。
- ク 定期点検
  - (ア) 放射線施設の建物についての耐震診断の実施
  - (イ) 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置
  - (ウ) 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

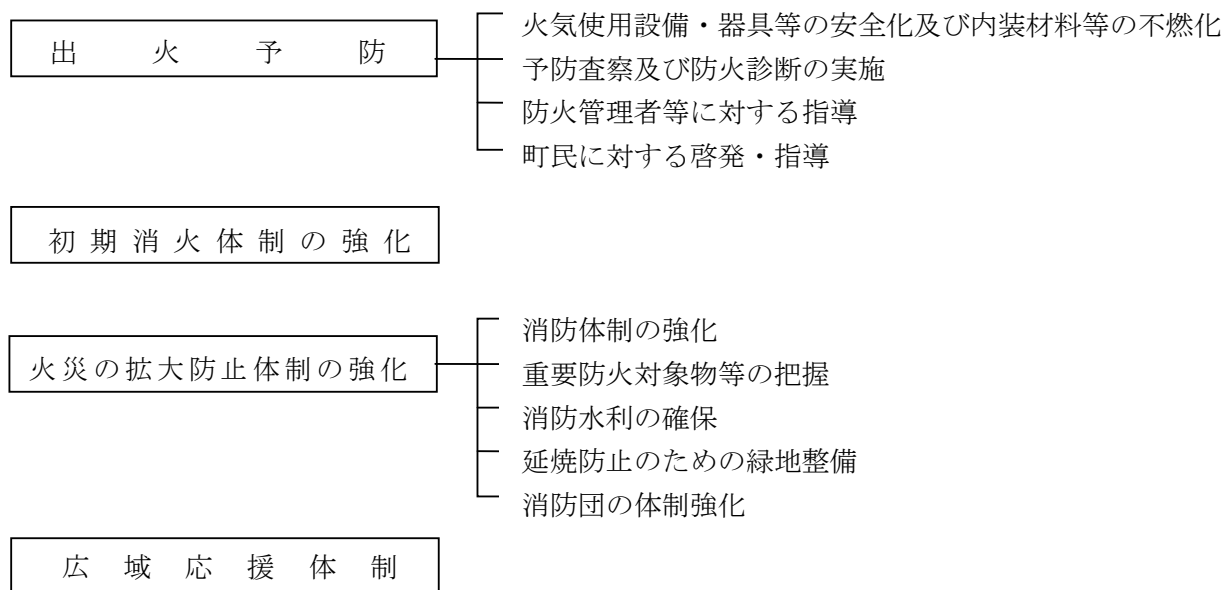
## 第 15 節 火災予防計画

【関係課名等】◎消防本部、総務課

### 1 計画方針

異常乾燥下及び強風下における火災等の被害の未然防止及び軽減を図るため、町及び消防関係機関は、火災予防体制等の充実、強化を図る。

### 2 計画の体系



### 3 出火予防

#### (1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

町及び消防本部は、火気使用設備・器具等からの火災の発生を予防するため、次の事項について対策の推進指導を行う。

ア 火気使用設備・器具周囲の保安距離の火災予防条例の遵守

イ 建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化

#### (2) 予防査察及び防火診断の実施

消防本部は、火災の垂直方向への著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店及びスーパー等大規模小売店等の防火対象物、工場及び作業場等で多数の火気を使用する防火対象物、構造上特殊性により避難や消火活動に困難が予想される建築物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し出火予防対策の徹底を図る。

#### (3) 防火管理者等に対する指導

消防本部は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

ア 防火管理者等を置く事業所における消防計画の整備と従業員に対する消防計画の周知徹

底

イ 一つの建物で管理権限者が複数となる場合の管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化

ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ 実践的かつ定期的な訓練の実施

カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理

キ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(4) 町民に対する啓発・指導

町及び消防本部は、住民の防火に関する知識及び火災に対する備えなどの普及のため、次の項目について啓発、指導に努める。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具の整備

イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置

ウ 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導

エ 火を使う場所の不燃化

オ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及

カ 灯油等危険物の安全管理

キ 異常乾燥及び強風時における防火管理

4 初期消火体制の強化

阿賀町消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し次の対策を指導する。

ア 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画作成に基づく各種訓練等を通じた指導。

イ ア以外の事業所及び住民に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び印刷物等配布により、防災意識及び初期消火行動力等（消火、避難、通報等）の向上を図る。

5 火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

(1) 消防体制の強化

ア 常備消防組織等の現況

阿賀町の消防組織の平成24年4月1日現在での状況は次のとおりである。

阿賀町 消防本部	消防本部	1
	分遣所数	3
	消防吏員数	62 人
	消防ポンプ自動車	4 台
	水槽付ポンプ自動車	1 台
	救急自動車	4 台
	救助工作車	1 台
	指令車	1 台
	支援車	1 台

イ 災害発生時における迅速な初動体制の確保

町及び消防本部は、災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

ウ 消防力の整備

町は、消防職員及び消防車両等の消防力の指針に対する充足率を満たすよう各種補助制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 重要防火対象物等の把握

町及び消防本部は、危険物施設、消火優先地域、重要消火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図を整備し、迅速な火災防ぎょ活動に努める。

(3) 消防水利の確保

ア 消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り災害に備える。

(ア) 河川、池の利用

(イ) 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用

(ウ) 消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の設置

イ 消防本部は、消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備し、効果的な消防活動に努める。

ウ 消火栓の整備状況

阿賀町の消火栓は、平成24年4月1日現在、686基が設置されている。

エ 防火水槽の整備状況

阿賀町の防火水槽の平成24年4月1日現在での状況は次のとおりである。

防火水槽の規模		設置数(基)
100m <sup>3</sup> 以上		1基
60 m <sup>3</sup> 以上	100m <sup>3</sup> 未満	2基
40 m <sup>3</sup> 以上	60m <sup>3</sup> 未満	255基
20 m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満	22基
合	計	280基

(4) 延焼防止のための緑地整備

ア 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の有する延焼阻止機能等に着眼し、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

イ 樹木の有する延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭から工場その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

(5) 消防団の体制強化

ア 消防団の現況

阿賀町消防団の平成24年4月1日現在での状況は次のとおりである。

消防団数・分団数	1 団・14 分団
団員数	813 人
消防ポンプ自動車	5 台
小型動力ポンプ付積載車	68 台
小型動力ポンプ	58 台

#### イ 消防団の活性化

(ア) 町は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定するものとし、策定に当たっては町の長期総合整備計画との整合性を十分に図り、実効性のある計画づくりに努める。

(イ) 消防団活性化計画の主な内容は次のとおりである。

- a 公募制導入や新興住宅地への取組み等、団員募集の多様化
- b 若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進
- c 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- d 消防団協力事業所認定制度の推進
- e 報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善
- f 消防団拠点施設の整備
- g 通信体制、消防車両等の整備による機動力の強化
- h 装備や設備の小型化、軽量化
- i 防火衣、防火帽等安全装備の充実
- j 地域との連携強化等による、消防団のイメージアップ
- k 青年団、各地域地区長会、各種サークル等地域内諸団体との連携強化
- l 災害時における消防団広域応援体制の検討

## 6 広域応援体制

ア 町単独では対処不可能な火災の発生に備え、隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結に努める。

イ 町長は、他の市町村長との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど迅速、効果的な応援体制の確立に努める。

## 第 16 節 廃棄物処理予防計画

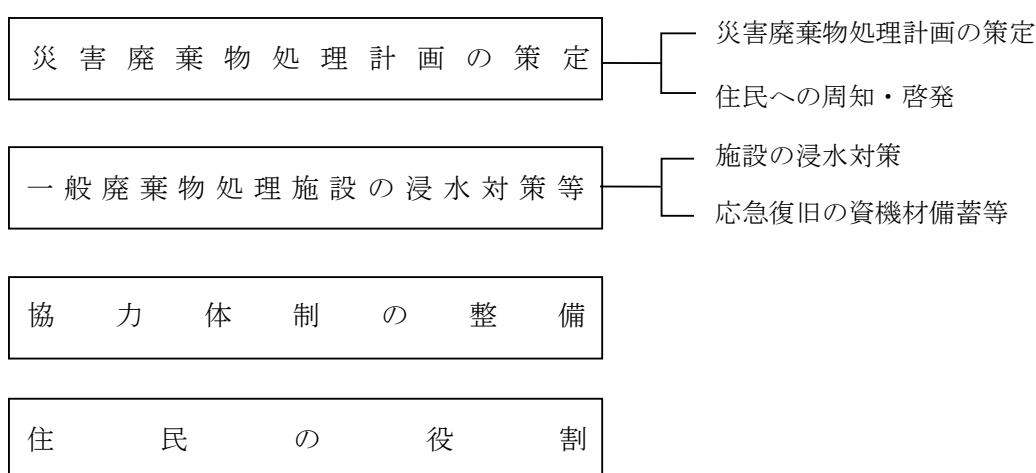
【関係課名等】◎町民生活課

### 1 計画の方針

町は、水害時を想定したごみ及びし尿の一般廃棄物処理計画を策定するとともに、平時から住民に対し、協力を求める事項について周知する。また、あわせて一般廃棄物処理施設の浸水及び応急復旧に関する対策の整備に努める。

県は、町からの要請に備え、市町村間の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

### 2 計画の体系



### 3 災害廃棄物処理計画の策定

#### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、水害時に発生する廃棄物の処理を行うため、組織体制、関係機関との連絡体制、住民へ広報する方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ・し尿の収集、処理方法等に関する計画を策定する。

#### (2) 住民への周知・啓発

住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等を通して啓発に努める。

### 4 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

#### (1) 施設の浸水対策

一般廃棄物処理施設についての浸水対策を図るとともに、水害時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕を持った施設としての整備に努める。

#### (2) 応急復旧の資機材備蓄等

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握及び点検のための施工業者等との連絡協力体制を整備する。

## 5 協力体制の整備

町は、近隣市町村、関係機関等との災害時協定等により、災害廃棄物処理に関する協力体制を整備する。

## 6 住民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 町が広報や防災訓練を通じて周知する水害時に発生する廃棄物の排出方法や仮設トイレの使用方法について理解し、水害時における廃棄物処理に協力できるよう努める。

## 第2章-4 避難・救援・救護体制の整備

### 第17節 救急・救助体制の整備

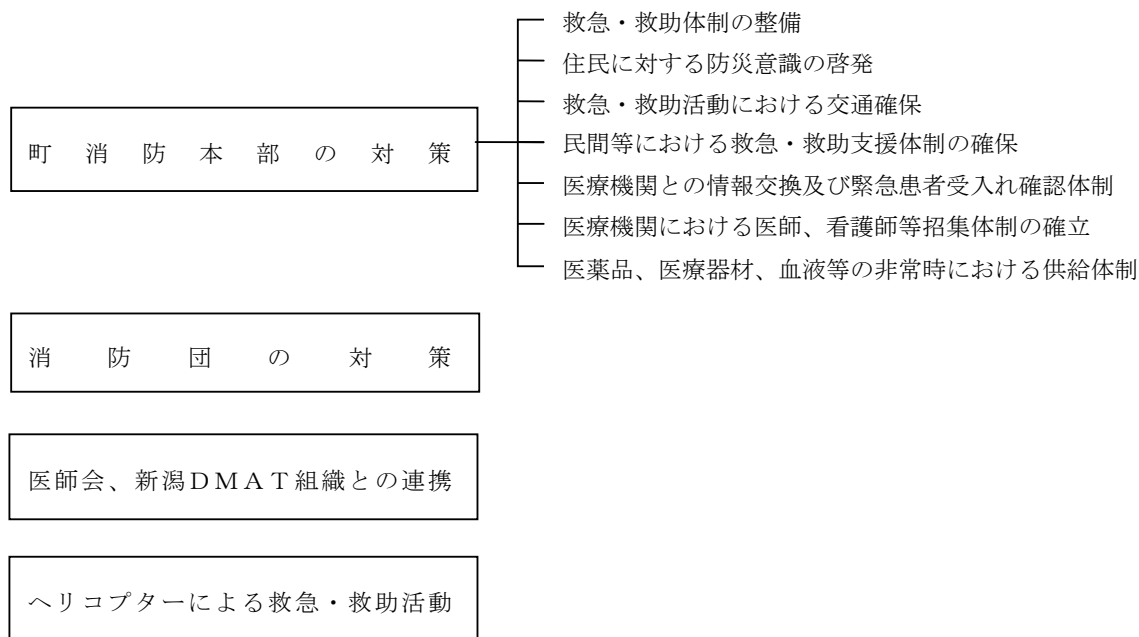
【関係課名等】 ◎消防本部、総務課、健康福祉課

#### 1 計画の方針

災害が発生し、浸水、埋没、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する被災者に対し、救急救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助体制の整備を行う。

また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うため、体制整備を図る。

#### 2 計画の体系



#### 3 町消防本部の対策

##### (1) 救急・救助体制の整備

###### ア 常備消防組織の救急・救助体制の整備

消防本部は、救急隊員、救助隊員の質の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助資機材の整備に努める。

###### イ 消防団の救急・救助体制の整備

消防本部は、消防団に対して救急・救助活動についての指導を積極的に行う。

また、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等の救急救助資機材を整備し、機動力の強化に努める。



- (2) 住民に対する防災意識の啓発  
救助訓練、応急手当の啓発普及活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。  
また、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、身体障害者等）が災害発生時に犠牲になるケースが多いことから、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう努める。
- (3) 救急・救助活動における交通確保  
建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。
- (4) 民間等による救急・救助支援体制の確保  
同時多発災害に備え、地元業者等から、救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。
- (5) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制  
同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。
- (6) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立  
救急・救助活動を円滑に行うために、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を確立し、救急搬送者の受け入れ体制を確保する。
- (7) 医薬品、医療器材、血液等の非常時における供給体制  
日本赤十字社新潟県支部、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会、関係業者と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

#### 4 消防団の対策

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

#### 5 新津保健所・五泉市東蒲原郡医師会の対策

町から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。また、新津保健所災害医療コーディネートチームとの連携・協力体制を整備する。

なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救援・救助活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に行う。

#### 6 医師会、新潟DMAT組織との連携

日頃から、五泉市東蒲原郡医師会、新潟DMAT（災害派遣医療チーム）組織等と、多数の傷病者が発生した場合などの相互連携体制等について十分に検討・協議し、防災訓練等において相互連携を図る。

#### 7 ヘリコプターによる救急・救助活動

救急・救助活動を要請できるヘリコプター保有機関と連絡先は以下のとおりである。

- ①「新潟県消防防災航空隊

連絡先 電話 025-270-0263、025-270-0395  
(夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)

②新潟県警察航空隊

連絡先 電話 025-285-0110 (内 5770 警備第二課)  
(夜間) 025-285-0110 (総合当直)

③航空自衛隊新潟救難隊

連絡先 電話 025-273-9211 (内 218 飛行班)  
(夜間) 025-273-9211 (内 213 救難隊直通)

④ドクターヘリ

連絡先 消防本部に依頼

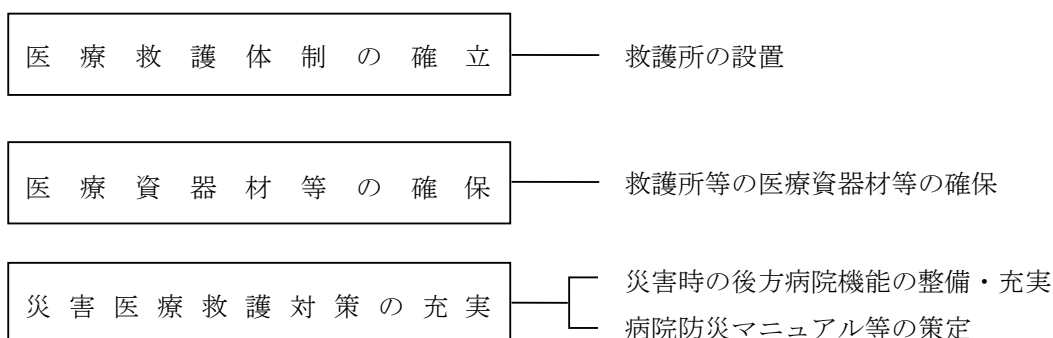
## 第18節 医療救護体制の整備

【関係課名等】◎健康福祉課

### 1 計画の方針

町は、県、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

### 2 計画の体系



なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に、新津保健所と連携をとりながら活動を行う。

### 3 医療救護体制の確立

町は、災害から町民の生命、健康を守るため、地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

- ・救護所〔初期救急医療{トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動}を行う場所〕の設置

#### ア 救護所設置予定施設の指定

町は、各地域の避難所を救護所設置予定施設として指定し、住民に周知する。

#### イ 救護所のスタッフの編成

町は、新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士及び補助者の編成計画を定める。

#### ウ 救護所設置予定施設の点検

町は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

### 4 医療資器材等の確保

町は、災害の発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

- ・救護所等の医療資器材等の確保

町は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

## 5 災害医療救護対策の充実

### (1) 災害時の後方病院機能の整備・充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者の受け入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域医療センター）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これらの病院において災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

町は、県立津川病院をはじめとする町内医療機関又は救護所での処置が不能な重症者が発生した場合は、消防本部と連携し災害拠点病院への搬送を行う。

また、災害時に重症者の迅速な対応ができるよう消防本部と連携し平素より搬送体制、連絡体制の整備を図る。

### (2) 病院防災マニュアル等の策定

ア 病院は、町及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

イ 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

#### (ア) 災害対策委員会の設置

(イ) 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

(ウ) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

(エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

(オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

(カ) 在宅医療を受ける者の状況把握と対応策に関する事項

(キ) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

## 第 19 節 避難体制の整備

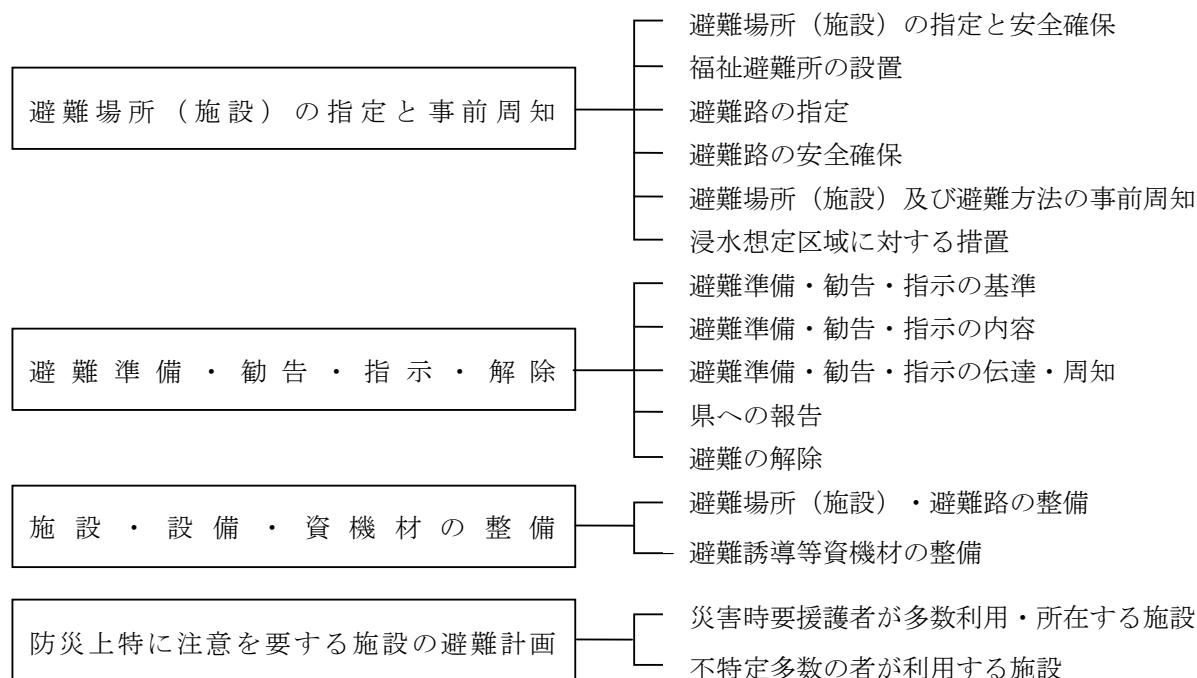
【関係課名等】全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

災害は、二次災害とあいまって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ住民等の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

町は、この計画に基づき、あらかじめ避難場所を定め、住民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努める。

### 2 計画の体系



### 3 避難場所（施設）の指定と事前周知

町は、公園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で避難場所（施設）として指定し、町民にその位置等を周知徹底する。

町は、これら施設について、避難所として必要な機能の整備に努める。

#### (1) 避難場所（施設）の指定と安全確保

今後、施設の老朽化、人口の動態の変動等により見直しを図る場合は、次の点に留意する。また、これらの避難場所（施設）については常時点検し、安全の確保を図っていく。

ア 地区別に指定し、高齢者・幼児・障害者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。

ウ 地震・浸水・延焼等災害種別を考慮した施設の安全性を確保する。

エ 公園等避難場所の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保する。

- オ 危険物を取り扱う施設などが周辺にないよう配慮する。
- カ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備を有するものであるようにする。
- キ 一旦避難した避難場所（施設）に更に危険が迫った場合に、他の避難場所（施設）への移動が容易に行えるようにする。
- ク 人員・物資の輸送車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努める。
- ケ 避難施設においては、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態に耐えられる施設の整備に努める。
- コ 避難施設においては、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努める。
- サ 民間宿泊施設などの応援を考慮した避難者収容体制を整備する。

(2) 福祉避難所の設置

移動が困難な高齢者や障害者等災害時要援護者を誘導する二次避難施設をあらかじめ指定しておき、災害時要援護者のケアに配慮する。

(3) 避難路の指定

町は、あらかじめ避難路を設定し、住民の安全な避難が行われるよう努める。

避難路の設定は、次のような条件を踏まえ定める。

- ア 十分な幅員の確保
- イ 万々に備えた複数路の確保
- ウ 火災の延焼、浸水等の危険のない経路への配慮

(4) 避難路の安全確保

町は、避難場所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- ア 避難場所（施設）へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水等の災害による危険が及ばないようにする。
- イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

(5) 避難場所（施設）及び避難方法の事前周知

町は、避難場所（施設）の位置及び避難に当たっての注意事項等について、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

- ア 標識、誘導標等の設置による周知
- イ 広報紙、チラシ配布などによる周知
- ウ 防災訓練等の実施による周知
- エ 町HPへの掲載による周知
- オ 洪水ハザードマップの配布による周知

(6) 浸水想定区域に対する措置

町は、阿賀野川河川の浸水想定区域に対し、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、当該区域からの移動手段とともに、特に洪水時の避難場所（施設）及び避難路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。

#### 4 避難準備・勧告・指示・解除

町は、災害時に適切な避難準備・勧告・指示・解除ができるようあらかじめ実施責任者を定めておき、災害発生時に迅速かつ的確に対応する。

(1) 避難準備・勧告・指示の基準

ア 実施責任者

避難の勧告、指示等の実施責任者は下表のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておく。勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「避難準備情報」を発令する。

町長は、勧告又は指示を行った場合、また避難準備情報を発令したときは速やかに知事に報告する。

イ 実施責任区分

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備情報	町長	災害時要援護者への避難行動の開始を求める	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事の場合は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事の場合は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 (災害対策基本法第 61 条) 警察官職務執行法第 4 条	立退き及び立退き先の指示 勧告 避難の指示	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合にかぎり、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難準備情報・勧告・指示の内容

ア 要避難対象地域（地名、施設名等）

イ 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難所の名称）

ウ 避難準備、勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の場所、避難に要する時間等）

エ 避難準備、勧告又は指示の発令者

- オ その他（避難時における最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等）
- (3) 避難準備情報・勧告・指示の伝達・周知
  - ア TV電話、緊急速報エリアメール、データ放送、町HP、サイレンによる避難信号の発信
  - イ 消防車・広報車による町内巡回放送
  - ウ 消防団員による各戸伝達
  - エ 行政区長等による各戸伝達
- (4) 県への報告
  - 町長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。
    - 記録事項及び県への報告事項
    - ア 発令者
    - イ 発令の理由及び発令日時
    - ウ 避難の対象区域
    - エ 避難先
    - オ その他必要な事項
- (5) 避難の解除
  - 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

## 5 施設・設備・資機材の整備

- (1) 避難場所（施設）・避難路の整備
  - 町は、避難場所（施設）・避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。
    - ア 避難路・避難場所（施設）の耐震化の推進
    - イ 断水時でも使用可能なトイレ、停電時でも使用可能な構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備
    - ウ 食料・水（給水用機材）・照明設備（非常用電源）・常備薬・炊き出し用具（燃料）・毛布等避難生活に必要な物資のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
    - エ 緊急物資、救急・救助・医療・防疫用資機材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、救援物資の一時集積場所の確保
    - オ 一般住民及び災害時要援護者等に配慮した避難場所への誘導標識の整備と避難施設の環境整備
- (2) 避難誘導等資機材の整備
  - 町は、災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。
    - ア 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のためのTV電話、防災行政無線のデジタル化等
    - イ 応急対策のための救助工作車、救急車等の救急救助資機材

## 6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

- (1) 災害時要援護者が多数利用・所在する施設。
  - 学校、保育園、病院、社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定してお



く。

ア 地域の実情に応じた避難場所（町指定の避難場所等）、経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者、自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法及び近隣住民、事業所等の協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難場所（施設）の確保、保健衛生、給食の実施方法

エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数のものが利用する施設

スーパー等の大規模小売店、興業場、ホテル、旅館、その他の施設の設置者又は管理者には、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくよう要請する。

ア 施設外の状況の、利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

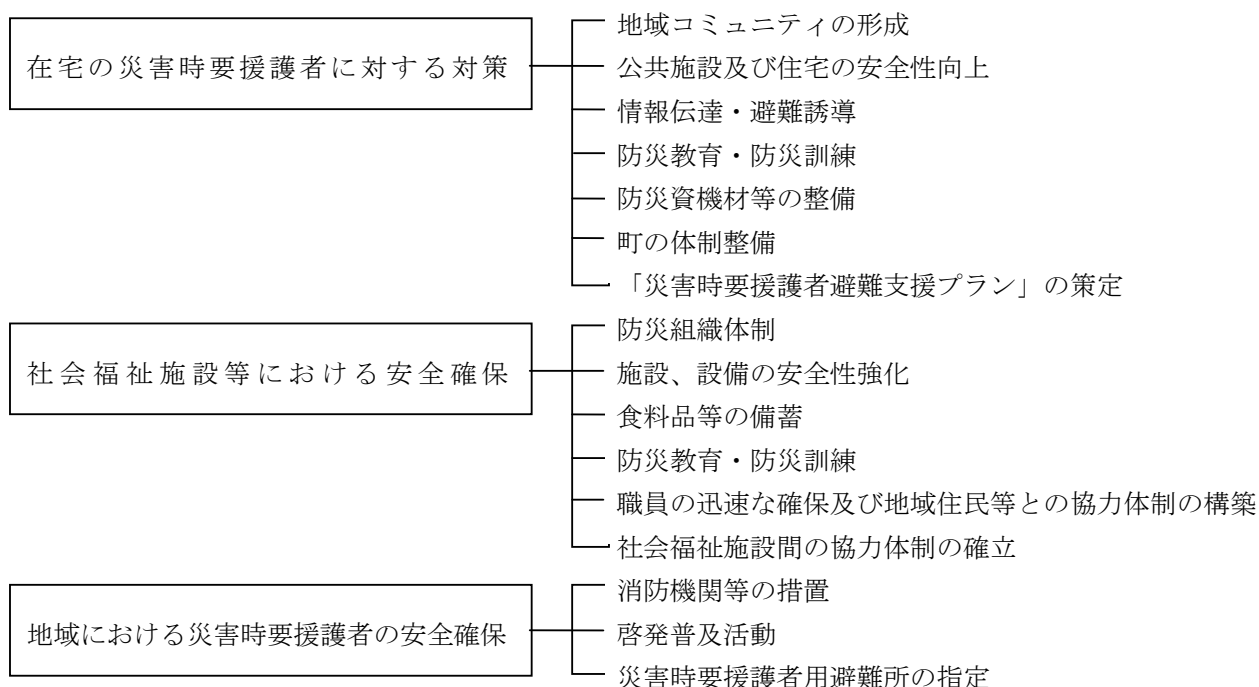
## 第 20 節 災害時要援護者の安全確保計画

【関係課名等】 ◎総務課、健康福祉課、各支所

### 1 計画の方針

障害者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。町は、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりを推進し、災害時における災害時要援護者の安全の確保を図る。

### 2 計画の体系



### 3 在宅の災害時要援護者に対する対策

#### (1) 地域コミュニティの形成

##### ア 行政による支援

迅速な避難行動ができない災害時要援護者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の弱者の救済の基盤となる。このため、町は、社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体等による在宅の障害者・高齢者等に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努める。

##### イ 災害時要援護者の実態把握

(ア) 町は、保健師、ケアマネジャー等の訪問活動を通じ障害者・高齢者等自力避難が困難な者及び外国人等災害時に特別の配慮が必要な者の居住地及び生活状況の把握に努める。また、この結果をもとに「災害時要援護者居住マップ」等の作成を行う。

ただし、生活状況の把握に当たっては、民生・児童委員・行政区長等と十分連絡をと

るとともに、本人・家族の同意を得る等プライバシーの保護に配慮する。

(イ) 町は、民生・児童委員・行政区長等と協力して災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、災害発生時に備え災害時要援護者の居住地等について、事前に消防機関等との情報交換に努める。

(ウ) 災害時に行政区長、民生・児童委員、消防団員が協力して介助、救護を実施できる体制を確立するとともに、近隣の協力が得られるようなコミュニティづくりを進める。

## (2) 公共施設及び住宅の安全性向上

町、県及び国は、災害時における障害者・高齢者の安全な行動等を確保するため、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、公共施設等の出入口や施設内の段差解消を図る。また、住宅の安全性確保のための住宅改良ヘルパーの派遣等に努める。

## (3) 情報伝達・避難誘導

### ア 近隣住民の役割

災害時における在宅の災害時要援護者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民（例：行政区の班等で10～20世帯単位）の果たす役割が大きいことから、町は、民生・児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

### イ 情報伝達機器の整備

町は、災害時要援護者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の普及に努めるとともに、外出中の災害時要援護者の避難が容易となるよう道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

### ウ 外国人への情報伝達

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応が難しいため、事前に外国人に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。

町は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施する。

## (4) 防災教育・防災訓練

町は、次により在宅の災害時要援護者のための防災教育及び訓練に努める。

ア 災害時要援護者へのパンフレット配付等による防災知識の普及

イ 広報誌等による災害時における災害時要援護者支援の啓発、知識の普及等

ウ 災害時要援護者の避難等を組み入れた防災訓練の実施

## (5) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じて、災害時要援護者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に努める。

## (6) 町の体制整備

町は、災害発生時に在宅の障害者・高齢者等の安否情報の収集、ケア等について一元的に実施する組織として、災害対策本部に要援護者対策班を設置し、日ごろ同業務に従事している健康福祉課が担当する。

## (7) 「災害時要援護者避難支援プラン」の策定

地域住民、自主防災組織、福祉関係者等と協力して上記各項目を具体化した災害時要援護者の避難支援プランを策定し、各地域における災害時要援護者支援のルール化を図る。主な内容は次のとおりとする。

- ア 災害時要援護者の特定
- イ 災害時要援護者情報の把握
- ウ 情報伝達体制の整備
- エ 避難支援者の決定
- オ 災害時要援護者支援に係る訓練

#### 4 社会福祉施設等における安全確保

##### (1) 防災組織体制

###### ア 自衛のための防災組織の設置

社会福祉施設等は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き防災業務を分担させる。

###### イ 情報連絡・応援体制の確保

社会福祉施設等と消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて消防・警察・近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の救助及び協力体制の整備に努める。

###### ウ 防災管理体制の強化

施設管理者は、防火管理者制度の活用により施設の防災体制の強化を図る。特に夜間、休日等職員が少なくなった場合における防災体制に留意し、職員の動員体制、警察等関係機関への通報連絡体制について整備する。

##### (2) 施設、設備の安全性強化

消防法・建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設、設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

##### (3) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等は、災害時に備え概ね3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び、必要により井戸、耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備に努める。

##### (4) 防災教育・防災訓練

社会福祉施設等は、職員・入所者等に対し日ごろから防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災教育を実施する。

訓練は、地域の自主防災組織及び消防機関の協力・参加を得るとともに、自力避難困難者の救出訓練に重点を置いた実施に努める。

##### (5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

施設管理者は、施設の防災安全対策に関して、消防本部等に相談するとともに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民や地域の行政区等とも日常の連携を密にし、万一の場合における応援協力体制の確保を事前に十分準備しておく。

町は、災害時要援護者施設と地域住民との交流の場を設けるなど、地域での災害時要援護者バックアップ体制の形成に努めるものとし、施設管理者の事前準備措置に対しては、連絡会議の開催等応援協力に関し必要な措置を講ずる。

##### (6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

災害時における緊急入所に備えるため、町及び県は、保健医療福祉圏域内で施設間のネッ

トワーク形成に努める。

社会福祉施設等は近隣の施設と相互協力体制を整え、日ごろから受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

## 5 地域における災害時要援護者の安全確保

### (1) 消防機関等の措置

町消防団は、その管轄にかかる地域に居住する一人暮らし老人や障害者等の実態把握並びに防火指導等に努める。

### (2) 啓発普及活動

町は、災害時要援護者の安全確保に関して、住民に対し積極的に啓発普及活動を行う。

### (3) 災害時要援護者用避難所の指定

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、必要により一時的に町内の社会福祉施設等への入所を要請し、必要なスタッフを確保する。

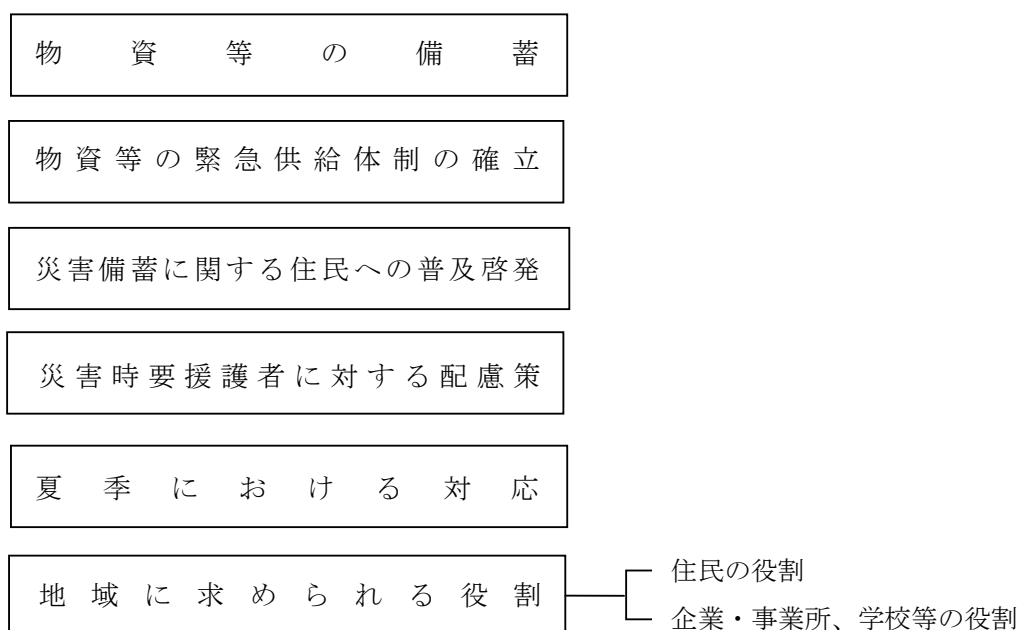
## 第 21 節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係課名等】全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

町は、災害により住家や施設の被災により備蓄した物資が確保できない住民に対する食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）の緊急調達に努める。

### 2 計画の体系



### 3 物資等の備蓄

- (1) 県と協議し定める物資等の備蓄目標と、お互いの備蓄分担割合に基づいて町で必要とする物資等の備蓄に努める。
- (2) 災害時の必需品のうち、住民が通常の日常生活では使用しないため備蓄が難しい品目については、町での公的備蓄に努める。
- (3) 備蓄物資は、極力、避難所予定施設等に事前に配備し、災害時において避難者が直ぐに取り出して使用・配布できるよう配慮する。

### 4 物資等の緊急供給体制の確立

- (1) 企業、事業者団体等との協定による、緊急調達体制の整備に努める。
- (2) 輸送事業者等との協定による、緊急輸送・配布体制の整備に努める。
- (3) 地域の住民組織及び町の災害ボランティアセンターとの物資等の緊急供給に関しての協力体制を整備する。

### 5 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- (1) 家庭、企業・事業所、学校に対して、災害備蓄の重要性及び災害時における物資等の供給

計画についての普及啓発に努める。

- (2) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所に備蓄する物資等の確認及び使用配布に関する訓練を行う。

## 6 災害時要援護者に対する配慮策

- (1) 食料の供給に際しては、事前に高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上の配慮が必要な者を特定し、これらの者に必要な食料及び数量を把握の上、備蓄方法等について検討し、災害発生時に適切かつ速やかに提供し得る体制を整え、県は町での体制整備を支援する。
- (2) その他、温食の提供など介護等で必要となる物資及び数量についても事前に検討し、災害発生時に速やかに提供し得る体制を整え、県は町での体制整備を支援する。

## 7 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になると予想されることから、食料の提供に際しては、食中毒等の発生を防止する等の万全な衛生対策を整備する。

## 8 地域に求められる役割

### (1) 住民の役割

- ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまで、概ね3日程度を要することから、各家庭では、この間における家族が必要とする程度の物資の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上の配慮が必要な者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ 停電時でも使用可能なカセットコンロ等調理用熱源や石油ストーブ等暖房器具及びその燃料の確保に努める。

### (2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学で災害時に帰宅困難になる者を把握し、対象となる者が1～3日程度泊り込むのに必要程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、それに必要となる物資などの備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

## 第 22 節 文教施設における災害予防計画

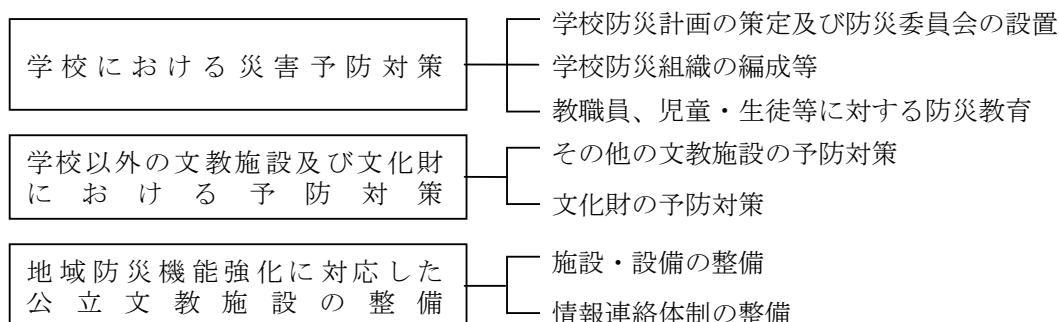
【関係課名等】 ◎学校教育課、社会教育課

### 1 計画の方針

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合、学校をはじめとする文教施設及び文化施設が被害を受けることが予想される。このため、幼児・児童・生徒、教職員、入館者・施設利用者、施設職員等の安全確保並びに、施設及び収蔵物の保全に関する迅速な対応を図るため、日ごろ、町や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等公立文教施設の設置者は、本計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。

### 2 計画の体系



### 3 学校における災害予防対策

#### (1) 学校防災計画の策定及び防災委員会の設置

各学校の校長は、町教育委員会の指導に基づき、下表に示す内容を含む学校防災計画を策定する。また、校長は学校防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、校内に防災委員会を設置する。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員の緊急出動体制 ⑥家庭との連絡など
応急対策	①災害発生が予想されるときにの事前休校、授業短縮措置等 ②発生直後の児童・生徒の安全確保 ③避難誘導 ④児童・生徒の安全確認 ⑤気象情報・被害情報の収集 ⑥被害状況等の報告 ⑦下校措置 ⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開 ⑩被災時の心のケア など

#### (2) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意する。

##### ア 学校防災組織の編成



災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を明確に定めておく。  
また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

#### イ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、塀の倒壊防止等必要な措置を行う。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は、除雪を十分に行い、避難路を確保しておく。

#### ウ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 児童・生徒等名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

#### エ 教職員の緊急出勤体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員に周知しておく。

#### オ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡名簿」を作成し教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

### (3) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行う。

#### ア 教職員に対する防災教育

校長は、各学校の立地条件、施設の状況等を考慮して、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置等に関する校内研修を行う。

#### イ 児童・生徒等に対する防災教育

校長等は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行う。

(ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにする。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

a 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ迅速な行動がとれるように実施する。

b 登下校中、授業中、特別教育活動中等、種々な場面を想定して計画的に実施する。

c 地域社会の一員として、中学生、高校生を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(イ) 各教科や学級活動、体験学習等を通じて「災害の原因」「安全な行動の仕方」「日常の備え」「命、家族の絆、助け合う心の大切さ」などについて計画的に指導する。

a 児童・生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

b 児童・生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等を活用し指導する。

c 自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

- d 中学生に対して保健体育、学校活動等を活用して、負傷者への応急処置に関する知識や基礎的な技能を修得させる。

#### 4 学校以外の文教施設及び文化財における予防対策

郷土資料館・公民館・体育施設等、学校以外の文教施設は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難・誘導は困難である。また、貴重な文化財・蔵書等収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの事情を考慮して施設の管理者は、町教育委員会の指導の下に防災計画を作成し、防災施設の整備・充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

##### (1) その他の文教施設の予防対策

ア 施設・設備等の安全対策は基本的に学校に準じるが、避難経路の表示を増やすなど、不特定多数の利用者の迅速・安全な避難にも考慮する。また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火、防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

イ 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段・方法を定めておく。

ウ 災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

##### (2) 文化財の予防対策

###### ア 文化財の管理

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）及び阿賀町文化財保護条例（平成17年条例第80号）により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告を行い、町民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理者が変更した場合又は指定を受けた文化財が、滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の所在の変更などの場合は、すべて町及び県教育委員会に届け出る。

###### イ 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。

また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。

###### ウ 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他の風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や町消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施する。

#### 5 地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

学校等公立文教施設の設置者は、県及び町の地域防災計画の定めるところに従い、防災機能強化のため必要な施設・設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

- (1) 施設・設備の整備
  - ア 施設整備
    - (ア) 備蓄倉庫の整備
    - (イ) 避難場所の確保
      - a 和室の整備
      - b シャワー施設の整備
      - c 冷暖房設備を備えた部屋等の整備
    - (ウ) 飲料水、生活水等の確保
      - a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
      - b 生活雑用水確保の井戸等の整備
  - イ 設備整備
    - (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
    - (イ) 救護所設置を念頭においた学校保健室等の充実
- (2) 情報連絡体制の整備
  - ア 携帯電話、無線通信等の導入
  - イ インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
  - ウ 自転車、バイクの配置

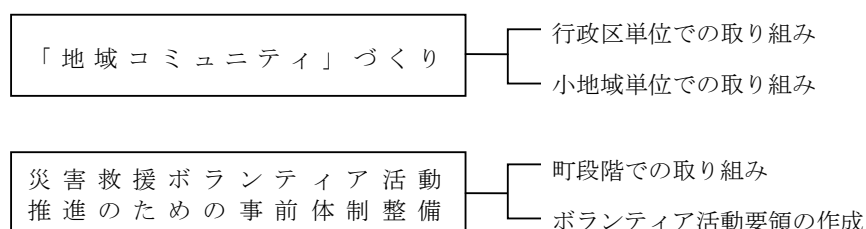
## 第23節 ボランティアの受入れ体制の整備

【関係課名等】◎健康福祉課

### 1 計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たすボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。

### 2 計画の体系



### 3 「地域コミュニティ」づくり

災害が発生した場合、普段からの住民の主体的な意思に基づく共助社会ができているか否かが、被害状況及び復旧において大きな差となって現れるので、日常的な地域コミュニティづくりの取り組みが重要である。

#### (1) 行政区単位での取り組み

地域活動における最小単位である行政区による日常的な相互扶助活動は、地域コミュニティづくりの基本となるものであり、日ごろから一層その自発的な取り組みが必要となる。阿賀町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、この取り組みに対し支援する。

#### (2) 小地域単位での取り組み

行政区を単位とした小地域での相互扶助活動は地域コミュニティづくりの中心として極めて重要である。町社協は、民生・児童委員等と協力して、日ごろからネットワーク的な相互扶助活動を盛んにすることにより、地域コミュニティの醸成に努めるものとし、町は、この取り組みに対し支援を検討する。

### 4 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

災害時には県内外のボランティア活動志望者が多いことが予想されるが、これを行政が調整することは、ボランティアの本質上適切でなく効果的でない。しかも災害が生じてからのこれらへの対応は困難であるため、あらかじめ災害救援ボランティアの登録や災害時における関係団体等との相互協力・連絡体制などを整えておく。

#### (1) 町段階での取り組み

災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるために、事前の登録、研修等の実施や、災害時に、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者のニーズの把握や具体的活動内容の指示等を行う町ボランティア活動現地本部が迅速に組織できる体制について、町は、町社協等関係機関と連携を図りながら整備する。

(2) ボランティア活動要領の作成

支援に参集したボランティアが遅滞なく活動を実施することができるよう、災害ボランティアの活動要領を定める。

## 第 24 節 町の業務継続計画

【関係課名等】◎総務課

### 1 計画の方針

風水害等による被災を受けた場合においても、町行政の業務継続は、地域の機能が停止することなく継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、町の業務継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより業務継続の確保に努める。

### 2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより町の業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するために必要となる資源の確保や教育、訓練を通じた体制の整備に努める。

## 第2章-5 災害種類別予防計画

### 第25節 異常気象災害、土砂災害等の予防計画

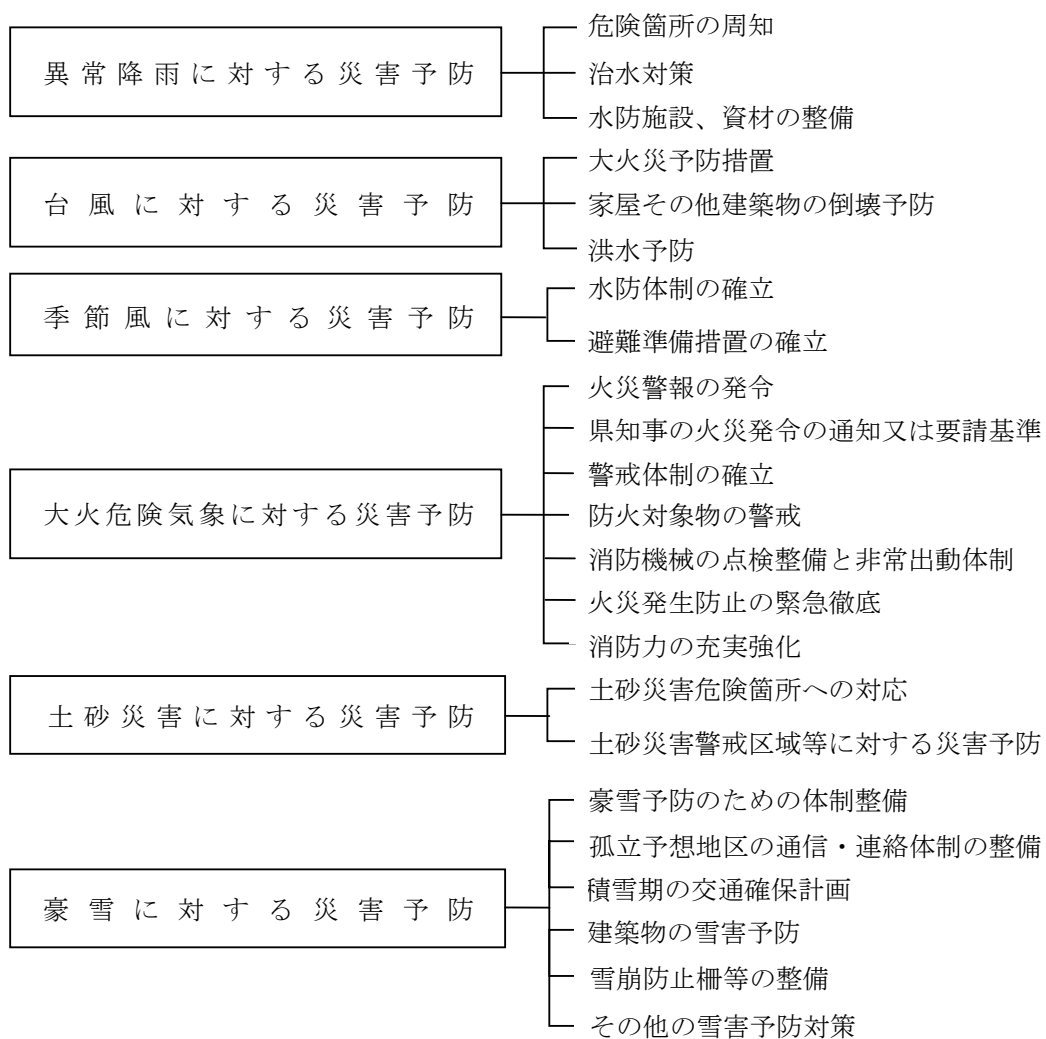
【関係課名等】 全課（◎総務課）

#### 1 計画の方針

風水害、すなわち気象災害は、各種異常気象を誘因とする災害であり、これに対する予防は、異常気象別の特性に応じた対応が必要となる。それらは各災害発生の素因となる地形、地質、河川等に対する予防事業、被害対象あるいは災害の拡大要因となる施設の強化等ハードな措置が中心となるが、さらにこれに加えて、危険区域の住民への周知や防災管理体制の強化などソフトな予防策も重要である。

以下は、異常気象を中心とした災害種類別の予防計画とする。

#### 2 計画の体系



### 3 異常降雨に対する災害予防

水害の予防は、治山・治水事業の促進、河川管理の強化及び水利体制の充実強化等によってその効果が得られるものであるが、「新潟県水防計画」、「津川地区振興事務所管内水防計画」の定めるところにより警戒措置を講ずるとともに、次の措置を講ずる。

#### (1) 危険箇所の周知

町は、水害から人命及び財産を未然に保護することを期して、危険箇所の現況を把握し、その結果を基にハザードマップを必要に応じ随時見直し、地区ごとの防災マップを作成、住民に配布するとともに、現地に標示板を設置するなど危険箇所に関する情報を関係住民に提供する。

#### (2) 治水対策

県又は町は、町内の主要河川及び排水路については、改修事業が進められているが異常降雨等により一時的に河川・排水路が増水し道路冠水・床下浸水の被害を生ずる危険性があるので排水路整備等の措置を講ずる。

#### (3) 水防施設、資材の整備

町は、災害時の水防に万全を期すために適宜水防倉庫の整備を図り、水防資材の備蓄に努める。

また、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておく。

### 4 台風に対する災害予防

台風は、進路・規模によりもたらす被害はさまざまであるが、その進路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講ずる。

#### (1) 大火災予防措置

フェーン現象に伴う大火災の防止のための措置を講ずる。具体内容は「6 大火危険気象に対する災害予防」に準ずる。

#### (2) 家屋その他建築物の倒壊予防

家屋その他建築物の倒壊を防止するための措置は、それぞれの家屋等の管理者が行うものとし、状況に応じて町は家屋等の管理者に対し、次の措置の徹底を図る。

ア はがれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

イ 屋根の補強として棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンはたる木に打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上部で結束する。

ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立ち木は枝下ろしをする。

#### (3) 洪水予防

豪雨に伴う洪水による被害の防止に重点を置いて災害予防措置を講ずるものとし、措置内容は前項の「異常降雨に対する災害予防」に準ずる。

### 5 季節風に対する災害予防

長期間季節風が吹走する場合の風水害の防止は、河川の整備、監視の強化等によりその効果を期すべきであるが、の災害予防は次の措置による。

#### (1) 水防体制の確立

町長は、風雨等の状況に応じて、前出の「異常降雨に対する災害予防」に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検整備、水防作業人員の確保に努める。



(2) 避難準備措置の確立

町長は、風雨等の状況に応じて、前出の「異常降雨に対する災害予防」に準じ、生命又は身体を災害から保護するための所要の措置を講じる。

## 6 大火危険気象に対する災害予防

火災の予防は、防火思想の普及徹底と計画的な都市計画及び行政指導により災害に強い都市づくりに努めつつ、消防体制の充実強化を図ることによりその効果を期すが、大火危険気象下における災害予防措置は次のとおりとする。

(1) 火災警報の発令

町長は、消防法第22条の規定により県知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合、地域住民に対してTV電話、サイレン又は広報車等により火災警報を発令する。

(2) 県知事の火災発令の通知又は要請基準

県知事は、全県的規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めるときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対し取るべき措置について、特に必要な場合は火災警報の発令を町長に通知又は要請する。

ア 台風の接近などによる強風又はフェーン現象発現時等、気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき。

イ その他警戒上特に必要であると認めるとき。

(3) 警戒体制の確立

町長は、大火危険気象下において消防機関等の警戒措置体制の確立に努める。また、消防機関は、火災警報発令時に行う警戒のため、次の事項について計画を策定する。

ア 警戒のための組織体制

イ 警戒区域の分掌

ウ 警戒出動のための要員招集と伝達方法

エ 阿賀町火災予防条例第29条に定める火の使用制限の遵守と火災発生予防を緊急徹底させるための措置

オ 防火・準防火地域での防火対象物、危険物施設等の警戒措置が円滑に行われるための指導に関する事

(4) 防火対象物の警戒

町長は、大火危険気象下で火災予防上特に危険な地域の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険度の高いもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、必要な警戒計画を定めておく。

(5) 消防機械の点検整備と非常出動体制

町長は、大火危険気象下では消防機関に消防機械の点検整備及び非常出動体制を確保させるものとし、火災警報の発令に伴う警戒のための計画と合わせて非常出動の体制の整備のために、次の計画について定めておく。

ア 消防機械の特別点検整備計画

イ 非常出動計画

(ア) 要員招集計画

- ・消防署員の招集計画
- ・消防団員の招集計画
- (イ) 出動計画
  - ・危険地域に対する出動、消防計画
  - ・飛び火警戒のための出動、配置計画
  - ・応援部隊の誘導、配置計画
  - ・隣接市町村からの要請に基づく区域外出動計画
- (ウ) 現場水利統制計画
- (6) 火災発生防止の緊急徹底
 

大火危険気象下では、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講ずる。

  - ア 予防広報等
 

広報車等による巡回予防広報、TV電話等を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。
  - イ 特別予防査察
 

火災予防上、特に危険な地域及び防火対象物に対し、火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。
- (7) 消防力等の充実強化
 

町長は、消防力等の充実強化により災害予防と火災発生時の被害の軽減を図り、かつ町民生活の安全を確保するため、次のことに努める。

  - ア 消防力の基準に示す水利の増強・整備
  - イ 地域の実態に即した施設、装備、資機材の充実・強化
  - ウ 消防車両の増強、機動力の強化
  - エ 人材の確保と育成による消防組織の強化

## 7 土砂災害に対する災害予防

### 7-1 土砂災害危険箇所への対応

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、国、県及び町が中心となってこれら危険箇所の現況を把握し、国・県による区域の指定・管理及び防止施設の新設・改良、町による警戒・避難体制の確立等の総合的対策を講ずることによってその効果を期すべきものとする。危険箇所に対する災害予防措置は次のとおりとする。

- (1) 区域指定の促進
 

国及び県は、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等により、人家、公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について調査を行い、危険度の高い箇所から法令に基づく区域指定を促進する。

  - ① 砂防法・・・・・・・・・・・・・・・・砂防指定地
  - ② 地すべり等防止法・・・・・・・・地すべり防止区域
  - ③ 急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律・・・急傾斜地崩壊防止措置区域
- (2) 危険箇所の周知
 

土砂災害から人命及び財産を未然に保護するため、次の措置を講じて関係住民に周知する。

  - ア 国及び県は、区域指定した危険箇所について公表するとともに、当該箇所にかかる関係書類を町に提供するものとし、区域指定した現地に標示板を設置するよう努める。

イ 町は、危険箇所に関する情報を関係住民に提供するよう努めるものとし、指定区域以外の危険箇所について、現地に標示板を設置するよう努める。

(3) 警戒体制の確立

ア 町は降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行い、当該危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置する。

イ 町は、危険箇所の巡視を開始し警戒に当たるべき時期を失しないよう、所要地域に雨量計の設置等を行うほか、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとし、雨量計設置機関は、必要により逐次情報を提供するよう配慮する。

(4) 避難体制の確立

町長は、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき及び異常に降雨量が増大しつつあるときには、その状況に応じて、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住家等に対し避難指示、避難勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講ずる。このため、あらかじめ危険箇所ごとに避難勧告を行うべき基準、避難の誘導方法、避難経路、避難体制について定めておく。

(5) 災害防止施設の整備

(1) により調査の結果判明した危険箇所については、国及び県が施設整備計画を策定し、人家、公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努める。町は、これら各種対策事業の実施に協力する。

(6) 住宅移転の促進

町は、危険箇所に居住する者に対する移転を促進するものとし、危険箇所外に住宅の建設移転を行う者に対しても所要の援助を行う。

## 7-2 土砂災害警戒区域等に対する災害予防

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく土砂災害警戒区域等に対する災害予防は次のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、国及び県が行う対策工事の施工や一定行為の禁止・制限を可能にするための指定箇所の指定に協力する。

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】

- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域が指定されたときは、以下の事項の整備を進める。

(2) 情報伝達、警戒避難体制の整備

当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するための警戒避難体制に関する事項を定める。

特に、警戒区域内に高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設がある場合は、その利用者が円滑に警戒避難できるように、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 警戒避難に関する事項の住民への周知

町長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じる。

#### (4) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報とは、新潟県と新潟地方気象台が土砂災害警戒情報システムにより土砂災害発生のおそれの危険性の判定を行い、大雨による土砂災害のおそれのあるときに、市町村の避難準備・避難勧告等の判断や自主避難の目安になるよう発表されるものである。町では、「土砂災害警戒情報」が発令された場合、自動的にJ-ALARTによりTV電話を通じて住民に周知される体制となっている。

### 8 豪雪に対する災害予防

阿賀町は豪雪地域であることから、積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、町は、住民、県及び関係機関と協力・連携し、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、交通の確保、電力・通信の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保等に努める。

#### 8-1 雪害予防のための体制整備

##### (1) 降積雪情報の収集

###### ア 積雪量観測所における観測等

県が指定した積雪量観測所について、毎年の初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後に県防災局へ報告する。

###### イ 降・積雪情報の定時報告

県が指定した降・積雪情報の定時報告箇所については、毎年の初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を・定時に県防災局へ報告する。

##### (2) 公的援護を要する者の状況把握等

ア 高齢者等の災害時要援護世帯の名簿を平常時から作成し、地域（行政区、自主防災組織、民生委員等）及び町の関係部署間での情報の共有化を図る。

イ 地域（行政区、自主防災組織、民生委員等）とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

##### (3) 町の活動体制

町内で雪害が発生、又は発生のおそれがある場合、町は、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、指定地方行政機関、町内の公共的機関、民住等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮し災害応急対策に努める。

###### ア 組織及び活動体制

町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備体制、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

また平時から、災害情報等応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

###### イ 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

###### ウ 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

###### オ 豪雪に伴う災害救助体制

災害救助法や県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組み等を平時から確認し、豪雪時において迅速に機能する体制の構築を図る。

(4) 雪処理の担い手の確保

県、町及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手を円滑に確保するに当たり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受け入れ環境の整備を推進する。

ア 県（総務管理部）は、町への除雪ボランティアの受け入れを支援するため、先進市町村等での受入事例やノウハウの紹介、ボランティアと除雪地区とのコーディネートの実施等に努める。

イ 町は、除雪困難世帯の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協議した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

## 8-2 孤立予想地区の通信・連絡体制の整備

(1) 孤立予想地区、雪崩発生危険箇所の事前把握等

ア 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区を事前に把握するとともに、地域住民への周知に努める。

イ 雪崩発生危険箇所の周知及び巡視

(ア) 雪崩発生危険箇所を県と連携して住民に周知する。

(イ) 道路巡視等により、危険箇所についての事前把握及び関係機関への連絡を行う。

(2) 孤立時の通信の確保

ア 停電時に備えて、補助電源及び非常電源の整備に努める。

イ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区を対象に無線機等の貸与や携帯及び簡易移動無線局の設置に努める。

ウ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について住民に周知する。

(3) 施設及び資機材の確保・整備

ア 防災拠点となる施設の確保に努める。

イ 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄及び事前配置に努める。

(4) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地の確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等の付近の障害物の無い場所を圧雪する等で確保）に努める。

## 8-3 積雪期の交通確保計画

(1) 道路の除雪体制

冬期間における町内道路の除排雪の円滑な実施を期するため、毎年11月下旬までの間に国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所水原維持出張所、新潟県津川地区振興事務所、津川警察署、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社、町及びその他関係機関で構成される除雪対策会議を開催して具体的な除雪計画を樹立する。

(2) 除雪対策

ア 除雪路線の選定

(ア) 国・県道

国・県の除雪計画に基づき国・県が行う。

(イ) 町道（一部広域農道を含む）

町は、町道のうち主要路線について第1種、第2種及び第3種路線に区分し、除雪路線として指定する。

・第1種路線

第1種路線は、2車線確保を原則とするが、道路状況によっては1車線幅員で所々に退避所を設ける。また、出動に際しては最初に除雪する。

・第2種路線

第2種路線は、第1種路線の除雪が終了しだい除雪するが、道路状況によっては幅員4m未満の所もあり、所々に退避所を設ける。

・第3種路線

第3種路線は、第2種路線の除雪が終わりしだい除雪するが、家屋密集箇所及び幅員の狭い箇所は地域住民の協力により路線を確保し、空き地等に退避所を設ける。

イ 作業体制

降雪量・積雪量により作業区分を除雪作業と排雪作業に分け、区分に応じた作業を実施する。

(ア) 除雪作業

除雪作業は、町有機械による直営のほか、建設業者等への委託により行う。

その他、その年度の除雪計画による。

(イ) 排雪作業

降雪量が多くなり、屋根の雪下ろしをする状態に至ったときは、道路排雪による交通確保を行う。この場合の指定排雪路線は町で実施するが、それ以外は各地域・町内で行う。

ウ 雪捨て場の設置

雪捨て場の選定に当たっては、事前に関係機関が十分協議して慎重に選定するとともに、住民にその位置を周知することにより、住民がみだりに小河川又は水路に雪を捨て、溢水等の災害を起こさないよう配慮する。

エ 歩道除雪

冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機による歩道除雪、消融雪施設等の施設整備を図るとともに、冬期歩行者空間確保計画を作成する。

オ 町民の協力

町は、町民の人的除雪を必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請するものとし、その要請は行政区長を通じて行う。

カ 消雪施設等の整備

(ア) 道路の消雪施設は、国・県道、町道それぞれ整備は進められてきたが、機械除雪との組み合わせを考えながら、道路の確保に努める。特に、人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪の効率が著しく低下する道路を中心として消雪施設整備に努める。

(イ) 消雪パイプについては、降積雪前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的な維持管理を行う。

## 8-4 建築物の雪害予防

(1) 公共建築物の除雪

公共建築物の除雪については、それぞれの施設管理者において、除雪計画を立てて措置す

べきが、異常降雪等の場合には、町は、これらの総合調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずる。

## (2) その他建築物の除雪

### ア 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新設、改良工事等に際し・屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に務める。

### イ 克雪住宅の普及

屋根雪処理における自己防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発にに向け助成制度の周知に努める。

(ア) 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

(イ) 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法や特徴や工夫等

### ウ 除雪困難世帯等に対する除雪支援

(ア) 除雪困難世帯に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

(イ) 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

・高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な災害時要援護世帯に対して、除雪費の支援制度の確立に努める。

・生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準制度に定める範囲において支給できるよう措置される。

### エ 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に務める。

(ア) こまめな雪下ろしの励行

(イ) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

(ウ) 雪下ろし中の転落による事故防止

(エ) 非常時における出入口の確保

## (3) 空き家対策

空き家の屋根雪下ろしについて、町は県と連携し、所有者による管理が適切に行われるようにするため、次に示す必要な措置を「新潟県住宅の屋根雪対策条例（新潟県条例第45号）」に従い講ずるよう努める。

## 8-5 雪崩防止柵等の整備

山間の多雪地域における生活や産業活動の安全な環境を確保するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害発生の防止に努める。

こために、町は、次のことに取り組む。

### (1) 雪崩危険箇所の周知

町は、住民に対して雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、県と協力し「雪崩危険箇所図」等を用いて雪崩危険箇所の周知を図る。

### (2) 雪崩防止施設等の整備

ア 町が管理する道路及び道路附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

## 8-6 その他の雪害予防対策

### (1) 電力等の確保

樹木の接触による配電障害防除のため所定の離隔距離を保持できるよう巡視を行い、樹木所有者と協議の上、枝下ろし、伐採等所要の措置を講ずるよう東北電力(株)新津営業所は勤める。

有線電話回線についても、NTT東日本新潟支店で定める計画に基づき必要な措置をとる。

### (2) 生鮮食料品の確保

豪雪のため、交通が途絶した場合等には、密集地消費者の需要に応ずるため、町内生産者に協力を求め、関係団体等を通じて集荷する。

なお、豪雪により交通の途絶が予想される場合は、各家庭に食料品の備蓄を呼びかけるとともに、関係業者にも仕入れ増加を呼びかける。

### (3) し尿・ごみ処理

町は、住民に対し、降雪期を迎える前にし尿のくみ取りを行うよう指導し、河川等への投入その他非衛生的なことのないよう指導徹底をしなければならない。

ごみ処理については、ごみ収集に当たっての臨時集積所の設置等、衛生的な処理の徹底をしなければならない。



# 第3章 災害応急対策計画

## 第3章-1 災害応急体制

### 第1節 災害対策本部の組織・運営計画

#### 1 計画の方針

町内に大規模な風水害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、町をはじめとした防災関係機関は、相互に連携し、災害の発生を防ぎよ又は拡大を防止し、さらに被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

町は、災害対策基本法、阿賀町災害対策本部条例等の定めるところにより、町災害対策本部を設置する。本節では、阿賀町災害対策本部の組織、運営等について定める。

#### 2 町災害対策本部全体組織図



### 3 災害対策本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法に基づき、阿賀町災害対策本部を設置する。

#### (1) 災害対策本部の設置基準

大規模な風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるとき。

##### 災害対策本部設置の目安

- ・町内において住家・公共施設等の床上浸水・損壊等甚大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合。
- ・関係する河川の水位観測所において危険水位に達し、破堤・越水等のおそれがあるため、沿川住民に対し避難勧告・避難指示を行う必要がある場合。

#### (2) 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、町の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

#### (3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を町役場に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
県（危機対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、メール
消防本部	県防災行政無線、電話、FAX、メール
本庁各部	庁内放送
各支所	電話
一般住民	TV電話、広報車、報道機関による公表
報道機関	口頭、文書

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

#### (4) 災害対策本部の設置場所

阿賀町役場に設置する。なお、町役場が被災し使用できない場合は、阿賀町公民館をその代替場所とし、その旨を職員ならびに関係機関に連絡する。

##### 災害対策本部の代替場所

名称	所在地	電話番号
阿賀町公民館	阿賀町鹿瀬8931-1	0254-92-3334

### 4 災害対策本部の組織等

#### (1) 本部長（町長）

本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

#### (2) 副本部長（副町長、教育長）

ア 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

イ 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副町長

第二順位 教育長

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ 本部員の構成は次のとおりとする。

(ア) 各部長

(イ) 本部長が指名する者

(4) 部及び班

町役場の全組織をあげて災害対策を推進するため、本部に部及び班を置き、部に部長を、班に班長及び班員を置く。

ア 部長

(ア) 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ 各部の組織等

(ア) 部に班を置き、班は班長及び班員で組織する。

(イ) 各班の班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(ウ) 各班の班員は、別表に掲げる課に所属する職員とする。

(エ) 各班の主な分掌事務は、別表の当該欄記載のとおりとする。

ウ 部長及び班長の職務代理

部長若しくは班長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(5) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者で構成する。

ウ 協議事項等は、次のとおりとする。

(ア) 町内の災害状況及び災害応急対策実施状況

(イ) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

(ウ) 本部内各部の連絡調整に関する事項

(エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項

(オ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(カ) 他市町村及び公共機関に対する応援要請に関する事項

(キ) その他災害対策上重要な事項

(6) 現地災害対策本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずる。

## 5 災害対策本部組織相互間の職員応援

(1) 災害対応に人員が不足する班は、部内の他の班から応援を受ける。

(2) 上記の応援でなお人員が不足するときは、他の部から応援を受ける。

(3) 町の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、広域市町村圏及び北関東・新潟地域連携軸推進協議会の構成市町村に職員の派遣を要請し、応援を得る。

## 6 防災機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時において、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な連携・協力体制を整えておく。

### 阿賀町災害対策本部の事務分掌

部・班	所属課等	事務分掌
<b>●総務対策部</b> 部長 総務課長 副部長 出納室長 副部長 議会事務局長		
<b>■総務班</b> ◎班長 総務課長補佐 ○副班長 鹿瀬支所長 上川支所長 三川支所長	総務課 鹿瀬支所 上川支所 三川支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の設置及び本部会議に関する事。</li> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関する事。</li> <li>・防災会議との連絡に関する事。</li> <li>・新潟県災害対策本部との連絡に関する事。</li> <li>・配備体制の決定を受けて関係職員の動員伝達に関する事。</li> <li>・町民への避難勧告に関する事。</li> <li>・避難所の設置及び管理に関する事。</li> <li>・災害用食料の確保に関する事。</li> <li>・緊急炊き出しに関する事。</li> <li>・災害救助法の適用申請に関する事。</li> <li>・対外救助・救援の要請に関する事。</li> <li>・関係機関・民間団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>・各対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>・消防団の動員及び連絡調整に関する事。</li> <li>・応急対策資機材の調達及び管理に関する事。</li> <li>・救援資機材の受け及び配布に関する事。</li> <li>・気象情報の受理に関する事。</li> <li>・災害情報の取りまとめ（各対策部との連絡）に関する事。</li> <li>・災害状況報告の作成及び報告に関する事。</li> <li>・本部会議決定事項の関係機関及び町民への伝達に関する事。</li> <li>・災害情報の町民及び報道機関に対する広報に関する事。</li> <li>・公共交通機関の情報に関する事。</li> <li>・電気、ガス、通信機関の情報に関する事。</li> <li>・ライフライン情報に関する事。</li> <li>・人的被害の調査に関する事。</li> <li>・行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>・行政区長との連絡に関する事。</li> <li>・本庁及び各支所の災害対策に関する事。</li> <li>・総務対策部の庶務に関する事。</li> <li>・他の対策部に属さない事。</li> <li>※支所に所属する職員は、関係課との連携を図ること。</li> </ul>
<b>■職員班</b> ◎班長 総務課長補佐	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係職員の動員に関する事。</li> <li>・災害派遣職員の身分取扱いに関する事。</li> <li>・公務災害補償に関する事。</li> <li>・秘書業務に関する事。</li> <li>・り災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事。</li> </ul>
<b>■管財班</b> ◎班長 行政係長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町有財産の被害調査に関する事。</li> </ul>
<b>■財政班</b> ◎班長 財政係長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧の予算措置に関する事。</li> <li>・災害対策本部の調達に関する事。</li> </ul>

<b>■企画班</b> ◎班 長 企画係長	総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興方針、計画に関すること。</li> <li>・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。</li> <li>・企画対策部の庶務に関すること。</li> </ul>
<b>■広報班</b> ◎班 長 企画係長	総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害記録写真の撮影と整理に関すること。</li> <li>・災害情報の発信に関すること。</li> <li>・災害記録誌の編集に関すること。</li> </ul>
<b>■議会班</b> ◎班 長 議会事務局長	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町議会との連絡調整に関すること。</li> </ul>
<b>■出納班</b> ◎班 長 出納室長	出 納 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の出納に関すること。</li> </ul>
<b>■観光班</b> ◎班 長 商工観光係長	農林商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関係者との連絡調整に関すること。</li> </ul>

<b>●住民対策部</b> 部 長 町民生活課長		
<b>■住民班</b> ◎班 長 町民生活課長補佐	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・住民対策部の庶務に関すること。</li> <li>・被災者名簿の作成に関すること。</li> <li>・被災証明の発行に関すること。</li> <li>・災害時の防疫に関すること。</li> <li>・埋葬に関すること。</li> <li>・一般被災家屋の被害調査に関すること。</li> <li>・他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>
<b>■環境班</b> ◎班 長 町民生活係長	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の衛生対策に関すること。</li> <li>・被災地内のし尿、ごみ処理に関すること。</li> </ul>

<b>●福祉保健対策部</b> 部 長 健康福祉課長		
<b>■厚生班</b> ◎班 長 健康福祉課長補佐	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>・児童福祉施設の災害対策、応急措置、災害援助に関すること。</li> <li>・部内の庶務並びに連絡調整に関すること</li> <li>・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・ボランティアの受け入れに関すること。</li> <li>・救助救援物資の配布に関すること。</li> <li>・救援物資・救助物資の搬入及び搬出に関すること。</li> <li>・見舞品の配分に関すること。</li> <li>・被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること。</li> <li>・保護世帯等の救助に関すること。</li> <li>・園児の避難に関すること。</li> <li>・園児の被害調査に関すること。</li> <li>・被災者の援護に関すること。</li> <li>・被災者の入浴支援に関すること。</li> <li>・災害弔慰金に関すること。</li> <li>・生業に必要な資金の貸与に関すること。</li> <li>・救護所の設置に関すること。</li> <li>・応急医療救護及び各種予防接種に関すること。</li> <li>・傷病者の収容に関すること。</li> <li>・被災者の健康管理に関すること。</li> <li>・新津保健所、五泉市東蒲原郡医師会との連絡に関すること。</li> <li>・他班処理事項の応援に関すること。</li> </ul>

<b>■要援護者対策班</b> ◎班 長 健康福祉課長補佐	健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要救護世帯等の救助に関すること。</li> <li>・災害時要援護者世帯の被害調査及び救護に関すること。</li> </ul>
-------------------------------------	-------	--

<b>●産業対策部</b> 部 長 農林商工課長		
<b>■農林班</b> ◎班 長 農林商工課長補佐	農林商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・農地、農業用施設、農産物等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・家畜及び畜産施設被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・林産物、林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・被災農家の災害融資に関すること。</li> <li>・被災農家の営農指導に関すること。</li> <li>・産業対策部の庶務に関すること。</li> </ul>

<b>●商工対策部</b> 部 長 農林商工課長補佐		
<b>■商工班</b> ◎班 長 商工観光係長	農林商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・商工団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・被害対策のための労務者に関すること。</li> <li>・被災商工業者への融資に関すること。</li> </ul>

<b>●観光対策部</b> 部 長 農林商工課長補佐		
<b>■観光班</b> ◎班 長 商工観光係長	農林商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</li> <li>・観光関係者との連絡調整に関すること。</li> </ul>

<b>●建設対策部</b> 部 長 建設課長		
<b>■建設班</b> ◎班 長 建設課長補佐	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・道路・トンネル・橋梁その他公共土木施設及び施設の被害調査及び危険情報に関すること。</li> <li>・同上施設のパトロール、災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・交通途絶箇所把握及び交通規制の実務に係ること。</li> <li>・道路等の障害物除去に関すること。</li> <li>・除雪に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅建設に関すること。</li> <li>・建設対策部の庶務に関すること。</li> </ul>

<b>●企業対策部</b> 部 長 企業課長		
<b>■水道班</b> ◎班 長 水道係長	企業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・飲料水源の確保に関すること。</li> <li>・給水車の調達に関すること。</li> <li>・飲料水の給水に関すること。</li> <li>・応急復旧用資機材の確保に関すること。</li> </ul>
<b>■下水道班</b> ◎班 長 企業課長補佐	企業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況調査、機能確保等の応急対策に関すること。</li> <li>・仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>・応急復旧用資機材の確保に関すること。</li> <li>・湛水防除に関すること。</li> </ul>

<b>●教育対策部</b> 部 長 学校教育課長 副部長 社会教育課長		
<b>■学校教育班</b> ◎班 長 学校教育課長補佐	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の危険情報及び被害調査に関すること。</li> <li>・学校施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・児童生徒等の避難に関すること。</li> <li>・児童生徒等の被害調査に関すること。</li> <li>・り災児童生徒等の応急教育及び学用品給与に関すること。</li> <li>・災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・教育関係義援金品の受付及び配分に関すること。</li> <li>・教育対策部の庶務に関すること。</li> </ul>
<b>■社会教育班</b> ◎班 長 社会教育課長補佐	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設、文化財の危険情報及び被害調査に関すること。</li> <li>・社会教育施設、文化財の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・災害復旧活動に協力する婦人会・青年団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・社会体育施設の危険情報及び被害調査に関すること。</li> <li>・社会体育施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・災害復旧活動に協力するスポーツ団体等の連絡調整に関すること。</li> </ul>

<b>●消防対策部</b> 部 長 消防長 副部長 次長		
<b>■消防班</b> ◎班 長 予防課長	消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の消火活動、水防活動及び救急・救助活動に関すること。</li> <li>・傷病者の緊急輸送に関すること。</li> <li>・災害時の危険物施設の保安に関すること。</li> <li>・気象情報の収集に関すること。</li> <li>・消防関係施設の災害対策、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること。</li> <li>・消防対策部の庶務に関すること。</li> <li>・ドクターヘリの要請に関すること。</li> </ul>

## 第 2 節 職員の配備・招集

【関係課名等】 全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

町内に大規模な風水害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。町の関係機関による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び、職員招集体制等を次のとおり定める。

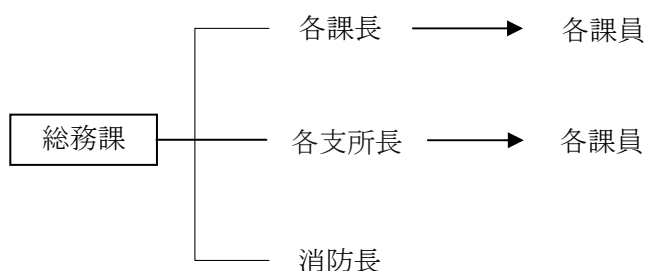
### 2 職員の配備体制

町内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策が必要となる各課にあっては、迅速に職員を配備する。

配備体制区分	配 備 基 準
第 1 次 配 備	警 戒 体 制
第 2 次 配 備	本 部 設 置 準 備 体 制
第 3 次 配 備	本 部 設 置 体 制

### 3 勤務時間内における対応

#### (1) 災害情報の伝達



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

#### (2) 各課における情報の把握

各課長は、上記 (1) 又は他の方法で災害の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努め、総務課長へ報告する。

#### (3) 緊急連絡会議の招集

総務課長は、必要に応じて災害対策に関係する各課長をメンバーとする「連絡会議」を開催し、迅速な応急対策について協議する。



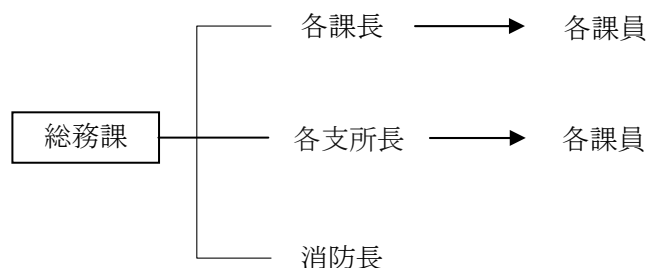
#### 4 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

##### (1) 災害時登庁職員の指定

ア 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる各課長は、前記2の「配備体制」の配備基準に応じ、登庁させる職員（以下「指定登庁職員」という。）をあらかじめ指定しておく。

イ 指定登庁職員については、大規模な災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、役場までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

##### (2) 勤務時間外における災害情報の伝達



##### (3) 指定登庁職員の登庁

ア 指定登庁職員は、上記(2)の勤務時間外（夜間休日等）における伝達経路により災害の発生があったとき、若しくはテレビ、ラジオ等により災害の情報を知ったときは、速やかに登庁する。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

イ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

##### (4) 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告する。

災害時における職員等の配備体制

区 分	第一次配備体制	第二次配備体制	第三次配備体制	
配備基準	【警戒体制】 気象災害の注意報又は警報が発令され、町内に災害の発生が予想されるとき	【本部設置準備体制】 気象災害の警報が発令され町内に大規模な災害が発生するおそれがあるとき	【本部設置体制】 町全域にわたる災害が発生し、若しくは発生しつつあるとき又は町の一部若しくは全部に甚大な災害が発生しつつあるとき	
職員の出勤体制及び業務	総務課職員 課長及び課長補佐 各係長 防災担当職員 その他の職員 所在を明らかにする ・情報収集	全職員 ・情報の収集 ・各課長との連絡 ・関係機関との連絡調整 ・応急措置 ・第三次配備体制の指示	全職員は、直ちに勤務地につき災害応急対策に従事する	
	総務課以外の職員 応急対策が必要な課 課長及び課長補佐 その他の職員 その他の課 必要により その他の職員 所在を明らかにする ・情報の収集	災害対策本部の本部員に指定されている課長等 応急対策が必要な課 課長及び課長補佐 その他の職員 その他の課 課長及び課長補佐 その他の職員 ・災害の状況について担当職員に周知し、所要人員の配備につき所掌業務に当たる		
	当直者	情報の受理及び伝達		総務課長の指示に従う
	施設管理者	職員又は警備員への情報伝達 施設の安全点検（施錠・火気の点検）		施設管理者及び応急要員 ・施設の巡視・警備
消防署 消防団	消防職員・消防団員の防災体制による			

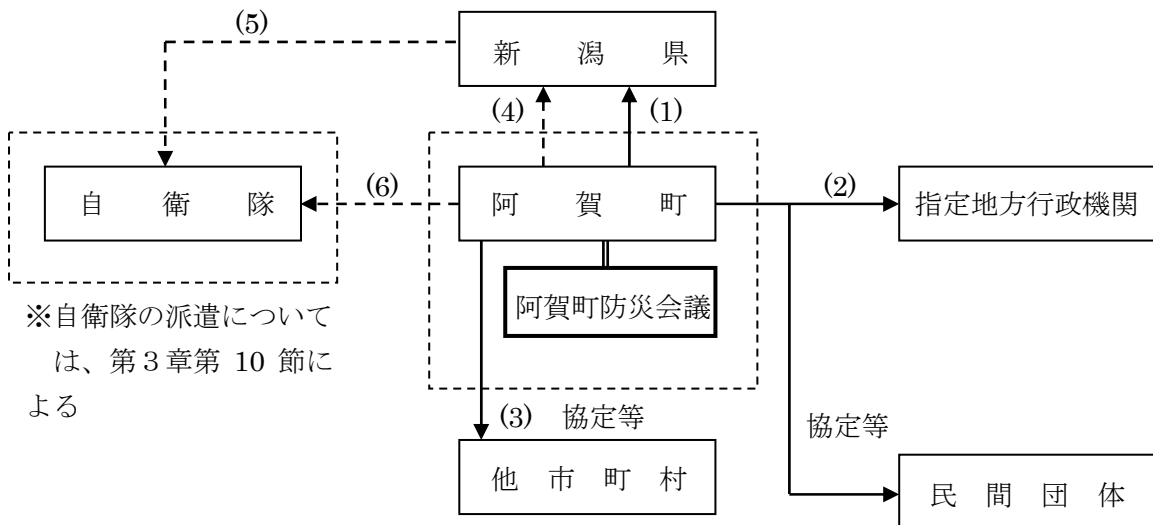
## 第 3 節 防災関係機関の相互協力体制

【関係課名等】 ◎総務課、建設課、企業課、消防本部

### 1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

### 2 防災関係機関の相互応援フロー図



- (1) 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）  
災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- (2) 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- (3) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）  
地方自治法第252条の17（職員の派遣）  
消防組織法第39条（市町村の消防の相互の応援）
- (4) 災害対策基本法第68条の2第1項（災害派遣の要請の要求等）
- (5) 自衛隊法第83条（災害派遣）
- (6) 災害対策基本法第68条の2第2項（防衛大臣又はその指定するものへの通知）

### 3 町からの応援要請

#### (1) 他の市町村長に対する要請

ア 町長は、町内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき次の市町村長に対して応援を要請する。

〔協定に基づく応援要請市町村〕

- ア 「阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定」
- イ 北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町村  
「北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱」

イ 町長は、上記協定締結市町村の応援でも、なお十分な応急対策が実施できないと認めるときは、協定以外の市町村長に対し次の事項を示し、応援を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

(2) 知事に対する要請

町長は、町内の地域にかかる応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

・ 連絡先及び方法

危機対策課（災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）へ、口頭又は県防災行政無線、電話、FAXで行う。

口頭又は県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等で処理する。

〈応援要求事項〉

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

〈応急対策実施要請事項〉

- ア 応急対策の内容
- イ 応急対策の実施場所
- ウ その他、応急対策の実施に関し必要な事項

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

〈職員派遣要請事項〉

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関に対する要請

町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に対し、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

町長は、町内における応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア 町長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるとき

は、知事に対し自衛隊の派遣を依頼する。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ通信途絶等により県に連絡できない場合にかぎり、直接自衛隊に災害の状況を通知し、自衛隊の判断で部隊の自主的な派遣を受けることができる。この場合、町長は事後速やかに知事に対し報告しなければならない。

#### 4 消防の広域応援

##### (1) 県内市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請する。

〔消防相互応援協定〕

ア 阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定

イ 磐越自動車道消防相互応援協定（阿賀野市・喜多方地方広域市町村圏組合）

ウ 新潟県広域消防相互応援協定

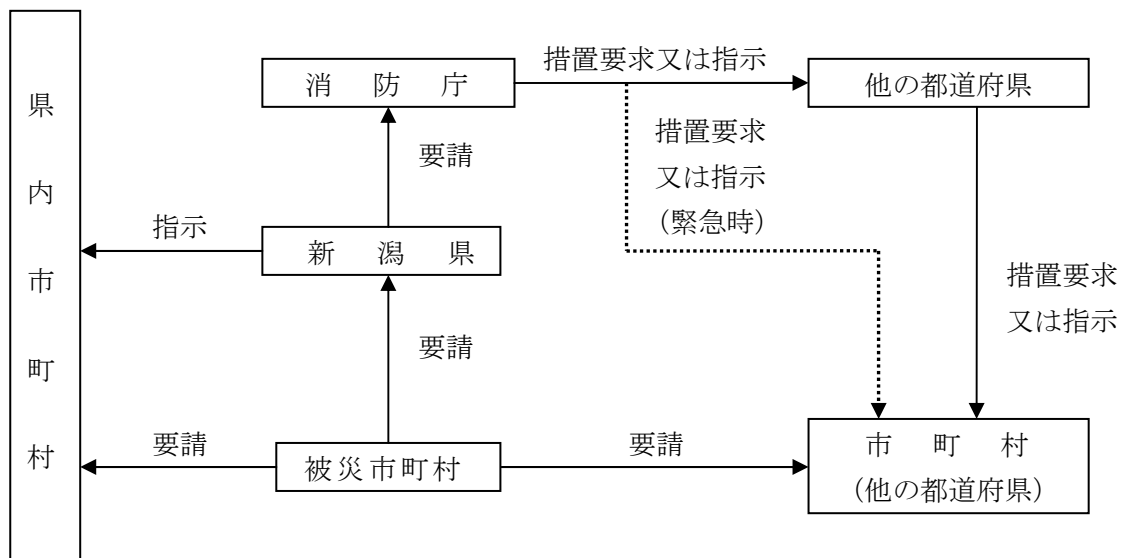
エ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

オ 阿賀町・新発田地域広域事務組合消防相互応援協定

##### (2) 他都道府県等に対する応援要請

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

〔消防組織法に基づく応援要請等〕



## 第3章-2 情報の収集・伝達・広報

### 第4節 気象情報等伝達計画

【関係課名等】◎総務課、消防本部

#### 1 計画の方針

風水害等は気象・水象情報の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や町民等の避難の効果的な実施に役立てる。

#### 2 気象業務法に定める気象注意報・警報等

- (1) 新潟県注意報・警報及び気象情報の地域区分では、阿賀町は新潟県・下越区域の五泉地域に含まれている。新潟地方気象台が阿賀町を含む五泉地域を対象に、発表する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

##### 【注 意 報】

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	大雨	大雨により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
		雨量基準	3時間雨量 70mm
		土壌雨量指数基準	87
	強風	強風により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
		平均風速	4月～9月12 m/s、10月～3月15m/s
	風雪	雷を伴う強風により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
		平均風速	4月～9月12 m/s、10月～3月15m/s 雪を伴う
	大雪	大雪により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷、雷に伴うちょう及び竜巻などの突風により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により災害が起こるおそれがあると予想したとき	
1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上			
濃霧	濃い霧により災害が起こるおそれがあると予想したとき		
	視程	100m	
乾燥	空気が乾燥して火災の危険が大きいと予想したとき		
	最小湿度 40%、実効湿度 65%		

種 類		発 表 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	なだれ	なだれにより災害が起こるおそれがあると予想したとき
			1. 24時間降雪のさが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合
		低温	低温のため農作物などに被害が起こったり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想したとき
			5月～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11月～4月：海岸で最低気温-4℃以下、平野部で-最低気温7℃以下、山沿いで-最低気温10℃以下
		霜	早霜、晩霜などにより農作物に被害が起こるおそれがあると予想したとき
	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷や着雪により通信線や送電線などに被害が起こるおそれがあると予想したとき	
		1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温が0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
	洪 水 注 意 報	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想したとき
			雨量基準
流域雨量指数基準			阿賀野川流域=55、常浪川流域=12、柴倉川流域=10、新谷川流域=13、東小出川流域=11、実川流域=10
複合基準			—
水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水 防 活 動 用 気 象 注 意 報	大雨	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	洪水	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	指 定 河 川 の 洪 水 注 意 報	阿賀野川 洪水	洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込まれる場合。

【警 報】

種 類		発 表 基 準		
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 報	大 雨	大雨により重大な被害が起こるおそれがあると予想したとき	
			雨量基準（浸水害）	3時間雨量 110mm
			土壌雨量指数基準 （土砂災害）	109
		暴 風	暴風により重大な被害が起こるおそれがあると予想したとき	
			平均風速	20m/s
		暴 風 雪	雷を伴う暴風により重大な被害が起こるおそれがあると予想したとき	
	平均風速		20m/s、雪を伴う	
	大 雪	大雪により重大な被害が起こるおそれがあると予想したとき		
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 55cm	
	洪 水 報	洪 水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な被害が起こるおそれがあると予想したとき	
雨量基準			3時間雨量 110mm	
流域雨量指数基準			阿賀野川流域=78、常浪川流域=16、柴倉川流域=13、新谷川流域=16、東小出川流域=11、実川流域=10	
複合基準			—	
水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	水 防 活 動 用 気 象 報	大 雨	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。	
	水 防 活 動 用 洪 水 報	洪 水	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。	
	指 定 河 川 の 洪 水 報	阿賀野川 洪 水	洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位に到達が見込まれる場合。あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	



(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係  
を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安で  
ある。

2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は一般の注意報・警報のうち水防に関するもの  
を用いて行い、水防活動用の用語は用いない。また指定河川を対象とする洪水予報（阿賀  
野川洪水注意報及び洪水警報）は、北陸地方整備局（阿賀野川河川事務所）と新潟地方気  
象台が共同で発表する。

3 同時に二つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類  
を併記した一つの注意報文又は警報文を作成する。

4 一つ又は二つ以上の注意報・警報が行われた後において、一つ又は二つ以上の注意報・  
警報を行った場合は、前に行われた注意報・警報は後で行った注意報・警報に切替えられ  
たものとし、注意報、警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

(2) 気象情報は、気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象についての情報を具体的か  
つ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や、注意報又は警  
報で表現できない事項を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め、新潟地方気象  
台及び相川測候所が必要に応じて発表する。

また、指定河川を対象とする洪水情報（阿賀野川洪水情報）は、北陸地方整備局（阿賀野  
川河川事務所）と新潟地方気象台が共同で発表する。

(3) 地方海上警報は、新潟地方気象台が担当海域（日本海中部）の海上を対象として発表する。

(4) 航空機の利用に適合する警報は、新潟航空測候所が発表する。

(5) 新潟地方鉄道気象通報及び電力気象通報は、新潟地方気象台が発表する。

### 3 水防法に定める水防警報等

(1) 次に掲げる河川については、国土交通大臣又は新潟県知事がそれぞれ洪水予報・水防警報・  
水防情報を発するものとし、河川ごとに定めた河川事務所長又は地域振興局長が直接これを  
発表する。

ア 洪水予報が行われる河川

〔国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川〕

河川名	区 域	洪水予報基準点	担当官署名
阿賀野川	左岸 新潟県五泉市馬下字大沢から海まで 右岸 新潟県阿賀野市小松から海まで	馬 下 満 願 寺	北陸地方整備局阿 賀野川河川事務所 新潟地方気象台

イ 水防警報等が行われる河川

〔国土交通大臣が水防警報を行う河川〕

河川名	区 域	発表者
阿賀野川 (幹川)	左岸 新潟県阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 右岸 新潟県阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 } から海まで	阿 賀 野 川 河 川 事 務 所 長

〔新潟県知事が水防警報を行う河川〕

河川名	区 域	発表者
阿賀野川	左岸 福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸 福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	津 川 地 区 振 興 事 務 所 長

ウ 水防情報が提供される河川

[新潟県知事が水防情報の提供を行う河川]

河川名	区	域	発表者
常浪川	左岸 東蒲原郡阿賀町神谷甲1395地先 右岸 東蒲原郡阿賀町神谷甲1216-乙地先	から阿賀野川合流点 まで	津川地区振興 事務所長

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の段階により発表する。

第1段階（準備）

水防に関する情報連絡、水防資材器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関等に出動の準備を通知するもの。

第2段階（出動）

水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第3段階（状況）

洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第4段階（解除）

水防活動の終了を通知するもの。

なお、対象となる量水標（阿賀野川：津川・馬下・満願寺、常浪川：常浪・広瀬）における水防警戒範囲は次のとおりである。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位がはん濫注意水位を越えるおそれがあり、又は、はん濫注意水位を越え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位以下に復したとき。但し、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 警報を発表する場合の具体的基準は、次のとおりである。

水防警報及び水防提供情報の対象とする水位観測所

(単位：m)

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村	大字							
阿賀野川	馬下	五泉	—	馬下	19.65	20.15	22.60	22.80	テレメーター	24.15	—
〃	満願寺	新潟	—	満願寺	5.80	6.50	8.45	8.70	〃	12.17	—

電話応答通報装置 TEL：0250-25-1403

県知事所管

(単位：m)

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村	大字							
阿賀野川	津川	東蒲原	阿賀	津川	50.00	50.70	51.85	52.69	テレメーター	56.30	0.0

電話応答通報装置 TEL：0254-92-3187

イ 水防警報提供の対象とする水位観測所

県知事所管

(単位：m)

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断断水位	はん濫危険水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村	大字							
常浪川	常浪	東蒲原	阿賀	天満	57.90	58.40	58.80	59.90	テレメーター	61.05	0.0
	広瀬	〃	〃	広谷	106.95	107.65	108.30	109.20	〃	109.95	0.0

電話応答通報装置（常浪） TEL：0254-92-3187

(4) 町長は、国土交通大臣及び新潟県知事、津川地区振興事務所長が水防警報を発しない中小河川の水防について、過去の被害等を考慮し、必要に応じて関係機関に警告する。

(5) ダム管理者からの通報

町には、揚川・豊実・鹿瀬ダム、新小荒ダムが設置されている。これらのダム管理者からの通報は下記のとおりである。

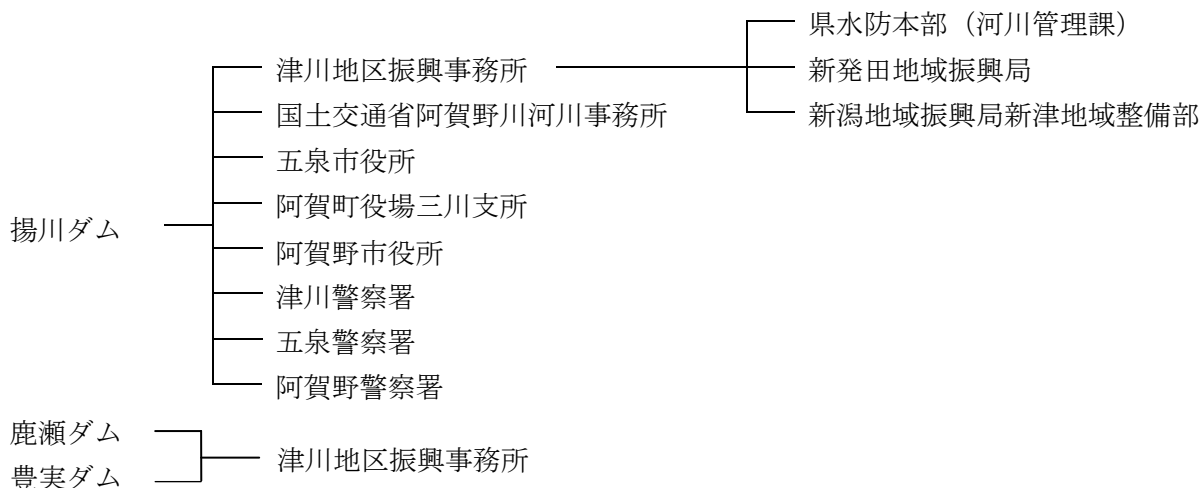
揚川・豊実・鹿瀬ダム	新小荒ダム
①ダムの初放流	①ダムの初放流
②予備警戒体制発令及び解除	②予備警戒体制発令及び解除
③洪水警戒体制令及び解除	③洪水警戒体制令及び解除
④洪水量1/2放流	④洪水量1/2放流
⑤洪水量・3,000m <sup>3</sup> /S放流	⑤洪水発生・200m <sup>3</sup> /S放流
⑥洪水量超過時1,000m <sup>3</sup> /S毎報告	⑥最大洪水量
⑦洪水量超過時における毎正時報告	⑦洪水量超過時における毎正時報告

(6) 情報収集について

町が関係するダム情報については、国土交通省及び東北電力の専用ホームページを活用し、よりタイムリーな状況の把握に努める。

- ・国土交通省ホームページ「川の防災情報」：<http://www.river.go.jp/nrpc0>
- ・東北電力「ダム情報提供専用ホームページ」：平成25年6月開始予定

なお、津川地区振興事務所においては、揚川ダムについては(3)洪水警戒体制令及び解除以降の各通報について県庁河川管理課及び新発田地域振興局・新潟地域振興局新津地域整備部へ連絡する。



揚川ダム基準数値

管 理 者	河 川 名	地 点	設計洪水流量	洪 水 量	最大使用水量
東北電力(株)	阿賀野川	東 蒲 原 郡 阿 賀 町 黒 岩	9,400m <sup>3</sup> /S	3,000m <sup>3</sup> /S	460m <sup>3</sup> /S

新小荒ダム

管 理 者	河 川 名	地 点	設計洪水流量	洪 水 量	最大使用水量
東星興業(株)	実 川	東 蒲 原 郡 阿 賀 町 豊 実	1,670m <sup>3</sup> /S	200m <sup>3</sup> /S	17m <sup>3</sup> /S

#### 4 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、町長が、消防法第22条の規定により、新潟県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じてこれを発する。
  - (2) 警報を発する場合の具体的基準は、地域的特性を加味して定める。
  - (3) 火災気象通報は、阿賀町を含む下越を対象とするものは新潟地方気象台がこれを行う。
  - (4) 新潟地方気象台長が県知事に通報する火災気象通報の基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。
    - ア 実効湿度が65%以下になる見込みのとき
    - イ 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある）
    - ウ 出火危険度5以上になる見込みのとき
- (注)：「出火危険度」とはその日の最小湿度、実効湿度及び最大風速から計算される指数。



## 5 気象注意報・警報等の伝達の整備

町内官公署及び公益的事業所（以下この項において「機関」という。）については、それぞれ災害応急対策責任者を置くものとし、災害予報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう機関内における体制を整備する。この場合において、特に休日、夜間に留意し、機関相互に徹底を図る。

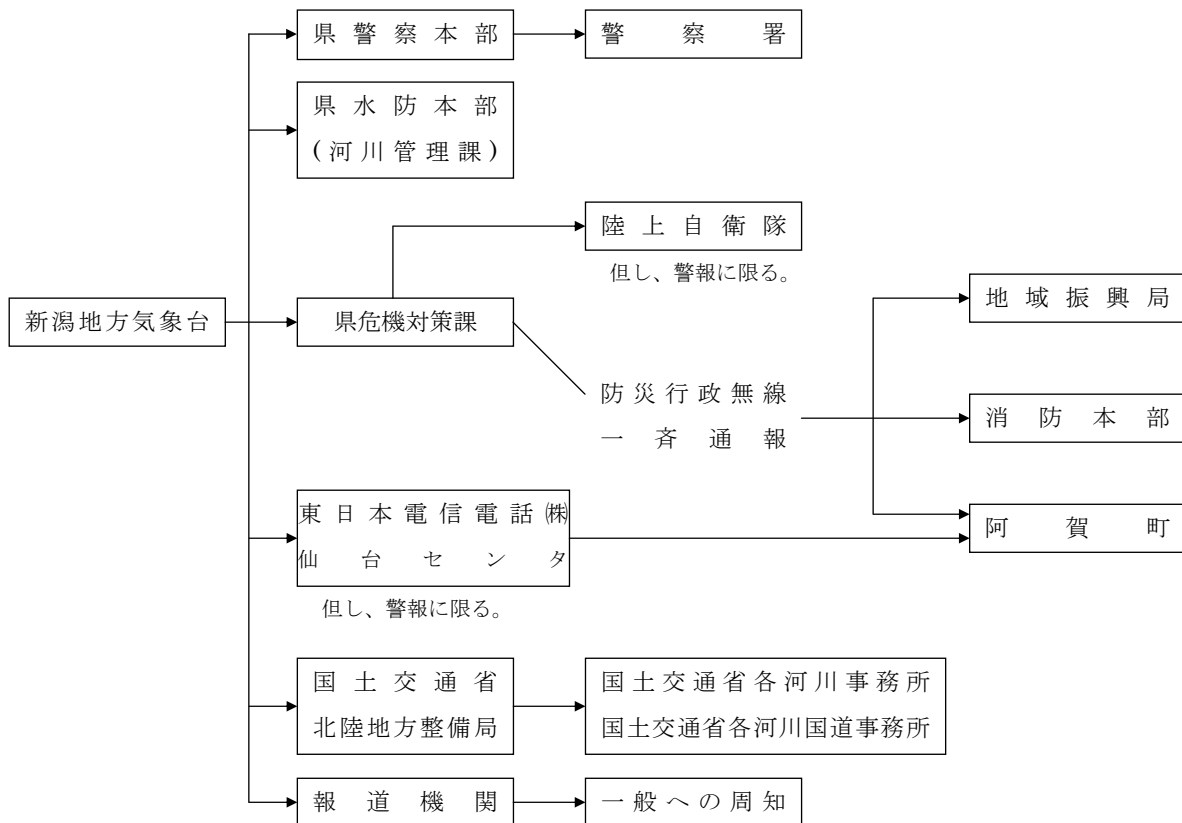
### (1) 気象注意報・警報等の伝達

#### ア 伝達系統

新潟地方気象台が、「気象業務法」に基づく気象注意報・警報等を発表し、又は切替えし、あるいは解除した場合の住民及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次による。

この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先するものとし、又は状況により必要のない場合は、他の機関及び住民への伝達はしない。

気象状況の連絡系統図



#### イ 伝達方法

(ア) 町は、気象注意報・警報等を受領し必要があると判断した場合には、状況に応じ、T V電話、あらかじめ定められた信号（サイレン等）、消防職団員等の町内巡ら及び広報車の巡回等により町民に周知する。

(イ) 庁内への伝達は庁内放送又は電話、FAXで行う。

(ウ) その他関係各課等が、それぞれ必要と認める官公署、団体に伝達する方法は、電話等迅速かつ的確な方法により行う。

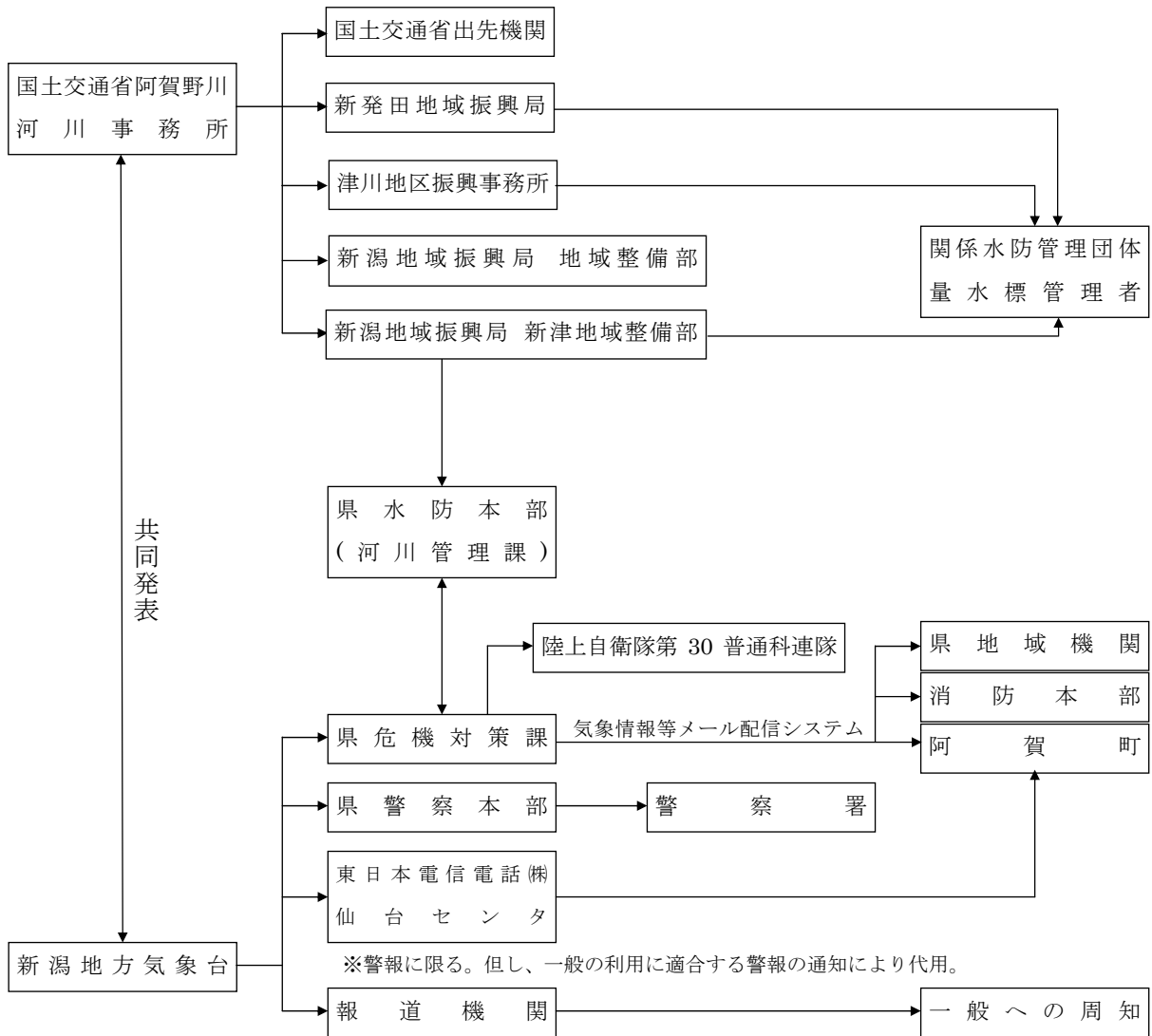
#### ウ 庁内関係者への伝達（夜間及び休日）

町役場当直者は、気象警報等を受領した場合、緊急の必要があると認めたとき防災担当者に連絡する。

(2) 阿賀野川洪水予報等の伝達

北陸地方整備局と新潟地方気象台が共同で行う、阿賀野川洪水予報等（注意報・警報及び情報）の伝達系統は次のとおりとし、伝達方法は（1）のイに準ずる。

阿賀野川洪水予報等伝達系統図



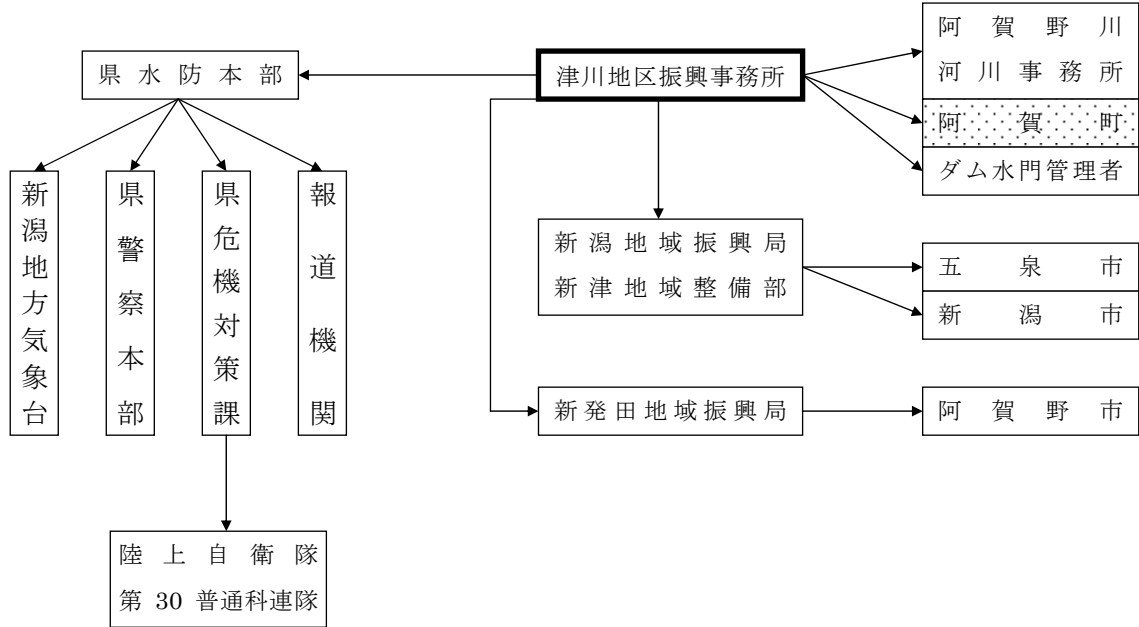
(3) 水防警報の伝達

伝達系統は次のとおりとし、伝達方法は(1)のイに準ずる。

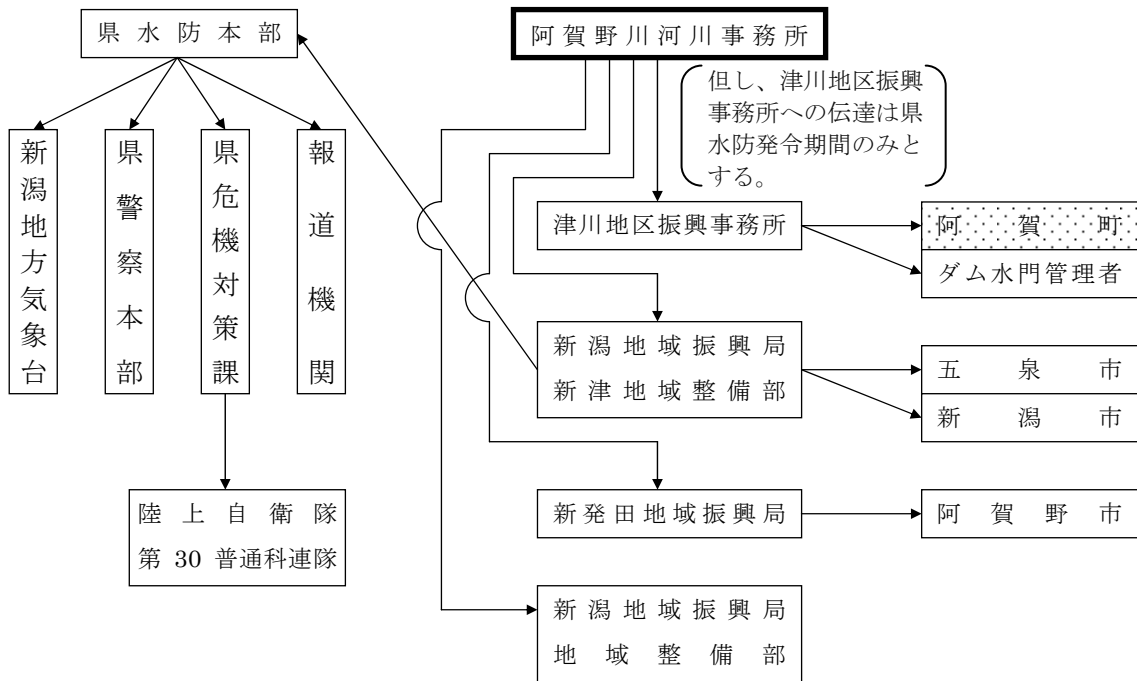
水 防 警 報 伝 達 系 統 図

凡例 水防警報発表者

① 阿賀野川（津川） 県



② 阿賀野川（馬下、満願寺） 国土交通省

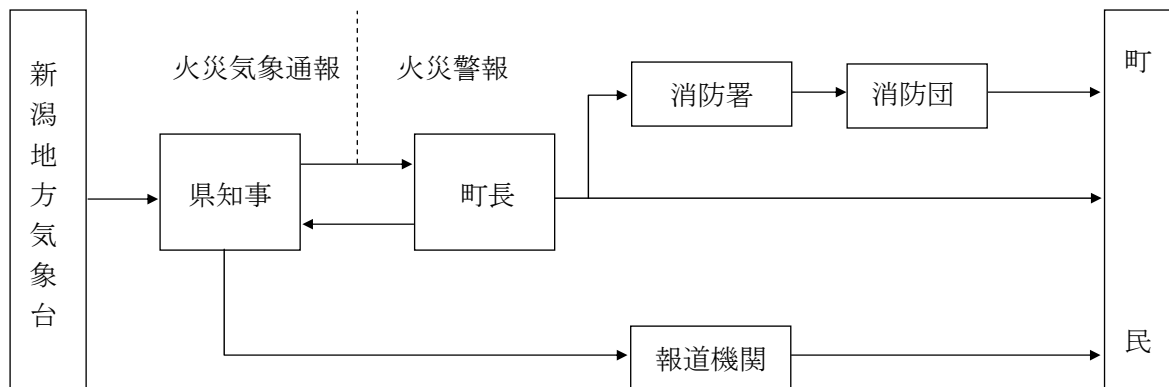




(4) 火災気象通報並びに火災警報の伝達

伝達系統は次のとおりとし、伝達方法は(1)のイに準ずる。

火災気象通報及び火災警報伝達系統図



(5) 町長が行う警告等の伝達

気象警報等により予測される災害に対処するため県知事が発する通知又は要請のうち、町長を通じての関係方面への伝達は、気象警報の伝達体制に準じる。

町長が予測される災害に対処するために発する警告及びその伝達体制は2に準ずる。

6 気象注意報・警報等を徹底させるための町、県及び報道機関等の協力体制

町、県及び報道機関は、相互に協力し、災害に関する気象注意報・警報等の伝達の徹底に努めるものとし、必要ある場合には協定を結び、その円滑化を期する。

(1) 火災警報

町長が発する火災警報は、県が放送機関に伝達するものとし、放送機関は速やかに放送を行うよう努める。

(2) 災害に対する通知、要請、警告

町長が発する災害に対処するための通知、要請又は警告については、必要があると認めるときは県を通じて放送機関に放送依頼するものとし、放送機関は速やかに放送を行うよう努める。

## 第 5 節 防災通信施設応急対策

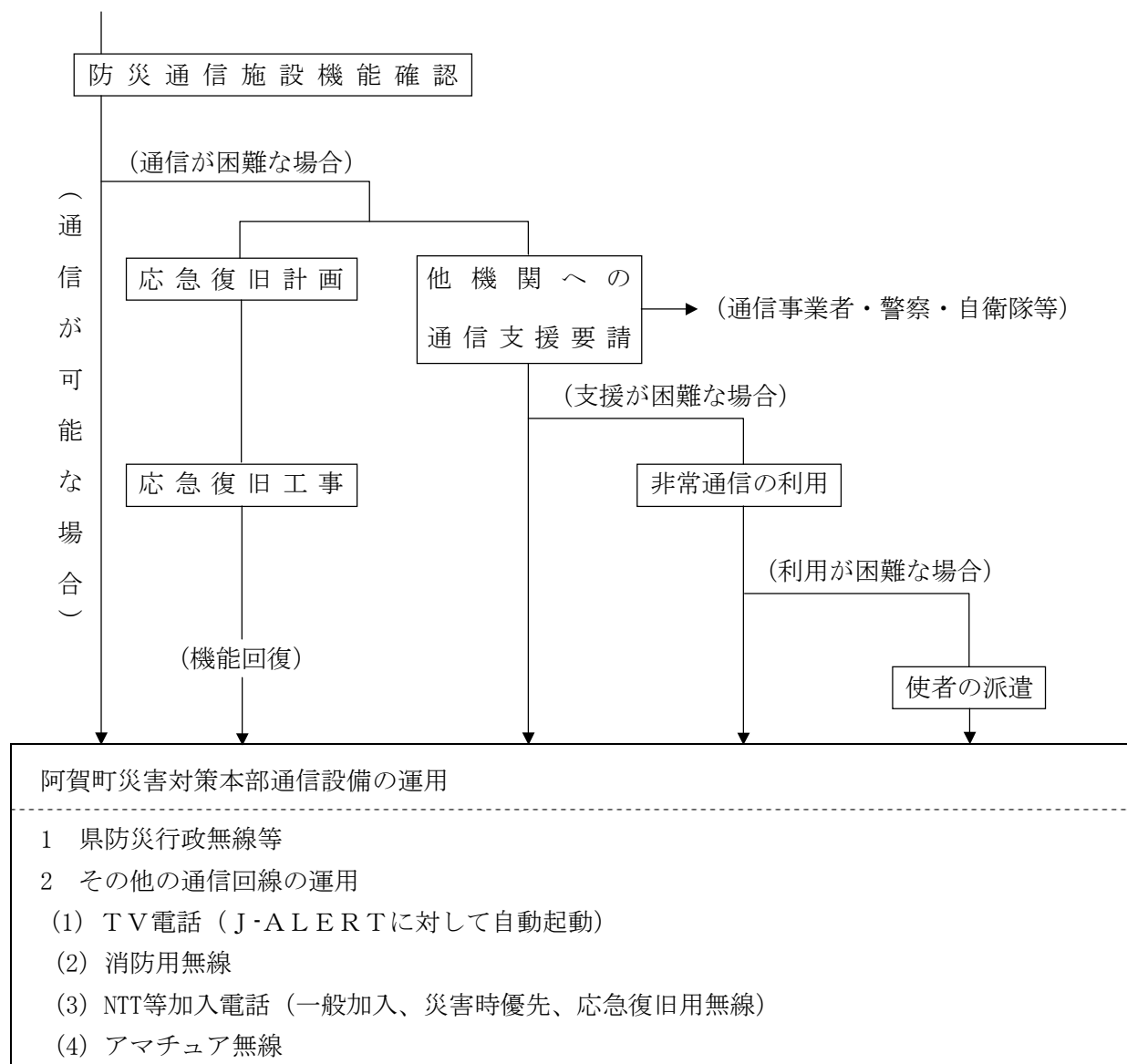
【関係課名等】◎総務課、消防本部、各支所

### 1 計画の方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。町及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

### 2 防災通信施設応急対策フロー図

★災害発生



### 3 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として県防災行政無線等、又は公衆通信施設（加入電話）で行う。
- (2) 加入電話は、局地的あるいは、全面的に途絶する場合が想定されるため、あらかじめ日本電信電話㈱へ申し入れ承諾を得ている非常緊急扱い電話（災害時優先電話）を利用する。

### 4 他機関の通信設備の優先利用等

#### (1) 通信施設の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、電気通信事業法第8条第1項、災害対策基本法第56条、第57条、79条、消防組織法第41条、災害救助法第28条により、町長は、有線電気通信法に掲げるものが設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- ・警察通信設備
- ・国土交通省無線設備
- ・消防通信設備
- ・気象通信設備

#### (2) 水防機関の緊急通信

水防機関は、水防法第20条第2項に規程により、他の機関の通信施設を利用して緊急通信を行うことができる。

### 5 自衛隊の通信支援

#### (1) 知事に対する派遣要請の依頼

町長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

#### (2) 自衛隊に対する派遣要請

知事は、(1)の依頼を受けた場合、又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

### 6 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

### 7 その他の通信の利用

#### (1) 防災相互通信用無線の利用

防災相互通信用無線は、災害が発生した場合に防災活動に当たる防災関係機関が、防災活動を円滑に進めるため、全国共通の150MHz帯及び400MHz帯の専用波を用いて被害や活動の

状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている。

なお、運用上の細部については、「新潟県内防災相互通信用無線局運営要領」の定めるところによる。

(2) 移動式通信設備の使用

災害時において、携帯電話等の移動式通信設備を借用し緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、必要に応じて、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段をアマチュア無線に協力を要請する。

なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

(4) 放送機関の利用

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、原則として知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、注意報・警報等の放送を要請する。

ア NHK新潟放送局

イ BSN新潟放送

ウ NST新潟総合テレビ

エ TeNYテレビ新潟放送網

オ UX新潟テレビ21

カ エフエムラジオ新潟

キ 新潟県民エフエム放送

## 8 すべての通信が途絶した場合

すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。

## 9 県防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い町と県及び防災関係機関相互の通信回路の確保に当たる。

(1) 通信設備の機能確認

通信の疎通状況の監視及び機能確認を行う。

(2) 災害時の組織体制

応急復旧業務を行うため、夜間休日等の非常招集体制をあらかじめ定めておく。

(3) 設備復旧体制の確立

応急復旧措置について、保守点検業者とあらかじめ定めておく。

## 第 6 節 被災状況等収集伝達計画

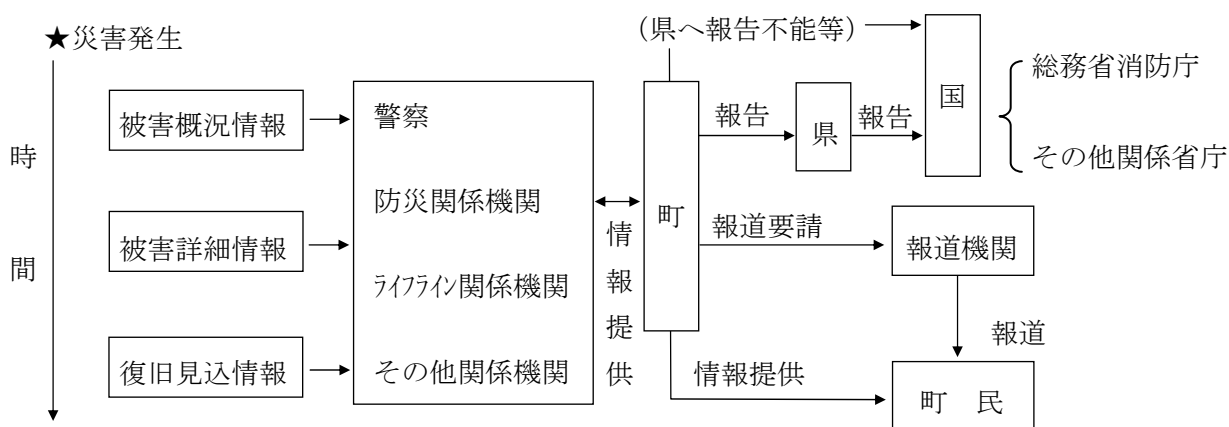
【関係課名等】 全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

町及び関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、速やかに情報収集活動を開始する。町は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県や各防災機関及び被災地内外の住民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。

### 2 被災状況等情報収集伝達フロー図



### 3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を次の活動を通じて収集する。

- (1) 災害発生を覚知した場合は、住民対策部の職員が人的被害、住家被害等の調査を行う。
- (2) 電話等により、町内公共機関から周辺の被害情報を収集する。

その際、一般加入電話がつながりにくくなる現象が発生して通話が困難になることが予想されるため、TV電話及び災害時優先電話を利用する。

- (3) 消防本部と連携して、消防団等の巡視活動を通じた被害状況及び119番殺到状況等についても把握する。

### 4 災害発生後の各段階における各機関の情報収集・伝達

#### (1) 災害発生直後

ア 町は、直ちに関係各機関と連絡を取るとともに、必要に応じて現地確認を行い、被災地の情報収集に当たる。

また、災害発生直後においては、町職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、行政区及び町民等からの情報の収集を図る。

イ 町は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。

ウ 町と津川警察署は、各方面から得られた情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。

エ 町は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。収集された情報は、各防災関係機関等に速やかに提供する。

オ 町は、被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。県に報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

なお、被害状況が十分把握できない場合であっても火災・災害等を覚知したときは、第一報を報告する（県に報告が必要な火災・災害等は、別表「消防庁への火災・災害等連絡基準」に準じる）。

また、「消防庁への直接即報基準(市町村)」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県だけでなく総務省消防庁に対しても報告する。

カ 町長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県防災局消防課長へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。

ただし、災害発生が夜間又は荒天等その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。

## (2) 応急対策初動期

ア 町は、町内の被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

イ 町は、大規模な災害あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関へ119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県危機対策課に報告する。

ウ ライフライン・公共交通関係機関は被害状況を調査し、県危機対策課に被害状況及び各機関の対応を報告する。

エ 医療機関は、被害状況及び急患受入れの可否等の情報を新潟地域振興局新津地域整備部経由で県福祉保健部に報告するものとし、町に情報提供を行う。

オ 町は、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、TV電話等の通信手段の確保に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。

## (3) 応急対策本格稼働期

ア 町は、県出先機関と協力して地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課に報告する。

イ 防災関係機関は、応急復旧の状況を県及び町に報告する。

ウ 町は、応急対策終了後10日以内に、県（危機対策課）に対して災害確定報告を郵送又はFAXで報告する。

## 5 情報の発信

### (1) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

町は、収集された被災情報等を集約し、応急対策の推進に係わる防災関係機関に逐次還元する。

### (2) 報道機関に対する報道要請

町は、次に掲げる事項に対して報道機関に逐次情報を公表し、町民に対する情報提供の要

請を行う。

ア 災害発生直後及び応急対策初動期

- (ア) 災害情報等の今後の予測に関する情報
- (イ) 被害状況
  - a ライフラインに関する情報
  - b 道路、JR、バス等交通機関情報
  - c 人的、物的被害に関する情報
  - d 火災に関する情報
- (ウ) 避難勧告、避難場所及び避難経路等に関する情報
- (エ) 交通機関運行状況及び道路交通規制情報
- (オ) 安否情報
- (カ) 復旧状況と今後の見通し

イ 応急対策本格稼働期

- (ア) 給水所等ライフラインの設置状況に関する情報
- (イ) 炊き出し、生活物資の配給に関する情報
- (ウ) 復旧状況及び今後の見通し等に関する情報
- (エ) 仮設住宅の設置及び申し込みに関する情報
- (オ) ごみ、し尿処理に関する情報
- (カ) 行政サービス、支援に関する情報
- (キ) 医療機関、福祉施設等の情報
- (ク) ボランティアの募集に関する情報

## 6 異常現象の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県及び新潟地方気象台に通報する。

別表 1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分	即 報 基 準
一 般 基 準	1 災害救助法の適用基準に合致するもの 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの

災害即報	個別基準		<p>1 地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生し、県又は町内で震度4以上を記録したもの</li> </ul> <p>2 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> <li>河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> </ul> <p>3 雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> <li>道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</li> </ul> <p>4 火山被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの</li> <li>火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> </ul>
	社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。
火災等即報	一般基準		<p>次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死者が3人以上生じたもの</li> <li>死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</li> </ul>
	個別基準	火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定防火対象物で死者が発生したもの</li> <li>高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</li> <li>「防火優良認定証」の交付をした防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「防火優良認定証」対象外部分からの出火を含む。）</li> <li>建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災</li> <li>損害額が1億円以上と推定される火災</li> </ul>
		林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼損面積が10ha以上と推定されるもの</li> <li>空中消火を要請したもの</li> <li>住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの</li> </ul>
		交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機火災</li> <li>タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災</li> <li>トンネル内車両火災</li> <li>列車火災</li> </ul> </li> </ul>
		その他	<p>特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等で消防上特に参考となるもの（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</li> </ul>
危険物に係る事故		<p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの</li> <li>負傷者が5名以上発生したもの</li> <li>周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの</li> <li>500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故</li> <li>海上、河川への危険物等流出事故</li> <li>高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</li> </ul>	
社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない火災・事故でも、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	



<p>救急救助事故即報</p>	<p>次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死者5人以上の救急事故</li> <li>○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</li> <li>○ 要救助者が5人以上の救助事故</li> <li>○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</li> <li>○ その他報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高い救急・救助事故</li> </ul> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・列車、航空機、船舶に関わる救急・救助事故</li> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> </ul>
-----------------	---

## 第 7 節 広報計画

【関係課名等】 ◎総務課

### 1 計画の方針

町・防災関係機関・報道機関等は、相互に協力して、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策等の情報の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

#### (1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止。
- イ 被災者や関係者の避難・救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報の伝達により、被災地域及び被災者や復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復旧事業に対する社会的な協力を得やすくすること。

#### (2) 広報活動の対象

- ア 被災地の住民及び滞在者 (＝直接的な被災者)
- イ 被災地外の被災地関係者 (親せき、親類等) (＝間接的な被災者)

#### (3) 広聴活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧対策に反映させるため、さまざまな手段を使って広聴活動を実施する。

## 2 広報計画応急対策フロー図



## 3 避難勧告等の伝達

町長は、阿賀野川の水位が上昇し危険と判断した場合は、対象区域住民に対し避難情報を発表する。

避難準備情報、避難勧告等の伝達はT V電話、町及び消防署・消防団の広報車、サイレン、

緊急速報エリアメール、データ放送、町HP等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道を県を通じて要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

#### ア 避難準備情報

阿賀野川洪水注意報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ町長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難準備情報を発表し、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

#### イ 避難勧告

阿賀野川洪水警報が発表され町長が必要と認めるときは、阿賀野川浸水想定区域内の必要な地域に対し避難勧告を発表する。

#### ウ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと町長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

段 階	行 動
避難準備情報	災害時要援護者の避難準備を始める。
避難勧告	対象住民は避難を開始し、町は避難所を開設する。
避難指示	全ての対象住民は避難する。

#### ・阿賀野川洪水到達時間

阿賀野川洪水到達時間は、雨量の程度、出水の状況により多少の時間差があるが次のとおりである。なお、ここに示した時間は、上流ダムからの流入量ごとの、各ダムへのおおよその到達時間である。

#### 本名ダムから揚川ダム間の到達時間の目安

500 m <sup>3</sup> /s の場合	1,000 m <sup>3</sup> /s の場合
「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約4時間50分で到達	「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約4時間20分で到達
■本名ダム → 新郷ダム 2時間40分	■本名ダム → 新郷ダム 2時間10分
■新郷ダム → 豊実ダム 1時間10分	■新郷ダム → 豊実ダム 1時間10分
■豊実ダム → 鹿瀬ダム 20分	■豊実ダム → 鹿瀬ダム 20分
■鹿瀬ダム → 揚川ダム 40分	■鹿瀬ダム → 揚川ダム 40分
2,000 m <sup>3</sup> /s の場合	3,000 m <sup>3</sup> /s の場合
「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約3時間30分で到達	「本名ダム」から「揚川ダム」間は、 約3時間20分で到達
■本名ダム → 新郷ダム 1時間50分	■本名ダム → 新郷ダム 1時間40分
■新郷ダム → 豊実ダム 50分	■新郷ダム → 豊実ダム 50分
■豊実ダム → 鹿瀬ダム 20分	■豊実ダム → 鹿瀬ダム 20分
■鹿瀬ダム → 揚川ダム 30分	■鹿瀬ダム → 揚川ダム 30分

#### 4 広報活動における各機関の役割分担

##### (1) 町

###### ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う

###### イ 手段

- (ア) TV電話等による呼びかけ
- (イ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (ウ) 行政区等に対する緊急避難情報の伝達
- (エ) 住民相談窓口の開設
- (オ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (カ) 町HP、緊急速報エリアメール、データ放送等による情報発信

###### ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生に関する情報
- (イ) 給水、炊き出し、物資配給の実施状況
- (ウ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (エ) 被災地の状況
- (オ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報（通信、交通機関の復旧・運行状況など）

##### (2) ライフライン関係機関（電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者）

###### ア 役割

主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

###### イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) インターネットによる情報発信

###### ウ 項目

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び見込み

##### (3) 公共交通機関

###### ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

###### イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) インターネットによる情報発信

###### ウ 項目

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め
- (イ) 臨時ダイヤ
- (ウ) 復旧状況及び見込み

##### (4) 警察

###### ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

## イ 手 段

- (ア) 報道機関への報道依頼
- (イ) 警察車両、警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信

## ウ 項 目

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
  - (イ) 交通規制に関する情報
  - (ウ) 町長から要求があった場合等の避難指示情報
- (5) その他の行政機関  
住民等に伝達が必要な事項を報道機関等を通じて公表する。

## 5 放送機関による災害時の放送

- (1) 放送機関は、災害に関する情報を入手したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行う。

災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは基本的に各放送機関のマニュアル等により行う。

- (2) 町は、災害のため電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する。（原則的には県を通じて要請）

ア 浸水、火災の延焼、危険物の流失等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼びかけ

イ 各放送機関の連絡先

機関名	所在地	電話	FAX
NHK新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	025-265-1145
B S N新潟放送	新潟市中央区川岸町3-18	025-267-3469	025-267-4110
N S T新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代2-3-1	025-245-8181	025-241-7602
T e N Y新潟テレビ放送網	新潟市中央区新光町1-11	025-283-8152	025-283-8159
U X新潟テレビ21	新潟市中央区下大川前通六ノ2230-19	025-223-7009	025-223-8628
エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2339	025-245-3399
新潟県民エフエム放送	新潟市中央区万代2-1-1	025-246-5190	025-246-5185

- (3) 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、町が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。

## 6 災害発生時の各段階における広報の基準

- (1) 災害発生直前

・風水害・雪害に関する警報等の伝達

- (ア) 新潟地方気象台は、気象情報の分析により災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を各放送機関に同報FAXで直ちに配信する。
- (イ) 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。その際、対象に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民にとって分かりやすい伝達に努める。

- (ウ) 放送機関は配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。
- (2) 災害発生直後
- ア 災害が発生した場合は、町は危険地域の住民に広報車等により避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。
- イ 町は、災害が大規模にかつ広域に発生する恐れがあるときは、防災行政無線等を使って県及び危険区域市町村の防災関係者に避難または警戒を呼びかけるものとし、また、県を通じて放送機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。
- ウ 町は、災害発生直後の偵察活動により報告を受けた被害状況等の情報を整理し、県を通して映像・画像等を含む被害状況速報を速やかに各放送機関に提供する。
- エ 各放送機関は、直ちに被害状況を放送し、住民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。
- (3) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）
- ア 町の広報事項
- (ア) 住民に対する避難勧告・避難場所・避難経路等
- (イ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給
- (ウ) 避難所の開設等
- イ 警察の広報事項
- (ア) 住民に対する避難勧告
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 身元の確認できた死亡者の住所・氏名等
- ウ ライフライン関係機関
- (ア) 被災による使用不能状況及び復旧見込み
- (イ) 使用可能の場合の使用上の注意等
- エ 公共交通機関
- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取り止め及び復旧見込み
- (イ) 臨時ダイヤ
- オ 町長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、放送機関を通じて町の対応状況、他市町村からの応援、自衛隊の出動等の状況を随時自ら分かりやすく町民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。
- (4) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日目以降）
- ア 町の広報活動
- (ア) 消毒・衛生・医療救護
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 仮設住宅への入居
- イ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項
- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害時の特例措置の実施状況
- ウ 町長は、必要に応じて災害の復旧計画の方針等、今後の見通し等を放送機関を通じて町民に分かりやすく説明する。
- (5) 復旧対策期
- ・町の広報事項

- (ア) 災証明の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

## 7 広報活動に当たっての留意点

- (1) 視覚・聴覚障害者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講ずる。
- (2) 外国人の被災者のために、通訳の配置、パンフレットの配付等の措置を講ずる。
- (3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

## 8 安否情報の提供

- (1) 津川警察署は、原則として災害による死者の氏名を報道機関を通じて公表する。
- (2) 町は、医療機関から報告を受けた災害による入院患者及び他の医療機関からの転送入院患者の情報について、家族等からの問い合わせに応じることができるよう整理する。  
なお、これらの情報の取り扱いは管理を徹底するとともに、回答に当たっては必要最小限にとどめる。

## 9 広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情等を受付け、適切な措置を行うとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、町の災害対応の参考とする。

- (1) 町の広聴活動
  - ア 自主防災組織及び行政区等からの相談・要望等の受付
  - イ 被災者のための相談窓口の設置
- (2) ライフライン関係機関の広聴活動
  - 利用者相談窓口の開設



# 第3章-3 避難・救援・救護

## 第8節 避難及び避難所計画

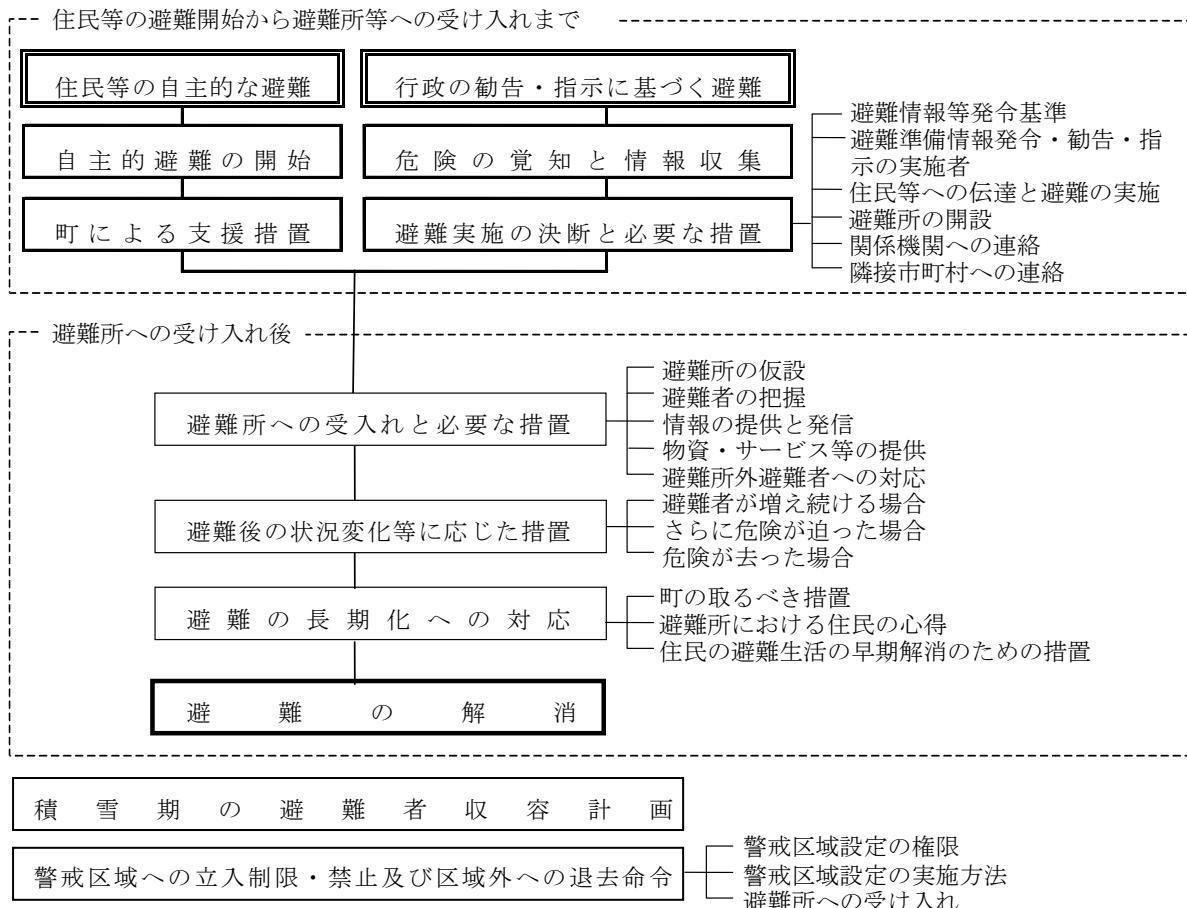
【関係課名等】 全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、住民を早期にかつ混乱することなく安全に避難させるための避難活動を実施する。

災害発生時の避難は、大別して住民等が浸水・火災の延焼・危険物の流出等切迫した危険を回避するための一時的な避難と、実際に住居を滅失し又は居住が困難になった者の当面の居住確保のための避難が考えられる。ここでは、これら両者を考慮した避難活動の計画とする。

### 2 避難及び避難所応急対策フロー図



### 3 住民等の自主的な避難

#### (1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡する。また、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要援護者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

## (2) 町による支援措置

町は、住民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておくことが望ましい。

住民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ね無く」避難生活を送れるよう配慮する。

## 4 行政の勧告・指示に基づく避難

### (1) 危険の覚知と情報収集

新潟地方気象台は、気象観測等により災害の発生が予測される時は、町及び防災関係機関に的確に情報を伝達する。

町及び防災関係機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係機関は、職員、住民等からの通報により具体的な被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに町に連絡する。

### (2) 避難実施の決断と必要な措置

#### ア 避難情報等発令基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

#### (ア) 避難準備情報

基準（目安）	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係する河川の観測所において、はん濫注意水位（警戒水位）を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合</li><li>・土砂災害危険箇所において長雨により地盤が軟弱化するおそれがある場合や土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等）が発見された場合</li><li>・その他災害の状況により本部長（町長）が必要と認めた場合</li></ul>
発令の対象	河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民（特に同地域内の災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者）
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始する</li><li>・災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難行動を開始する</li><li>・災害時要援護者の避難を支援する者は、支援行動を開始する</li></ul>
広報事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常持出品の準備</li><li>・避難場所の確認</li><li>・家財を高いところに移動</li></ul>

#### (イ) 避難勧告

基準（目安）	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係する河川の観測所において、はん濫危険水位（危険水位）に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</li><li>・堤防の決壊につながるような漏水等が発見した場合</li><li>・土砂災害警戒情報が、県及び気象台から発表された場合</li><li>・土砂災害危険箇所周辺の急傾斜地において、土砂の崩落等が発生、又は前兆現象が発見された場合</li><li>・その他災害の状況により本部長（町長）が必要と認めた場合</li></ul>
--------	---

発令の対象	河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、避難所への避難行動を開始する
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火の始末、火の元の確認</li> <li>・戸締り</li> <li>・非常持出品を持参して避難所へ避難</li> </ul>

(ウ) 避難指示

基準（目安）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合（関係する河川の観測所において、はん濫危険水位（危険水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等）</li> <li>・土砂災害が発生し、住民に危険が及ぶと判断した場合</li> <li>・土砂災害危険区域等で、土砂移動現象、又はその前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）が確認された場合</li> <li>・その他災害の状況により本部長（町長）が必要と認めた場合</li> </ul>
発令の対象	河川堤防の決壊・越水または土砂災害の発生等により被害が及ぶおそれのある地域の住民
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後、避難中の住民は直ちに避難行動を完了する</li> <li>・まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。避難所に避難するいとまがないときは、安全な建物の2階に避難するなどの生命を守る最低限の行動を取る</li> </ul>
広報事項	危険地域から一刻も早く立ち退いてもらう

イ 避難準備情報発令・勧告・指示等の実施者

「避難準備情報」発令、及び避難の「勧告」・「指示」は、原則として町長が行う。

現状の気象状況が継続し、避難を要する状況となる可能性があるると判断される場合は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難準備情報」を発令する。さらに、必要に応じて消防長に住民の避難誘導を指示し、津川警察署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

さらに、町長は、町内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は町長からの要求があったときは、下表のとおり知事が避難の勧告・指示を、警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

区分	実施者	根拠法令	備考
避難準備情報	町長		
勧告	町長 知事	災害対策基本法第60条第1項 災害対策基本法第60条（町長がその事務の全部又は大部分を行えないと認められるときの代行）	災害一般
指示	町長 警察官	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条（警察官のみ）	

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条	災害一般
知事又はその命を受けた県職員	災害対策基本法第60条（町長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示する。	
		水防法第22条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。
水防管理者（町長）	水防法第22条	

#### ウ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難準備情報の発令及び避難の勧告又は指示は、原則として次の内容を明示して行う。

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等（戸締り、家屋の補強、家財道具の処理、携行品、服装、自動車の使用制限等）

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、TV電話、サイレン、無線、標識、広報車及びテレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図る。
- b 町は、災害時要援護者への勧告又は指示に当たっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。
- c 通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、町が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。

(ウ) 避難誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫し、住民が避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

- a 町は、避難の勧告・指示を出した場合、津川警察署、消防署及び消防団の協力を得て自主防災組織又は行政区単位に一時集合場所に避難住民を集合させたのち、必要によりあらかじめ指定してある避難所に誘導する。一時集合場所は地元と協議して定める。
- b 避難者の誘導は、あらかじめ定められた従事者が津川警察署、消防団等と協力して行う。
- c 誘導に当たっては、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を標示、なわ張り等をするほか状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。浸水等の場合は、船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を期する。
- d 障害者、高齢者等災害時要援護者に対する避難誘導については、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得るなどして避難場所への誘導に努める。

(エ) 避難路の安全確保

- a 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。
- b 町は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民を迅速・安全に避難させる。
- c 町は、県に、必要に応じて自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への協力を要請する。

#### エ 避難所の開設

町は、住民に避難を勧告又は指示した場合は、直ちに避難先の施設の管理者に連絡し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示する。

交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、町に人数等を連絡する。

#### オ 関係機関への連絡

町は、防災関係機関に対し避難行動への支援・協力を要請する。また、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び津川警察署、消防署等関係機関に連絡する。

#### カ 隣接市町村への連絡

地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって協力を求めなければならない場合は、隣接市町村に対し、必要事項を連絡し協力を求める。

## 5 避難所への受け入れと必要な措置

### (1) 避難所の仮設

避難所に適する施設がない地域、避難場所が使用不能となった場合、又は避難所に収容しきれなくなった場合は、町は、野外バラックの仮設又は天幕の設営などの措置をとる。

### (2) 避難者の把握

町は、避難所を設置した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握して速やかに町に連絡する。避難者にけが人・病人がいる場合は、直ちに消防等へ連絡し、必要な措置をとる。また、他の避難者に対しては、避難に当たっての注意事項等を示し、混乱の防止に努める。

### (3) 情報の提供と発信

町は、避難者に対し、避難所の管理者を通じるなどして、被害状況等に関する情報を逐次提供する。また、避難者の安否等を報道機関等を通じて広報する。

あわせて、視覚・聴覚障害者、外国人等の避難者にも配慮した情報提供を行う。

### (4) 物資・サービス等の提供

町は、避難者を避難所に受け入れたときは、直ちに日本赤十字社新潟県支部阿賀町地区に連絡し、衣類、寝具、食料等の提供を依頼する。避難所の管理者は、避難者の内訳（男女比率、年齢構成等）を考慮して、そのニーズを把握し、必要な物資・サービスの提供を町に要請するとともに、自らも災害時要援護者への別室の用意、冬季間の暖房装置の確保等に配慮する。

### (5) 避難所外避難者への対応

町の指定した避難所以外への避難者の実態（避難場所、人数、属性内訳、施設の状況等）を速やかに把握し、これらの避難者に対しても、物資・サービス・情報の提供について配慮する。

## 6 避難後の状況変化等に応じた措置

### (1) 避難者が増え続ける場合

町は避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

町の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

### (2) さらに危険が迫った場合

町は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、移動のための車両を手配するとともに、県、警察等に協力を依頼する。あわせてヘリコプター等の提供を依頼し避難誘導に当たる。

また、町は必要に応じ、県を通じて自衛隊に協力を依頼する。

### (3) 危険が去った場合

町は、被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難の勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに町及び報道機関を通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理者は、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

## 7 避難の長期化への対処

### (1) 町のとるべき措置

町は、住民の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、高齢者、障害者、病人等の災害時要援護者の処遇について、十分に配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

#### ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者のニーズに応じた栄養確保及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努める。

特に、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

#### イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配付を行う。

(ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

#### ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談などの対応についても配慮する。

あわせて、更衣室、授乳室等の設置についても配慮する。

#### エ 災害時要援護者への配慮

障害者と一般避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により一時的に町内の社会福祉施設への入所を要請するとともに、保護すべき災害時要援護者が多数に及ぶときは、避難所のうち町長が指定する箇所に災害時要援護者専用区画を設け、ホームヘルパー、ボランティア等のスタッフを確保の上、福祉保健対策部が運営する。

さらに、これらの区画についてはバリアフリー化を進める。

オ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対して、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、津川地区振興事務所、精神保健福祉センター、栄養士会、ボランティア団体等の防災関係機関の協力についての要請を行う。

カ 災害救助法等が適用されている場合の措置

災害救助法又は災害救助条例による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

(2) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守

ウ 災害時要援護者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 住民の避難生活の早期解消のための措置

県及び町は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提示するとともに、仮設住宅建設等の当座の住宅対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

## 8 積雪期の避難者収容計画

(1) 無雪よりも避難情報等が確実に伝達するよう留意する。

(2) 積雪期には全避難者を屋内に収容する。また、避難所の収容能力を上回る場合には速やかに他施設へ移動するよう手配する。

(3) 寒冷期であるため、避難所での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

## 9 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

	区 分	実 施 者	設 定 権	目 的
災 害 対 策 基 本 法	第63条第1項	町長	災害時の一般的な警戒区域の設定権	
	第73条第1項	知事（町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるとき）		
	第63条第2項	警察官（町長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る）		住民等の生命 ・身体を保護 を目的とする
消 防 法	第28条第1項 第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
	第28条第2項 第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入り制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を通用できる。

警察官、自衛官が町長に代わって警戒区域内の設定を行った場合、速やかにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、町長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。



## 第 9 節 孤立集落対策計画

【関係課名等】◎総務課、消防本部、健康福祉課、各支所

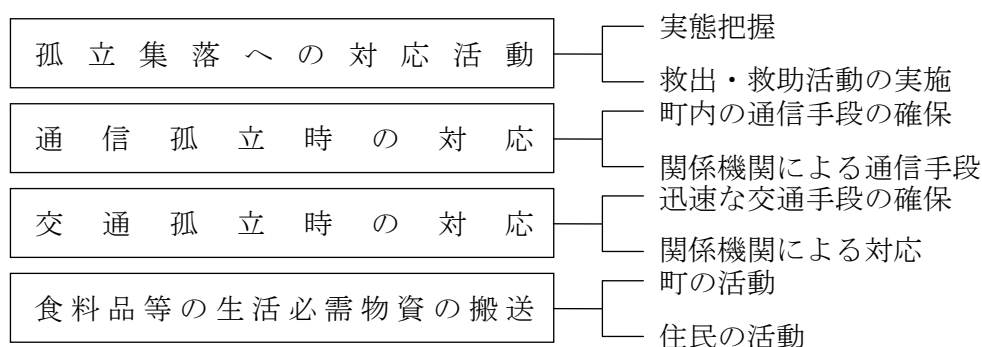
### 1 計画の方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立にある。情報通信の孤立は、救助期間における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にする。

また、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立集落住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される集落の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、下記の順位をもって当たる。

- ① 被害実態の早期確認と、救急・救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ 道路の応急復旧による生活の確保

### 2 計画の体系



### 3 孤立集落への対応活動

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。発災時には、平時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認を行う。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立集落からの救出活動を実施する。

#### (1) 実態把握

ア 孤立が予想される地域に対し、NTT回線及びT V電話等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集するとともに、県に対して直ちに即報報告を行う。

#### (2) 救出・救助活動の実施

ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、概要を直ちに県に報告する。

イ 救助場所へのヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

- エ 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を行う。

#### 4 通信孤立時の対応

##### (1) 町内の通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

##### (2) 関係機関による通信手段

###### ア 通信途絶状況の解消

災害応急復旧用無線電話機、孤立防止用無線機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

###### イ 応急通信設備の設置

避難場所等に、衛生通信方式車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

###### ウ 住民による通信手段

携帯電話、アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に協力する。

###### エ 電源の確保

通信途絶の原因に電源の喪失がある。可搬型無線機や携帯電話などの電源、電池の確保に努める。

#### 5 交通孤立時の対応

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

##### (1) 迅速な交通手段の確保

孤立地域に通ずる道路の状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

##### (2) 関係機関による対応

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行う。

#### 6 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

##### (1) 町の活動

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

##### (2) 住民の活動

###### ア 当面の生活必需品の確保

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活必

需品の確保について協力し合う。

イ 近隣地域との連携

住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

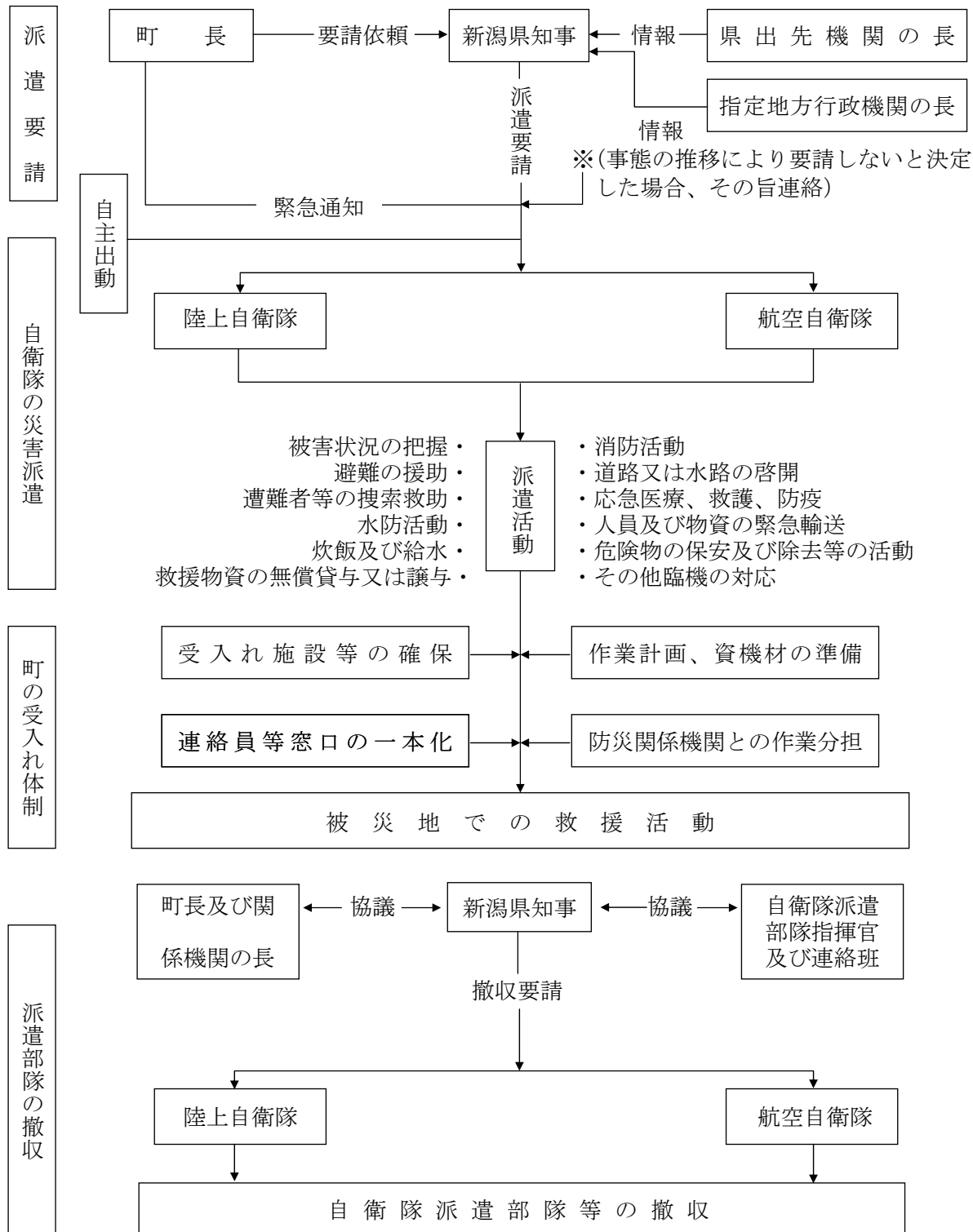
# 第10節 自衛隊の災害派遣計画

【関係課名等】◎総務課、消防本部

## 1 計画の方針

風水害等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。

## 2 自衛隊の災害派遣フロー図



### 3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること。（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

### 4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

#### (1) 救援活動の概要

救援活動区分	内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
② 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 （放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 （航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 （緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩ 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第2号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予 防 派 遣	水害等を未然に防止するための措置を実施する。

## (2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

## 5 自衛隊災害派遣要請の手続き

### (1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

町長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行う。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

（注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理する。

### (2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

ア 町長は、通信途絶等により（1）の知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は関係自衛隊に通知することができる。

イ 町長はアの通知を行ったときは、事後速やかに、その旨を知事に通知する。

## 6 自衛隊の自主出動

(1) 各自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣することができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他、災害に際し、アからウまでに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できるかぎり早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(3) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

## 7 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

### (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県、その他の防災関係機関と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

### (2) 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能なかぎり調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所

### (3) 受入れ施設等の確保

町は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

## 8 災害派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議して行う。

## 9 救援活動経費の負担

町は、自衛隊の災害派遣を受けた場合は、自衛隊の救援活動に要した経費は原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害については、県と派遣部隊の長において協議の上決定する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

## 10 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

### (1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所	住 所	等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住 所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	
	電 話	025-285-5511 (代) (内6434、6436、6439)	
		025-282-1638 (直通)	
	防災無線	(発信番号) -40120-6434、6436、6439	
	NTT FAX	025-282-1640	

### (2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所	住 所	等
○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村の災害派遣)	連絡窓口	第30普通科連隊第3科	
	住 所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号	
	電 話	0254-22-3151 内235	
	NTT FAX	0254-22-3151 FAX切替 内273	
○海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第3幕僚室	住 所	〒625-0087 舞鶴市余部下1190	
	電 話	0773-62-2250 内213	
	NTT FAX	0773-62-2255 FAX切替	
	連絡窓口	新潟基地分遣隊警備科	
	住 所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	
	電 話	025-273-7771 内235	
○航空支援集団司令部防衛部運用課 (輸送機・救難ヘリコプターの派遣)	連絡窓口	新潟救難隊	
	住 所	〒950-0031 新潟市中央区船江町3丁目135	
	電 話	025-273-9211 内218	
	NTT FAX	025-273-9211 FAX切替	



11 新潟県内における陸上自衛隊第2普通科連隊と第30普通科連隊の管轄区分





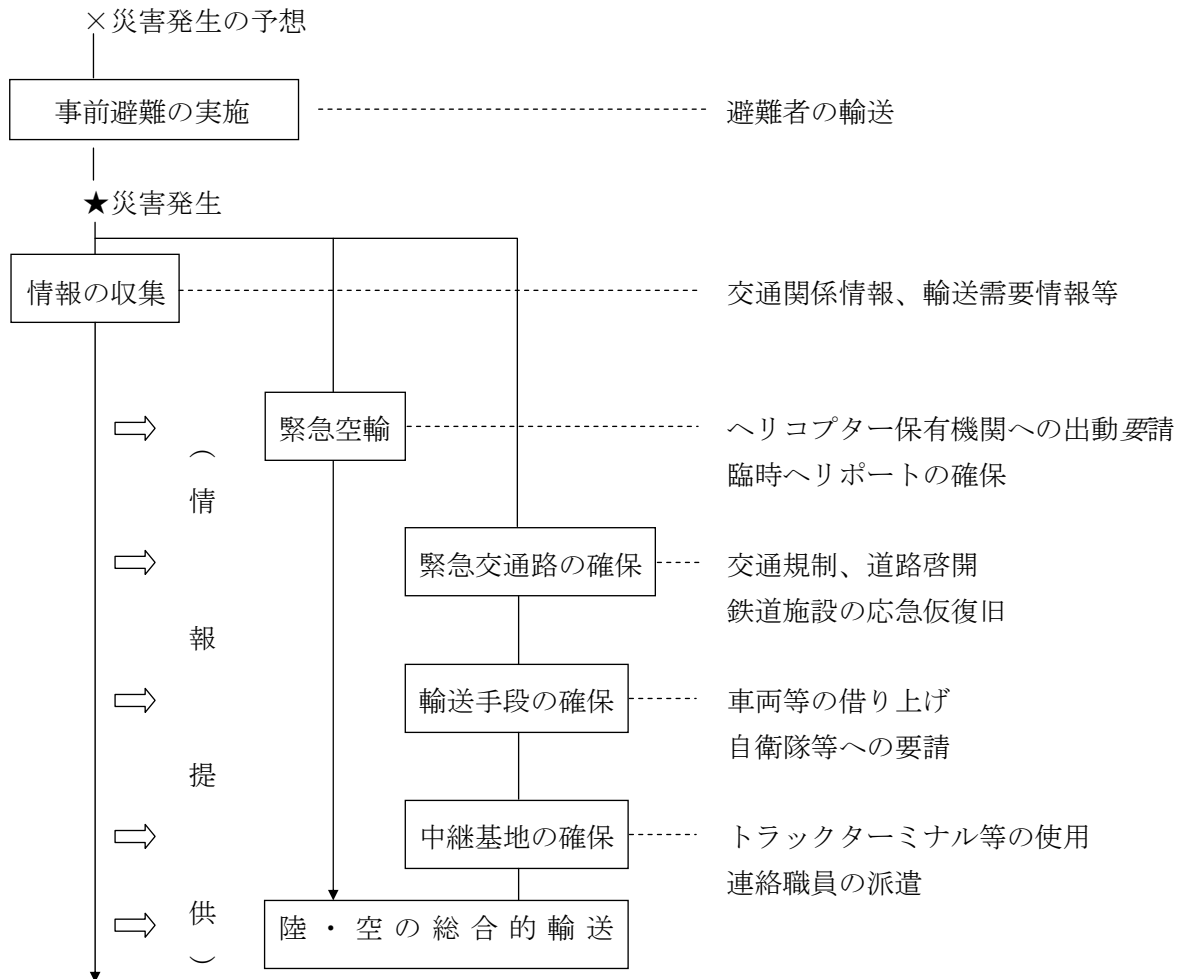
# 第 11 節 輸送計画

【関係課名等】 全課（◎総務課）

## 1 計画の方針

災害発生時の緊急輸送は、救助・救急・医療・避難・対策要員の輸送・消火活動の迅速な展開の支援及び、緊急物資の輸送、被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。使用可能な交通資源は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握した上で最適な輸送手段を選択しなければならない。そのために、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などを組織的に行う。

## 2 緊急輸送応急対策フロー図



## 3 事前避難の実施時の避難者の輸送

町は、災害の発生が予想され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により、住民等を安全な地域へ輸送する。

この場合は、県、警察本部並びに陸・空の各自衛隊との連携を強化して迅速、円滑に避難を行う。

災害発生後に避難者輸送の必要が生じた場合も同様とする。

#### 4 交通関係情報の収集・伝達

町長は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

#### 5 緊急交通路の確保

- (1) 交通規制の実施

津川警察署及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

- (2) 緊急交通路の啓開

ア 道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を次により啓開・確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の拠点とを有機的に結び付ける。

- (ア) 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- (イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去）
- (ウ) 仮設橋の架橋

イ 町及びその他の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急交通路及び作業分担等を決めておく。

- (3) 輸送路及び輸送手段の決定

町及びその他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ津川警察署、道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、おおむね次の順による。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

#### 6 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

(ア) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員物資

(ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

(エ) 町の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活用品

(エ) 郵便物

(オ) 廃棄物の搬出

## 7 防災関係機関の輸送実施体制等

町は、地域防災計画に基づき、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合、又は不足する場合は次の事項（概要）を明らかにして他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）に調達のあっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借り上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集積場所及び日時

オ その他必要事項

## 8 輸送中継基地の確保

町は、被災地内の道路の混乱を避けるため必要があると認めた場合、町の公的施設の内から物資等の集積配送拠点を確保する。

集積配送拠点は、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量、規模等を勘案し最も適切な施設を確保する。

(1) 中継基地の機能

ア 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活用品等）の一時集積・分類

イ 緊急物資の一時集積・分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として中継基地までとする。

(2) 中継基地における町の業務

- ア 中継基地への職員等の派遣  
輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等
- イ 避難所等の物資需要情報の中継基地への伝達  
パソコン通信等の情報機器の設置、操作要員の配置
- ウ 中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達
- エ ボランティアの活用  
中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

## 9 自動車による緊急輸送に必要な手続き

### (1) 緊急通行車両の確認

町が使用する緊急通行車両の確認は、津川警察署に所定の様式を提出して行う。津川警察署は、確認後所定の標章及び証明書を交付する。緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

### (2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

## 10 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、町内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、町長は、県危機対策課、その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなう。

### (1) 町の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、各団体、機関にヘリコプターの出動を要請する。

### (2) 県の役割

ア 町からの要請又は災害発生直後の空中偵察による判断に基づき、消防防災航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬送等を行う。

イ 航空自衛隊新潟救難隊に対し、ヘリコプターの出動を要請する。さらに増員が必要な場合は、陸上自衛隊に要請する。

ウ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結県及びその他都府県に応援を要請する。

### (3) 県警察本部の役割

自らの情報又は町からの要請に基づき、県警航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬送等を行う。

## 11 「災害救助法」が適用された場合の輸送基準

県地域防災計画「災害救助法による救助」の定めるところによる。

## 第12節 警備・保安及び交通規制計画

【関係課名等】 全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、津川警察署は、関係機関と緊密な連携の下、早期に警備体制を確立して被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護等に万全を期すため、「津川警察署大規模災害警備基本計画」に基づいて的確な災害警備活動を行う。

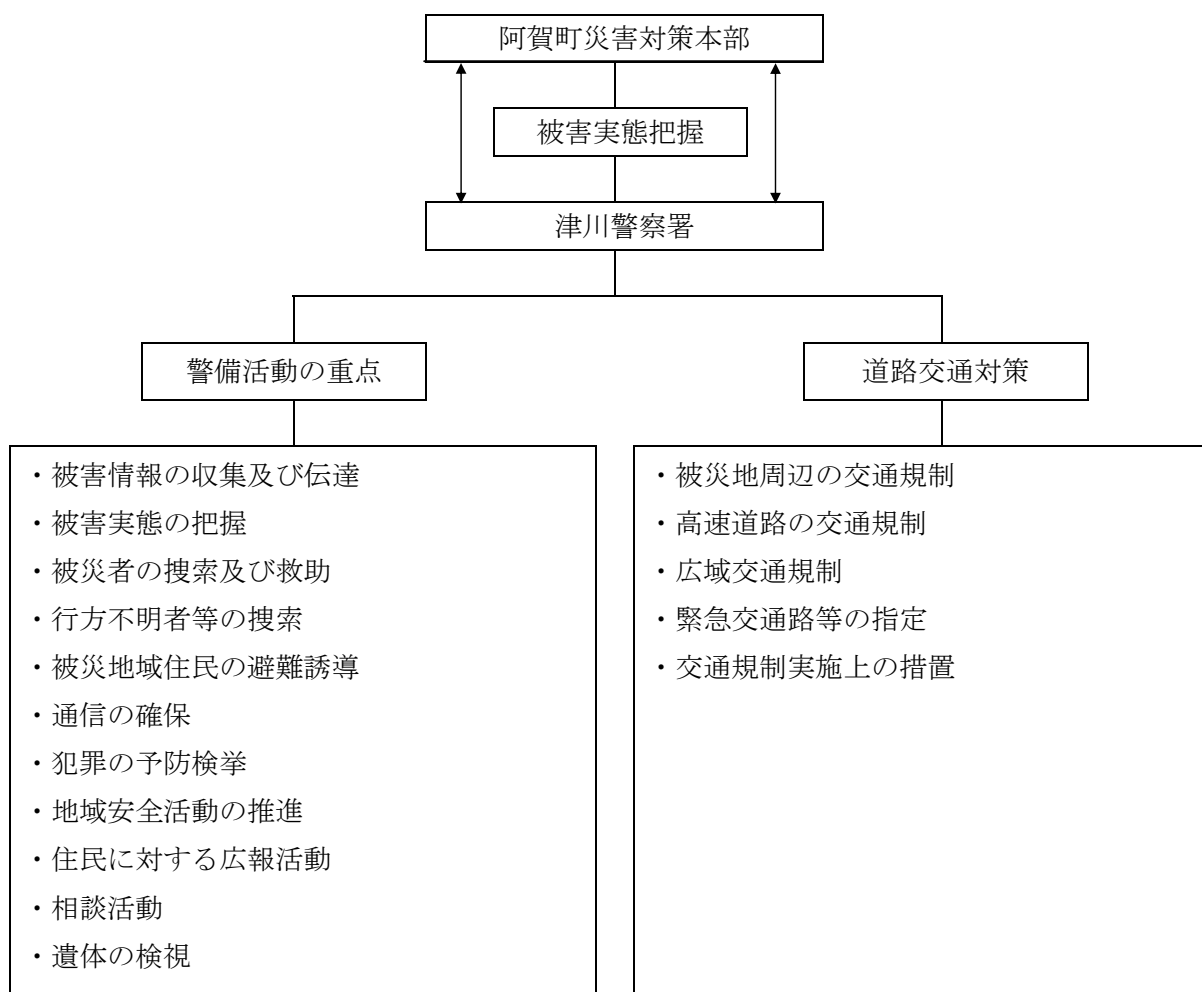
#### (2) 災害時要援護者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の災害時要援護者を優先的に避難させるなど、十分配慮した対応を行う。

#### (3) 積雪時の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況、その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

### 2 津川警察署における応急対策フロー図



### 3 津川警察署における警備活動

大規模災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

#### (1) 警備体制の確立

大規模災害が発生した場合には、津川警察署警備本部等（以下「署警備本部等」という。）を設置して警備体制を確立する。

町に災害対策本部が設置された場合、津川警察署長は、その本部員として町災害対策本部に加わり、町が行う応急対策との総合調整に当たるとともに、署警備本部等の指揮に当たる。

#### (2) 警備活動の重点

##### ア 被害情報の収集及び伝達

気象予報（注意報、警報）、災害による被害の実態及び被害の拡大の見通しなど、災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに、速やかに関係機関へ伝達する。

##### イ 被害実態の把握

署警備本部等は、各班等からの報告に基づき、被害状況の把握及び情報の収集と集約に当たる。また、町災害対策本部へ連絡員を派遣し、災害警備実施に必要な情報の収集と交換に当たる。

《初期段階における主な情報収集項目》

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 死傷者等人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- (エ) 住民の避難状況
- (オ) 主要道路・トンネル・橋梁及び鉄道の被害状況
- (カ) 堤防等の損壊状況
- (キ) 町・消防等の活動状況
- (ク) 災害拡大の見通し
- (ケ) 危険物貯蔵所等の被害状況
- (コ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

《初期段階以降における主な情報収集項目》

- (ア) 「初期段階」に掲げる事項
- (イ) 火災の発生及び被害拡大の原因
- (ウ) 被災道路・トンネル・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- (エ) 町・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- (オ) 被災者の動向
- (カ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- (キ) 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

##### ウ 被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・その他多



数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等を重点的に、各種救出機材を有効活用して実施する。負傷者については、応急措置をした後、県、町、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ又は病院に搬送する。

#### エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を行う。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、県警備本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、津川警察署、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所又は町等の開設する保護・収容施設等に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は、事後の届出、照会及び照合に対応できるようにすること。

#### オ 被災地域住民の避難誘導

##### (ア) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定し、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう町長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに町長に通知する。

##### (イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 町、消防関係者等と協力し、避難誘導を実施する。なお、実施に当たっては、本章第7節「避難及び避難所計画」に基づいて実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させる。また、町長と協議の上、高齢者、障害者、子供、外国人等の災害時要援護者を優先的に避難させる。  
多数の住民を避難させる場合には、所要の人員を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図る。
- c 駅、学校、病院、福祉施設、その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により、所要の人員を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

#### カ 通信の確保

警察通信の確保に万全を期すとともに、通信施設の被災状況の把握に努める。

#### キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。

(イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

#### ク 地域安全活動の推進

(ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化し、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施し、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集するとともに、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。

(イ) 危険物及び高圧ガス等の貯蔵施設等の管理者との連絡を緊密にし、被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握して必要な措置をとらせるとともに、状況によって所要の人員を派遣するなど、必要な措置を実施する。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じる。

(ウ) 銃砲火薬類の所有者に対しては、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に処理し、被災者等の不安解消に努める。

(オ) 行政区、商店会、消防団等の責任者に対し、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防火、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るよう要請する。

(カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・町、日本赤十字社その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって人員を派遣する。

#### ケ 住民に対する広報活動

##### (ア) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

##### (イ) 広報すべき情報

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 町から要求があった場合等の避難指示情報
- d その他公共の安全と秩序を維持するために必要な情報

#### コ 相談活動

署警備本部等は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、行方不明者等の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

#### サ 遺体の検視

災害発生から検視規則等に基づき、遺体の検視を行う。また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措

置を施し、遺品とともに町に引き継ぐ。

#### 4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のために必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

##### (1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

##### (2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者等と協力して本線上の車両の直近インターチェンジからの流出、各インターチェンジ等からの流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道路に検問所を設置し、広域交通規制を実施する。

(ア) 広域交通規制の対象道路

磐越自動車道、国道49号

ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(イ) 検問所の設置

被災地域における道路の被害状況及び迂回路の確保等の交通状況並びに積雪等の天候状況等を考慮し、必要な地点を選定して検問所を設置する。

エ 緊急交通路等の指定

(ア) 幹線道路の被害調査結果に基づき、災害対策基本法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及び区間内主要交差点において、交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。警察官が配置できない交

差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への車両の流入を禁止する。

(イ) 緊急交通路等における車両等の措置

- a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。
- b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、災害対策基本法第76条の3の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況によって必要な措置を講じる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生じる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力して必要な対策を講じる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講じるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 運転者のとるべき措置

津川警察署は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

- ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。  
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。なお、駐車は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所にしないこと。

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対し、ラジオ、テレビ、交通情報板、看板等によって適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

(平成24年4月1日)

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニター	指定年度	備考 道路交通遮断装置
				規制基準値(mm)		気象観測所						
	通行注意	通行止										
	時間雨量	連続雨										
(17) 新潟村松三川線	自 東蒲原郡阿賀町五十島 至 東蒲原郡阿賀町五十島	延長 (km) 2.5	1,300	40	120	津川地区振興 事務所(河)	なし			S54		
(228) 柴倉津川線	自 東蒲原郡阿賀町石畑 至 東蒲原郡阿賀町相高島	延長 (km) 3.2	1,100	40	120	津川地区振興 事務所(河)	なし			S46		

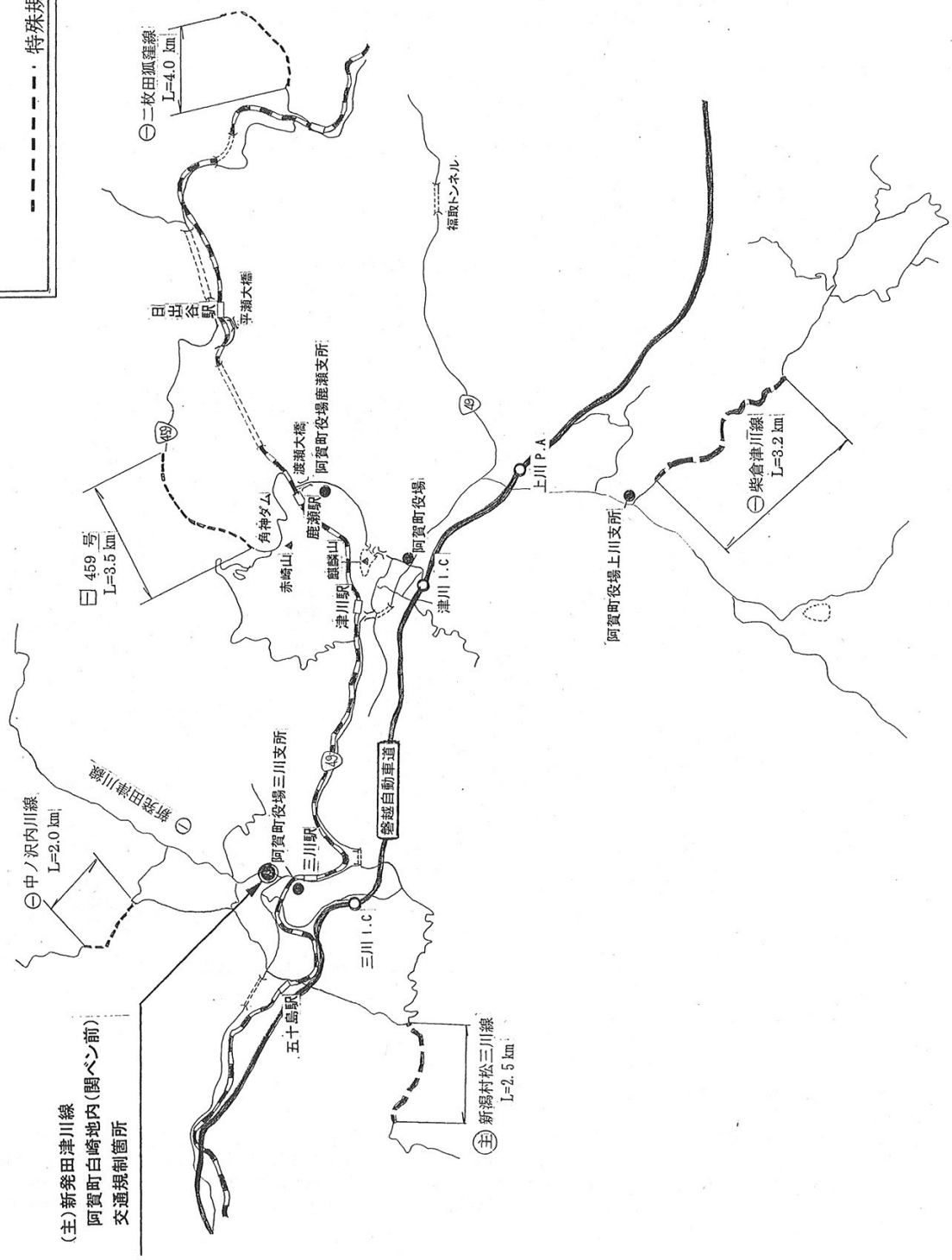
特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準 (通行止)		危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニター	指定年度	備考 道路交通遮断装置
	自 至	延長 (km)		パトロールにより危険が予想される場合	パトロールにより危険が予想される場合						
459号	東蒲原郡阿賀町角神 東蒲原郡阿賀町水沢	3.5	600	パトロールにより危険が予想される場合		落 石	なし		1	S51	
(496) 二枚田狐窪線	東蒲原郡阿賀町荒沢 東蒲原郡阿賀町豊実	4.0	300	パトロールにより危険が予想される場合		落 石	なし			S62	
(513) 中ノ沢内川線	東蒲原郡阿賀町中ノ沢 東蒲原郡阿賀町五十沢	2.0	200	パトロールにより危険が予想される場合		落 石	なし			S56	

異常気象時通行規制及び特殊通行規制区間図

凡例

- 異常気象時規制区間
- - - 特殊規制区間



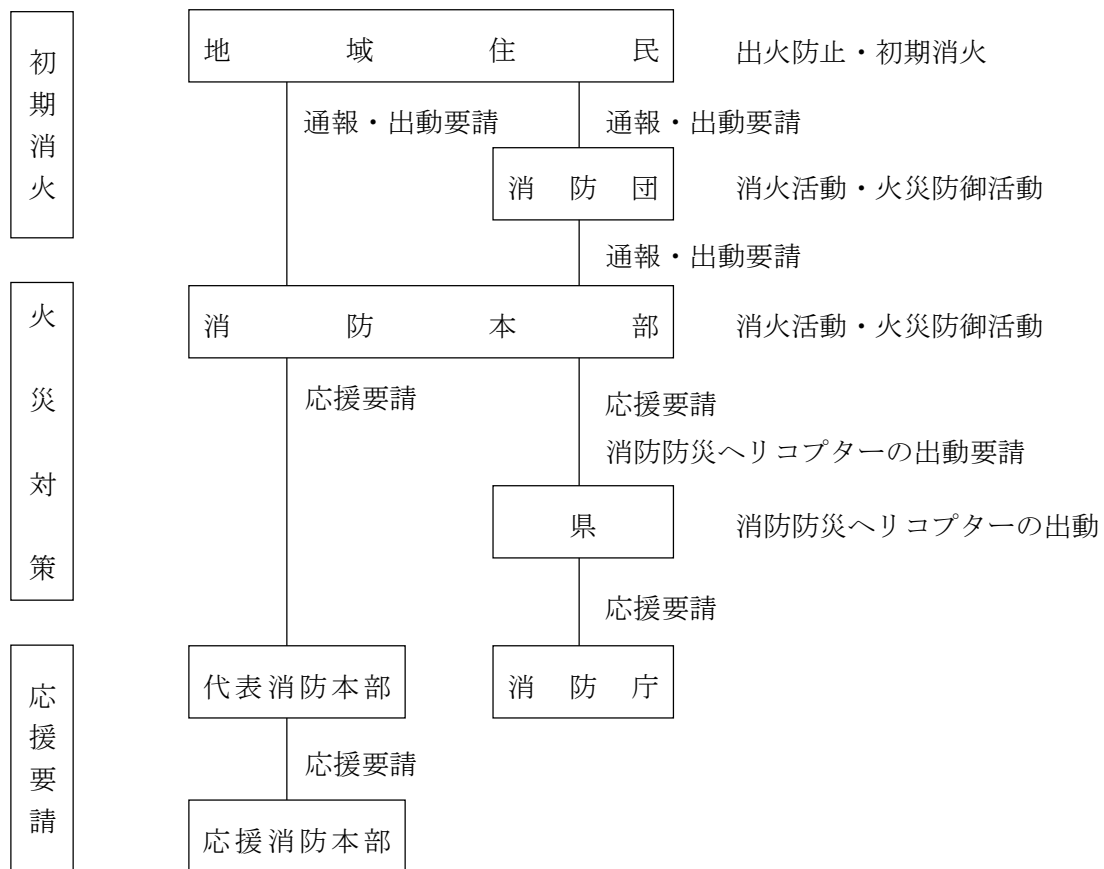
## 第 13 節 消火活動計画

【関係課名等】 ◎消防本部、総務課

### 1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速かつ効果的な消火活動を行い、被害の極小化に努める。

### 2 消火活動フロー図



### 3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び事業所自主防災組織等は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火及び情報の伝達に努める。

- (1) 電気器具、暖房機具、ガスコンロ等の安全な使用
- (2) 汲み置き水、消火器等による初期消火
- (3) 近隣で発生した火災に対する初期消火活動の実施及び消防団の消火活動への協力
- (4) 消防機関への迅速な通報

### 4 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として消防署等と緊密な連携の下に、火災防ぎょ活動等

に努める。



- (1) 消防団員の参集等  
消防団員は、参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防屯所へ参集し、消防資機材等を準備する。
- (2) 初期消火の広報  
出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。
- (3) 情報の収集、伝達  
現地の被災情報等を町本部へ電話等により連絡する。
- (4) 消火活動  
常備消防部隊が到着するまでの間、地域住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動に当たる。

## 5 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

- (1) 消防職員の招集  
火災警報発令時における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。
- (2) 火災情報の収集
  - ア 119番による情報収集
  - イ あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集
  - ウ 消防団、自主防災組織等による防災行政無線等による情報収集
- (3) 緊急交通路の確保
  - ア 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。
  - イ 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。
- (4) 火災防ぎょ活動
  - ア 火災の延焼状況に応じた消防力の配置を図り、火災の拡大防止に努める。
  - イ 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずる。
  - ウ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。
  - エ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、町民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。
- (5) 消防水利の確保
  - ア 消防機関は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・適格な消防水利の確保に努める。
  - イ 水利マップ等で把握する消防水利  
河川・農業用水・消雪用井戸・下水処理水・プール水・消火栓・防火水槽、耐震貯水槽・防火用井戸等

(6) 広域応援の要請

ア 県内市町村相互の広域応援体制

(ア) 町は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村に応援要請する。

(イ) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行う。(代表消防本部に応援要請を行うことができない場合、副代表消防本部)

イ 他都道府県等に対する応援体制

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県に対する応援要請を行う。(事後に速やかに文書を提出する。)

(ア) 火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

(イ) 応援要請消防隊の種類と人員

(ウ) 町への進入路及び結集場所

ウ 県は、町長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁に対して緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(7) 県消防防災ヘリコプターの緊急要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「新潟県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき新潟県消防防災航空隊に電話でヘリコプターの緊急運航の要請を速報連絡する。

速報後、「消防防災航空隊出動要請書」を作成し、FAXで(夜間の場合は翌朝)航空隊事務所へ送付する。

ア 緊急運航の要請連絡先

新潟県消防防災航空隊	住所	電話	FAX
日の出から 日没まで	新潟市東区松浜町新潟空 港内	025-270-0263, 0264 090-8943-9409, 9410	025-270-0265
日の出から 日没まで	① 早朝の運航等を要請する場合は上記航空隊の携帯電話番号に連絡する。 ② 夜間運航等を要請する場合 県庁警備員室 電話：025-285-5511		

イ 緊急運航活動の内容

(ア) 災害応急対策活動

災害の状況把握、物資搬送等

(イ) 火災防ぎょ活動

火災等の消火、火災情報等の収集及び伝達、住民への避難誘導等の広報

(ウ) 救急活動

傷病者等の搬送

(エ) 救助活動

災害・事故等における被災者の捜索・救助

## 6 積雪期における対策

積雪期は、積雪による道路の混乱で、消防隊の現場到着が遅れるため、住民及び消防署、消防団は、次の事項に留意して火災対策に当たる。

### (1) 住民等の対応

- ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底する。また保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

### (2) 町消防本部の対応

- ア 放送機関等を通じた広報により、住民等に出火防止の徹底を呼びかける。
- イ 火災発生現場への消防用緊急車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- ウ 多雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- エ 火災発生時において速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の適切な維持管理（除雪、点検）に努める。

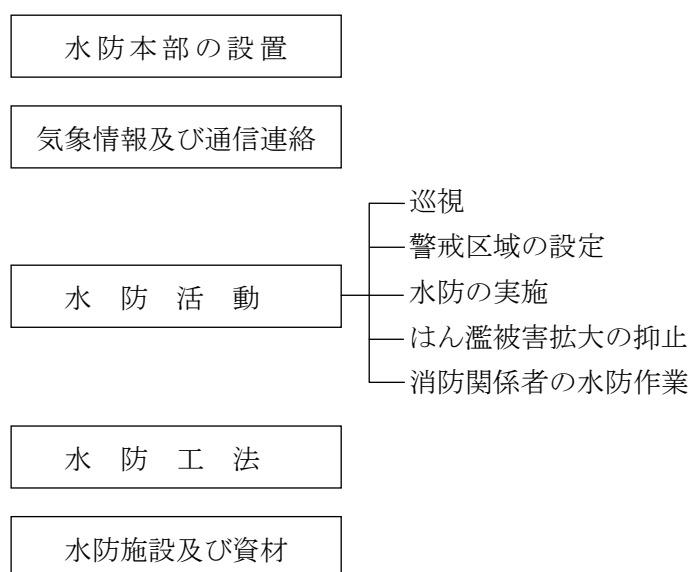
## 第 14 節 水防活動計画

【関係課名等】 ◎総務課、消防本部、建設課

### 1 計画の方針

町は、指定水防管理団体として、洪水に際し、消防本部と連携して、水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減しようとするものである。

### 2 水防活動計画の体系



### 3 水防本部の設置

町の地域内に浸水のおそれがある場合は、水防本部を設置する。

水防本部は、災害対策本部が設置されるまでの間又は災害対策本部を設置する必要がない程度の水害に対処するための組織で、災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合される。

### 4 気象情報及び通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、町は、消防本部、その他関係機関と連携して、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努める。

### 5 水防活動

町及び消防本部は、浸水又は内水はん濫等による大規模な水害が発生する危険があるとき、又は発生したときは、関係機関等との連携の下に被害の拡大防止のための活動を実施する。

#### (1) 巡視

河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、消防本部及び消防団に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

(3) 水防の実施

消防長及び消防団長は、水防上必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させることができる。

(4) はん濫被害拡大の抑止

護岸その他の施設が決壊したときは、はん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(5) 消防関係者の水防作業

消防長及び消防団長は、水防管理者（町長）から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行わなければならない。

## 6 水防工法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、適切な水防工法等を単独又は併用して実施する。

## 7 水防施設及び資材

水防管理者（町長）は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者（町長）は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておく。

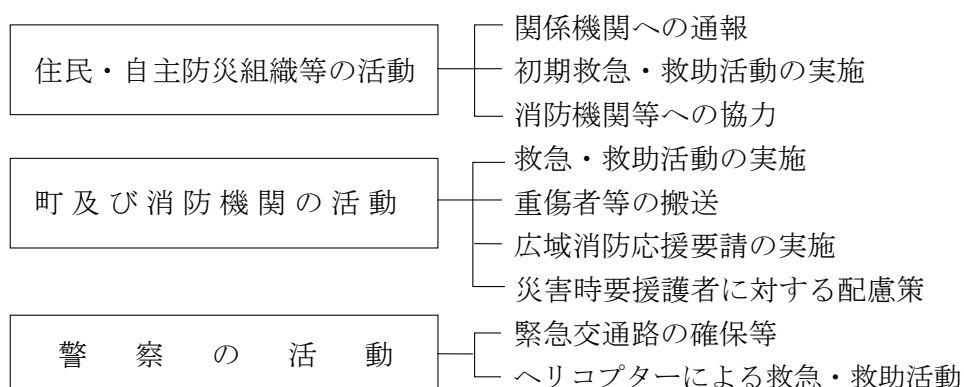
## 第 15 節 救急・救助活動計画

【関係課名等】 ◎消防本部、総務課、健康福祉課

### 1 計画の方針

災害により、被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防、消防団、警察、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

### 2 計画の体系



### 3 住民・自主防災組織等の活動

大災害発生時は、交通路の遮断と救急需要の同時多発により、救助隊の到着遅延や活動困難のために負傷者・生き埋め者等の救命率の低下が予想される。このため、被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防関係機関に通報するとともに、協力して救出活動に当たる。

#### (1) 関係機関への通報

何人も、災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報しなければならない。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

#### (2) 初期救急・救助活動の実施

何人も、災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保した上で可能なかぎり協力して救急・救助活動に当たり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たらなければならない。自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力して救急・救助活動に当たる。

#### (3) 消防機関等への協力

何人も、災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能なかぎりこれに応じなければならない。

### 4 町及び消防機関の活動

#### (1) 救急・救助活動の実施

ア 大災害発生時は、消防職員及び消防団員は、町地域防災計画の定めるところにより直ち

に自主的に担当部署に参集する。消防署及び消防団の指揮者は直ちに救助隊を編成する。  
イ 部隊の運用に当たっては、要救助対象者が同時多発している事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救急・救助活動の実施に努める。

ウ 町は、直ちに町地域防災計画の定めるところにより、五泉市東蒲原郡医師会等と協力して学校等に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

(2) 重傷者等の搬送

負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や町の開設した救護所等現地で済ませる。重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。

また、救急車により直接病院へ搬送することが困難と判断されるときは、町が開設した最寄りの救護所に一旦搬送し、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及びドクターヘリによる病院への搬送を要請する。

(3) 広域消防応援要請の実施

ア 町消防本部は、災害の規模が大きく当該消防本部だけでは対処できないと判断した場合は、必要に応じて、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく近隣消防本部への応援要請、新潟県消防長会で策定された新潟県応援出動計画に基づく応援要請、県に対する緊急消防救助隊の応援出動の要請を行う。

イ 要請を受けた各市町村の消防本部は、出動が可能な場合は直ちに応援出動する。

また、大規模災害発生に際しては自主的に出動準備をし、災害の状況に応じて必要と判断されたときは、応援要請を待たずして自主的に応援出動する。

(4) 災害時要援護者に対する配慮策

地域住民、津川警察署、町及び消防本部等は、災害時要援護者（障害者、傷病者、要介護高齢者、妊婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

## 5 警察の活動

大災害が発生したとき、津川警察署は、町の要請等により以下の対応を行う。

(1) 緊急交通路の確保等

被災地内外で交通規制を実施して緊急交通路を確保するとともに、緊急車両の誘導を行う。

(2) ヘリコプターによる救急・救助活動

町から救急・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して保有するヘリコプターによる重症患者搬送等の救急・救助活動を実施する。

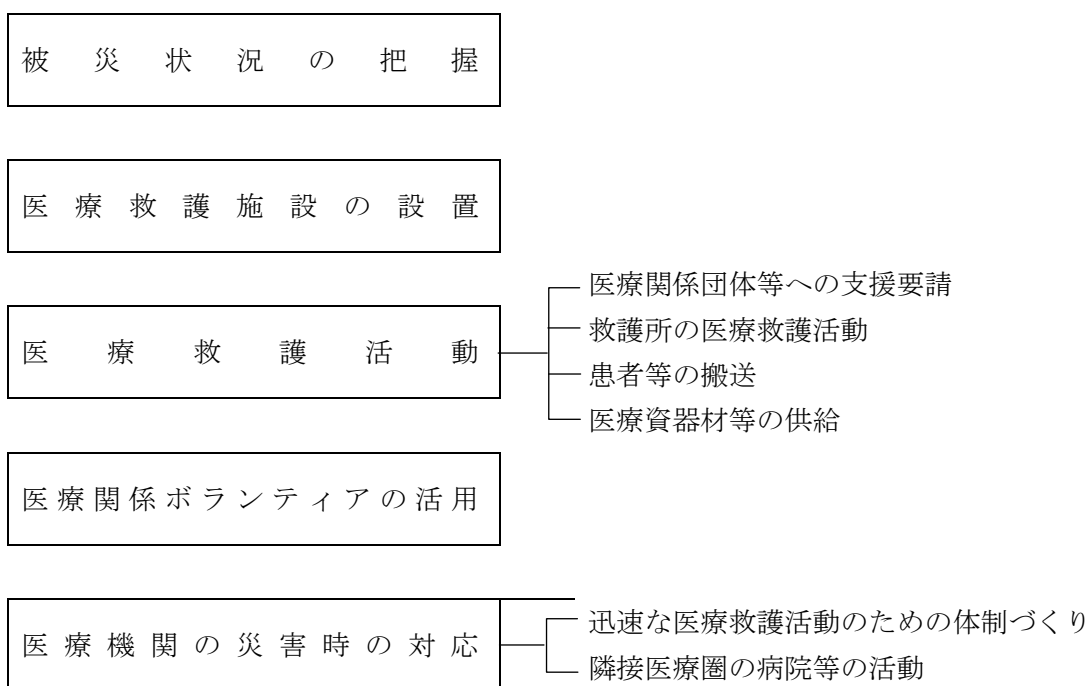
## 第 16 節 医療救護活動計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課、消防本部

### 1 計画の方針

町、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

### 2 計画の体系



なお、大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「災害時医療救護活動マニュアル」（新潟県福祉保健部）を基に、新津保健所と連携をとりながら活動を行う。

### 3 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、町は発災直後に町内の医療機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- ア 医療機関の施設・設備の被害状況
- イ 負傷者等の状況
- ウ 診療（施設）機能の稼働状況
- エ 医療従事者の確保状況
- オ 救護所の設置状況
- カ 救護所及び医療機関への交通状況
- キ 医療資器材等の需給状況
- ク 119番殺到状況及び救急出動状況



#### 4 医療救護施設の設置

町は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。設置に当たっては五泉市東蒲原郡医師会に協力を依頼する。救護所は、新潟DMA T（災害派遣医療チーム）の活動拠点としても機能する。

また、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

#### 5 医療救護活動

##### (1) 医療関係団体等への支援要請

町は、地域住民の生命、健康を守るため次の関係団体に対して支援を要請し、医療救護活動を行う。

##### ア 五泉市東蒲原郡医師会への支援要請

町は、五泉市東蒲原郡医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

五泉市東蒲原郡医師会は、支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

##### イ 日本赤十字社新潟県支部、県医師会への支援要請

町は、負傷者多数で地元医師会だけでは対処できない場合は、新潟地域振興局新津保健所を通じて、医療救護班の派遣を要請する。

##### (2) 救護所の医療救護活動

町は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

##### ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動）

##### イ 災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）等への移送手配

##### ウ 医療救護活動の記録

##### エ 死亡の確認

##### オ 町への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

##### (3) 患者等の搬送

救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者を県立津川病院等医療機関に収容するが、処置が不能な重症者が発生した場合は、次の方法により災害拠点病院に搬送する。

##### ア 消防本部に配車・搬送を要請する。

##### イ 町庁用車又は救護班が使用している自動車で搬送する。

##### ウ 応援協定締結市町村等に車両の提供又はあっせんを要請し、搬送する。

##### エ 県に配車・搬送を要請する。

##### オ ドクターヘリを要請する。

##### (4) 医療資器材等の供給

町は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を次の方法により行う。

##### ア 応援協定締結市町村に物資の提供又はあっせんを要請する。

##### イ 町内の業者から調達する。

##### ウ 県に供給の応援を要請する。

## 6 医療関係ボランティアの活用

町は、県の設置する災害救援ボランティア本部及び町災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

## 7 医療機関の災害時の対応

### (1) 迅速な医療救護活動のための体制づくり

災害時には、医療救護活動を可能なかぎり早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

### (2) 隣接医療圏の病院等の活動

被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院等は受け入れ可能患者数の状況を新潟地域振興局新津保健所に報告するとともに後方病院として医療救護活動を行う。

## 第 17 節 防疫及び保健衛生計画

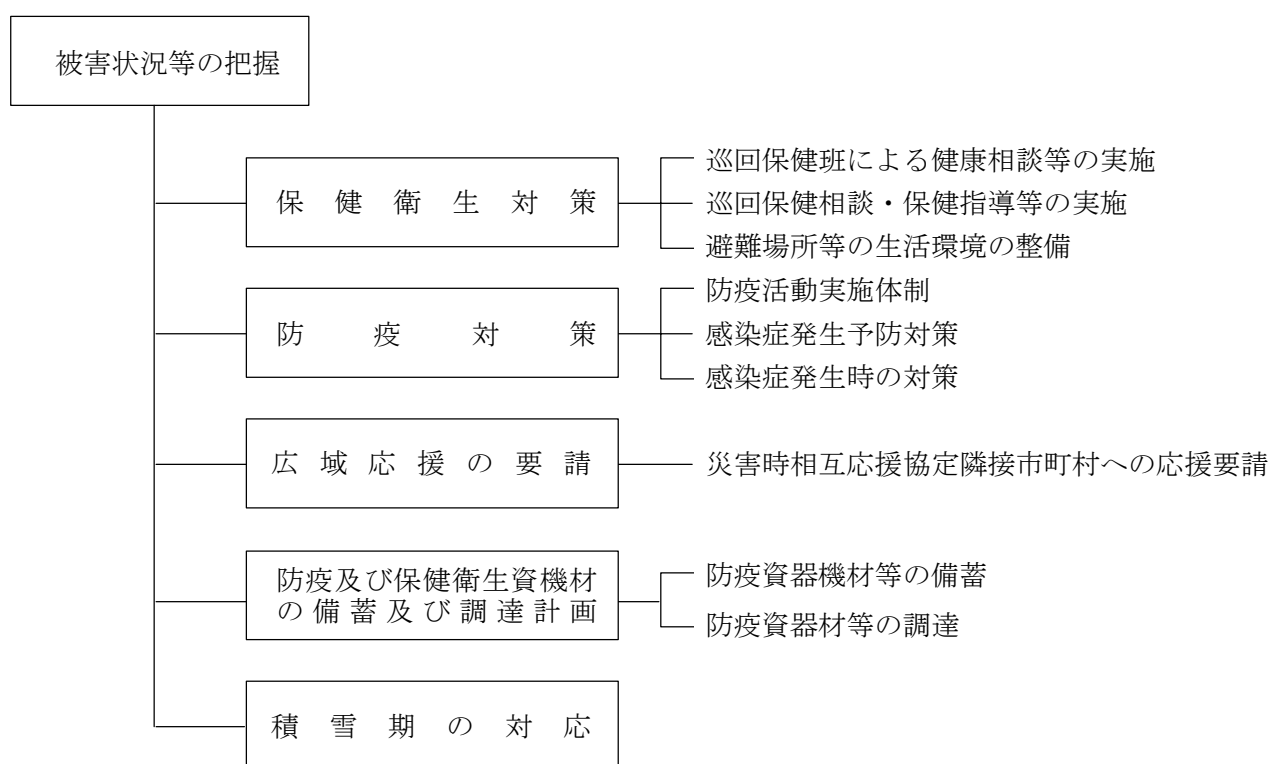
【関係課名等】 ◎健康福祉課、町民生活課

### 1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、一類感染症、二類感染症又は三類感染症（以下「感染症」という。）が発生しやすくなる。

町は、被災地区における消毒、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫・保健衛生対策の円滑な実施を県の指示により実施する。

### 2 計画の体系



### 3 被害状況等の把握

風水害の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、町は以下の事項について、被害状況等の把握に努める。

- ア ライフラインの被害状況
- イ 避難所の設置及び収容状況
- ウ 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- エ 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- オ 食品及び食品関連施設の被害状況
- カ 集団給食施設の被害状況

## 4 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、被災の程度等により町だけで対応できない場合、新津保健所と連携し、避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるよう支援する。

### (1) 巡回保健班による健康相談等の実施

ア 新津保健所と連携し、保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健班を編成し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導及び生活環境の整備を行う。

イ 巡回保健班員は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう、新津保健所と連携し、巡回計画を立てる。

### (2) 巡回健康相談・保健指導等の実施

巡回健康相談に当たっては、災害時要援護者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、災害時要援護者の健康状態への適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、こころのケア及び福祉対策関係者等と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者、外国人等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

### (3) 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに新津保健所と連携して生活環境の整備に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

ク 更衣室、授乳室の整備

ケ バリアフリー化の推進

## 5 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、町は、防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

### (1) 防疫活動実施体制

ア 町は被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫活動の組織を明確にし、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動が行えるようにする。

- イ 災害の規模により、町のみで対応できない場合は、県に対し防疫活動の応援を要請する。
- (2) 感染症発生予防対策
- 町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施する。
- ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。
- イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施する。  
なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。
- エ 県が定めた地域内でねずみ類や昆虫等の駆除を行う。
- (3) 感染症発生時の対策
- 被災地において感染症患者又は病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施する。
- ア 感染症患者等の隔離
- 県は、感染症患者等が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとし、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害をまぬがれた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。
- イ 家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施
- 町は、県の指示により台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。
- ウ 疾病のまん延予防上必要があるときは、県の指示により新津保健所が臨時予防接種を実施する。町が実施することが特に適当と認めるときは、県の指示により町が実施する。
- エ 県が、感染症の病原体に汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限又は禁止した場合には、県の指示により水の使用に対して給水を行う。

## 6 広域応援の要請

町は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、町だけでは体制の確保ができない場合は、災害時相互応援協定を締結している隣接市町村に対して応援を要請する。

## 7 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達計画

町は、災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるために、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫資器材等」という。）の備蓄及び調達について計画を樹立しておく。

### (1) 防疫資器材等の備蓄

ア 町は、防疫資器材等の整備・充実に努める。なお、薬品を備蓄する場合、管理責任者を定め、管理に万全を期する。

イ 町は、防疫資器材等の整備状況を新津保健所に報告する。

### (2) 防疫資器材等の調達

町は、防疫資器材等が不足の場合、新津保健所に確保を要請する。

## 8 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、防疫資器材搬出や運搬について、雪が障害となるので、定期的に点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期す。

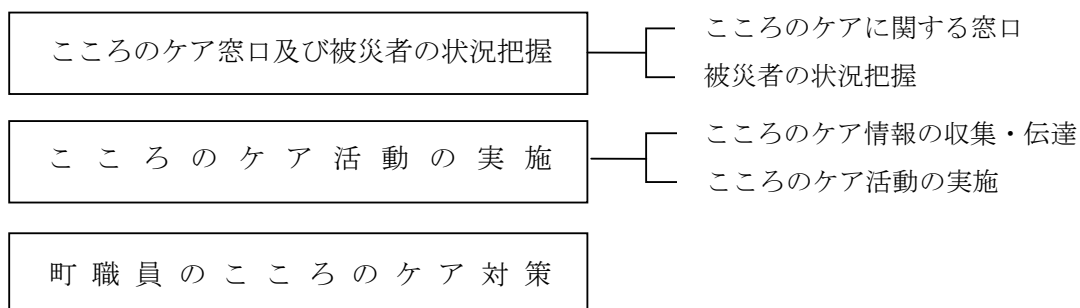
## 第 18 節 こころのケア対策計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課、学校教育課

### 1 計画の方針

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレスやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

### 2 計画の体系



### 3 こころのケア窓口及び被災者の状況把握

#### (1) こころのケアに関する窓口

町は、こころのケアに関する窓口を設置する。

#### (2) 被災者の状況把握

町は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、次の状況についての情報収集に努める。

- ・ 被災者の精神的健康状態
- ・ 災害時にダメージを受けやすい被災者（災害時要援護者等）の状況

### 4 こころのケア活動の実施

#### (1) こころのケア情報の収集・伝達

こころのケアに関する情報の流れは、次のとおりとする。

情報発信者	情報受信者	情報内容
被災者・避難所等	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の生活状況・ニーズ</li> <li>・ 精神障害者の医療状況について</li> </ul>
町	被災者・避難所等	県による、こころのケア対策に関する情報を適宜、TV電話を通じて伝達 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころのケアチーム派遣</li> <li>・ こころのケアホットライン設置</li> <li>・ 災害時精神科医療体制</li> <li>・ 啓発普及</li> <li>・ 関係者への研修</li> </ul>

### (3) こころのケア活動の実施

#### ア 一般被災者への対応

(ア) 町は、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員確保の不足が予想される場合には、必要に応じて県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

#### イ 児童・生徒への対応

##### (ア) 教育対策部の役割

カウンセラー派遣計画や該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にした上で、通知及び説明会会場の手配を行う。

##### (イ) 学校の役割

- ・ 説明会を受け、カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェック及びスクリーニングを行う。
- ・ 教員による児童・生徒への早期におけるカウンセリングを実施する。

##### (ウ) 活動調整

こころのケア対策が円滑に実施できるよう、必要に応じて県の協力も含めた活動調整を行う。

##### (エ) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深めるため、家庭でのこころのあり方等についての啓発に努める。

## 5 町職員のこころのケア対策

町は、被災対応に当たる職員においても災害対応で惨事ストレス、急性ストレス障害、うつ等の精神的な問題が生じるということを想定し、町職員に対してのこころの健康保持・増進の対策に努める。



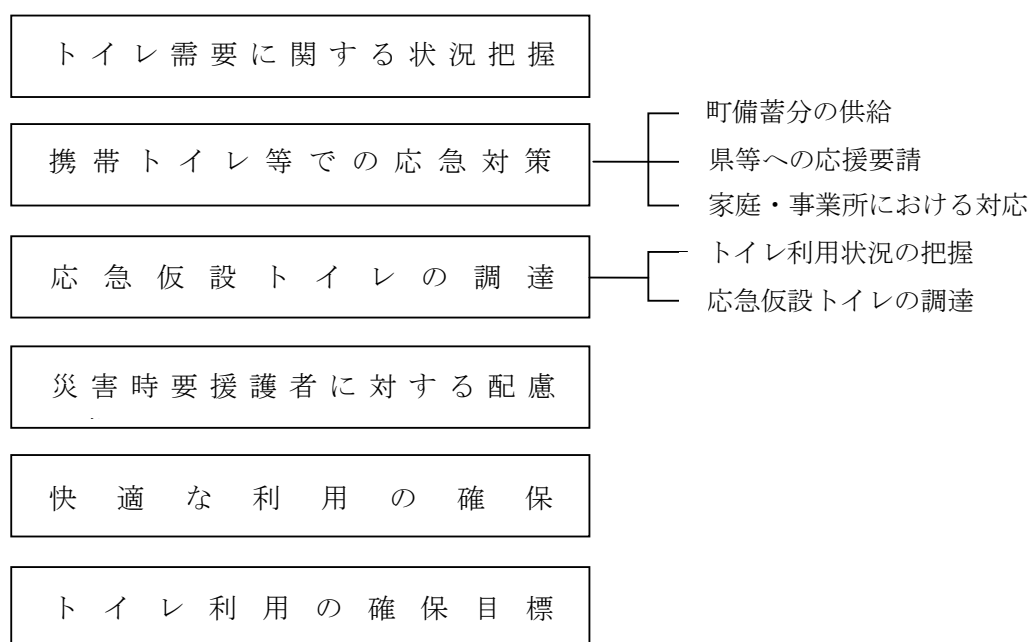
## 第 19 節 トイレ対策計画

【関係課名等】 ◎町民生活課

### 1 計画の方針

風水害等の災害発生時には、避難所及びトイレ使用困難地域において被災者が利用するトイレの確保に努める。

### 2 計画の体系



### 3 トイレ需要に関する状況把握

町による職員の配置・巡回により、避難所の状況、公共トイレの状況及び上下水道等の利用可能状況について調査し、被災者のトイレ利用に関する需要について把握する。

### 4 携帯トイレ等での応急対策

#### (1) 町備蓄分の供給

避難所等へ職員を派遣しトイレ使用の可否及び避難者の概数を把握し、避難所に対して町が備蓄する携帯トイレ及び様式便座を供給する。

また、避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法についても周知する。

#### (2) 県等への応援要請

携帯トイレ等の応急確保において、不足が生じた場合には、県及び近隣市町村等の応援を要請による緊急供給で補う。

#### (3) 家庭・事業所における対応

風水害発生から3日間程度において必要な携帯トイレは、原則として各家庭及び事業所における備蓄でまかなう。

## 5 応急仮設トイレの調達

### (1) トイレ利用状況の把握

避難状況でのトイレ利用状況を基に、避難所に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。

### (2) 応急仮設トイレの調達

#### ア 企業・団体からの調達

把握した概数に基づき、県内外の関連企業及び団体に対して、避難所等への応急仮設トイレの供給を依頼する。

#### イ 県への応援要請

町からの調達が困難な場合には、県に調達の代行を依頼する。

## 6 災害時要援護者に対する配慮

(1) 避難所に災害時要援護者（高齢者、障害者等）用のトイレが設置されていない又は使用できない場合には、災害時要援護者用の簡易トイレの配備（概ね24時間以内）に努める。

(2) 避難所では、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

(3) 災害時要援護者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないように配慮する。

## 7 快適な利用の確保

(1) 避難者に対して、災害時要援護者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法について周知し、トイレの円滑な利用を図る。

(2) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を調達・供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、清潔なトイレを保持する。

(3) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

(4) 避難所の運営が長期化する場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレ（バイオトイレ等）を設置する。

(5) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮、必要な物資の供給に努める。

## 8 トイレ利用の確保目標

トイレ利用の確保については、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設 　～12時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレの確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 　～1日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫） ・災害時要援護者に配慮したトイレの設置
〃 12時間～2日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度 　～	・需要に応じてトイレ追加・再配備

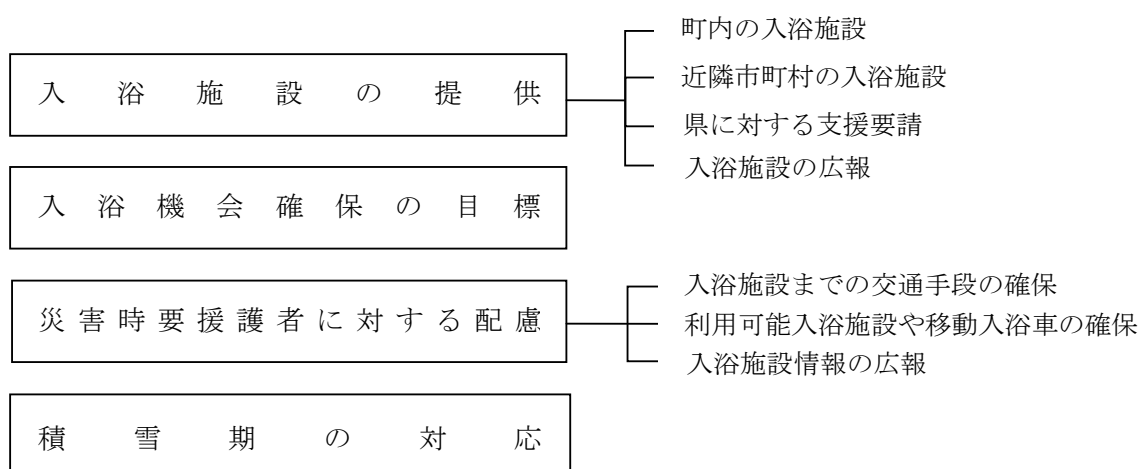
## 第 20 節 入浴対策計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課

### 1 計画の方針

風水害等の災害による避難所生活が長引く場合、入浴機会が確保されないと衛生面での不安や精神的ストレスなどの二次被害を招く恐れがある。そのため風水害発生時において、町は、自宅の被災やライフラインの長期停止により入浴ができなくなった被災者に対して、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状況の維持と心身の疲労回復を図ることに努める。

### 2 計画の体系



### 3 入浴施設の提供

風水害等の災害時に、被災者に対して入浴サービスを提供するため、入浴施設関係団体への施設提供を要請するとともに、県に対しても支援を要請する。

#### (1) 町内の入浴施設

被災を免れた町内の入浴施設管理者へ施設の開放・提供を要請する。

#### (2) 近隣市町村の入浴施設

町内の入浴施設で被災者の入浴需要の確保が困難な場合は、入浴施設を有する近隣市町村への協力を要請する。

#### (3) 県に対する支援要請

ア 野営用入浴施設を所有する自衛隊に対しての協力要請を、県に依頼する。

イ 近隣市町村へ協力要請しても被災者の入浴需要の確保が困難な場合は、県内市町村や隣接県への協力要請を、県に依頼する。

#### (4) 入浴施設の広報

提供要請に入浴施設が応じた場合は、随時、被災者へＴＶ電話等を通じて広報する。

### 4 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から概ね３日以内を目標として実施する。

## 5 災害時要援護者に対する配慮

### (1) 入浴施設までの交通手段の確保

災害時要援護者が入浴施設まで移動する手段については、福祉事業者の協力を得ながら確保する。

### (2) 利用可能入浴施設や移動入浴車の確保

災害時要援護者が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保についても、福祉事業者の協力を得ながら行う。

### (3) 入浴施設情報の広報

これら災害時要援護者が利用できる入浴施設に関する情報については、TV電話等の媒体を通して災害時要援護者（家族を含む）への伝達を徹底し行う。

## 5 積雪期の対応

冬期間においては、特に入浴後の保温対策に努める。

## 第 21 節 廃棄物の処理計画

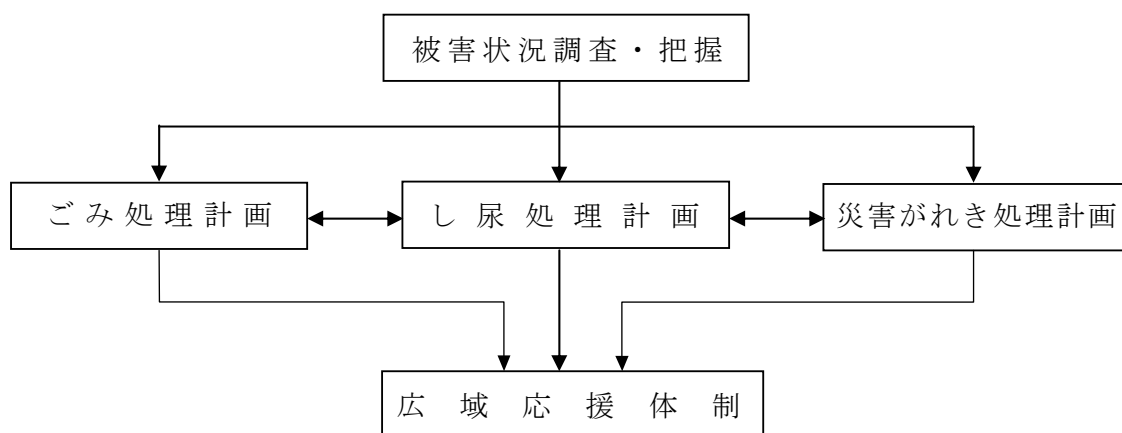
【関係課名等】 ◎町民生活課

### 1 計画の方針

災害時には、災害によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い生活環境の保全並びに住民生活の確保に努めることが重要である。

このため、町はそれぞれの区域内における被災状況に応じた廃棄物処理計画及び作業計画を策定する。

### 2 廃棄物処理応急対策フロー図



### 3 被害状況調査・把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、所轄の新津保健所へ連絡する体制を整備する。

### 4 ごみ処理計画

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、被災地域や避難所における住民の生活活動から生じる生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定するとともに、避難所におけるごみの収集体制についても整備する。
- (2) 町は、住民に対して家庭からのごみの分別、排出方法等について周知し、避難所ならびに家庭におけるごみの分別及び排出のルールを守るよう協力を呼びかけるとともに、必要に応じて適切な指導を行う。
- (3) 災害の規模によっては、ごみが大量に出されるため、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられる。このような場合には、町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる仮置き場を設置し管理するとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートの確保に努める。

- (4) ごみの収集、処理が町のみで対応困難と見込まれる場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。
- (5) ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配付する。

## 5 し尿処理計画

- (1) 町は、損壊家屋、焼失家屋、流失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日から、できるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。  
このため、町は地域別の被災状況を調査し、緊急汲み取り必要箇所及び仮設・簡易トイレの設置必要箇所の把握に努め、し尿処理の収集処理計画を策定する。
- (2) 町は、住民に対して仮設トイレの使用方法、し尿収集等に関する情報を周知し、住民への仮設トイレの維持管理や町のし尿収集に対しての協力を求める。
- (3) し尿処理が町のみでの対応が困難な状況となり、広域支援が必要となった場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。
- (6) 風水害等の場合には、便槽からし尿が流出するおそれがあるが、この場合の対策は、「第17節 防疫及び保健衛生計画」による。

## 6 災害がれき処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、建築物の倒壊・浸水等から生じる災害がれきの発生量を推計するとともに、処理の実施計画を策定する。
- (2) 損壊した家屋等の解体・除去は原則として所有者が行うが、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じて県を通じて自衛隊に要請し対応する。
- (3) 町は、住民に対して災害がれき処理方法を周知し、損壊家屋解体後の災害がれき処理への協力を求めるとともに、必要に応じて適切な指示を行う。
- (4) 災害がれきが、町の処理能力を大幅に超えて搬出された場合等においては、必要に応じ公用地又は住民生活に支障のない場所の中から、災害がれきの仮置き場を設置し管理するとともに、住民に広報等を通じて協力を求める。
- (5) 災害がれきの収集、処理が町のみで対応困難な場合には、近隣市町村及び県への応援を要請する。

## 7 広域応援体制

- (1) 町は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

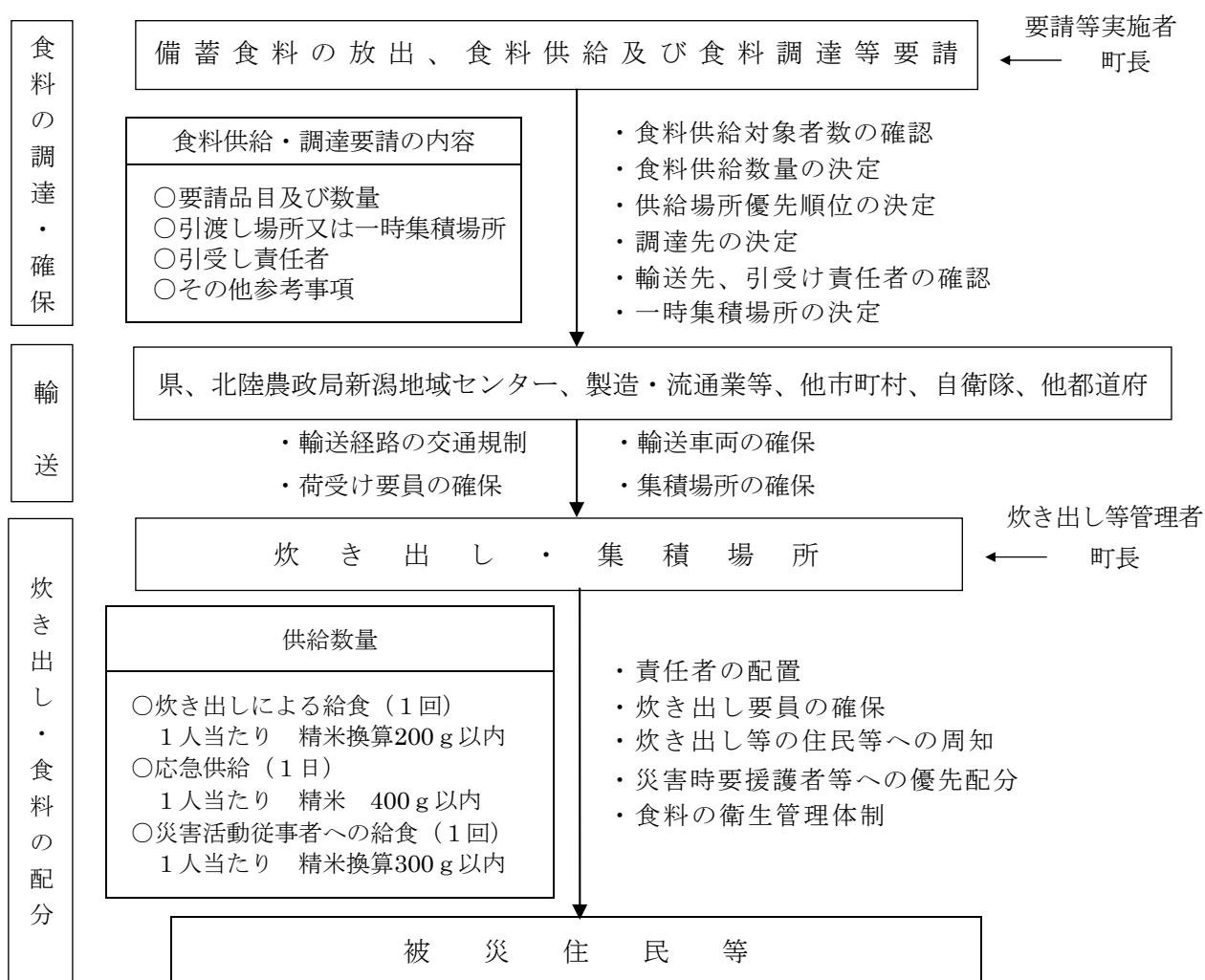
## 第 22 節 食料供給計画

【関係課名等】 ◎総務課、健康福祉課、各支所

### 1 計画の方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料及び副食等を供給する必要がある場合の食料供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である町をはじめ、県、防災関係機関の相互連携により、迅速、的確に実施する。

### 2 食料調達・供給フロー図



#### ※食料供給対象者

- ・避難所に収容及び避難した者で食料の持ち合わせのない者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
- ・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- ・被災地において災害対策活動に従事する者で食料の供給を必要とする者
- ・交通手段として公共交通を利用している者

### 3 町の備蓄、調達及び配分

町は、災害時において食料調達・供給フロー図に基づき被災者等に対する食料の調達・供給に努める。

#### (1) 被災者救援のため必要となる食料品

- ア 米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- エ その他被災地周辺で容易に調達され、かつ一時の代用食品として供給できるもの

#### (2) 備蓄

- ア 町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料を参考にその備蓄に努める。
- イ 備蓄に当たっては、避難場所を勘案した分散備蓄について配慮する。  
あわせて、発災後の時間経過に対応した給食計画とリンクした備蓄とする。

#### (3) 調達

- ア 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておく。
- イ 町のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達・供給を要請する。
- ウ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

#### (4) 炊き出し

- 町は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。
- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社新潟県支部又は県に日本赤十字奉仕団、自衛隊の災害派遣を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。

#### (5) 食料供給対象者

- ア 避難所に収容及び避難した者で食料の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者等であって、食料の持参、又は調達のできない者
- エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- オ 被災地において災害対策活動に従事する者で食料の供給を必要とする者

#### (6) 配分

- 被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 各避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 災害時要援護者への優先配分
- エ 避難住民の年齢・性差・障害などに配慮した配分
- ※ 災害救助法が適用された場合の食料の給与基準  
炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則（平成12年新潟県規則第30号）別表で定められている。

### 4 関係機関の連携による広域応援体制

#### (1) 町→隣接市町村等

- ア 町は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するとともに、応援協定を締結した民間企業から調達する。



イ 応援要請をするときは、下記の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等

(2) 町→県（危機対策課）

町は、隣接市町村等の応援でも十分に食料の調達・供給ができない場合は、前（1）-イの事項を明示し、県に応援を要請するとともに、応援協定を締結した民間企業から調達する。

(3) 県（危機対策課）→被災市町村以外の市町村

県は、被災市町村の食料調達供給の的確・円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるとき、他の市町村に対し前（1）-イの事項を明示し、必要な指示又は調整を行う。

## 5 輸送手段の確保

町は、食料供給の円滑を図るため、輸送経路の交通規制、輸送車輛の確保等を行い、あわせて荷受け要員、集積場所の確保を行う。

## 6 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

町は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

(2) 集積場所の確保

町は、積雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置をとる。

## 第 23 節 生活必需品等供給計画

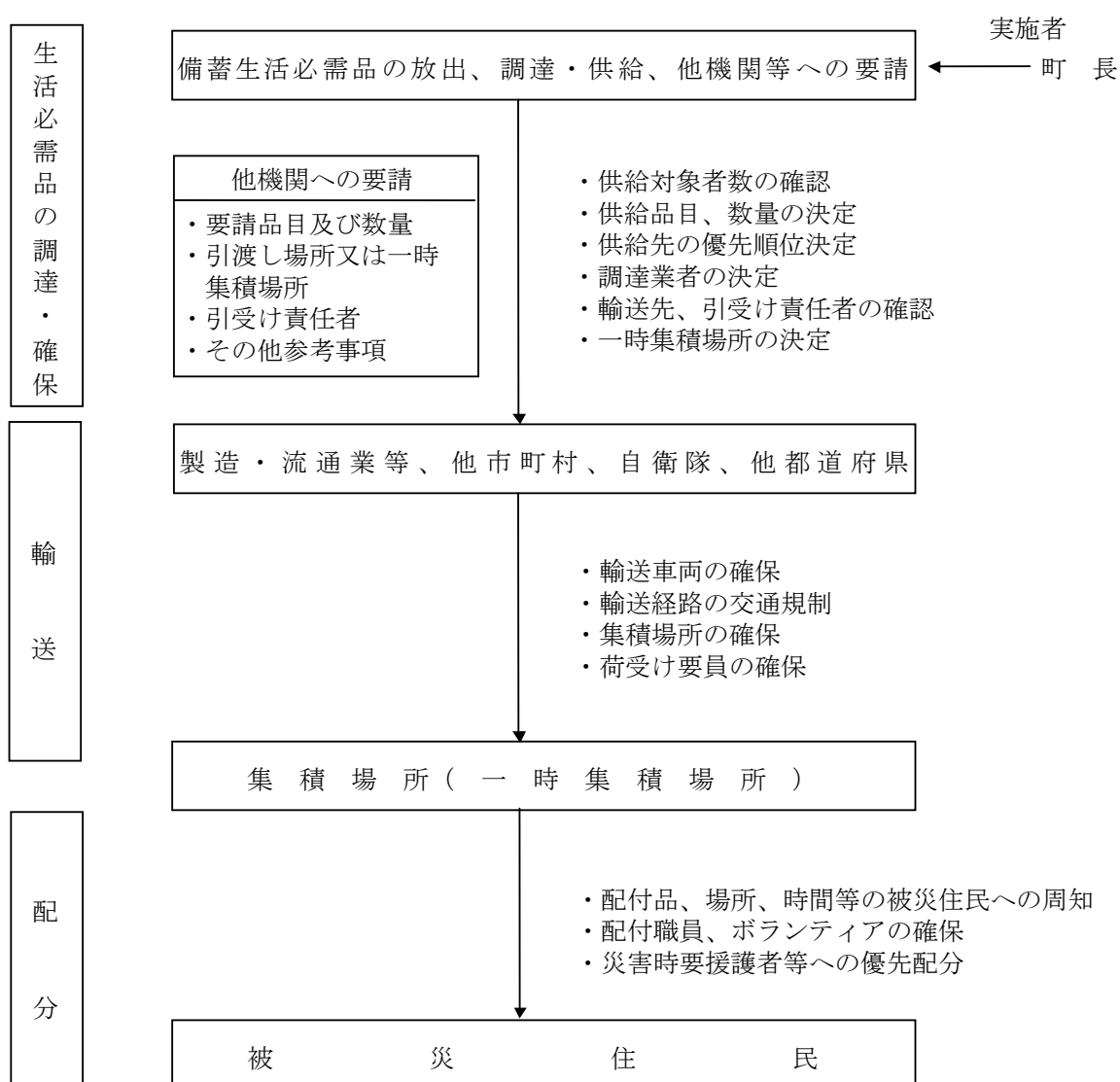
【関係課名等】◎健康福祉課、総務課、各支所

### 1 計画の方針

災害発生時は、家屋の倒壊や損壊、火災の発生などにより、多くの人が被服、寝具、その他生活必需品を失うことが予想される。

被災者に対する生活必需品の供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である町をはじめ県、防災関係機関相互の連携により、迅速・的確に実施する。

### 2 生活必需品供給フロー図



#### ※ 生活必需品供給対象者

住家の被害により日常生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3 町の備蓄、調達及び配分

町は、災害時において生活必需品供給フロー図に基づき被災者に対して生活必需品の供給に努める。

#### (1) 被災者救援のため必要となる生活必需品

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、はし等）
- オ 保育用品（ほ乳びん等）
- カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク 簡易（仮設）トイレ、紙オムツ
- ケ 暖房器具
- コ 燃料

#### (2) 備蓄

ア 町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄に当たっては、避難所を勘案した分散備蓄について配慮する。

#### (3) 調達

ア 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達、集積場所、輸送方法等を定めておく。

イ 町のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達・供給を要請する。

ウ 調達又は要請が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

#### (4) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

ア 各避難所等における生活必需品の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先配分

エ 避難住民の年齢・性差・障害などに配慮した配分

※ 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準

生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則（平成12年新潟県規則第30号）別表で定められている。

### 4 物資の一時集積場所

生活必需品等の一時集積場所は次のとおりとする。

施設名	住所	電話番号
阿賀町役場本庁	津川580番地	0254-92-3111（代表）
鹿瀬支所	鹿瀬8931番地1	0254-92-3330（代表）
上川支所	豊川甲236番地	0254-95-2211（代表）
三川支所	白崎1182番地	0254-99-2311（代表）

## 5 関係機関の連携による広域応援体制

### (1) 町→隣接市町村

ア 町は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するとともに、応援協定を締結した民間企業から調達する。

イ 要請の際に必要な明示事項は次項に示す県の要請に準ずる。

### (2) 町→県

町は、隣接市町村等の応援でも十分に生活必需品の調達・供給ができない場合は、次の事項を示し、県に応援を要請する。

ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

イ 引渡しを受ける場所及び引受け責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷受け要員の派遣の必要の有無

### (3) 県→被災市町村以外の市町村

県は、市町村の要請に基づき、県の供給計画等を勘案しつつ次の事項を示し、被災市町村以外の市町村に調達の要請を行う。

ア 品目別の調達要請量

イ 輸送場所及び引受け責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷受け要員の派遣の必要の有無

## 6 生活必需品の強制確保

町は、県知事及び関東経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

## 7 輸送手段の確保

町は供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の交通規制、輸送車輛の確保等を行い、あわせて荷受け要員、集積場所の確保を行う。

## 8 積雪期の供給計画

### (1) 輸送経路の確保

町は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期す。

### (2) 集積場所の確保

町は、積雪により屋外集積場所に制約が生じることから、施設構内の除排雪、屋内施設の確保等必要な措置をとる。

### (3) 被災者の寒冷期対策

町は、寒冷期対策として寝具、被服、発熱・保熱品等に留意する。

## 第 24 節 災害時要援護者の応急対策

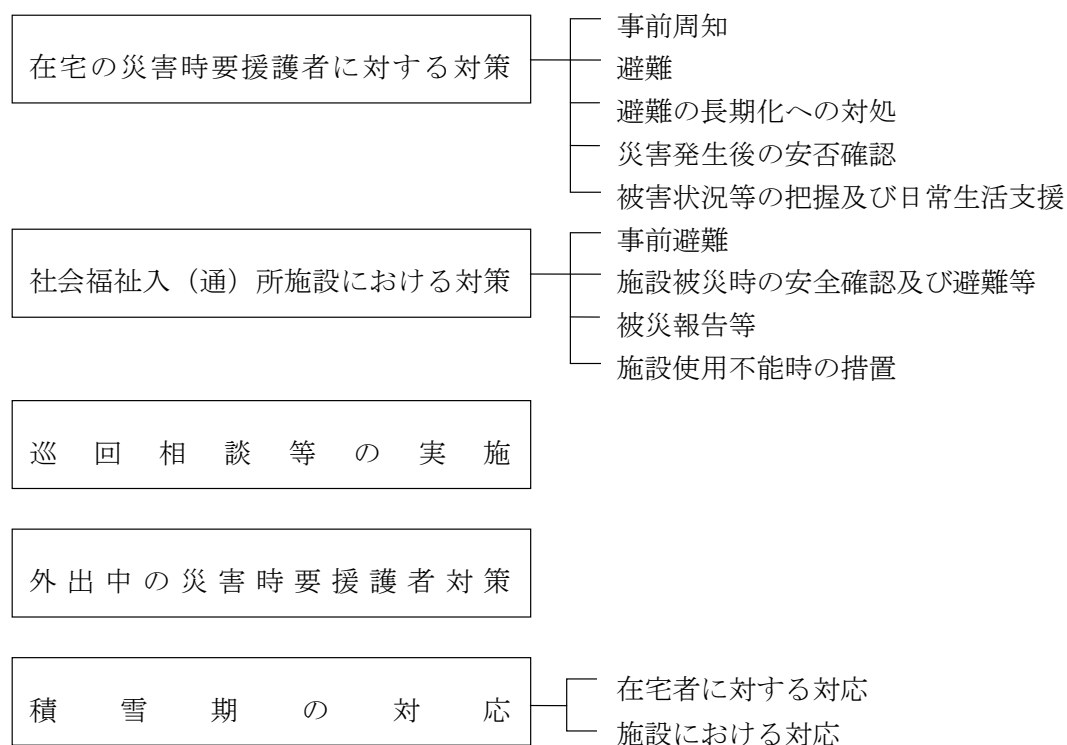
【関係課名等】 ◎健康福祉課、総務課、各支所

### 1 計画の方針

風水害等の発生時においては、障害者、高齢者、傷病者、外国人等のいわゆる災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速、適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

### 2 計画の体系



### 3 在宅の災害時要援護者に対する対策

#### (1) 事前周知

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、消防機関、自主防災組織等の協力を得てあらかじめ要援護対象者（外国人を含む）として登録してある者（以下「要援護対象者」という。）へ事前周知のためのパトロールを行うなど有事に備えた対策を講じるよう努める。

#### (2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、町は、災害時要援護者の避難に当たっては、日ごろから交際のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する行政区等を単位とした集団避難を行うよう努める。避難の誘導に際しては、災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。

#### (3) 避難の長期化への対処

障害者と一般避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により一時的に町内の社会福祉施設への入所を要請する。また、保護すべき災害時要援護者が多数に及ぶときは、避難所のうち町長が指定する箇所に災害時要援護者専用区画を設け、ホームヘルパー、ボランティア等のスタッフを確保のうえ福祉保健対策部が運営する。

(4) 災害発生後の安否確認

町は、災害時要援護対象者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認に当たっては、必要に応じ行政区長、民生・児童委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(5) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要援護対象者の自宅等に保健師やヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

なお、被災状況の把握は、48時間以内に実施するよう努める。

災害時要援護者の被災状況把握事項

- ・災害時要援護対象者の身体の状況・家族（介護者）の被災状況・介護の必要性
- ・施設入所の必要性・日常生活用具（品）の状況・その他避難生活環境等

イ 被災後の日常生活支援

(ア) 町は、新津保健所の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護対象者の被災状況に応じ、避難所への収容、施設への緊急入所、ヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(イ) 町は、被災した災害時要援護者に対し、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

#### 4 社会福祉入（通）所施設における対策

(1) 事前避難

ア 避難の勧告、指示等があった場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、避難体制を整える。

避難誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないよう配慮する。

イ 施設長は風水害等の状況に応じ、適切な避難場所（屋内、屋外、指定場所）を判断し、避難誘導を行う。

ウ 夜間、休日等で施設職員数が少数のときは、日ごろより連携を図っている周辺地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設が被災した場合、施設長は、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関へ救助を要請する。

ウ 被災の状況により、入（通）所者の避難が必要になった場合は、前（1）に準じ避難する。

(3) 被災報告等

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。  
また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設使用不能時の措置

ア 施設長は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じ他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じ保護者による引き取り等の手続きを講ずる。

イ 町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

## 5 巡回相談等の実施

町は、災害時要援護者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の災害時要援護者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談等を実施し、必要な措置を講ずる。

巡回福祉相談は、必要に応じ町と新津保健所が実施する巡回保健相談・保健指導と連携し実施する。

## 6 外出中の災害時要援護者対策

避難所等における要援護対象者の確認の際に把握した地域外の災害時要援護対象者に対し、要援護者対策班等において居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うよう努める。

## 7 積雪期の対応

(1) 在宅者に対する対応

町は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪に対し災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努める。これに対し、町は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努める。

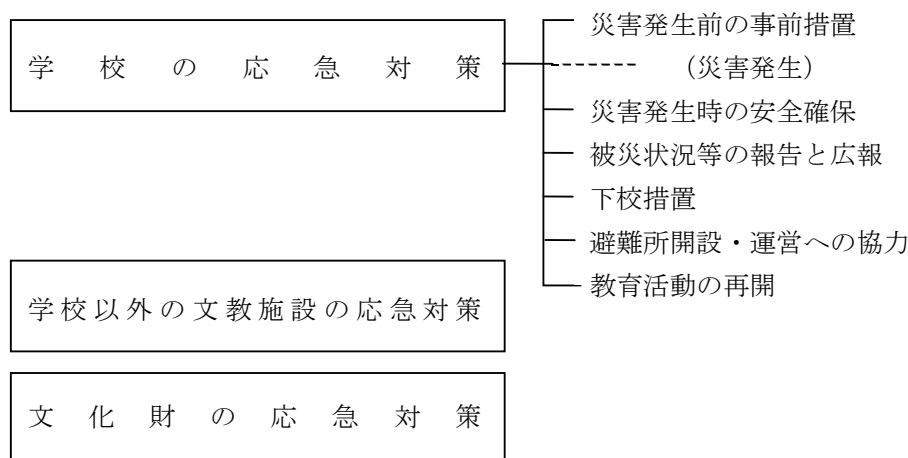
## 第 25 節 文教施設における災害応急対策

【関係課名等】 ◎学校教育課、社会教育課

### 1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、幼児・児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

### 2 計画の体系



### 3 学校の応急対策

#### (1) 災害発生前の事前措置

##### ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

下校等の措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、保育園児・小学生については、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童等については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

##### イ 校外活動中に風水害等の災害発生が予測される事態となった場合の措置

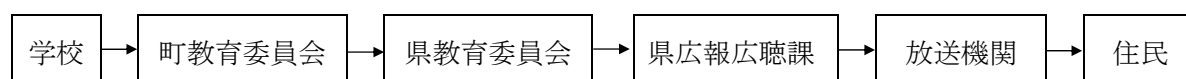
引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

##### ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの連絡経路

校長は町教育委員会を通じて県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告を受けた内容について県広報広聴課を通じて放送機関に連絡し、報道を要請する。



## 〈連絡経路〉



### (2) 災害発生時の安全確保

#### ア 児童・生徒等の在校時に発生した場合の措置

直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難集合し次第人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索活動を行う。非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応する。

#### イ 登下校時間に発生した場合の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

#### ウ 勤務時間外に発生した場合の措置

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。校長は被災状況を集約して、前(1)と同じ経路で速やかに教育委員会に報告する。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討する。

### (3) 被災状況等の報告と広報

校長は在校する児童・生徒等又は避難してきた児童・生徒等及び教職員の安否を確認し、学校施設の被災状況とともに速やかに前(1)と同じ経路で教育委員会に報告する。(この報告は人的・物的被害の有無にかかわらず行う。)教育委員会は(1)と同様にして報道機関に報道要請を行う。

### (4) 下校措置

校長は、児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、帰宅経路等の安全を確認したうえで速やかに児童・生徒等を下校させる。下校措置に当たっては、(1)と同様に取り扱うこととし、報道機関を通じて広報する。

なお、保育園、小学校及び特殊教育諸学校についてはできるかぎり緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらうこととする。連絡がとれない場合は、連絡がとれるまで避難場所に待機させる。

### (5) 避難所開設・運営への協力

校長等は、町長から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力する。

#### ア 教職員の基本的役割

教職員は、町職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

校長 施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。  
教頭・教諭 校長の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。

- 養護教諭 学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。
- 栄養職員等 学校の家庭科室等を利用した炊き出しに協力する。
- 事務職員等 町との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

#### イ 校舎等を避難場所として使用する時の注意

- (ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室等には入室させない。
- (イ) 高齢者、妊婦、乳幼児等災害時要援護者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- (ウ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、本人の希望を確認した上、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

#### (6) 教育活動の再開

- ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮しながら速やかに教育活動の再開に努める。校舎の被害が甚大な場合は、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。
- イ 教育委員会は、教育活動を速やかに再開するため、教職員の派遣、教科書・学用品の調達・あっせんを行う。

### 4 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の軽減に努める。

- ア 館内放送等により施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用して施設外へ安全に避難させる。
- イ 要救助者及び負傷者がいる場合は消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- ウ 収蔵品、展示品、蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止の措置をとる。
- エ 人的・物的被害状況等を集約し、直ちに施設の設置者に（被害がなくても）報告する。
- オ 町長から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

### 5 文化財の応急対策

文化財の管理者は、大規模な災害が発生したときは当該文化財の被災防止に努める。観覧者がいる場合は人命の安全確保の措置を行う。また、被災した場合は直ちに教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

## 第 26 節 障害物の処理計画

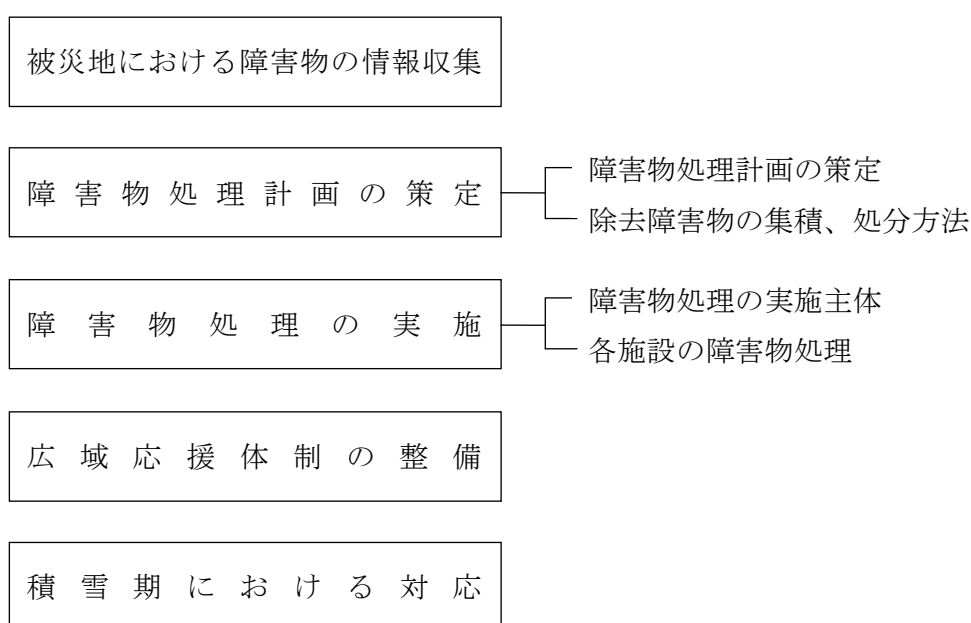
【関係課名等】 ◎建設課、総務課、町民生活課

### 1 計画の方針

風水災害等により発生した倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急輸送路を確保する。

なお、確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。

### 2 計画の体系



### 3 被災地における障害物の情報収集

町は、被災地域全体の状況把握の他、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について各関係機関との連携の下に情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国・県等の関係機関との連携を図りながら効率的に障害物除去を実施する。

### 4 障害物処理計画の策定

#### (1) 障害物処理計画の策定

町は、被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断した場合、国・県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ア 使用可能機械の把握（クレーン類・バックホウ・ダンプトラック・クラッシャー等）

イ 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）

ウ 実施箇所及びその優先順位

- エ 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
  - オ 廃棄物集積場所・処分方法の指定
  - カ 建設業協会等協定民間団体の支援要請（不足する資機材・作業人員等）
- (2) 除去障害物の集積、処分方法
- 町は、災害時の障害物の集積場所（仮置場、最終処分地）をあらかじめ定めておく。
- また、障害物処理の実施者は、がれきの処理・処分方法にあたり、適切な分離を行うことにより可能なかぎりリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能なかぎり中間処理施設に運搬する。

## 5 障害物処理の実施

- (1) 障害物処理の実施主体
- 障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。
- ア 道路管理者
    - 国：北陸地方整備局新潟国道事務所
    - 県：土木部道路管理課及び津川地区振興事務所
    - 町：建設課、農林商工課
    - その他：東日本高速道路株式会社
  - イ 河川管理者
    - 県：土木部河川管理課及び津川地区振興事務所
  - ウ 実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）
    - 町：町災害対策本部
  - エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか、連携を図る必要のある関係機関）
    - 新潟県警察本部及び津川警察署、自衛隊、JR東日本、阿賀町消防本部等
- (2) 各施設の障害物処理
- ア 道路関係障害物除去
    - (ア) 町及び道路管理者は、その管理区域の道路上の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に緊急輸送道路に指定されている磐越自動車道及び一般国道49号については最優先する。
    - (イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、警察の協力を得て排除する。
  - イ 河川関係障害物除去
    - 町は、災害時に管内河川、公共溝渠（排水路）を巡視するとともに、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物を各管理者に通報し、除去作業を実施する。
  - ウ 住宅関係障害物の除去（災害救助法の適用）
    - 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、次の基準に基づき町が関係機関と連携し除去する。
    - (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
    - (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの
    - (ウ) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができないもの
    - (エ) 住宅が全壊、半壊又は床上浸水したもの

(オ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

## 6 広域応援体制の整備

町は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国・県の関係出先機関、自衛隊及び近隣市町村との連携協力体制を強化するほか、民間建設業協会等ともあらかじめ人員・機械・資材等についての応援協定を締結し広域応援体制の整備を図っておく。

## 7 積雪期における対応

町は、緊急輸送ルート確保を図るため、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。積雪及び被災状況に応じて、国・県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たる。

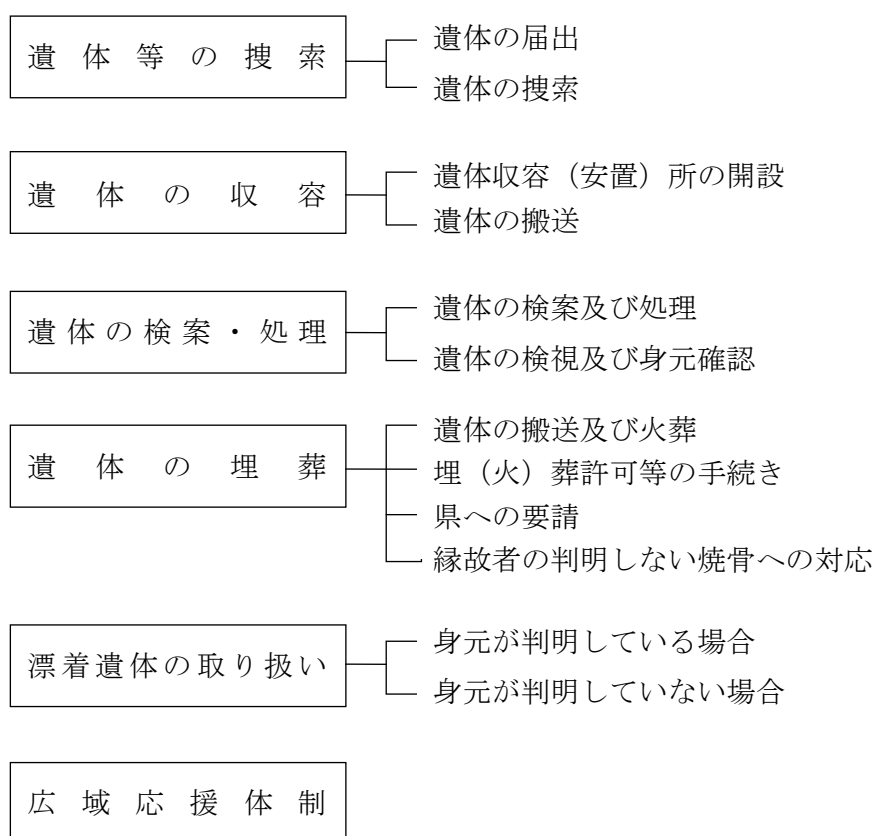
## 第 27 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

【関係課名等】 ◎町民生活課

### 1 計画の方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。遺体の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、町を中心とした関係機関相互の連携強化を図る。

### 2 計画の体系



### 3 遺体等の捜索

町は、津川警察署と協力して、消防職・団員により遺体等の捜索を行い、捜索状況を県に報告するとともに、状況により自衛隊の応援が求められるよう県に依頼する。

#### (1) 遺体の届出

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。以下「遺体」という。）は、津川警察署において受理するとともに、情報の収集を行う。

#### (2) 遺体の捜索

遺体の捜索は、津川警察署をもって捜索隊及び作業班を編成してこれに当たる。この場合、町の協力（消防団等）を得て作業の円滑化を図る。

また、防災関係機関等の協力により車両、舟艇、機械器具の借上げ等を行い、早期発見に努める。

#### 4 遺体の収容

町は、遺体を車両及びヘリコプター等により搬送し、一定の場所に安置する場合は次のよう  
に行う。

##### (1) 遺体収容（安置）所の開設

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、町は遺体収  
容（安置）所を確保し、関係機関に連絡する。

遺体収容（安置）所は、被害現場付近の適当な場所（公共建造物、寺院等）又は公園等、  
遺体収容に適当な場所を選定し、開設する。

遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体  
収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。

柩、ドライアイス等は、町内関係業者等から調達するが、不足する場合には新潟県葬祭業  
協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止する  
よう努める。

##### (2) 遺体の搬送

遺体収容（安置）所までの遺体の搬送は、町有車両又は関係業者等の車両により行うが、  
搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両の手配をするよう県に要請する。

#### 5 遺体の検案・処理

町は、遺体の検視をする場合は次のように行う。

##### (1) 遺体の検案及び処理

県医師会及び日本赤十字社新潟県支部の協力を得て、死因その他の医学的検査を行い、検  
視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

##### (2) 遺体の検視及び身元確認

津川警察署は、発見された遺体について各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。  
身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を  
行う。

#### 6 遺体の埋葬（遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務）

##### (1) 遺体の搬送及び火葬

遺体は、霊柩車により遺体収容（安置）所から次の火葬場へ搬送し、火葬する。

施設名	火葬場の電話番号	火葬炉数	管理者
阿賀町火葬場	0254-92-4746	2	阿賀町

##### (2) 埋（火）葬許可等の手続き

埋（火）葬許可証は、町が発行する。なお、死亡者が多数のため通常の手続きを行って  
いたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、埋（火）  
葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

##### (3) 県への要請

ア 霊柩車が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。

イ 骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。

##### (4) 縁故者の判明しない焼骨への対応

縁故者の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き渡す。

## 7 漂着遺体の取り扱い

### (1) 身元が判明している場合

遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で身元が判明している場合には、原則としてその遺族、親せき縁者又は法適用地の市町村長に連絡し、引き渡すものであるが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町長は知事の行う救助を補助する立場において埋葬を実施（費用は県負担）する。

### (2) 身元が判明していない場合

遺体の身元が判明していない場合で被災地から漂流してきたと推定できる場合には、津川警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるとともに遺体を撮影する等記録しておく。

被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。

## 8 広域応援体制

ア 町は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

イ 町は、アの応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。

(ア) 遺体処理実施場所

(イ) 対象人員概数

(ウ) 施設設備の状況

(エ) 応援を求める職種別人員数

(オ) 応援を求める物資等の種別及び数量

(カ) 処理期間

(キ) その他参考事項



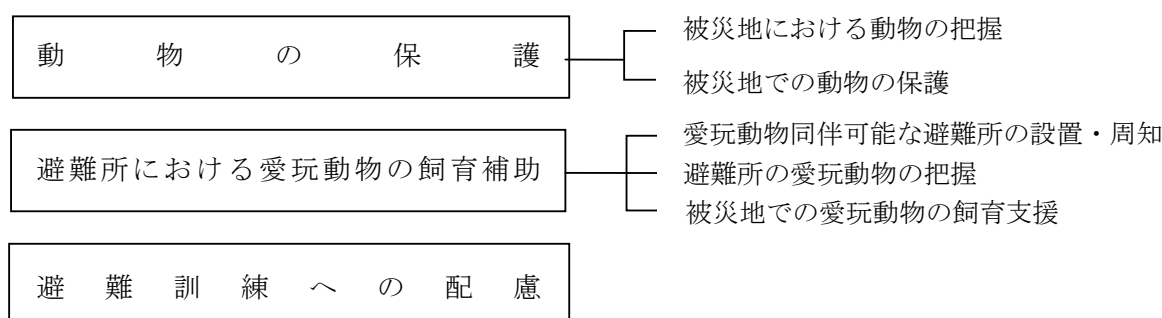
## 第 28 節 愛玩動物対策計画

【関係課名等】 ◎町民生活課

### 1 計画の方針

風水害等の災害発生時に、町は、住民の飼育する愛玩動物を保護したり、飼い主が避難所において愛玩動物を飼育できるよう支援するなど、愛玩動物の保護対策に努める。

### 2 計画の体系



### 3 動物の保護

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、県は被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と「動物救済本部」を設置し、町は、県、県獣医師会及び県動物愛護協会に協力して、被災動物の保護に努める。

#### (1) 被災地における動物の把握

災害によって負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。

#### (2) 被災地での動物の保護

被災地の巡回や住民からの情報提供によって、保護を必要とする動物がいる場合には、これら動物の保護を行う。

### 4 避難所における愛玩動物の飼育補助

災害時には多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想されることから、町は、県や新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等に協力して、被災地における愛玩動物の飼育補助を行う。

#### (1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置・周知

避難所の設置に際しては、愛玩動物同伴の被災者の受け入れが可能な避難所を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、その周知に努める。

#### (2) 避難所の愛玩動物の把握

避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の状況等について把握し、県と協働して動物救済本部に対し、愛玩動物に関する情報提供を行うとともに、動物救済本部の活動を支援する。

#### (3) 被災地での愛玩動物の飼育支援

避難所において適正に愛玩動物が飼育できるよう支援を行うとともに、動物間の感染症の

発生や拡大を防止するため、愛玩動物の健康管理に十分に配慮する。

5 避難訓練への配慮

災害を想定した避難訓練を行う場合には、愛玩動物の同伴にも配慮する

# 第3章-4 施設応急対策

## 第29節 公衆通信施設応急対策（NTT）

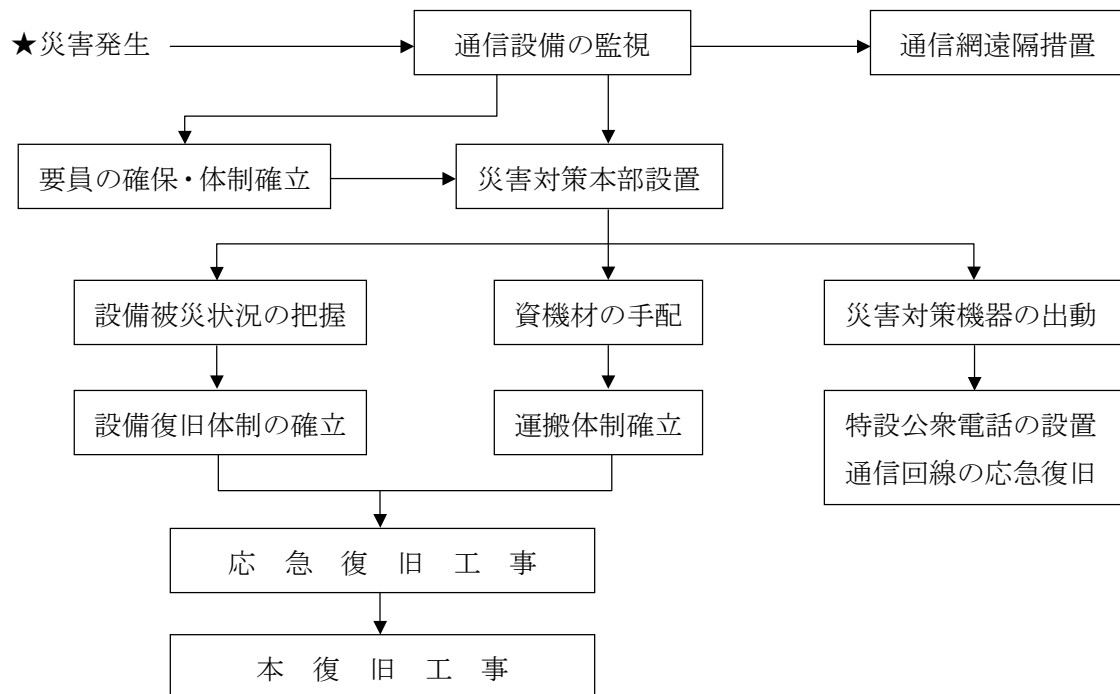
【関係課名等】 ◎総務課、各支所

### 1 計画の方針

災害の発生に際しては、NTTに対して、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るよう要請する。

NTTに要請する内容は、以下のとおりとする。

### 2 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



### 3 応急対策

#### (1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

町内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置等を行う。

#### (2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 非常災害警戒本部
- ウ 災害対策本部

#### (3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
  - イ NTTグループ会社等関連会社による応援
  - ウ 工事請負会社の応援
- (4) 被害状況の把握
- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
  - イ 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。
- (5) 災害対策機器等の出動
- 重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。
- ア 孤立防止対策用衛星電話
  - イ 可搬型移動無線機
  - ウ 移動電源車及び可搬電源装置
  - エ 応急復旧ケーブル
  - オ ポータブル衛星車
  - カ その他応急復旧用諸装置
- (6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立
- 応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、必要に応じヘリコプターの空輸を行う。

#### 4 復旧計画

- (1) 応急復旧工事
- 災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。
- (2) 復旧の順位
- 通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

## 5 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域のお客様に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由
- (3) 通信の途絶又は利用制限の状況
- (4) お客様に対して協力を要請する事項
- (5) その他必要な事項

## 6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、支店内の防災体制を確立するとともに、支店内で対処できないと判断した場合は、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を図る。

(1) 全国の応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被災状況を把握し、自支店内だけでは対処できないと判断した場合は、要請事項を取りまとめの上、NTT東日本本社災害対策本部へ要請する。

## 第 30 節 電力供給施設応急対策

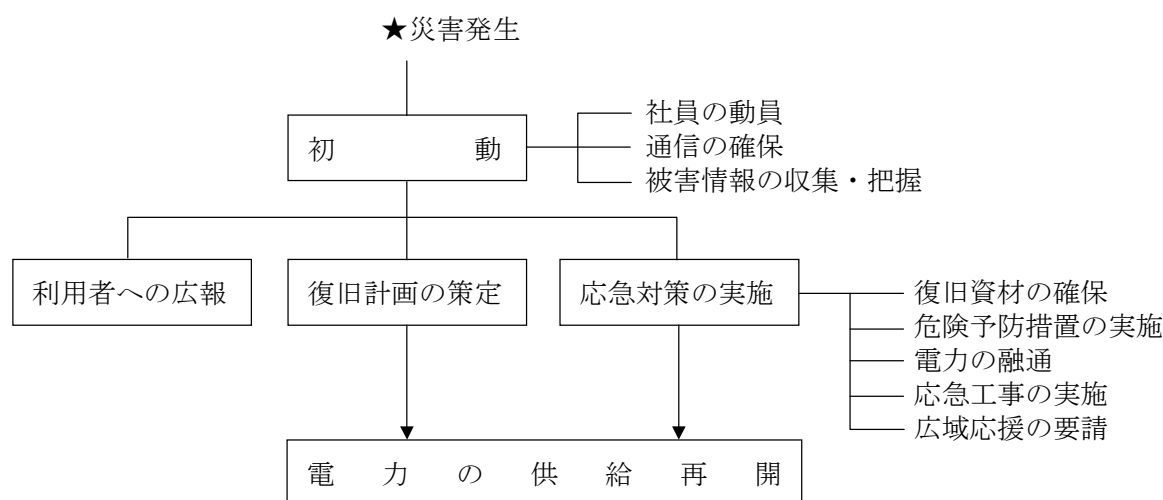
【関係課名等】 ◎総務課、各支所

### 1 計画の方針

電力供給機関に対して、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するよう要請する。

電力供給機関に要請する内容は、以下のとおりとする。

### 2 電力供給施設応急対策フロー図



### 3 復旧活動体制の組織

#### (1) 被災時の組織体制

東北電力(株)新津営業所は、災害が発生したときは非常対策本部（連絡室）を設置する。その本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害の発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

#### (2) 社員の動員

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を

要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急車両の指定措置を関係機関に要請する。

#### (3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

#### (4) 被害情報の収集・把握

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

### 4 応急対策

#### (1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

#### (2) 危険予防措置の実施

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され県、町、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

#### (3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力(株)新津営業所と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

#### (4) 応急工事の実施

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

### 5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、町の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

### 6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止、及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。

### 7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関係会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

## 第 31 節 ガス供給応急対策

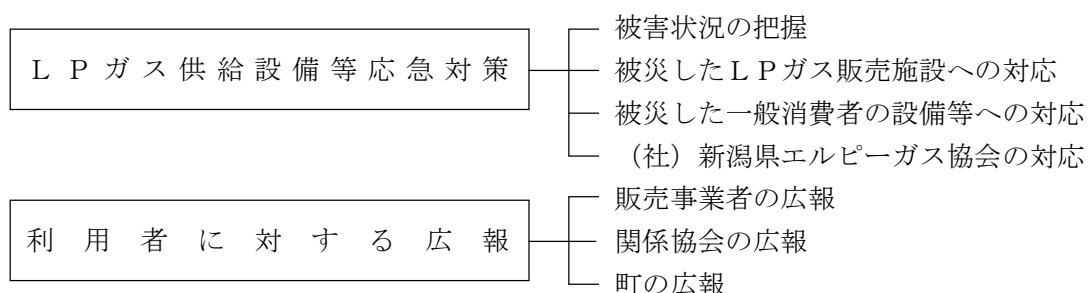
【関係課名等】 ◎総務課、各支所

### 1 計画の方針

町におけるガス供給はLPガス取扱事業者が対応している。災害による応急対策は、供給側の被害を最小限に食い止めるとともに、消費者側の被害への迅速な対応が重要となる。これらに対応した応急対策を実施する体制を確立しておくようLPガス取扱事業者に要請する。

LPガス取扱事業者に要請する内容は、以下のとおりとする。

### 2 計画の体系



### 3 LPガス供給設備等応急対策

被災した供給設備及び消費設備については、当該消費者へガスを供給する販売事業者がそれぞれの設備の修復を行うものとし、次の措置をとる。

#### (1) 被害状況の把握

LPガス販売事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

#### (2) 被災したLPガス販売施設への対応

LPガス販売事業者は、販売施設（容器置場）を巡回してガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏えい等への対応を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

#### (3) 被災した一般消費者の設備等への対応

LPガス販売事業者、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

#### (4) (社)新潟県エルピーガス協会の対応

各支会の取りまとめ、LPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業者からの要請に対応する。

### 4 利用者に対する広報

#### (1) 販売事業者の広報

販売事業者は、販売施設の被害の状況により、法令に基づいて近隣の住民に対して広報を行う。また、販売先の消費者にも供給施設及び消費施設の二次災害防止についての広報を行う。LPガスにより災害が引き起こされる可能性がある場合は、防災関係機関に必要な広報



を依頼する。

(2) 関係協会の広報

販売事業者からの災害情報について、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(3) 町の広報

LPガスによる災害（火災、爆発等）が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性、二次災害の防止についての広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

## 第 32 節 給水、上・簡易水道施設応急対策

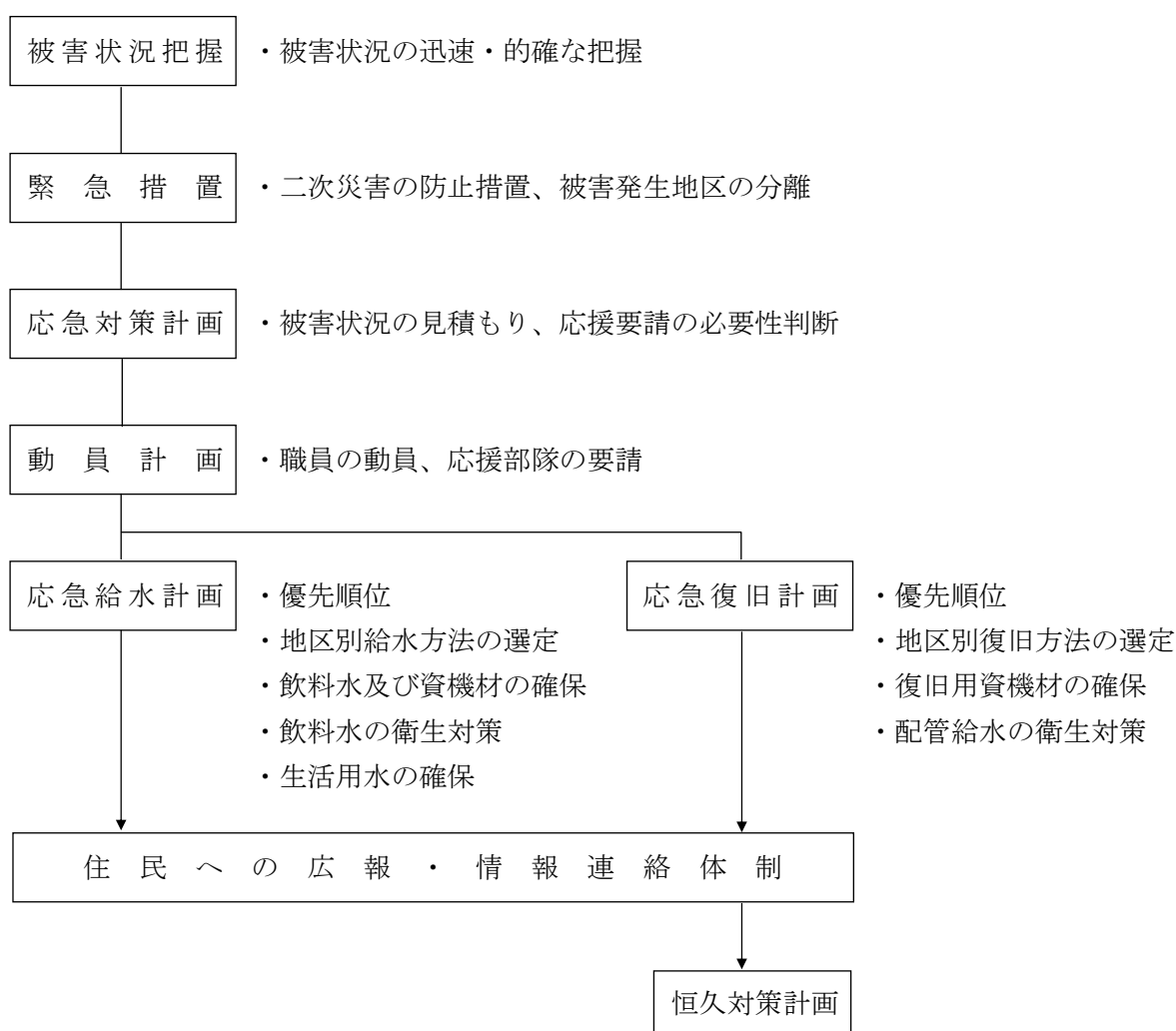
【関係課名等】 ◎企業課、各支所

### 1 計画の方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

町は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能なかぎり速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

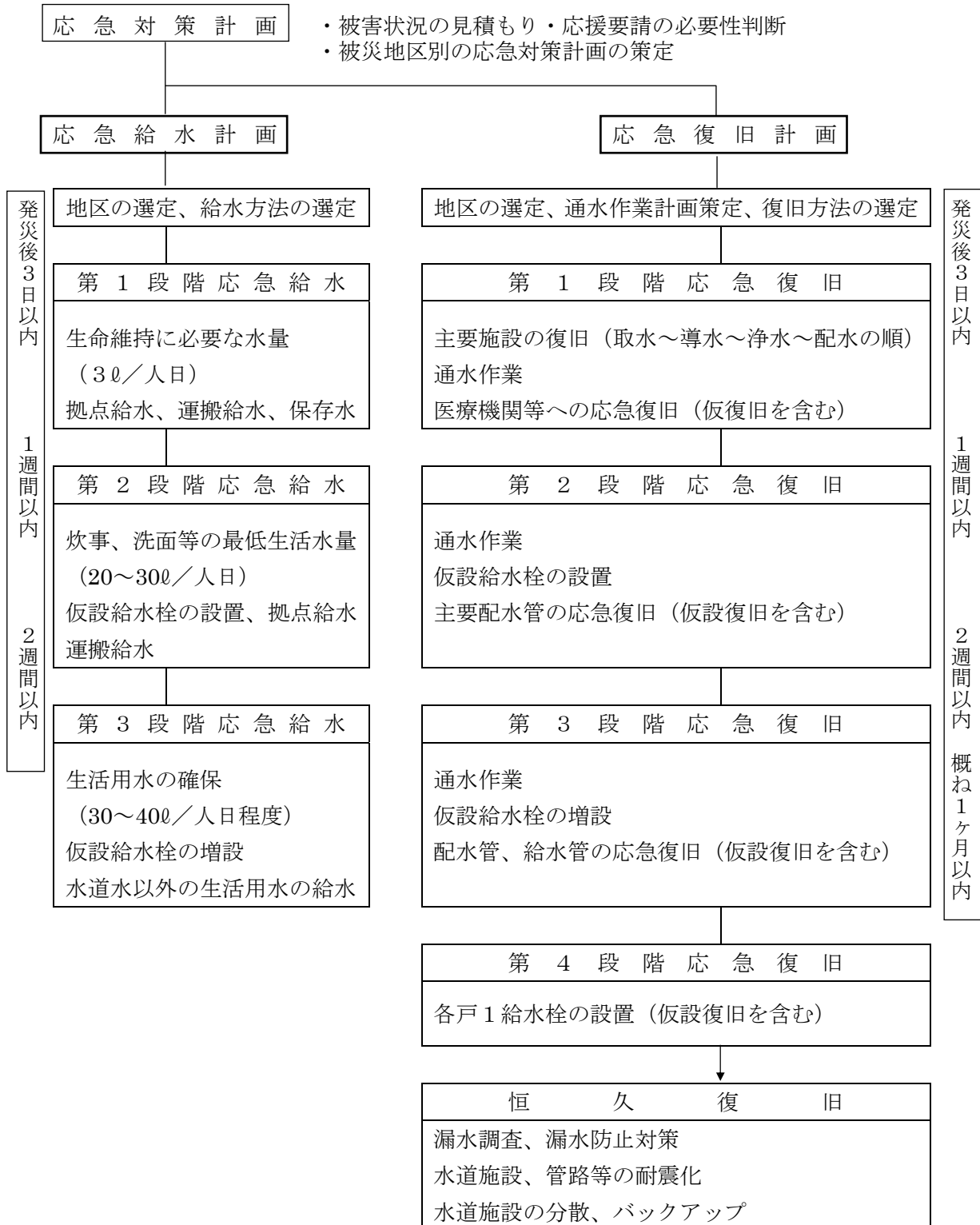
### 2 給水、上・簡易水道施設応急対策フロー図



### 3 応急給水計画と応急復旧計画の相互関係及び目標水準

町は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定に当たっては段階的に目標水準を定め、災害直後は飲料水及び医療機関等への給水を中心に行ない、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保しつつできるだけ速やかに（2週間程度）全戸へ配管給水することを目標とする。



#### 4 実施体制・広域応援体制

町は相互に連絡調整を図りながら、必要に応じ、関係機関に応急協力を要請し、応急体制を確立する。

##### (1) 町

町災害対策本部企業対策部水道班は、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じ、関係機関に応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 給水班を組織し、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。また、水質検査及び消毒を行ない、衛生対策を徹底する。

イ 復旧班を組織し、被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 町のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、(株)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、(社)新潟県管工事工業協会及び新潟県管工事業協同組合連合会に応援を要請する。

エ 町は応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

オ 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所のあっせん等の受入れ体制の確立に努める。

カ 水道工事業者、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協力を依頼し、円滑な応急対策を実施できるよう努める。

##### (2) 水道工事業者等

水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等は、平時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努めるとともに、緊急時には町が行う応急対策活動に協力する。

#### 5 被害状況把握

町は次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

- (1) 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況のテレメータ監視システム等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 災害規模、範囲及び道路等の被害状況の災害対策本部からの情報入手

#### 6 緊急措置

町は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

##### (1) 二次被害の防止措置

ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ 次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講じる。

ウ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

エ 企業課は消防署に、災害による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。

##### (2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

#### 7 応急対策計画

町は、被災施設、被災住民数等を的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の見積もり

主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

## 8 動員計画

(1) 職員の動員

職員動員表に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため、必要に応じ、他課の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

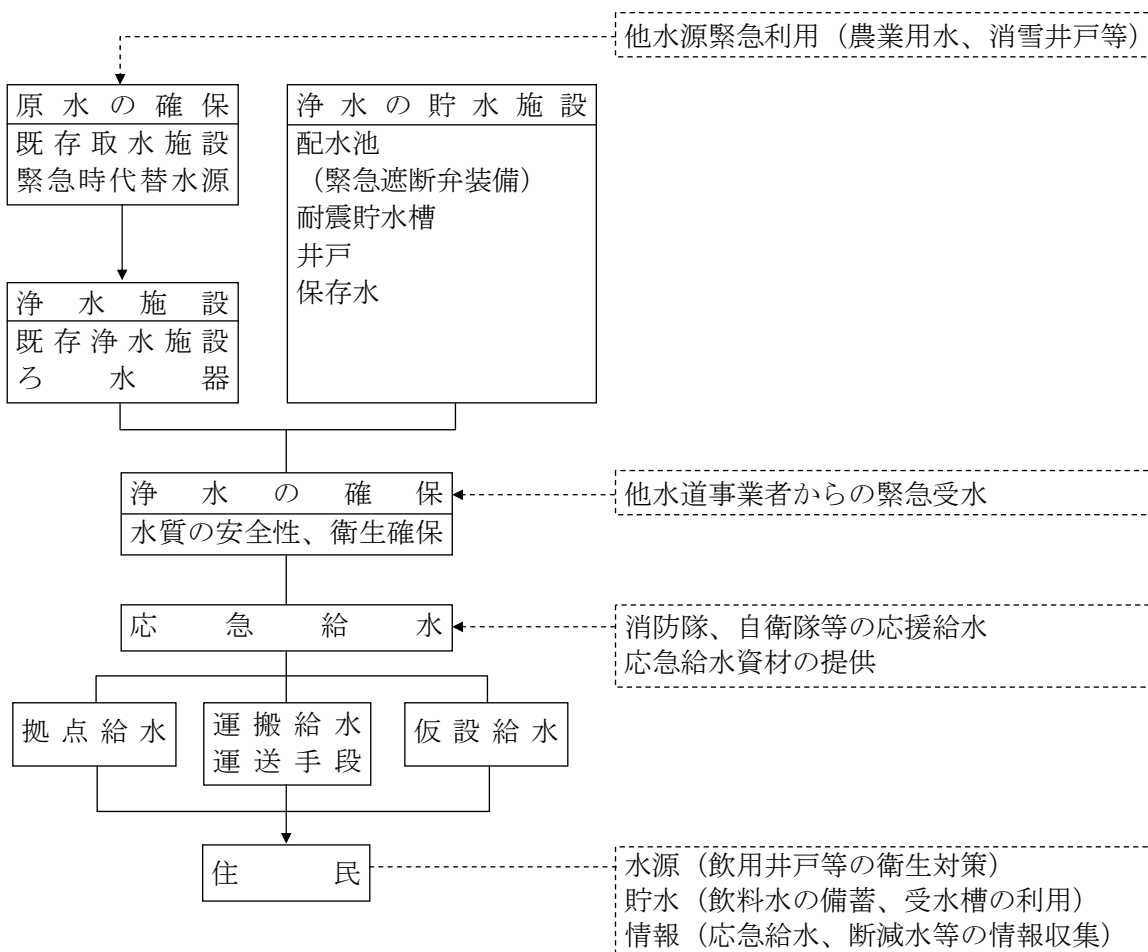
(2) 水道工事業者、他市町村等への要請

被害状況に応じ、水道工事業者、他市町村及び関係機関に応援を要請し、応急対策を迅速に実施できる応急体制を確立する。

## 9 応急給水計画

町は、衛生対策及び地域性、積雪期、災害時要援護者等に十分に配慮しながら優先順位を定める。地区別に、被害状況に応じた給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 計画フロー図



## (2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	・配水池、耐震貯水槽及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ・緊急浄水器を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

## (3) 優先順位

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

### (4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

#### ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池や耐震貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた水道施設及びろ水器等を稼働し、飲料水を確保する。

(ウ) 町内で必要量の飲料水が確保できない場合は、「広域市町村における災害時の相互応援に関する協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

#### イ 応急給水用資材、作業車の確保

町が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材、作業車を調達する。

### (5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

### (6) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

### (7) 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

ア 供給対象者は現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

イ 適用基準、内容等については「災害救助法による救助」による。

### (8) 生活水の確保

ア 町は、住民が所有する井戸の設置状況をあらかじめ把握し、緊急時に生活水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

### (9) 積雪期への配慮

積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、代替水源として河川水や消雪用井戸水等の生活水への利用を検討しておく。

また、河川水は基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は濁度15度以下の源水を緊急浄水器で処理し、煮沸消毒するか、消毒剤を添加した上で飲用に供する方法も検討しておく。

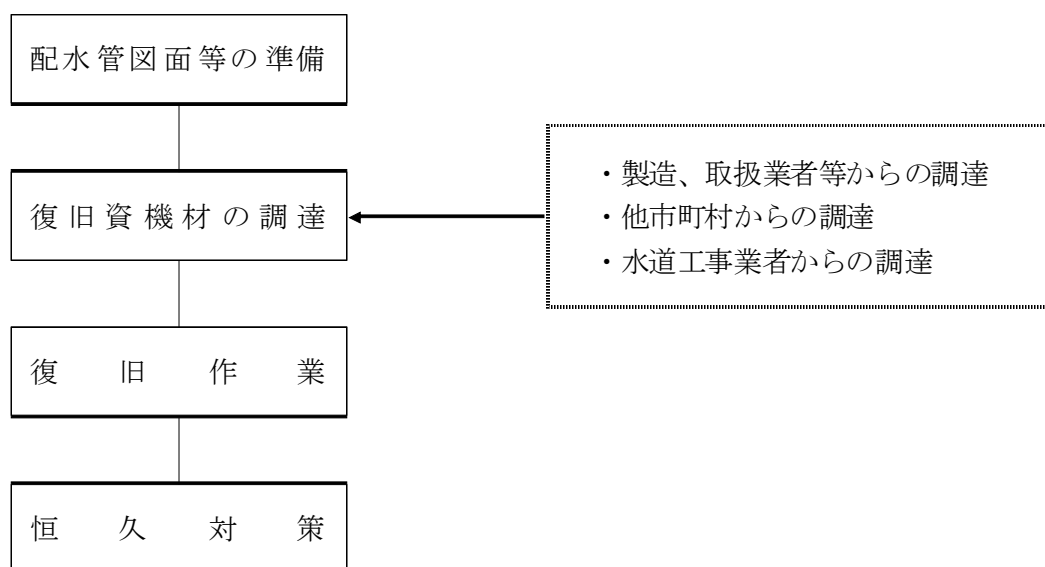
#### (10) 災害時要援護者に対する配慮

高齢者等の災害時要援護者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

### 10 応急復旧計画

町は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能なかぎり速やかに応急復旧を行う。

#### (1) 計画フロー図



#### (2) 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

#### (3) 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

#### (4) 優先順位

ア 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

#### (5) 応急復旧資機材の確保

町が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道工事業業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

#### (6) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

#### (7) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg/1以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/1以上）となるよう消毒を強化する。

(8) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

## 11 住民への広報・情報連絡体制

町は、県と相互連絡体制を確立するとともに、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 町が主体となり、迅速に、局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 第2段階の広報

町は、災害対策本部と連携し、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報誌、報道機関、インターネット通信等を利用し広報する。

(3) 情報連絡体制

町は、被害状況、応援要請、住民への広報等について、県と密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

## 12 恒久対策計画

町は、応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の近代化の向上を図る。特に、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。



## 第 33 節 下水道施設応急対策

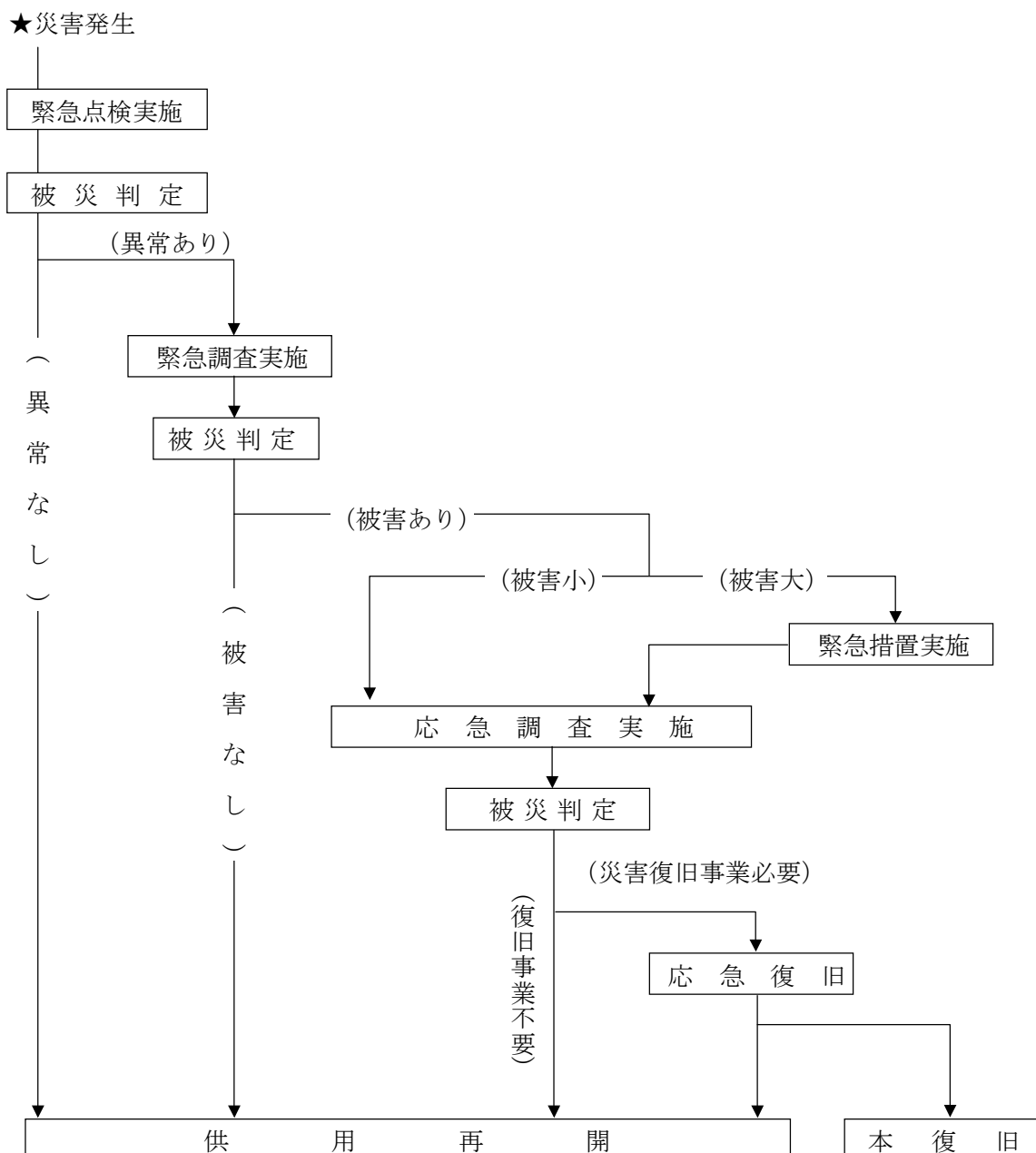
【関係課名等】 ◎企業課、各支所

### 1 計画の方針

下水道施設は、ライフライン施設として被災住民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

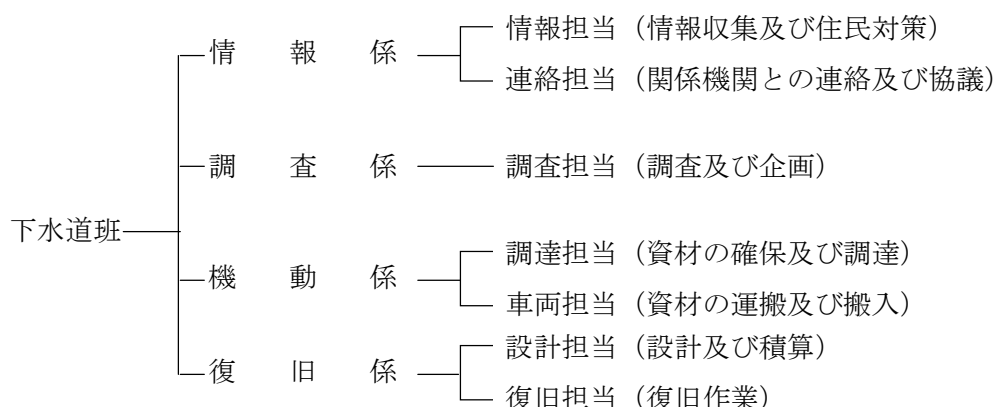
町は、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により迅速・的確な応急復旧措置を講ずる。ポンプ施設・処理場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を図る。

### 2 下水道施設応急対策フロー図



### 3 災害時の組織体制

町災害対策本部企業対策部下水道班の組織については、次のとおりとする。



なお、災害時においては町の体制だけでは困難な場合が多いことから、下水道技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、近隣の市町村及び建設業協会、指定下水道工事店等の民間団体に広域的な支援を要請する。

### 4 被害調査の方法

町は、災害後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により被害調査を実施する。

#### (1) 災害復旧の第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場、ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管きょについては、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえ下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

#### (2) 災害復旧の第2段階（応急調査）

処理場・ポンプ場については施設の暫定機能確保のための調査、管きょについては、被害の拡大、二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる）、下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

#### (3) 災害復旧の第3段階（本復旧のための調査）

管きょについては、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

### 5 応急対策のための判定

町は、調査結果をもとに、特に下記の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められた場合は、適切な対処を行う。

- (1) 管きょ、処理場、ポンプ場施設の構造的な被害の程度
- (2) 管きょ、処理場、ポンプ場施設の機能的な被害の程度
- (3) 管きょ、処理場、ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

### 6 ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は本復旧工事まで

の暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行う。

## 7 管きよ施設の応急対策

管きよの応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

## 8 本復旧のための判定

町は、応急対策を行うに当たり、下記の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は、下水道施設復旧計画により適切な対処を行う。

- (1) 管きよ、処理場、ポンプ場施設の被害の程度
- (2) 管きよ、処理場、ポンプ場施設の余命
- (3) 管きよ、処理場、ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- (4) 他施設に与える影響の程度
- (5) 被災地の特殊性

## 9 下水道施設の復旧計画

被害が発生したとき、町は、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、柵・取付管の復旧を行う。

## 10 住民への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、町は住民に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、広報活動の際、住民が下水道施設の異常を発見した場合には、町へ通報するよう住民に呼びかけを行う。

## 11 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場合内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

## 第 34 節 危険物等施設応急対策

【関係課名等】 ◎消防本部、総務課、町民生活課、各支所

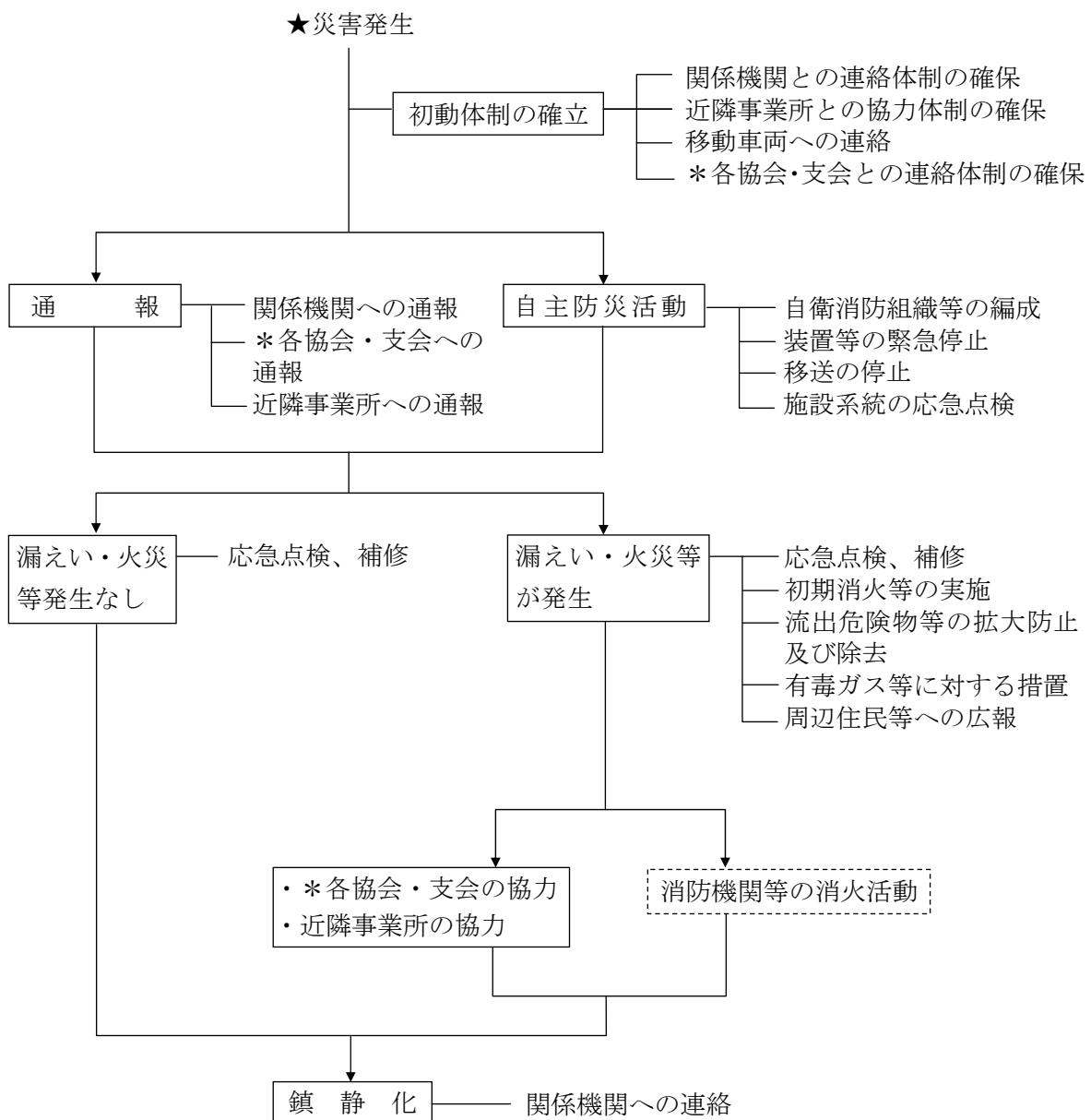
### 1 計画の方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。

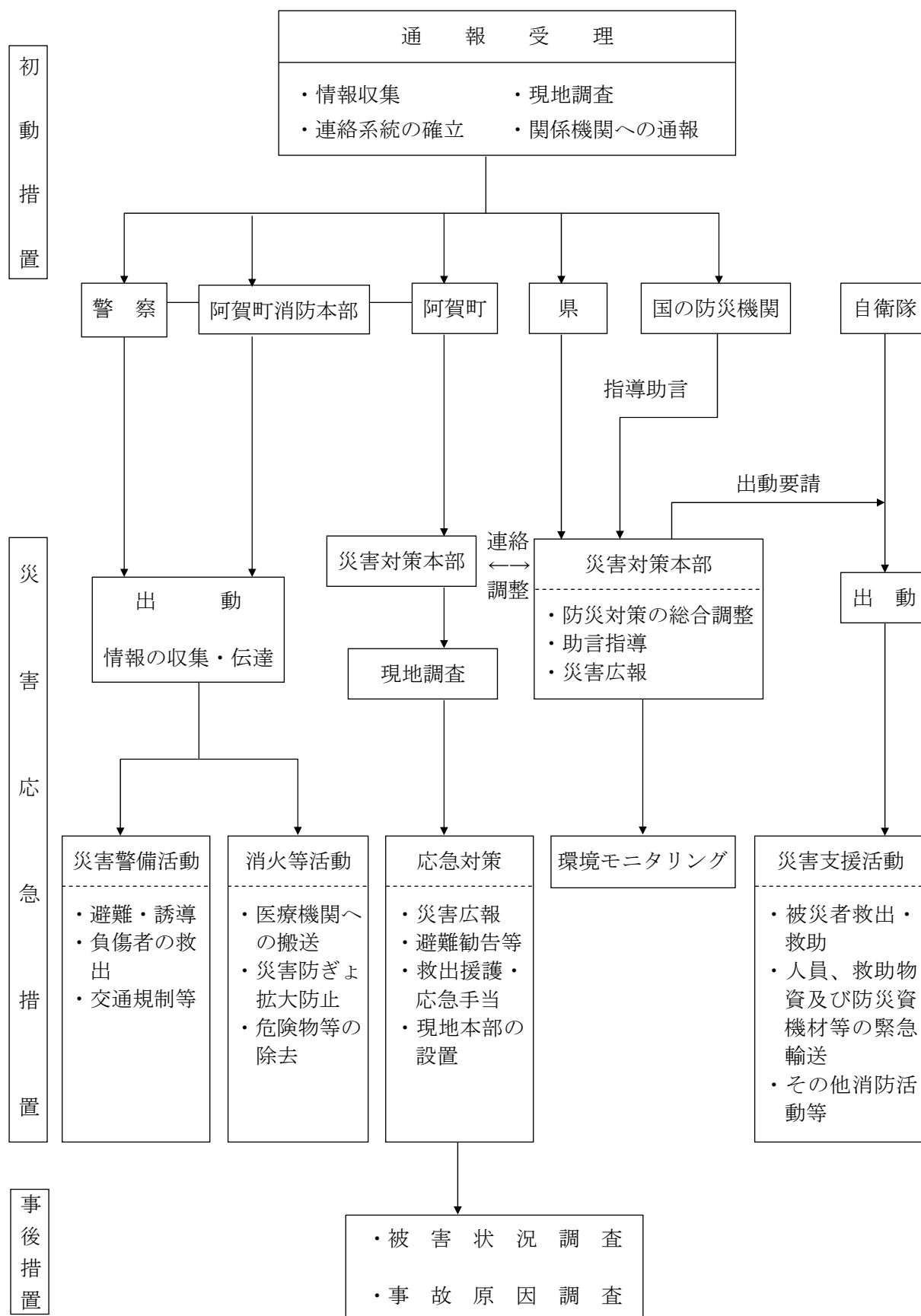
危険物等施設については災害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所が相互に協力し、応急対策を実施する。

### 2 危険物等施設等災害通報伝達フロー図

(1) 事業所における応急対策フロー（\*は高圧ガスのみ）



(2) 国、県及び町における応急対策フロー



### 3 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、町及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

#### (1) 共通の応急対策

##### ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

##### イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

##### ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施する。

##### エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

(ア) 危険物施設等の損傷等異常が発見されたときは、危険物等の除去及び損傷箇所の補修等を行い、被害の拡大防止に努める。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

##### オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに町等関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

##### カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

#### (2) 個別の応急対策

##### ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

###### (ア) 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

###### (イ) 移送運搬中の事故への対応

取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

##### イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を付けて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(イ) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

(ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、

木部には防火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

#### ウ 高圧ガス

##### (ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、被災施設周辺の高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）事業所周辺地域等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、災害の拡大防止措置を講ずるとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。

また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

##### (イ) 高圧ガス関係協会の対応

###### a (社)新潟県エルピーガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対応する。

###### b 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対応する。

###### c 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対応する。

#### エ 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、文部科学省、消防署等関係機関への通報を行う。

(イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ウ) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

(エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

## 4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の拡大防止に努める。

(1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町又は消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。

(2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出による災害が発生した場

合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防ぎよ対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
  - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
  - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
  - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (5) 飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (6) 有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者、新発田地域振興局健康福祉環境部は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

## 5 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と不安を取り除くため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この広報活動は、「避難及び避難所計画」と密接な関連の下で実施する。

### (1) 事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、周辺住民等に迅速・的確に広報するとともに、町等の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

### (2) 町の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、TV電話、広報車、チラシ及び掲示板等により広報するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。



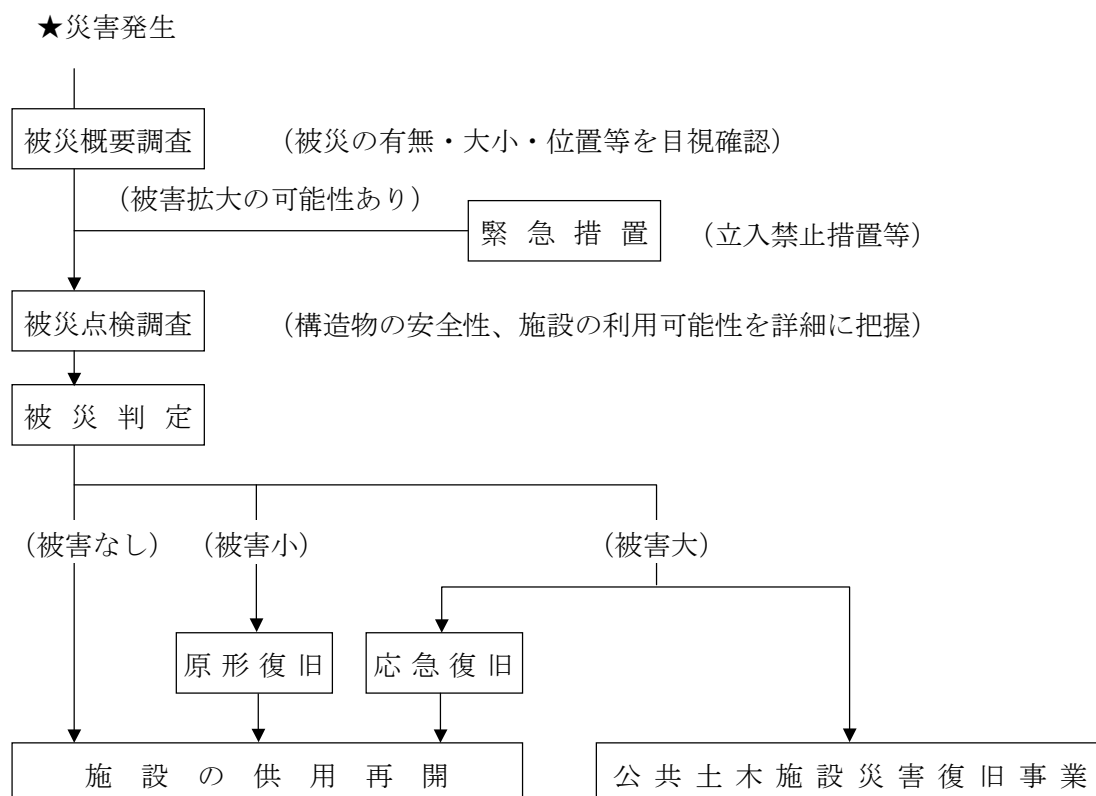
## 第 35 節 道路・トンネル・橋梁施設の応急対策

【関係課名等】 ◎建設課、農林商工課

### 1 計画の方針

風水害の発生時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、道路管理者は、道路・トンネル及び橋梁の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行う。

### 2 道路・トンネル及び橋梁施設応急対策フロー図



### 3 災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高いと認められる箇所については、安全確保のための通行規制措置等を実施する。

### 4 道路・トンネル及び橋梁施設応急対策

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について関係機関及び建設業協会等と密接な連携の下に応急対策を迅速かつ的確に行う。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合は、異常気象における事前通行規制区間、土砂崩壊等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、必要に応じて消防防災ヘリコプター等を要請し被害状況把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等から道路情報を収集する。

(2) 緊急の措置等

ア 交通規制措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路啓開

(ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路の啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(イ) 道路啓開は、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等が、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

エ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。

オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、風水害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

カ 交通規制

災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

キ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力・支援等を行う。

(3) 円滑な道路交通確保対策

県警察本部（津川警察署）は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

#### ア 信号機等の緊急措置

風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、県警察による部隊を編成して迅速にこれに対処し、被災地並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

#### イ 交差点における交通の整理

被災地及び関連道路の主要交差点は、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全確保と円滑化を図る。

#### ウ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、交通管理センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

#### エ 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

### 5 住民に対する広報

道路管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施等のため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他広報を行う必要がある事項

### 6 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、関係機関と密接な連絡のもとに円滑・的確な応急対策を実施する。

#### (1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被災状況が通常の場合と比較して、積雪や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、効率的な点検を行い、速やかに被災状況を把握する。

#### (2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、被災状況、気象情報等を十分把握し、迅速・的確な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

## 第 36 節 鉄道施設の応急対策

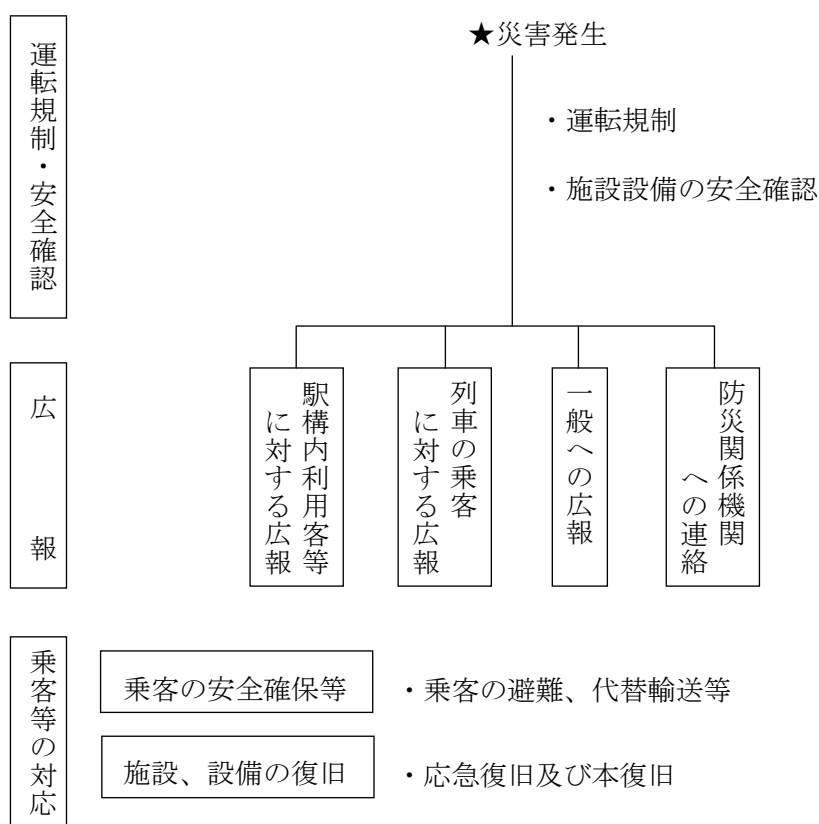
【関係課名等】 ◎総務課

### 1 計画の方針

JR東日本は、風水害等が発生した場合は、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

JR東日本に要請する内容は、以下のとおりとする。

### 2 鉄道施設応急対策フロー図



### 3 応急対策

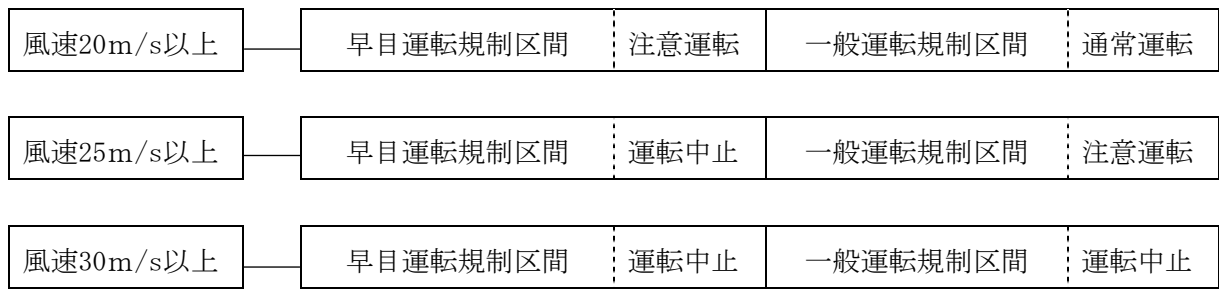
#### (1) 災害対策本部の設置

事故等により鉄道施設が損壊・流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合、災害対策本部を設置する。

#### (2) 運転規制

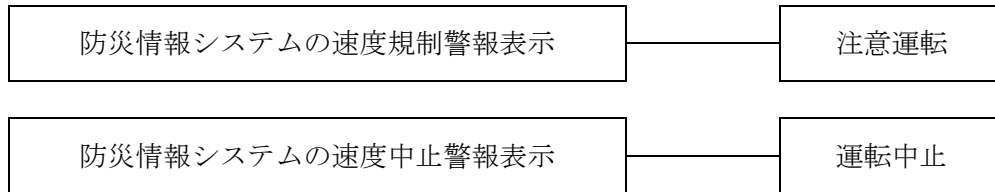
風水害等発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

##### ア 強風の取扱い

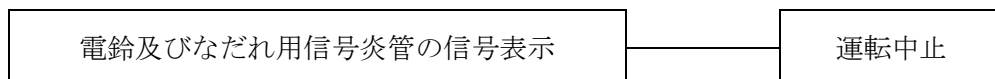


イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。



ウ なだれ発生時の取扱い



(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等への避難に必要な器具等を整備する。

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務

員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防機関等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(7) 住民に対する広報

JR東日本は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図るとともに、町にも積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

【情報収集・伝達先】

J R 東日本		勤務時間内	勤務時間内	F A X
新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
町関係課		勤務時間内	勤務時間内	F A X
総務課		0254-92-3113	0254-92-3111	0254-92-5479

## 第 37 節 雪崩応急対策計画

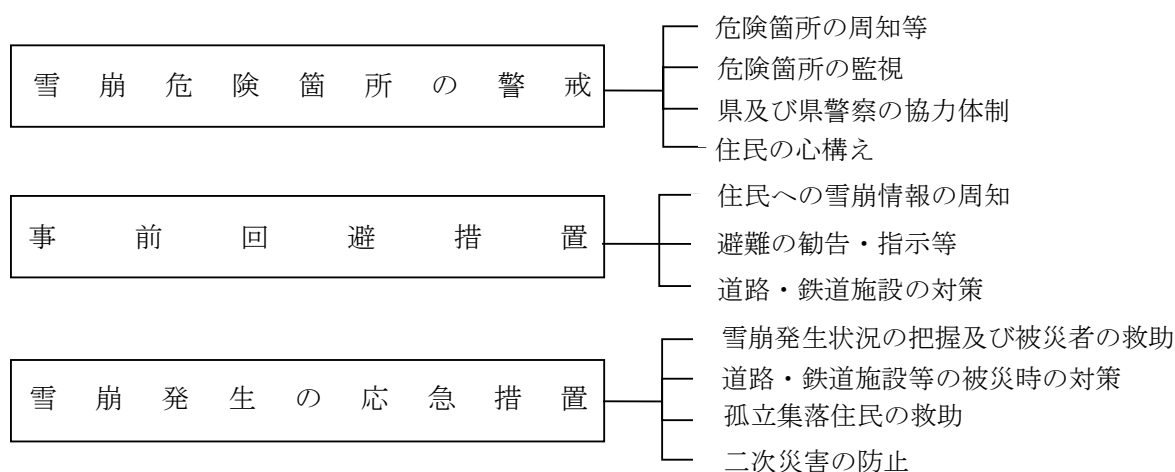
【関係課名等】 ◎建設課、総務課

### 1 計画の方針

町及び国、県、関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール及び事前回避措置（雪庇落とし等）の実施により、雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

町は、住民に被害が及ぶおそれがある場合には、ハザードマップ等に基づき住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等に努める。

### 2 計画の体系



### 3 雪崩危険箇所の警戒

#### (1) 危険箇所の周知等

町は、雪崩危険箇所図等による広報を行い、雪崩危険箇所に関する情報を住民に周知する。

#### (2) 危険箇所の監視

町は、関係機関の協力を得て、雪崩発生危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るための監視警戒が行えるよう警戒体制の整備に努める。また、雪崩発生の危険度合を見極めて関係者に対して早期の危険度予告を行うとともに、適切な措置を講ずる。

#### (3) 県及び県警察の協力体制

県は、町から要請のあったときは、所管の津川警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

#### (4) 住民の心構え

住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの生命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び町へ通報し、必要に応じて自主的に避難する。

#### 4 事前回避措置

(1) 住民への雪崩情報の周知

町は、気象状況、積雪状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

(2) 避難の勧告・指示等

雪崩の発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対する避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

(3) 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い雪崩発生の事前回避に努める。

#### 5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県（危機対策課）へ状況を報告する。

イ 町は、住民が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

(2) 道路・鉄道施設等の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は直ちに消防、警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車や通行車両中に乗客・乗員が閉じ込められる事態になったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

県、警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣又は医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。



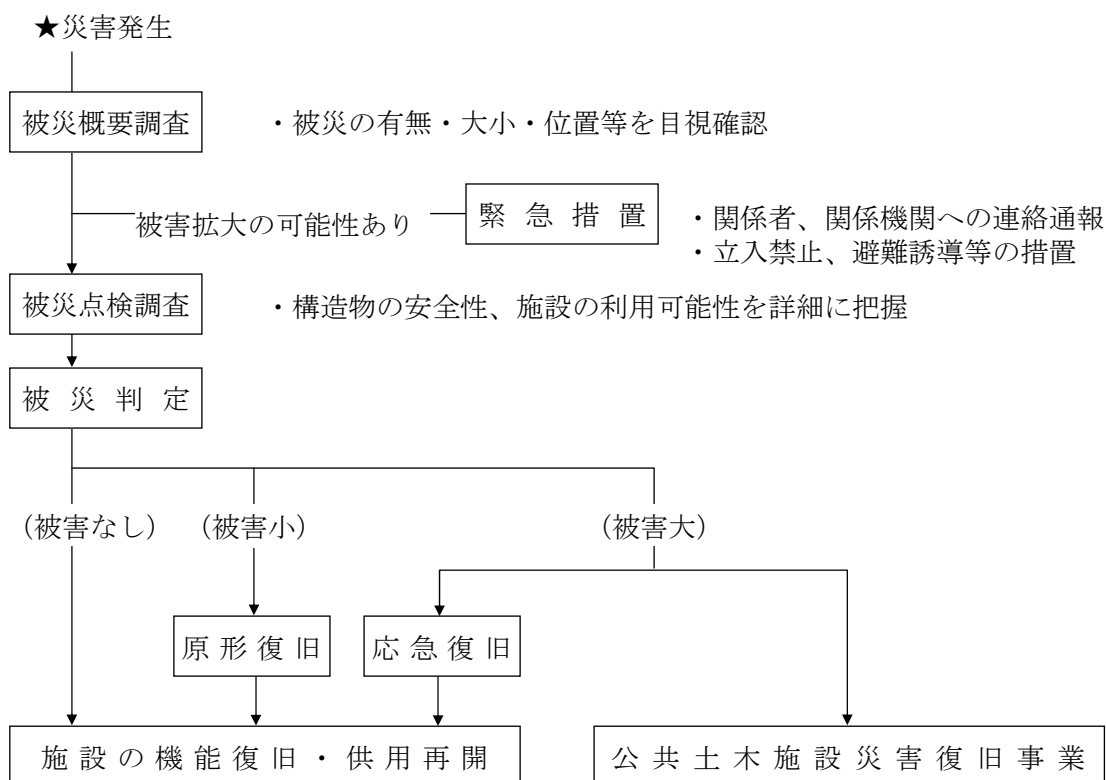
## 第 38 節 河川施設の応急対策

【関係課名等】 ◎建設課、総務課、農林商工課、消防本部、企業課、各支所

### 1 計画の方針

河川施設等の管理者は、風水害等の発生時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

### 2 河川施設応急対策フロー図



### 3 災害の未然防止

#### (1) 点検・巡視

河川の管理者及び水防管理者は、気象状況により風水害等が発生するおそれがある場合、又は河川の水位が上昇し警戒水位を越えるおそれがある場合、次により施設の点検、巡視を行う。

- ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害が生じた箇所
- ウ 地形地質上の脆弱箇所
- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

## (2) 異状を発見した場合の措置

点検・巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。

## 4 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関等と密接な連携の下に必要な応急措置を実施する。

### (1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 浸水被害が発生しその被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所に立入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

ウ 低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ 許可工作物の被災については、速やかに応急的措置を講じるとともに、河川管理者及び施設管理者と協議を行い二次災害の発生防止に努める。

オ 油、危険物等が河川に流出した場合は、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。

キ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

### (2) 下水道施設

ア 急激な降雨や排水河川の増水等により、雨水ポンプ排水機場施設等が有効に機能できない場合は可搬式ポンプや移動可能な雨水ポンプ排水機場の施設を利用した排水対策を実施する。

イ ポンプ場、処理施設が被災した場合の応急復旧は、処理場機能の早急な復旧を期するため、重要度の高い機械配管、電気機器・設備を優先する。

ウ 下水道施設の速やかな復旧が困難な場合は、利用者に対し水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう広報活動等により要請する。

また、各種薬品類、重油及びガス等の燃料漏えいなど二次災害の発生防止に努める。

### (3) その他河川管理に関する事項の調整

災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できるかぎりライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

## 5 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工

規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

## 6 被災施設の状況報告

- (1) 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異状流出が発生しやすくなるため、各河川施設の管理者は、施設の被災状況等を町へ報告する。
- (2) 風水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められたときは、施設被害規模の推移状況を町、警察、消防機関等へ逐次報告する。

## 7 積雪期の対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において通常と比較して多くの困難が伴うので、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について事前に協議しておく。

## 第 39 節 農業及び農業用施設等の応急対策

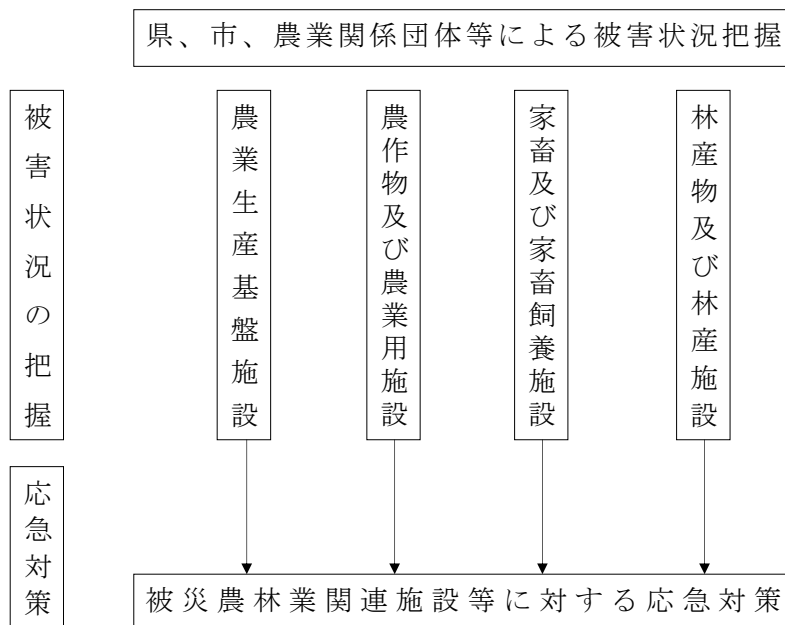
【関係課名等】 ◎農林商工課

### 1 計画の方針

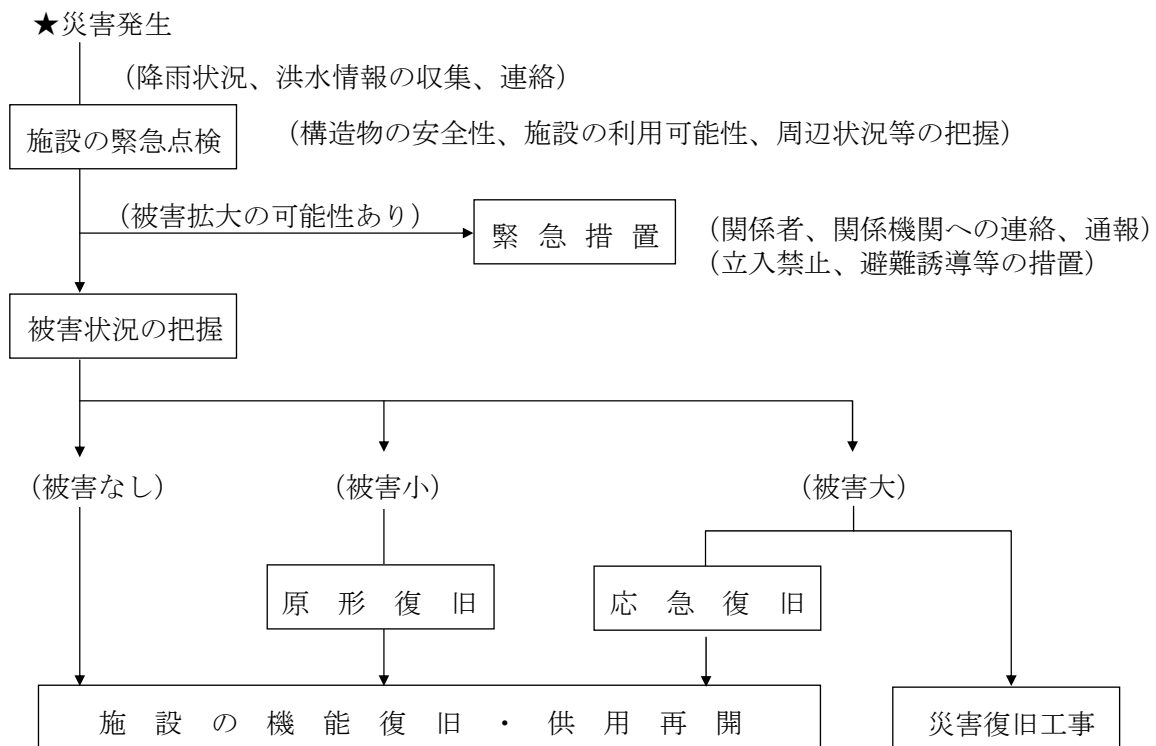
風水害、雪害等の発生時においては、農作物等の被害や農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊等が予想される。

県、町、農業関係団体等は、緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努める。

### 2 農業施設等応急対策フロー図



### 3 農業生産基盤施設（頭首工、揚水機場、用排水路、農地等）の応急対策



#### (1) 災害発生直前の対策

##### ア 施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

##### イ 住民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行い、また、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

##### ウ 災害未然防止活動

施設管理者は、洪水が予想される場合には、頭首工等関連施設の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を町及び津川警察署に通知するとともに住民に周知させる。

#### (2) 被害状況の把握

町は、農家組合、阿賀町津川土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、県農地部に報告する。

#### (3) 二次災害防止のための緊急対策の実施

ア 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

(ア) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努めるものとし、通行が危険な道路については、町、県、警察機関等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。

(イ) 町、土地改良区等は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因と

なる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。

排水ポンプが不足する場合には、県に保有する排水ポンプの貸与等を要請する。

- (ウ) 施設管理者は、発災後の降雨等により主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。
  - (エ) 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずる。
  - (オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
- イ 町は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

#### 4 農作物及び農業用施設

##### (1) 被害状況の把握

- ア 町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況（雪害時には、あわせて降雪、積雪の状況も把握）を把握し新潟地域振興局新津農業振興部に報告する。
- イ 県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

##### (2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 風水害等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
- エ 農舎、農業施設等の火災防止措置

##### (3) 応急対策

- ア 新潟地域振興局新津農業振興部、県農業普及指導センター及び町は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるとともに関係者を指導する。
  - (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
  - (イ) 害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
  - (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
  - (エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
  - (オ) 種苗の供給体制の確保
  - (カ) 消雪促進のための措置
- イ 県農林水産部は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

#### 5 家畜及び家畜飼養施設

##### (1) 被害状況の把握

- ア 新潟地域振興局新津農業振興部、県家畜保健衛生所及び町は、農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握する。
- イ 町は、被害状況等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。
- ウ 県農林水産部は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

町は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 災害等による畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- イ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(3) 応急対策

県及び町は、農業協同組合等との連携・協力の下に家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

- (ア) 家畜死体の受入れ体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 新潟県化製興業(株)
- (イ) 家畜死体の埋却許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県福祉保健部
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査・・・・・・・・・・・・・・ 長岡食肉衛生検査センター
- (エ) 家畜廃用認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県農業共済組合連合会
- (オ) 家畜緊急輸送車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県家畜商組合

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

- (ア) 家畜飼養農家に対する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 下越家畜保健衛生所
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県家畜畜産物衛生指導協会

ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給・・・・・・・・・・ 県動物薬品器材協会

エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給・・・・・・・・・・・・・・ 全農県本部、県酪連、飼料卸組合

6 林産物及び林産施設への対応

(1) 被害状況の把握及び報告

町は、災害が発生した場合、林業関係団体等の協力を得ながら、林産物及び林産施設の被害状況について速やかに把握し、新潟地域振興局津川地区振興事務所林業振興課を通じ、被害情報を農林水産部に報告する。

(2) 被害への緊急対応及び応急対策

ア 二次災害防止のための緊急対応

林業関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、生産者や関係団体等に対して次の指導等を行う。

- i 倒木等の除去
- ii 林業等関係施設の倒壊防止措置
- iii 燃料、ガス等漏出防止措置

## イ 応急対策

町は、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次に示す応急対策を講じるとともに、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

- i 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所に対しての拡大防止措置（シートで覆う等）
- ii 病虫害発生予防措置
- iii 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- iv 応急対策用資機材の円滑な供給
- v 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導



## 第 40 節 応急住宅対策

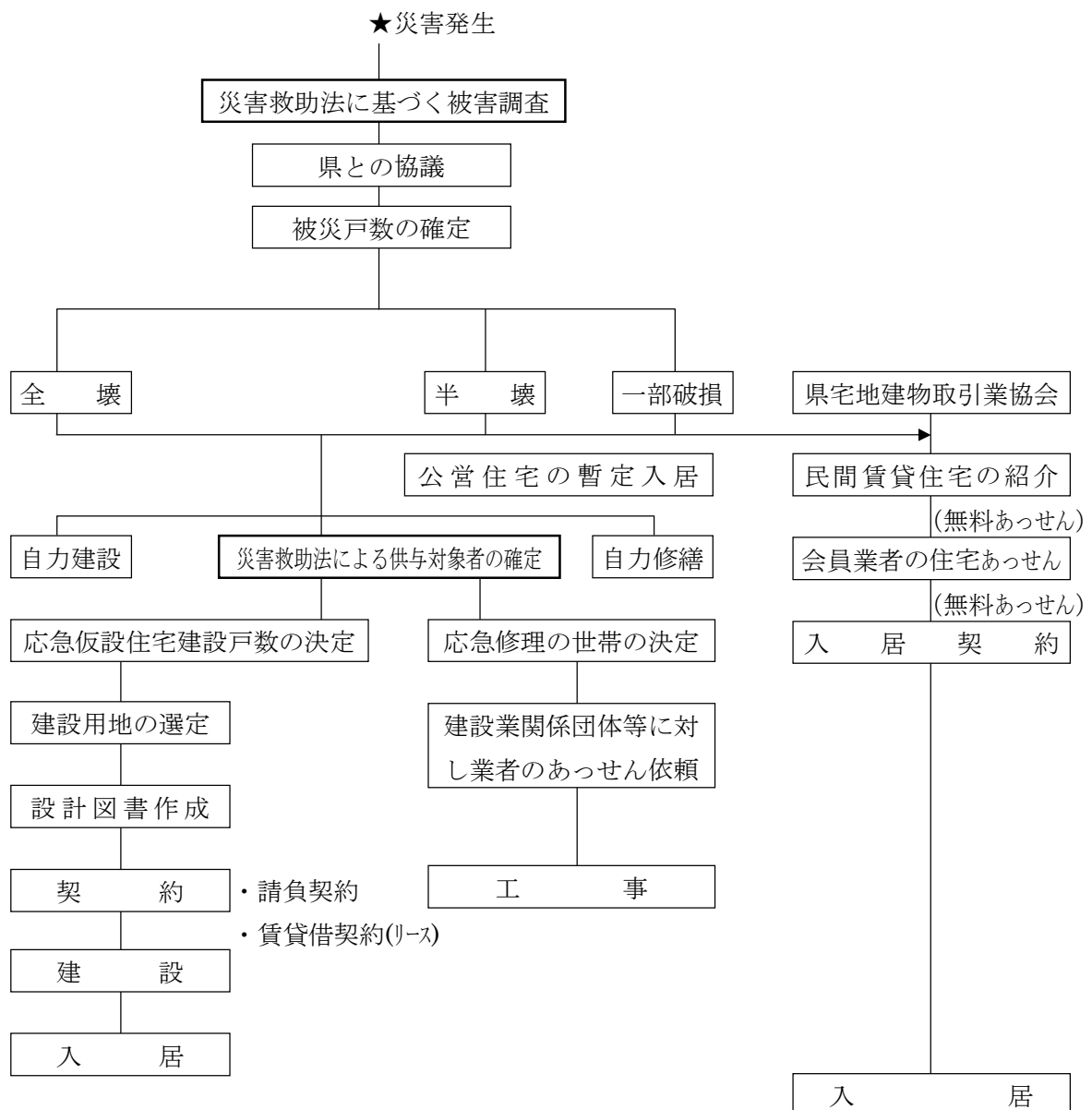
【関係課名等】 ◎総務課、建設課、各支所

### 1 計画の方針

風水害等における災害のため、住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進する。

また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空き家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図る。

### 2 応急住宅対策フロー図



### 3 被災住宅調査

町は、風水害災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- (1) 被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- (3) 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要事項

### 4 応急仮設住宅の建設

町は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

#### (1) 建設の方針

##### ア 建設用地の選定

(ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用する。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

##### イ 建物の規模及び費用

(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、県知事に基準以上の規模及び費用を申請する。

(イ) 建設資材の県外調達で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、県知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とすることができる。

##### ウ 建設の時期

風水害災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に県知事に必要最小限度の期間延長を申請する。

#### (2) 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅の建設は、県知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請負わせて設置する。

イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は県に準じて行う。

#### (3) 協力要請

応急仮設住宅の建設に当たっては、木材業者及び建設業関係団体等の協力を得て行う。

#### (4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 風水害災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障害者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、町長が選定することができる。

#### ウ 管理

応急仮設住宅の管理は、県が町長の協力を求めて行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、町長が行うことができる。

#### エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

### 5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

#### (1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは、要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障害者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

#### (2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

#### (3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

#### (4) 修理の期間

風水害災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事の承認を受けて必要最小限の期間延長を申請する。

#### (5) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

### 6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

(2) 対象公営住宅は、町内の町営住宅とする。町内の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

(3) 町は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。

### 7 民間賃貸借住宅の紹介・あっせん

町は、(社)新潟県宅地建物取引業協会に、物件情報の集約を依頼し、相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件の紹介、あっせんを行う。

また、会員業者は無料で物件をあっせんする。

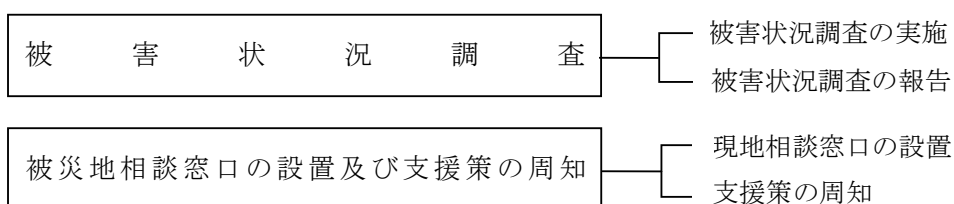
## 第 41 節 商工業対策計画

【関係課名等】 ◎農林商工課

### 1 計画の方針

災害発生後の早急な地域経済の安定化のため、商工業に関する被害調査を迅速に実施し、食料や生活関連物資の安定供給等にかかる連絡調整を図るとともに被害復旧に向けた労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施に取り組む。

### 2 計画の体系



### 3 被害状況調査

#### (1) 被害状況調査の実施

災害後における商工業の災害復旧支援（災害融資対策等）に資するため、災害を受けた全ての商工業事業所の被害状況についての調査を実施し、被害の状況を把握する。

##### ア 調査の対象範囲

町内で被災した全ての事業所。ここでの事業所とは、物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所をいう。

##### イ 調査の方法

基本は、調査票による被災事業所からの自計申告とするが、必要に応じて調査員面接聴取による他計申告を併用する。

##### ウ 調査体制

調査の実施は町の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会、行政区・区長等への委嘱による体制をとる。

#### (2) 被害状況調査の報告

町内の商工業に関する被災状況の調査結果は、県に報告する。なお、県では災害発生後 7 日（特に被害が大きい場合は 15 日）以内に国に報告する。

### 3 被災地相談窓口の設置及び支援策の周知

#### (1) 現地相談窓口の設置

町は、県が実施する被災した中小企業者の相談に応じるための現地相談窓口の設置に協力する。

#### (2) 支援策の周知

行政等で対応できる支援策について町の被災中小企業者等に対して周知する。

## 第 42 節 土砂災害等応急対策

【関係課名等】 ◎建設課、総務課、各支所

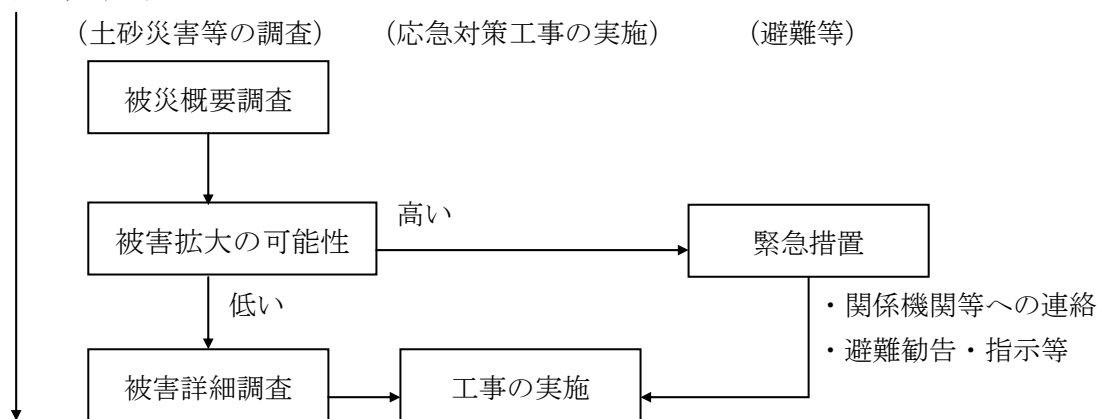
### 1 計画の方針

町は、住民等から土砂災害等の通報を受けたときおよびパトロール等により土砂災害等の発生を確認したときは、県に連絡する。あわせて、速やかにその状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

### 2 土砂災害等の応急対策のフロー

#### ★土砂災害等の発生



### 3 土砂災害等の調査

#### (1) 被災概要調査

町は、土砂災害発生の連絡を受けたときは、被災の概要の調査を行い、その結果および状況の推移を関係住民に連絡する。

#### (2) 被害拡大の可能性の調査

被災概要調査をもとに被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、緊急措置を検討する。

#### (3) 被害詳細調査

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

### 4 応急対策工事の実施

・国及び県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

・また、ワイヤーセンサーや伸縮計など感知器とそれに連動する警報機の設置や、監視員等の配備により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

## 5 避難等

### (1) 関係機関等への連絡

町は、被災概要調査結果により被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

### (2) 避難勧告・指示等の実施

被災概要調査結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難のための勧告、指示および避難誘導等を実施する。

あわせて、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

## 6 災害時要援護者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として災害時要援護者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ適確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

## 7 積雪地域での対応

町は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

# 第3章-5 援助等の受入れ

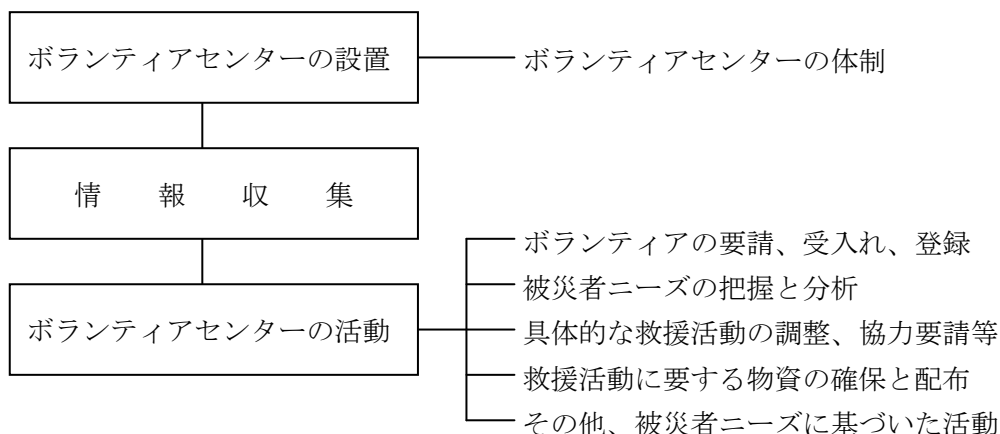
## 第43節 ボランティアの受入れ計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課

### 1 計画の方針

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、町ボランティアセンターを設置し、迅速な対応を行う。あわせて、災害時に県が設置を計画している「新潟県災害救援ボランティア本部」（以下「県ボランティア本部」という。）との密接な連携を図る。

### 2 ボランティアの受入れ計画の体系



### 3 ボランティアセンターの設置

災害が発生したときは、阿賀町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は町災害対策本部厚生班と密接な連絡のもとに、必要に応じボランティアセンターを設置する。

#### ・ボランティアセンターの体制

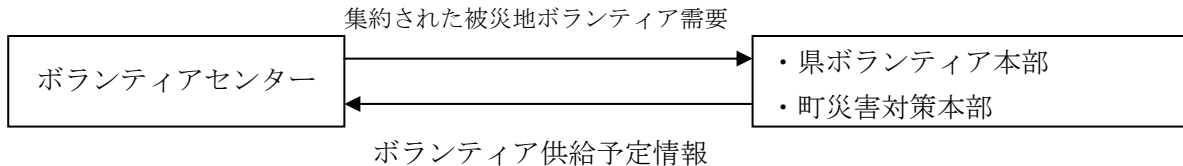
町及び町社協は、地域のボランティア団体や関係団体等の協力を得て、あらかじめボランティアセンター員を指定しておき、災害時には、町及び町社協職員と連携してボランティアセンターを設置する。

### 4 情報収集

ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの需要に関する情報を収集し、集約する。これらの情報は、県ボランティア本部、町災害対策本部と共有する。



○情報の流れ



5 ボランティアセンターの活動

(1) ボランティアの要請、受入れ、登録

ア ボランティアニーズを把握し、必要に応じて県ボランティア本部にボランティアの派遣要請を行う。

イ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等必要な協力要請を行う。

(2) 被災者のニーズの把握と分析

避難所、施設等における現地調査による、被災者のニーズの把握とその分析を行い、必要な対策を検討する。

(3) 具体的な救援活動の調整、協力要請等

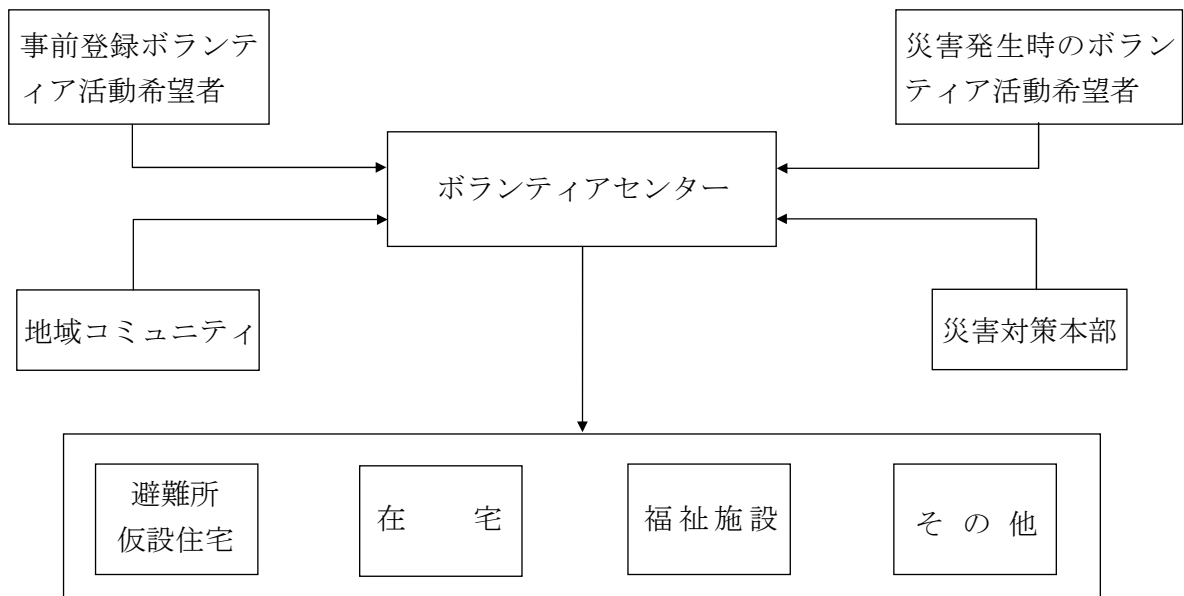
上記、被災者のニーズの把握と分析結果に基づき、救援活動に必要な調整、協力要請及び情報提供を行う。

(4) 救援活動に要する物資の確保と配布

救援活動に要する物資の確保、救援物資の仕分け及び被災者への配布を行う。

(5) その他、被災地ニーズに基づいた活動

《ボランティアセンターの位置づけ》



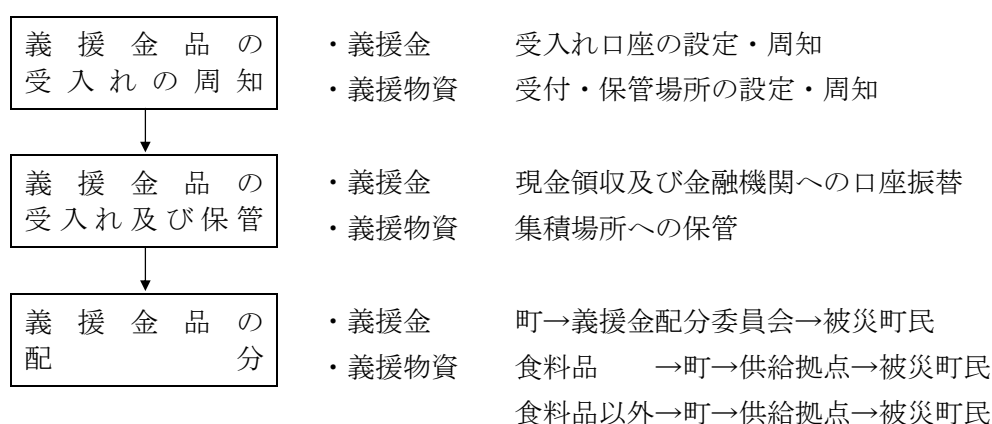
## 第44節 義援金品の受入れ・配分計画

【関係課名等】 ◎健康福祉課、総務課、出納室

### 1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金品について、その受け入れ体制並びに配分方法を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

### 2 義援金品の受け入れ、配分フロー図



### 3 義援金品受入れの周知

町は、義援金品の受け入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

#### (1) 義援金

- ア 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

#### (2) 義援物資

- ア 受け入れを希望する物資及び受け入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。）
- イ 送り先（あらかじめ定める集積拠点とする。）

### 4 義援金品の受入及び保管

町及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れる。

#### (1) 義援金

町	1 受入窓口 (1) 一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から町長宛の見舞金の受入窓口は、出納室とする。 2 現金の受入れ (1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計収入として入金する。 3 義援金等の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体からの町長あての見舞金は、一般会計として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 受入口座を設定する。

## (2) 義援物資

町	1 受入れ・照会窓口 物資の受入れ及び照会窓口は、町民生活課とする。 2 集積場所、受入れ保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入れ保管及び配分は、災害の状況により町災害対策本部で定める。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。
---	--

## 5 義援金品の配分

### (1) 義援金の配分

ア 日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金等の義援金受付団体に寄託された義援金について、町は県の義援金配分委員会等の決定に基づいて配分する。

イ 町、町社会福祉協議会等に寄託された義援金について、町は町義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

[町義援金配分委員会の構成]

町（健康福祉課）、町議会代表、阿賀町区長会、各地域区長会、日本赤十字社新潟県支部、町社会福祉協議会、その他義援金受付団体等

### (2) 義援物資の配分

町は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

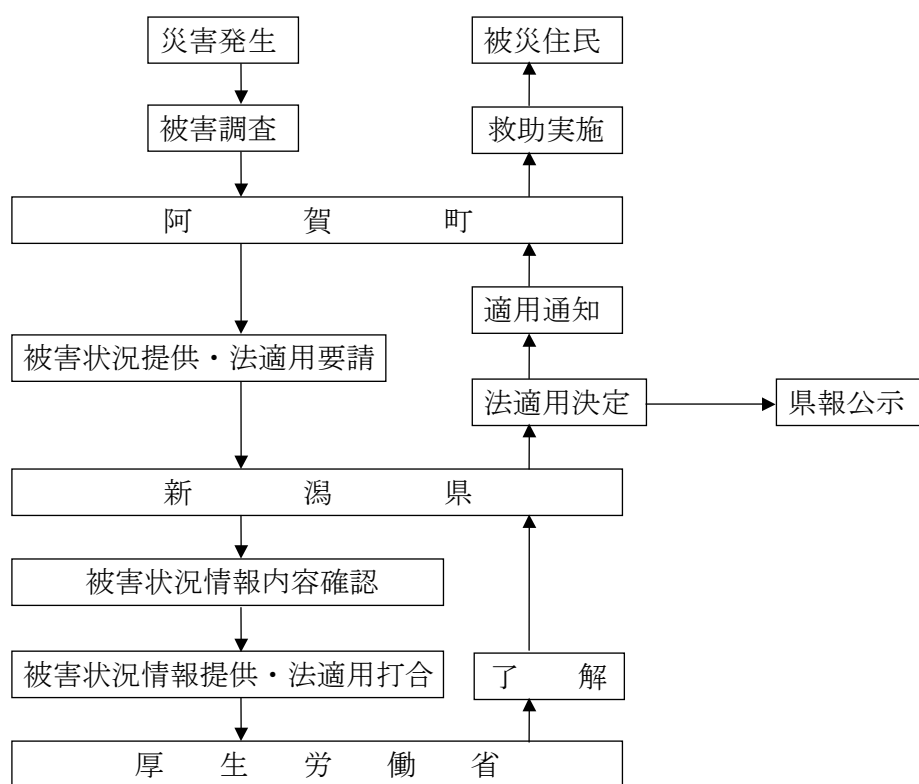
## 第 45 節 災害救助法による救助計画

【関係部課】 全課（◎総務課）

### 1 計画の方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

### 2 災害救助法による救助フロー図



### 3 災害救助法の適用

#### (1) 災害救助法の適用

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)

#### (2) 町長への権限委譲

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(法第30条第2項、県法施行細則第17条)

#### (3) 救助の補助

町長は、上記(2)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。(法第30

条第2項、県法施行細則第17条)

(4) 迅速な対応の協議

町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。(県法施行細則第3条)

#### 4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、町の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

[例外として]

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、本町の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 町又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法が適用されることとなり、その基準を本町に当てはめれば次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯が、50世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が25世帯以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が多数であるとき。(要厚生労働大臣事前協議)

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。(要厚生労働大臣事前協議)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(要厚生労働大臣事前協議)

(3) 救助項目

ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼ

しているものの除去

(法第23条、施行令第8条)

(4) 救助項目の選定

町は、災害の態様により何れの救助項目を適用するかを速やかに判断して救助実施方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。

## 5 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の算定

- i 住家が全壊、全焼又は流失により滅失した世帯。
- ii 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。
- iii 住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

(全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼×1/2) + (床上浸水等×1/3) = 滅失世帯数

(2) 住家滅失の認定

i 住家の滅失

(ア) 住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

- ii 住家の半壊・半焼（損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる次のものをいう。）

(ア) 住家の損壊又は消失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。

(イ) 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

- iii 住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。（i、iiに該当しない場合で次のものをいう。）

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。

(イ) 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

## 6 災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・通用要請

町長は、災害が前記「4 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。

ア 報告担当者

災害報告の適確性を期するため、報告主任及び副任を定める。

イ 報告内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 知事は、町長からの報告、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）と十分打合せを行うとともに、直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示する。

イ 知事は、災害による被害が前記4災害救助法の適用基準のウ、エ、オに該当する場合で、法を適用するときは、事前に厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）と協議する。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）に報告するとともに、次により県報に公示する。

新潟県告示第 号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日からの〇〇により発生した災害に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前（後）〇〇時から〇〇市町村の区域に救助を実施する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 ○ ○ ○ ○

## 7 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない

(2) 救助の実施

救助は、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 町長への委任

ア (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、オ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、町長に委任されている（県法施行規則第17条）ことから、町長は災害の被害状況により適切かつ効果的な救助を速やかに実施する。

イ 町長は、ア以外の救助についても委任を受けた場合は、救助の実施責任者として速やかにこれを実施する。

## 8 災害救助法による救助の程度、方法、期間並びに実費弁償の基準等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については厚生労働大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める。（新潟県災害救助法施行細則第5条）

(2) 特別基準

災害の種類又は態様あるいは、被災者の構成又は家族事情あるいは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、町長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局保護課）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第9条）

(3) 救助の程度、方法、期間並びに実費弁償（平成12年厚生省告示第144号）

(4) 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供に当たっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

（帳票様式省略）

（救助の種類）

（報告事項）

・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
・災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の捜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数



## 9 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

### (1) 救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

#### ア 医療関係者

(ア) 医師、歯科医師又は薬剤師

(イ) 保健師、助産師又は看護師

#### イ 土木建築関係者

(ア) 土木技術者又は建築技術者

(イ) 大工、左官又はとび職

(ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

#### ウ 輸送関係者

(ア) 地方鉄道業者及びその従事者

(イ) 軌道経営者及びその従事者

(ウ) 自動車運送事業者及びその従事者

(エ) 船舶運送業者及びその従事者

(オ) 港湾運送業者及びその従事者

### (2) 防災業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

### (3) 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

#### ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

(ア) 病院、診療所又は助産所

(イ) 旅館又は飲食店

#### イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限

土地、家屋若しくは物資

#### ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

#### エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

### (4) 公用令書の交付及び損失補償

知事は、(1) 及び (3) の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

## 10 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、町長が応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護

を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として町長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、町地域防災計画に定めておく。
- (2) 町長は、被害の程度が県条例に定める通用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 県条例適用基準
  - ア 当該市町村内の人口に応じて、県条例の適用基準に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合（本町の場合は、住家の滅失した世帯が30世帯以上のとき。）
  - イ 知事が特に必要と認めた場合
- (4) 救助の種類等
  - ア 炊き出しその他による食品の給与
  - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
  - ウ 応急仮設住宅の設置
  - エ 災害にかかった住宅の応急修理
  - オ 災害にかかった者の救出
  - カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
  - キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う。
- (5) 救助の程度、方法及び期間は、県条例施行規則の別表に定めるとおりとする。

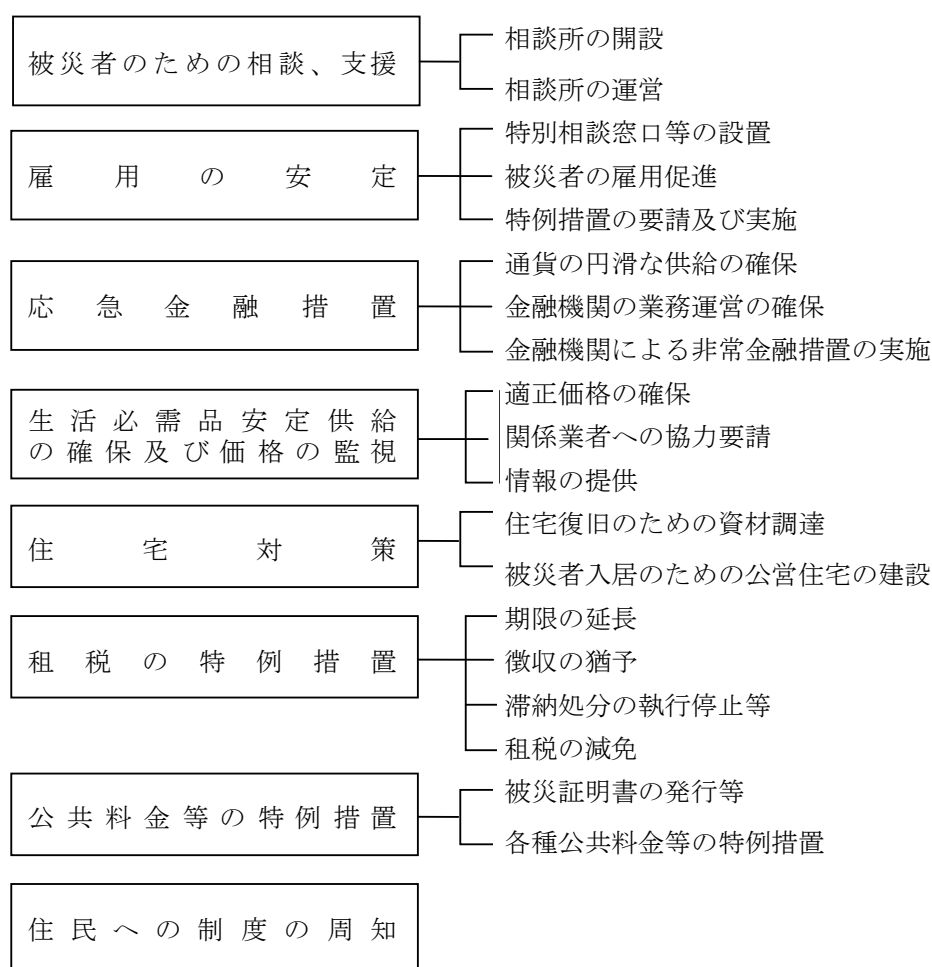
# 第4章 災害復旧計画

## 第1節 民生安定化対策

### 1 計画の方針

町、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

### 2 計画の体系



### 3 被災者のための相談、支援

#### (1) 相談所の開設

町は、避難所及び町役場に被災者のための相談所を速やかに開設する。

#### (2) 相談所の運営

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

#### 4 雇用の安定

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、公共職業安定所等を通じて次の対策を実施する。

##### (1) 特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣のハローワークとの連携による応援職員の確保

##### (2) 被災者の雇用促進

ア 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じて、住民確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

##### (3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限内で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

#### 5 応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び町内金融機関等の要請により必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により町内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 町内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備）の復旧と要員確保及び所要現金の確保等に努める。

イ 町は、災害発生後、金融に関する町民の需要（預貯金の払戻・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携を取り、被災状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を町民に広報し、周知する。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施

ア 金融機関は、災害発生の際は、財務省関東財務局及び日本銀行新潟支店と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められるときは次の措置を実施する。

(ア) 災害関係の融資対応

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化等、被災者の便宜を考慮し特別な措置を行う。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約への対応

a 預金通帳、届出印鑑を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の預貯金の提示又はその他実情に即する簡易な方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図る。

b 被災者等が諸事情により、定期預金及び定期積立金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出を希望した場合は、適切な措置を講ずる。

(ウ) 手形交換、休日営業等の措置

災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平時間外の営業等について、適切な措置を講ずる。

(エ) 保険金の措置

保険金の支払い及び保険料の払込み猶予等について、適切な措置を講ずる。

イ 町は、上記金融機関等の措置について、被災者の利便を考慮して臨時融資相談所の開設や被災証明書発行等の必要な措置を講ずる。

## 6 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

(1) 適正価格の確保

町は、「災害救助法」が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、町内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講ずる。

(2) 関係業者への協力要請

町は、買い占め、売り惜しみにより生活関連物資の物価が高騰しないよう、町商工会等関係業者に協力要請する。

(3) 情報の提供

町は、県が行う生活関連物資の需給・価格状況等の情報を消費者に提供し、消費者による

買い漁りなどの心理的パニックの防止に努める。

## 7 住宅対策

### (1) 住宅復旧のための資材調達

町は、必要に応じ、阿賀町大工組合と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

### (2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

## 8 租税の特例措置

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、阿賀町税条例又は阿賀町国民健康保険税条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる町税の納税緩和措置を適切に講ずる。

### (1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が町の全部又は広範囲の地域にわたる場合、町長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

### (2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を越えない範囲内で延長する。

### (3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

### (4) 租税の減免

被災した納税義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

#### ア 個人町民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

#### イ 固定資産税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

#### ウ 特別土地保有税

課税対象となる土地が被害により著しく価値を減じた場合、一定割合を減免する。

#### エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて

一定割合を減免する。

## 9 公共料金等の特例措置

### (1) 被災証明書の発行等

町は、被災した町民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講ずる。

### (2) 各種公共料金等の特例措置

関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

#### ア 郵政事業

- (ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付
- (イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (エ) 被災者救助用寄附金送金のための郵便料金振替料免除

#### イ 電気事業

電気料金の支払期限の延長、減免等

#### ウ 電信電話事業

放送受信料、電話料金の支払期限の延長、減免等

#### エ その他

水道、下水道、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

## 10 住民への制度の周知

町、県、防災関係機関、その他関係機関等は、災害復旧についてとられている特例措置等について、防災行政無線、広報車、広報紙、チラシその他の手段により町民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、町民への周知に努める。

## 第 2 節 融資・貸付その他資金等による支援計画

### 1 計画の方針

風水害等により被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、風水害等により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

### 2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	健康福祉課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社 健康福祉課
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	健康福祉課
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	総務課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	総務課
	(6) 生活福祉資金 ア 災害臨時経費 イ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	低所得世帯等	健康福祉課
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	津川地区振興事務所
	(8) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅資金の貸付)	災害救助法による災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	住宅金融支援機構 受託金融機関 建設課
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で町長の認定を受けた者	農協、銀行
	(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	農林商工課 金融機関 県信用保証協会



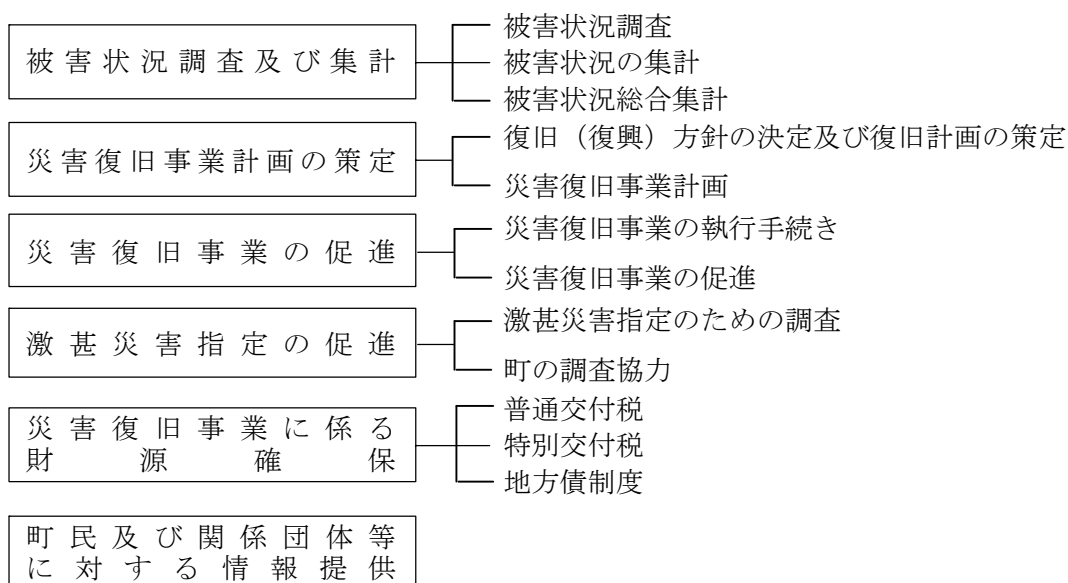
## 第 3 節 公共施設及び民有施設の災害復旧対策

### 1 計画の方針

公共施設及び民有施設の風水害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の復旧に対する財政援助・助成制度の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、あわせて町民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

### 2 計画の体系



### 3 被害状況調査及び集計

#### (1) 被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し町にその状況を速やかに報告する。

#### (2) 被害状況の集計

被害報告を受けた町は集計結果を速やかに県（危機対策課）に報告する。

#### (3) 被害状況総合集計

県は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報を提供する。

### 4 災害復旧事業計画の策定

#### (1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

被災した施設を管理する責任を有する者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧事業計画書を作成する。

なお、その被害が甚大で広範に及ぶ場合は、必要に応じ、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害復旧事業計画

ア 公共施設被害の災害復旧事業計画

公共施設被害の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - a 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - b 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - c 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (イ) 農地・農業用施設等災害復旧事業計画
- (ウ) 林業用施設等災害復旧事業計画
- (エ) 文教施設等災害復旧事業計画
- (オ) 厚生施設等災害復旧事業計画
- (カ) 都市施設災害復旧事業計画
- (キ) 公営住宅等災害復旧事業計画
- (ク) その他の災害復旧事業計画

イ 民有施設被害の災害復旧事業計画

町は、被災した民有施設の早期復旧を図るため、次の措置を講ずる。

(ア) 住宅金融支援機構資金のあっせん

a 災害復興住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構が指定した被害を受けた被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

b 災害特別貸付資金

滅失家屋（修理不能となった半壊、半焼又は半流失を含む。）が10戸以上となった場合は、被災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を県を經由して住宅金融支援機構に申し出るとともに、現地に相談所を設置し、被災者に制度融資の内容を周知するなど必要な措置をとり、借入申込みの際には、その手続き上の指導を行う。

(イ) 農林漁業制度金融の確保

a 町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について指導を行う。

b 町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農業の生産力の維持増進と、経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(a) 農業協同組合又は金融機関が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん

(b) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法に基づく経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

(c) 被害農林漁業者に対する「株式会社日本政策金融公庫法」に基づく災害復旧資金の融資のあつせん並びに既往貸付期限の延長措置

(ウ) 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- a 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
- b 信用組合、信用金庫及び地元銀行等の金融機関の中小企業向け融資の特別配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- c 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律」の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

(エ) 被災者の恒久的生活確保

町は、被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県と協力して次の措置を講ずる。

a 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅政策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、「公営住宅法」に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

b 生活保護

町は、被災者の恒久的生活確保の一環として、「生活保護法」に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保証して生活の確保を図るよう指導援助する。

c 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。

d 租税の徴収猶予及び減免等

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法、阿賀町税条例又は阿賀町国民保険税条例に基づき、町長が認める場合は、期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずる。

e 生活福祉資金等の貸付

町は、低所得世帯が災害により生活が困窮している場合、あるいは災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、生活福祉資金、母子福祉資金等の導入を指導する。

## 5 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続き

災害復旧事業の執行手続きは、それぞれ法令、要綱等に基づき進める。

(2) 災害復旧事業の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、町は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

## 6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、町の復旧が円滑に行われるよう努める。

### (1) 激甚災害指定のための調査

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行う。

### (2) 町の調査協力

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 7 災害復旧事業に係る財源確保

町は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、県市町村課に次の措置の実施を要請する。

### (1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

### (2) 特別交付税

### (3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠かん債

(イ) 災害対策債

(ウ) 小災害債

a 公共土木等小災害債

b 公立学校施設小災害債

c 農地等小災害債

## 8 町民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は、町民や関係団体に対し、掲示板、広報紙・ちらし、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、町民生活や産業活動に密接にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。



## 阿賀町地域防災計画（風水害等対策編）

作成日：平成19年3月30日

施行日：平成19年4月1日

修正日：平成25年3月31日

発行	新潟県阿賀町
企画・編集	新潟県阿賀町総務課
	〒959-4495
	新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地
	TEL(0254)92-3113
	URL <a href="http://www.town.aga.niigata.jp/">http://www.town.aga.niigata.jp/</a>